

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	C39.「令和7年度吹田の景観展を開催しました」の掲出時期について	標題について、6月18日に市HP新着情報に掲載されましたが、事前の開催案内が無かったように思います。 1)6月1日の「景観の日」にあわせて、6月2日から6日まで本庁正面玄関ロビーにてパネル展示をされた…との事ですが… ⇒新着情報の5月28日～6月2日を確認しましたが、掲出されていません。作品の中には、市民が投稿されたものもあると思います。またパネルの製作費用・展示の設営・撤収の手間と時間を考えれば、出来るだけ多くの市民の方々に吹田市の魅力の周知を考えた場合、事前周知は必要条件です。 ⇒添付画像C39。吹田の景観展開催しました。6/18-新着タイトル ⇒添付画像C39。吹田の景観展。サイト ※サイトに更新年月日が表示されていません。 [昨年の開催案内・結果の状況] 2)令和6年6月4日から7日まで令和6年度「吹田の景観展」を開催しました。…との事ですが… ⇒新着情報の5月28日～6月21日を確認しましたが、事前の開催案内および開催報告が、掲出されていません。 ⇒添付画像C39。吹田の景観展。新着-昨年6/3 ⇒都市計画部 都市計画室は、昨年の新着情報に掲載された年月日を教えて頂けますでしょうか？ ※広報課は、更新年月日の表示についてアドバイスをせられたし。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1)について 当該イベントの新着情報への掲載については、令和7年5月9日に掲載しており、併せて、市報すいた5月号にも掲載しておりました。貴重なご意見ありがとうございます。引き続き市民の方に伝わりやすい周知となるよう努めて参ります。 吹田の景観展(ページ番号1018108)のページは、広報課にも確認したところ、他のページへ誘導するようなページはシステムの仕様上、更新年月日が表示されない仕様となっております。 当該ページには、最新の情報を表示させておりますが、よりわかりやすいものとなるよう広報課にもご意見を共有いたします。 (担当:都市計画室) 当該ページの所管に対してホームページのシステム仕様と更新年月日について助言しております。 (担当:広報課) 2)について 昨年度の「吹田の景観展(令和6年度)」につきましては、令和6年5月22日に事前の開催案内をイベントの新着情報に掲載しておりました。そのページは、令和6年6月11日に非公開としております。 (担当:都市計画室)	都市計画室、広報課	R7.6.19	R7.6.30
2	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について2	前回のご回答において「意見として承る」との表現がありましたが、これは私の指摘を「多様な意見の一つ」に過ぎないかのように扱い、必ずしも対応する必要はないとする姿勢に見受けられます。 しかし、私が述べたのは単なる好みや主観的な感想ではなく、公的資料の記載内容に客観的な問題があるとする指摘です。したがって、行政としては、その指摘が妥当であるかどうかを判断し、妥当であるなら修正する責任があります。 今回の指摘はいずれも資料の内容を読めば容易に判断可能なものであり、検討に時間を要する性質のものではありません。 つきましては、以下の2点について、 問題があるか否か 問題があると判断した場合、修正するのか否かを明確にご回答ください。 【質問1】「市議会議員の期末手当」が掲載されていないこと 【質問2-2】「市職員の給与」と「吹田市に居住する者の給与」を比較することの妥当性(特に、後者が市外勤務を含む点を踏まえて)	【質問1】について 御指摘いただいた資料の記載に問題はないと考えております。 【質問2-2】について 御指摘いただいた資料の記載に問題はないと考えております。	人事室	R7.6.13	R7.6.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応4	>【回答1】 >「市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応2」でいただきました質問につきましては、人事室より全て回答させていただいております。これは、私が最初の質問で以下の事案を示したにもかかわらず、 >例えば以下の場合にはどのような対応をするのか教えてください。 >・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 >・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「サービスの根本基準」に違反する場合 人事担当がそれを無視して >個々の事案によって対応が異なるためお答えできかねますと回答した、つまり質問文を無視したことについて、地方公務員法や吹田市自治基本条例に違反しないかと尋ねたものです。 質問の趣旨を正確に理解した上で、再回答してください。 >【回答2-1】 >回答所属において、適切に対応をさせていただいております。 >【回答2-2】 >回答所属において、適切に対応をさせていただいております。 こちらの質問は「人事室が事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのか」です。何をどう確認したのか、どう判断したのか、詳細にお教えてください。 また「回答所属」とは一般的な言葉ではなく、公文書にはふさわしくありません。正式名称で書き直してください。	【回答1】について これまでの回答のとおりです。 【回答2-1】【回答2-2】について これまでの回答のとおりです。なお、「回答所属」とは、【回答2-1】については公園みどり室、【回答2-2】については障がい福祉室を指すものです。	人事室	R7.6.13	R7.6.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	C36。「市役所 駐車場入口の 側溝に土砂堆 積、除去要」に ついて。2度目	市庁舎駐車場入口の側溝のグレーチングケ所内に土砂の堆積が有り、草も生えています。土砂の除去が必要。 ⇒添付画像C36。市役所側溝に土砂堆積。2025年6月 ・広い駐車場の雨水が前面の歩道や車道に流れ出ないように、市役所と歩道の間に横断側溝が設置されていますが、機能していません。 ・先週に梅雨入り、台風1号の進路も心配。速やかに土砂の除去をされますように。 [追伸] ⇒添付画像C36。市役所側溝に土砂堆積。2024年5月20日(昨年投稿) 総務部総務室 庁舎管理担当者および、回答文の決済の上席者へ ・昨年の回答文は、土砂の除去では無く「除草剤を散布しました。」⇒今回は、こんな事の無いように。 ⇒添付画像C36。市役所側溝に土砂堆積。昨年の投稿・市回答文[余談]…前記の除草剤の話を、某企業経営者に話したところ、「吹田市は、すごい！。回答をAIにさせるんや〜！」 ※危機管理室に供覧を願います。 ※人事室に供覧を願います。 ・昨年の投稿から1年余り、土砂の堆積はその前から。この場所は、市長さん、各部局長さん、人事室をはじめとする多くの市職員の方々の通行されている筈。誰も気付かれないのが不思議。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	令和7年6月21日(土)より、ご指摘の箇所について清掃、土砂の除去作業を開始いたしました。市役所駐車場をご利用になる方が少ないと見込まれる日曜日等の閉庁日に、市民の方の通行の安全を確保した上で、引き続き作業に取り組んでまいります。今後とも市政への格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。	総務室	R7.6.16	R7.6.25
5	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反について3	>【回答1】 >当時、〇〇様がおっしゃる点に関して改正が必要との議論がなかったため、判断は行っておりません。 >つきましては、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。 私の質問 >・2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった >「はい」か「いいえ」でご回答ください は、「改正に至らなかったという事実」を尋ねたものであり、「判断した結果、改正しなかったかどうか」を尋ねたものではありません。 しかしながら、これで質問への回答は「はい」であることが明らかになりました。 次の質問、 >・行政が好き勝手に動いても、市民はチェックも修正もできない >・市が自ら定めたルールを守らなくても咎められない >という状態を20年近く続けておきながら「市民自治」という看板を掲げていたことになります。市民自治推進室として、こうした体制が「市民自治」を名乗るにふさわしいものと本当にお考えなのか、明確なご見解をお聞かせください。 にお答えください。	前回お答えしましたとおり、「・2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった」という御質問に対して、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。 よって、次の質問は「はい」を前提としているため回答の対象から外れることになります。	市民自治推進室	R7.6.4	R7.6.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	C28. 市HP新着の「役員改選に伴い、新しい正副議長が選任されました」のタイトルに工夫が必要。	標題について、6月6日に市HPに掲載されましたが、吹田市には、多くの会議体があり、夫々に議長・副議長さんが居られます。市民の中には、「何これ！」って思われる方がおられるかもしれません。 ⇒添付画像C28. 役員改選、新正副議長選任。新着情報・サイトを開くと、市議会の令和7年度の正副議長のお知らせでした。⇒市民に分かり易いタイトル表記を願う。 ※吹田市議会事務局は、吹田市の世帯数が1年前に比べて2,417世帯増加していることから、選挙権のある方が吹田市への流入と考えます。市議会への関心を持って頂くためにも一考願う。 ⇒「仮(案)」:吹田市議会の令和7年度の正副議長選任のお知らせ ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、ホームページのタイトル表記が分かりにくいものになっていた点について、お詫び申し上げます。また、貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。 頂いたご意見を参考に、次回以降に掲載する際には、市議会の正副議長であることが分かるよう、表記の仕方を検討して参りたいと思います。よろしく願いいたします。	議会事務局	R7.6.9	R7.6.18
7	教会跡地に関する要望と強い懸念	吹田市御中 お世話になっております。 〇〇・〇〇周辺に居住しております市民です。 現在、地域内の教会跡地において取り壊し工事が行われておりますが、それに伴い以下の点で強い不安と不満を感じております。 まず、敷地内の緑地が破壊された影響で、居場所を失ったカラスが近隣住宅地に飛来し、威嚇や騒音などの被害が出ております。自然環境への配慮が不足していた結果であり、市としての環境保全の姿勢が問われる事態ではないでしょうか。 また、取り壊し作業に伴う騒音も非常に大きく、日常生活に支障が出ている状況です。こうした中、今後何が建設されるのかについて市民への説明もなく、不透明なまま事業が進行していることに強い不信感を抱いております。 特に、大型マンションが建設されるのではないかと強い不安もあります。当該地域は静かな住宅地であり、大型開発には断固として反対です。このような開発計画を、市が事前に制限・是正することはできなかったのでしょうか。 住民の生活環境を大きく左右する事案において、市民の声が一顧だにされないのであれば、私たちが納めている住民税の意義そのものが問われることになります。行政が市民に寄り添わないのであれば、市民としてその負担に納得することはできません。 つきましては、以下について明確なご説明と対応を求めます。 - 現在の開発計画の内容とスケジュール - カラス等の生態系に対する市としての対応策 - 工事騒音に関する配慮および対策 - 市としてこの地域の将来的なまちづくりにどのような方針を持っているのか どうか地域住民の声に真摯に耳を傾け、生活環境の保全を第一に考慮した行政対応を強くお願いいたします。 以上、何卒よろしくお願い申し上げます。	1.現在の開発計画の内容とスケジュールについて 現在、土木部地域整備推進室では、佐井寺西土地区画整理事業を行っております。この事業では、これまで未整備であった都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行うものです。 ご質問のありました土地につきましては、本事業区域内のため、所有者と締結した移転補償契約に基づき、所有者自らが建物等の除却等を行うこととなっております。 建物等の除却後は、道路、公園等の公共用地は吹田市で整備を行います。公共用地を除く土地の開発計画は、各地権者の意向で計画されますので、吹田市はお答えする立場にありません。 (担当:地域整備推進室) 2.カラス等の生態系に対する市としての対応策について 事業計画地は、大部分が市街化された吹田市の中では比較的まとまった緑地が存在する地域であり、落葉広葉樹が混在する竹林、ため池を備えた農地等、里山的な景観を有する私有地が複数存在しています。 現地調査では、これらの区域を中心に多くの陸生動植物及び水生生物が確認されており、多くの種の生息・生育環境となっていることが分かりました。 一方で、事業計画地の面積の約4割が市街地等となっており、農地や植栽地を除く植物群落の面積は約1割です。また、確認された動物のほとんどが、大阪府下の平地～丘陵地、低山地やそれらの水辺で普通に生息している種であり、特殊な環境に強く依存する種は確認されていません。 事業計画地の生態系は、工事の実施により変化すると考えられるものの、土地利用計画において生態系に配慮して緑の回復育成を図り、都市計画道路の植樹帯の整備により生息・生育環境の連続性を確保する計画です。 (担当:地域整備推進室) 3.工事騒音に関する配慮および対策について 周辺住民の生活環境に配慮して作業するよう解体している施工業者を指導します。 (担当:環境保全指導課) 4.市としてこの地域の将来的なまちづくりにどのような方針を持っているのかについて 現在、土木部地域整備推進室では、佐井寺西土地区画整理事業を行っております。この事業では、これまで未整備であった都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行い、佐井寺西地区の良好な住環境の形成を目指しております。 佐井寺西土地区画整理事業の概要につきましては、吹田市のホームページにも記載していますので、併せてご覧ください。 佐井寺西土地区画整理事業のホームページ https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018775/1009496.html (担当:地域整備推進室)	地域整備推進室、環境保全指導課	R7.6.9	R7.6.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	C31。市HP新着の「市庁舎清掃業務に係る一般競争入札」の清掃エリアに疑問。	標題について、6月5日に市HPに募集概要が掲出されましたが、清掃の履行場所について「吹田市庁舎(職員会館を除く。)」の語句のみであり、清掃エリアの面積表記、図画などが一切、見当たりません。 ⇒添付画像C31。市庁舎清掃業務に係る一般競争入札。サイト ⇒添付画像C31。清掃履行場所。吹田市庁舎(職員会館を除く)。公告文 ・入札を検討される業者の方は、入札金額の積算するのに、清掃エリアが「吹田市庁舎(職員会館を除く。)」では、どのように計算をされるのか素朴な疑問です。 ・公告文に「内訳書の提出 (1)入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。」の記述があり、清掃エリアの具体的な指示が必要。 ・清掃で生じた回収ごみの処分方法の記載が必要。職員のゴミ箱内のペットボトル・空き缶などのリサイクル品の分別の指示が必要と思います。 Q1:清掃範囲は、庁舎(低層棟・中層棟・高層棟)の屋内のみですか？ Q2:屋上、駐車場(市民・市有車・議員)、駐輪場(市民・職員)、正面玄関の屋外車寄せ箇所、阪急吹田駅～市役所西口迄の通路は、対象ですか？。対象外で別契約の場合は、契約の標題名と契約期間を教えてください。 Q3:屋外の植栽地域の草刈りなどは、対象ですか？。対象外の場合は、契約の標題名と契約期間を教えてください。 Q4:吹田市役所敷地への入り口右側に「吹田市役所の銘板」がありますが、手前の植栽の雑草が伸びて、「吹田市役所」の文字は見えません。⇒家に置き換えれば、「表札が見えませんか」と同じです。毎日職員の方が前を通られるのに、誰も気付かれないのが不思議。 ⇒添付画像C31。吹田市役所の銘板と雑草。 ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1、Q2について 市庁舎清掃業務の清掃範囲については、建物内だけではなく、建物回り、駐車場、屋上等の敷地内の建物外も対象です。 Q3について 対象外です。屋外の植栽地域の草刈りなどは、次の契約で実施しています。 契約の標題名:市庁舎敷地内植木等保守点検業務 契約期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日 Q4について 市庁舎敷地内植木等保守点検業務に基づき、6月14日に除草しました。	総務室	R7.6.9	R7.6.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	C33。「吹田市 公告式掲示板 の改善提案」。	吹田市役所の西北に設置されている、吹田市公告式掲示板について、公告文の掲示について疑問。 ⇒添付画像C33。公告式掲示板。掲示状況 1) 全面ガラスに背景の高架道路などの景色が映り込んで、見づらいです。 2) 目線よりも高い位置の公告文の文字は、判読困難な状況。 3) 公告文のページ数は、一般的に4頁前後の枚数が有りますが、掲示されているのは、1ページのみであり、他のページは掲示スペースの関係で省略がされています。 Q1: 上記の3点から、公告式で有るのなら、法的な問題の有無について、法務関係者に確認の上、掲示がされているのでしょうか？。 Q2: 公告式掲示板は、吹田市公告式条例(昭和25年8月21日)に基づき設置されていますが、75年が経過しており、“インターネット”という言葉が無かった時代のままです。 ⇒他市の中には、「WEBによる公告式掲示」を採用されていることから、吹田市は、検討をされては如何でしょうか？。 Q3: 公告文は、吹田市の入札案件で多く公告がされますが、最近、市HPに「契約検査室 緊急連絡事項」が掲出されますが、内容は入札案件の内容の修正・訂正・変更・入札中止などが有ります。 ※今年の 緊急連絡月日: 6月12日、6月3日、5月20日、4月28日、2月14日、2月10日 ⇒これらは、当初の公告文から変更がされたものであり、吹田市公告式掲示板に掲示が、個人的には必要と思います。 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について ご指摘いただきました掲示につきましては、法的問題はないものの、情報発信の観点からは、見やすいものとする必要があると考えております。 しかしながら、現在の公告式掲示板の設置場所ではガラス面に景色を映り込まないようにすることは難しく、また、掲示スペースに限りがあることから目線よりも高い位置での掲示や1ページ目のみが見える掲示を行っております。 見えにくい公告等や複数ページの公告等の2ページ目以降をご覧になりたいときは、法制室までご連絡いただければ、掲示されている公告等を一時的に外して、お見せいたします。 (担当: 法制室) Q2について 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 現時点で「WEBによる公告式掲示」を行う予定はございませんが、他市の状況の把握等、情報収集に努め、適切な掲示方法について検討を進めてまいります。 なお、一般競争入札公告など、所管室課がインターネットによる情報発信が必要であると判断する公告等につきましては、公告式掲示板への掲示に加え、当該室課において、吹田市ホームページで公告等を公開しているところでございます。 (担当: 法制室) Q3について 公告文の修正等があった場合、吹田市公告式掲示板にその修正した公告文を掲示しておりますが、設計図書等の修正のみがあった場合などは、当初の公告文に変更がないことから、吹田市公告式掲示板に掲示はしないこととしております。 今後も、適切な入札情報の提供に努めてまいります。 (担当: 契約検査室)	法制室、契約検査室	R7.6.13	R7.6.18
10	C35。「公用普通自動車2台(ミニバン)リース契約業務に係る制限付一般競争入札」について提言	標題について、6月11日に市HP新着情報に掲出されましたが、サイトを開くと既に募集を終了されていました。 ⇒添付画像C35。公用普通自動車2台一般競争入札。新着タイトル ⇒添付画像C35。公用普通自動車2台一般競争入札。サイト・募集終了 1) タイトルには、募集を終了の旨の補記が必要。 ※吹田市の入札に永年参加されている事業者との会話。「吹田市の入札については、ほんまに分かり難い」の声が有りました。 2) 仕様書の別紙1の6その他-(2) 本市所有の下記車両及びホイール付スタッドレスタイヤ 12本を引き取り、適正に処分すること。 ⇒添付画像C35。公用普通自動車2台一般競争入札。市有車引取り ⇒市所有の車両2台の引取りについて、素朴な疑問。 ・市所有の車両には、元々“吹田市”の文字がペイントされていると思いますが、剥離作業が必要だと思います。 ・新規のリース車両への“吹田市”の文字のペイント作業・費用はどのようにされるのでしょうか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1) について 本入札案件につきましては入札結果欄への掲載に修正済です。ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。 2) について 1 市有車両の処分については、市名部分の除去を含め、仕様書に記載のとおり適正に処分することを事業者に課しています。 2 本リース契約の車両に対する市名等のペイントについては、事業者に求めているものではありません。	総務室	R7.6.16	R7.6.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	C16-3。市HP掲出の「消費者のつどい」について、投稿に対しての回答が未着。	標題について、5月11日に投稿をしましたが、6月10日現在、回答がまだ頂けていないように思え、6/10に投稿しましたが…。 ⇒[市回答。6/10]:5月21日に回答済。「御助言いただきました」、「消費者のつどい(講座)」「地球温暖化と私たちの暮らし」参加者募集[5月24日(土曜日)]【要申込】とし、再掲いたしました。」 [不明な点があります。] 1)5月21日の市HPの新着情報には、標題のタイトルが見つかりません。 ⇒添付画像C16-3。消費者のつどい。新着情報。5月21日に無し 2)標題のタイトルで検索すると、 ⇒添付画像C16-3。「消費者のつどい」。2025年は項目無し。 3)表題のタイトルのURLで検索をすると、「ファイルは見つかりませんでした。」と表示。 ⇒添付画像C16-3。「消費者のつどい」。見つかりませんでした Q:上記の3点から、「消費者のつどい」は、中止されたものと推察されます。 ・参考により5月22日～5月24日の新着情報には「消費者のつどい」のタイトルは、掲出されていませんでした。 ⇒お忙しいところ申し訳ありませんが、投稿者宛ての回答文の送信メールの転送を、お願い致します。(添付ファイルは昨日、受信済です) 市民総務室 広聴担当者:〇〇・〇〇 様 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	(1)(2)(3)「消費者のつどい」については参加希望者が少なく参加者数が少ないことから延期とし、5月19日(月)付で新着情報から削除し、「消費者のつどい(講座)」「地球温暖化と私たちの暮らし」[5月24日(土曜日)]【延期となりました】として掲示を変更しました。(公開期間終了のため現在は掲載していません。)	市民総務室	R7.6.11	R7.6.16
12	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応3	【質問1】 この質問は、人事担当がこちらの質問を無視したことが法令に違反するかどうかを尋ねたものです。それについてご回答ください。 【質問2-1】 市がバリアフリー法を順守せずに公園の工事を行った事例は、以下の市民の声に載っています。 ・2024年度3月分「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について」 ・同「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2」 ・2025年度4月分「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について3」 ・同「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について4」 この4において、市は水遠池の散策路について「簡易な工事としての見解はなく」と述べ、バリアフリーの義務がありながらバリアフリーにできなかったことを認めています。 これについて事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのかお教えください。 【質問2-2】 市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をしない事例は、以下の市民の声に載っています。 ・2022年度3月分「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢」 ・2023年度4月分「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢2」 また、この2で職員は「運営を振り返る」と約束しましたが、それを反故にしました。 これについて事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのかお教えください。 【回答3】 >「思う」、「思わない」での回答はいたしかねますため、回答は差し控えていただきます。 この質問は、「どの問い合わせに対する返答かわかるようにするのは業務上の基本的な配慮であり、ビジネス文書として当然の要件ではありませんか?」と尋ねているだけです。「思う／思わない」で明確に答えられる質問です。 小学生でも判断できることがわからないのであれば、市役所の業務を遂行するのは無理です。	【質問1】について 「市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応2」でいただきました質問につきましては、人事室より全て回答させていただいております。 【質問2-1】について 「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について」、「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2」、「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について3」、「千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について4」について確認いたしました。 回答所属において、適切に対応をさせていただいております。 【質問2-2】について 「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢」、「吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢2」について確認いたしました。 回答所属において、適切に対応をさせていただいております。	人事室	R7.6.6	R7.6.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について	「市報すいた」2024年12月号10～11ページの「市職員の人数や給与などの状況」についてです。 【質問1】市議会議員の期末手当が載っていません 6,12月に期末手当がある筈です。 期末手当があることを明記しないと、市報を見た市民が「市議会議員の報酬は月65万円のみ」と誤認する恐れがあります。このような誤解を招く表現は、市民への説明責任の観点から問題があります。 また、期末手当がいくらなのか教えてください。 【質問2】民間平均給与の比較対象に疑問があります 市職員の平均給与と比較している民間平均給与が「吹田市における平均給与」となっています。 【質問2-1】これでは以下のどちらか判然としません。どちらですか。 1. 吹田市内に本社・事業所を持つ企業に勤務する人の給与 2. 吹田市内に居住する人の給与(勤務先は市外含む) 【質問2-2】 582.57万円という額からしておそらく2だと思われますので、2であることを前提に話を進めます。 2の多くは市外で働く人だと思われます。しかし市職員は市内で働くため、比較対象として適切ではないと思われます。 比較は、なるべく労働環境が類似した集団同士で行うべきであり、市職員と「市内で働く民間労働者の平均給与」との比較が実態に近い比較になります。そのデータがなければ国全体の民間平均給与を使うべきです。 現在の比較は、市職員の給与と民間給与との差を小さく見せかける作弄的な比較という印象を与える恐れがあります。	【質問1】について ①資料の記載方法については、御意見として承ります。 ②市議会議員の期末手当については、議長386万2800円、副議長365万4000円、議員339万3000円となります。 【質問2-1】について 令和6年1月1日において吹田市に住民票があった者の平均給与です。 【質問2-2】について 御意見として承ります。	人事室	R7.6.9	R7.6.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	G17-2。市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	標題について5月11日に投稿。5月21日に市民総務室 広聴担当から回答が有りましたが、疑問点。 [投稿内容・再掲]:市HPの5月1日に掲出された標題のタイトルでは、市民は消費生活って色々な場面があり、何を展示されるのか…。イメージが湧きません。 ⇒[仮(案)]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザ ・吹田市の特殊詐欺の昨年2024年の件数は、2023年よりも増加している事から、具体的なタイトルで被害の減少に取組む吹田市の姿勢が必要。 [市回答文・再掲]:「ホームページの「消費生活展」のタイトルについては、「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。再掲いたしました」 ⇒「再掲しました」の回答ですが、市HPの新着情報を確認しましたが、掲出がされていません。市民に周知がされたとは思えません。 ⇒添付画像C17-2。消費生活展HP。5月1日 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ホームページのくらし>相談・消費生活>消費生活>5月は消費者月間です のトップタイトルをご助言いただきました表現に変更いたしました。(期間終了につき現在は掲載していません。) 新着情報画面への掲載は出来ておらず。申し訳ございません。今後は内容を考慮して、必要な情報発信ができるよう努めてまいります。	市民総務室	R7.5.29	R7.6.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応2	5/29に総務部人事室人事担当からご回答いただいた件について、いくつかお尋ねします。 ●質問1 ご回答には「個々の事案によって対応が異なるためお答えできかねます」とありましたが、私の質問では >・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 >・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「服務の根本基準」に違反する場合 と明確に事案を例示しております。 質問文は短いものであり、読み飛ばすことは考えられません。ということは人事担当は質問を無視したとしか考えられません。 この点について、以下の法令に「違反する」と考えるか、「違反しない」と考えるか、明確にお答えください。 ・地方公務員法 第29条 懲戒「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」 ・同 第30条 服務の根本基準「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」 ・吹田市自治基本条例 第5条3 協働の原則「市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること」 ●質問2 改めてお尋ねします。 以下の事案に該当する場合、吹田市としてはどのような対応を取るのか、具体的にお答えください。 >・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 >・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「服務の根本基準」に違反する場合 ●質問3 今回のご回答はメールの件名が「市民の声の回答につきまして」のみであり、本文中にこちらの質問文の引用や整理がありませんでした。そのため、どの問い合わせに対する回答かを判断するのが困難でした。 どの問い合わせに対する返答かわかるようにするのは業務上の基本的な配慮であり、ビジネス文書として当然の要件であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。 そのように「思う」か、「思わない」かでお答えください。	質問1について 事案の内容につきましては、事実確認等を行った上で、総合的に判断しております。また、個々の事案により対応も異なります。そのため、いただきました例示のみで、上記の法令に「違反する」か「違反しない」かの回答はいたしかねます。 質問2について 質問1の回答と同じく、事案の内容につきましては、事実確認等を行った上で、総合的に判断しております。また、個々の事案により対応も異なります。そのため、いただきました例示のみで、これ以上の具体的な回答はいたしかねます。 質問3について 「思う」、「思わない」での回答はいたしかねますため、回答は差し控えさせていただきます。	人事室	R7.5.30	R7.6.5
16	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反について2	【質問1】前回の回答によると、 ・吹田市は吹田市自治基本条例を制定している ・しかし、課がその条文に違反しても、是正される仕組みはない ・企業であればコンプライアンス部門や監査室が介入するところだが、吹田市にその仕組みはない ・2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった ということでよろしいですね? 「はい」か「いいえ」でご回答ください。 【質問2】もし「はい」であれば、 ・行政が好き勝手に動いても、市民はチェックも修正もできない ・市が自ら定めたルールを守らなくても咎められない という状態を20年近く続けておきながら「市民自治」という看板を掲げていたこととなります。市民自治推進室として、こうした体制が「市民自治」を名乗るにふさわしいものと本当にお考えなのか、明確なご見解をお聞かせください。	【回答1】当時、〇〇様がおっしゃる点に関して改正が必要との議論がなかったため、判断は行っておりません。つきましては、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。 【回答2】回答1のとおり「はい」ではないため回答を控えます。	市民自治推進室	R7.5.21	R7.6.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	市職員の姿勢について	耳が聞こえないものです。国民健康保険への切り替えの件です。職場から書類が届かず、催促しても連絡がこないため困っていたところに、担当室へ相談に参りました。職場が必要性を理解していない可能性があり、市役所から職場にTELをかけてほしいと申し出たのですが、〇〇様に高圧的な態度で「市はそんなことはしません!」と言われました。退職後もう2週間もかかっており、医療機関へもかかっていること、そしてインターネットでは市が職場にTELして解決したケースがあると伝えたのですが、「ここではそんなことはしていません!」と。管轄外だったのですが、年金事務所までいってその方がTELしてくださったお陰で解決が出来ました。 市民が保険証の切り替えが出来ずに困っており、まだ耳が聞こえないために連絡に窮しているところを「高圧的な態度」で拒否するのはいかなるものでしょうか? 障がい福祉室の〇〇様も困りごとに寄り添う姿勢を感じませんでした。話も聞こうとしてくれませんでした。 職員のそういった姿勢を改めて頂きたい存じます。 なお、苦情を实名も含めてこのページに申し出ることについてはお二人に了承を得ております。むしろ「どうぞ言ってくださいよ」と言われたことにも腹を立てております。 市民が腹を立てていたのだとしたら、まずはどうして腹が立ってしまうのかを「傾聴」する場面ではないのでしょうか。売り言葉に買い言葉で「どうぞ言ってみよう!」というのは違うと思います。 最後に吹田市では職員手話通訳者が他室の窓口内に入って通訳することが出来ないようです。手話通訳者はろう者と面向かう位置で通訳することが原則であり、また通訳者が守秘義務があるということも理解してないようです。その環境改善も併せてよろしく願いいたします。	・市職員の姿勢について この度は、国民健康保険加入手続きに際しまして、職場からの書類が届かず、お困りになり来庁していただいたにも関わらず、職員の配慮に欠けた対応により御不快な思いをされたこと、誠に申し訳ございません。まずはお詫び申し上げます。 国民健康保険加入手続きに際しましては、社会保険資格喪失証明書のご提示をお願いしているところです。担当職員には常日頃より窓口での対応におきまして、言葉遣いや態度、身だしなみについて市民の皆様にご不快な思いを持たれることのないよう指導しているところです。しかしながら、いただきましたご意見のような対応がありましたことを深く反省するとともに、今回のケースにつきましては職員間の共有を図り、窓口対応において適切な対応を行えるよう指導してまいります。 (担当:国民健康保険課) ・市職員の姿勢について 手話通訳者の対応で御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。手話通訳を御利用される方の気持ちに寄り添った対応ができるよう今後より一層努めてまいります。 (担当:障がい福祉室) ・手話通訳者に関する環境改善について 手話通訳者が同行する際の各窓口でのスペースの確保や体制については、適切に合理的配慮が提供できるよう、各室課に周知してまいります。 (担当:障がい福祉室)	国民健康保険課、障がい福祉室	R7.5.26	R7.6.4
18	エレベーターのセンサー	高層棟のエレベーターの行先ボタンの横についてる非接触のセンサーを切ってください。 意図しない階が反応してしまいとても煩わしいです。 今どき非接触で利用してる人もいないと思います。	エレベーターの非接触ボタンについては、コロナ禍において接触感染の予防や衛生意識の高まりなどから、各設備メーカーにより技術採用され、本市においても感染予防対策につながるとともに、様々なニーズにも対応しうるものとして、エレベーターの改修を機に導入したものであり、当面は当該機能を維持して運用する必要があると考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	総務室	R7.5.27	R7.6.4
19	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応	吹田市において、市職員が罰則のない法令に違反した・遵守義務を怠った場合、どのような処分を行うのか、どんな基準があるのかお教えてください。 例えば以下の場合にはどのような対応をするのかお教えてください。 ・バリアフリー法を遵守せずに公園の工事を行った場合 ・市職員が市民の参加する会議ですべき事務作業をせず、地方公務員法第30条「服務の根本基準」に違反する場合 また、実際に過去にそのようなケースがあった場合、市としてどのような対応を行ったのか(注意・訓告・文書指導等)、具体的な例があればお教えてください。	平素は本市行政に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。 お尋ねいただきました例につきましては、個々の事案によって対応が異なるためお答えできかねますが、処分等の検討を要する事案につきましては、事案の内容を総合的に判断し、対応しております。	人事室	R7.5.19	R7.5.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	C19-2。「熱中症対策」および「暑熱順化」について、市民・関係者に周知が必要。	【“罰則付き”熱中症対策 義務化】…5月15日のテレビ朝日系報道記事から抜粋転載。 ・熱中症に特に注意が必要なのは、建設業や製造業、運送業など屋外の仕事です。熱中症を早期に発見し、重篤化を防止するため、6月1日から職場における熱中症対策が義務になります。 ・某企業は、リアルタイムで状況を把握し、現場の危険を“見過ごさない”仕組みを。誰が見ても分かるように啓発ポスターを貼り出し、休憩を多めにとったり、躊躇なく救急車を呼ぶよう、作業員たちに伝えています。 ⇒添付画像C19-2。熱中症-啓発ポスター掲示 ・建設現場で先駆けて運用されているのは、暑さ指数が危険に達するとランプで知らせる装置。 ・熱中症が疑われる人を早期に見つけ、医療機関に搬送するまでの手順を作成することも義務付けられます。 ・事業者が労働者の熱中症対策をきちんと管理しなかった場合は、50万円以下の罰金などが科されます。 ・堺市の某学校の体育祭は、今まで6月でしたが、今年は2週間前倒し開催。吹田市内の某小学校では、昨年6月1日に体育祭が行われていました。 ⇒(1) 吹田市は、市内の事業者への周知が必要と思います。 ⇒(2) 吹田市が発注している工事関係者の対応状況の現状把握および周知をされておかれたら良いと思います。 ⇒(3) 保育・幼稚園・学校関係も上記に準じた対応が必要だと思いますので、吹田市は確認をされておかれたら良いと思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市内の事業者への周知、吹田市が発注している工事関係者の対応状況の現状把握および周知について 貴重な意見ありがとうございました。 関係部署と連携・協力して熱中症予防に取り組んでまいります。 (担当:環境政策室) 保育・幼稚園・学校関係への対応について 本市の公立保育園等におきましては、毎年職員向けに熱中症に関する注意喚起を実施しており、看護師による救急時のマニュアルにつきましても整備をしております。 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されることに伴い、市内公立保育園等に対して、厚生労働省作成のパンフレット等により周知を行うとともに、改めて熱中症を防止するための体制や手順の整備を行ってまいります。 (担当:保育幼稚園室) 教育委員会では、毎年5月に熱中症予防対策として、「熱中症予防のための運動指針」を作成し各学校に通知しています。 各校においては、その通知に基づき、校長を中心に学校全体で熱中症予防対策に取り組むことで、児童・生徒の健康管理を徹底し、より安全に授業や行事・クラブ活動が行えるようにしております。 また、各学校では、暑さを迎える前段階の時期から、学校だよりや保健だより等で、児童・生徒や保護者へ熱中症予防に関する注意喚起をお知らせしています。 今後も引き続き、学校における熱中症予防対策を徹底し、熱中症予防に取り組んでまいります。 (担当:保健給食室)	環境政策室 保育幼稚園室 保健給食室	R7.5.15	R7.5.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	C16。市HP掲出の「消費者のつどい」のタイトルについて提言。	市HPの5月1日に掲出された標題のタイトルでは、集まって何をするの？。市民は集いのイメージが沸きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。 ・市民の消費行動には、多くの場面があります。日常生活、物品の購入ではネット通販・店舗での購入、趣味・娯楽、旅行・レジャー・・・。 ⇒添付画像C16。「消費者のつどい」新着情報 1)市民総務室は、表題のタイトルに具体的な内容の補記で、市民に関心を持って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんな事に取り組んでいます…のPRで市のイメージアップを。 [仮(案)]:消費者のつどい「地球温暖化と私たちの暮らし」参加者募集[5月24日(土曜日)][要申込] 2)広報課への要望。 ・「ホームページ運用ガイドライン」が制定されていることから、アドバイスを願う。&再徹底願います。 ※今回の件は、R5年4月24日にも同じ内容で投稿しております。確認されたし。 ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市HP掲出の「消費者のつどい」のタイトルについて提言、についてホームページの「消費者のつどい」のタイトルについては、御助言いただきました、「消費者のつどい(講座)」「地球温暖化と私たちの暮らし」参加者募集 [5月24日(土曜日)][要申込]とし、再掲いたしました。御指摘いただきありがとうございます。 (担当:市民総務室) 「ホームページ運用ガイドライン」が制定されていることから、アドバイスを願う。再徹底願います、について当該タイトルのページにつきましては、担当に対してタイトルの助言を行っております。 (担当:広報課)	市民総務室 広報課	R7.5.12	R7.5.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	C17. 市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	市HPの5月1日に掲出された標題のタイトルでは、市民は消費生活って色々な場面があり、何を展示されるのか…。イメージが沸きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。 ⇒添付画像C17.「消費生活展」新着情報 1) 市民総務室は、タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思って多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップを。 ⇒[仮(案)]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザ ※吹田市の特殊詐欺の昨年2024年の件数は、2023年よりも増加している事から、具体的なタイトルで被害の減少に取組む吹田市の姿勢が必要。 [参考] 提言のイメージは、以前、「平和祈念資料館の平和映画会」のタイトルでしたが、「タイトルに上映作品名を補記されたら…」の提言後、作品名が補記されて分かり易くなりました。 2) HPに掲出に際して、上司の決裁を受けておられますのでしょうか？。 3) 広報課への要望。 ・「ホームページ運用ガイドライン」が制定されている事から、市民総務室にアドバイスを願う。&再徹底願います。 ※今回の件は、R5年4月24日にも同じ内容で投稿しております。確認されたし。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市HP掲出の「消費者のつどい」のタイトルについて提言、についてホームページの「消費生活展」のタイトルについては、御助言いただきました、「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザとし、再掲いたしました。御指摘いただきありがとうございます。 (担当:市民総務室) HPに掲出に際して、上司の決裁を受けているか、についてHPに掲出に際しては、上席の決裁を受けております。 (担当:市民総務室) 「ホームページ運用ガイドライン」が制定されている事から、アドバイスを願う。再徹底願います、について当該タイトルのページにつきましては、担当に対してタイトルの助言を行っております。 (担当:広報課)	市民総務室 広報課	R7.5.12	R7.5.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反	北千里まちづくり意見交換会について、市民の声で4月2日に指摘・質問を送信しましたが、4月16日に都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当から来た返信では、それに対して直接回答しておりません。 これは吹田市自治基本条例の以下の部分に明確に反します。 ・第4条 1 市民は、等しく尊重されること。 ・第5条 1 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。 3 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。 ・第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。 ●質問 1. 吹田市自治基本条例に罰則はないと思いますが、違反した場合に通常はどう対処するのか教えてください。 2. 今回の市街地再開発担当の対応にどう対処するのか教えてください。 これは都市計画部ではなく、吹田市自治基本条例を担当する部署に回してください。 もし吹田市自治基本条例に違反しないとおっしゃるのであれば、回答しないことがなぜ違反ではないのかを具体的に教えてください。	1について 御推察のとおり、自治基本条例(以下、条例といいます。)に罰則規定はございません。本市では事業実施室課が、事業の様々な特性を鑑み、市民の方との程度情報共有を図るべきか、協働すべきか等を決定のうえ事業を進めており、この過程において条例の適合についても事業実施室課が最終判断するものとなっております。 よって、条例担当がどう対処するかについては、条例担当は条例適合について判断、指導、監督する権限を有さないため対処する立場にありません。 2について 回答1でお答えしましたとおり、北千里まちづくり意見交換会への〇〇様の御意見に対する計画調整室の回答について、条例第4条、第5条、第14条への適合については、事業実施室課が最終判断するものとなります。したがって、回答1と同様に、条例担当として対処する立場にありません。 なお、「もし吹田市自治基本条例に違反しないとおっしゃるのであれば、回答しないことがなぜ違反ではないのかを具体的に教えてください。」という御質問については回答しないことにおける条例適合の最終判断は、事業実施室課により行うものであるため条例担当において見解を述べる立場にありません。	市民自治推進室	R7.5.7	R7.5.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	C19。「熱中症対策」および「暑熱順化」について、市民・関係者に周知が必要。	1)【熱中症】 TVでは気温30℃の地域報道もあり、また5月11日に万博会場で、熱中症が疑われる方の救急搬送報道がありました。吹田市の2週間天気予報(5月14日～5月27日迄)では、連日夏日が続きます。 ⇒添付画像C19。2週間天気予報では連日夏日 ・吹田市を除く北摂6市の内、豊中市・池田市・箕面市・茨木市・高槻市は、既に各市のHPに掲出で市民に今年の注意喚起をされています。 【参考】吹田市HPでの熱中症関連 ⇒添付画像C19。2月18日に高齢者をサポートする方へ向けた熱中症対策ハンドブック。 ⇒添付画像C19。市消防本部HP。⇒熱中症についての項目が見当たりません。 2)【暑熱順化】 ・大阪府が、4月25日付けで「こわいんやで熱中症」。体を暑さに慣らす「暑熱順化」についてHPに掲出をされています。ネットのニュースでも取り上げられています。 ⇒添付画像C19。大阪府の熱中症HP。「暑熱順化」 ⇒吹田市のHPで、「暑熱順化」を検索しても、議事録内での記載のみであり、市民への周知が出来ていないと思います。 3)【総合】 Q1:過去、R5年8月7日 および R6年6月3日にも、投稿しており、投稿後の対応になっている事から、令和6年4月より気候変動適応法で「熱中症特別警戒アラート」が今年は、4月 23日から運用開始に併せて市民に周知が必要だと思います。 ⇒添付画像C19。熱中症-R5年8月7日投稿 ⇒添付画像C19。熱中症-R6年6月3日投稿 Q2:市民への熱中症対策について、総合的に統括される部署(危機管理室・環境政策室・消防)はどこですか?。市民及び関係者が使い易いように、部門間の連携が必要。 Q3:後藤吹田市長様は、3月3日に【WEB】環境省熱中症対策推進検討会に参加されましたが、関係者にどのような指示を出されましたか?。 Q4:西宮市消防局HPに「熱中症による救急搬送者数(令和7年5月1日～)推移グラフ」があり、危険予知をするのに役立ちそうです。 ⇒添付画像C19。西宮市消防局HP「熱中症による救急搬送者数グラフ」 Q5:吹田市の屋外イベント開催のサイトには、熱中症の注意喚起の文言が有れば良いと思います。 Q6:暑さ指数(WBGT)を測定できる測定器が有ったように思いますが、関係先には配備されているのでしょうか? ※広報課および人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	いただきました件について、回答させていただきます。 貴重なご意見ありがとうございました。 熱中症対策については環境部が中心に取組を推進しており、市長から効果的かつ効率的に取り組むよう従前から指示を受けています。 また、暑さ指数(WBGT)を測定できる測定器は必要な関係部署に設置しています。 今後も、さらに関係部署が連携を図り熱中症対策に取り組ませていただきます。	環境政策室	R7.5.14	R7.5.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	C11。「百日咳が全国で流行」について、市HPにて周知が必要。	ネットのニュースでは、4月8日頃より「感染者数が過去最多」の報道が有りましたが、吹田市のHP(感染症)のサイトには“百日咳”の項目がありません。 ⇒添付画像C11。百日咳。吹田市の感染症情報、HPになし ・大阪府のHPでは、4月9日に“百日咳が増えています”のチラシで注意喚起がされています。 ⇒添付画像C11。百日咳増えています。大阪府感染症対策課のちらし。4月9日 ※2025年1～3月の感染者数(13週)が、2024年度1年間を超えて375件。9才から14才で多くの発生。 ⇒添付画像C11。百日咳感染者数推移グラフ。大阪府感染症情報センター(14週) ※2018年以降で、最も高い報告数で推移。 ⇒添付画像C11。百日咳発生動向週報(14週コメント、ブロック別感染者数)。大阪府(3/31～4/6) ※保育・幼稚園。小・中学校等への周知が必要。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※人事室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	今回の御意見を踏まえ、本市ホームページの「感染症情報」に、百日咳に関する情報を新たに掲載しました。また、これまで、保育幼稚園室や教育委員会等の関係機関に対しては、毎週、保健所から大阪府感染症情報センターが発行する「週報」について情報提供するとともに、必要に応じて注意喚起を行っています。引き続き、必要な情報発信ができるよう努めてまいります。	地域保健課	R7.4.17	R7.4.28
26	C12。「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用の停止について」、市HP(Top頁の新着)にて周知が必要。	標題について、システムのメンテにより、令和7年4月18日(金曜日)18時00分から4月20日(日曜日)24時00分の間、停止との事で吹田市パスポートセンターは、4月16日HPに掲載をされていますが、 ・旅券の受取りで「4月19日(土曜日)にお越しいただく場合は、必ず“4月18日(金曜日)17時59分”までにマイナポータルからQRコードの画像を保存もしくは印刷した上で、窓口までご持参ください。」の記述があります。 ・働いておられる方の事を考えると、ゴールデンウィークを控えて、日程的・時間的にタイトな状況であり、市HP(Top頁の新着)にて周知が必要だったと思います。 ・今後の事を考えて投稿します。 ⇒添付画像C12。旅券発給システム利用一時停止 ※写真については、公表しておりません。	平素は吹田市パスポートセンター業務にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。 この度のシステム利用の停止につきましては、4月15日に大阪府パスポートセンターより通知を受けました。本市としましては大阪府パスポートセンターのホームページに準じた内容で掲載を考え、大阪府ホームページに掲載されてから、本市ホームページにも掲載いたしました。その際にパスポートセンターの掲載ページのみにとどまり、新着情報画面への掲載は出来ておりませんでした。申し訳ございません。 今後は内容を考慮して、新着情報画面にも掲載を考えていきたいと思っております。	市民課	R7.4.21	R7.4.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	不親切な案内が多い	市の案内に不親切なものが目立ちます。 ●過去に市に指摘したもの ◎駐輪禁止の看板「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」 →目的語が抜けている ◎図書館で開館前に「本日は閉館しました」 →その日は開館しないと読める ◎北千里市民体育館の集会室の机の片付けの案内 ●指摘していないもの ◎千里北公園の入り口に「公園内でのアウトドア及びバーベキューは禁止！」 →「アウトドア」は散歩や野鳥観察も含む。それらも禁止という意味になる ◎公園は自転車走行禁止らしいが、千里北公園などにはそのことが書かれていない入り口がある ◎公園入り口に「単車・自転車走行禁止」という看板がある場合があるが、「単車」は通称で一般的ではなく、意味が通じにくい ◎南千里地区公民館の入り口・窓口に、月曜日の18時(窓口が閉まった後)に、目立つ赤文字で「火曜日と祝日は閉館です」 →今日は火曜日か祝日だったのか？と勘違いする →【開館】10:00-22:00【窓口】10:00-18:00【休館日】火・祝 と書くべき ◎千里山・佐井寺図書館の2階の書架案内図。現在地が緑色のシールで示されているが、隣接する本棚の数字を示す背景も緑色なため、同化して見つけにくい →赤色などのシールにするべき →ついでに言えば、本棚の数字と共にある「AB」あるいは「A」が何なのか不明。これのせいで数字が小さくなっていて見づらい ●考えられる原因 これだけの事例があることから担当者だけの問題ではなく、組織的な問題があることが伺えます。 ・利用者の目線が欠けている ・文書作成の教育を受けていない ・チェック体制が機能していない ・責任感がない これは民間であれば当たり前とされるビジネスの基本です。民間以上の給与を受け取っているのですから、それに見合う改善をお願いいたします。	千里北公園の看板について 公園の啓発看板について、御意見いただきありがとうございます。 看板の内容には、御指摘のとおり意味が通じにくいものや、現状にそぐわないものが一部ありますので、看板の更新や新たに設置する際には、表記について内部で十分検討するよう努めてまいります。 なお、看板の設置については、利用者や近隣住民の方々の強い要望を受け、本市で必要と判断したものに限り、限定的に設置しております。 御指摘の千里北公園の看板の表記につきましても、今後の対応について検討してまいります。 (担当:公園みどり室) 南千里地区公民館の館内掲示について 南千里地区公民館の館内掲示について、御意見いただきありがとうございます。 御指摘いただいた館内掲示は、休館日に来られた方が分かりやすいように、休館日前日の窓口が閉まる際に掲示し、休館日の翌日の開館時まで掲示しているものです。御理解くださいますようお願いいたします。 今後は、上記の掲示に加えまして、御提案いただきましたような、開館時間や窓口対応の時間、休館日を常時、窓口に掲示いたします。 (担当:まなびの支援課) 千里山・佐井寺図書館の2階の書架案内図について このたびは、館内案内について、御意見をいただきありがとうございます。 御指摘いただきました千里山・佐井寺図書館の案内について、下記のとおり変更いたしました。 ・2階の書架案内図について、現在地のシールは赤色に変更いたしました。 ・本棚の数字と共にある「A B」は本棚側面の「A B」の表示と対応しております。 本棚の記号が見やすいように書架案内図を修正いたしました。 このたびは貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。 (担当:中央図書館)	公園みどり室、中央図書館、まなびの支援課	R7.4.11	R7.4.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルームの階下への騒音3	>大きな音や振動を発しないよう注意を促し……他の利用者に迷惑を掛ける事がないように案内しており2024年2月8日に電話で、市民自治推進室の職員に、それでは解決しないと申し上げております。 バレエやダンスといった運動はジャンプや踏み込みによる衝撃・振動・騒音が不可避であり、注意を促すことで解消するものではありません。音を立てないように運動するには体に余計な負担がかかります。それでは練習にならず、非現実的です。これは常識的に理解できる範疇です。 市は電話の内容を把握せずに回答しています。 >その後騒音に関する苦情はなく解消しているものと考えております この回答は二つの点で破綻しています。 (1) 「実際に騒音がしているかどうか」は一次情報(事実)、 「苦情が来ているかどうか」は二次情報(推測)に過ぎません。「苦情がない」ことで「騒音がない」ことは断定できません。 「一次情報に基づいた判断を行うべき」というのは、TQM(総合的品質管理)やリスクマネジメントの分野では「三現主義」と呼ばれ、基本中の基本です。 私は最初の質問で「顕在している問題は氷山の一角」と書いております。市は最初の質問を読み返さずに回答しています。 (2) 市は「大きな音と振動で御不快な思いをされましたことにつきましてお詫び申し上げます」と、騒音があったこと自体は認めています。 しかし2024年に私が苦情を伝えるまで、他の苦情はありませんでした。 ということは、騒音があるのに他の人は苦情を伝えなかったということです。 だから「苦情がない」ことで「騒音がない」ことは断定できません。 騒音があるかないかを確認する確実な方法は以下です。 1. バレエやダンス教室で、ジャンプなど床に衝撃を与える出るタイミングを確認する 2. そのタイミングで階下で騒音計を使用し、dBを確認する 視聴覚室の使用目的に照らせば、30～40dB程度の静音環境が必要とされると思われます。 >階下の視聴覚室のご利用につきましては、こちらでは把握しておりません。 >騒音調査等は行っておりません。 市は「大きな音や振動が下階の公民館視聴覚室へ響くことがないよう注意を徹底してまいります」と言っているものの、実際に騒音が解消されたかどうか何も確認しておらず、口先だけの対応でまったく仕事をする意思がなく、職務怠慢です。	(1)について 7階の公民館へ公民館視聴覚室の利用者から8階多目的ルームの音に対する苦情等はないことを確認しました。多目的ルーム利用者に対して利用前に大きな音等を発しないよう注意を促し、7階公民館視聴覚室をはじめ、他の利用者に迷惑を掛ける事がないように案内しており、利用者が苦になるような騒音等はないと判断しております。 (2)について まず、騒音があったこと自体を認めている訳ではなく、公民館視聴覚室利用にあたりご不快に感じられたことに関しましてお詫び申し上げたものであります。 市といたしましては、大きな音や振動が階下の公民館視聴覚室へ響くことがないよう注意を徹底していることで、視聴覚室ご利用の方がご不快な思いをされることもなくご利用されていると判断しており、現状騒音調査等は考えておりません。	市民自治推進室	R7.4.8	R7.4.22
29	C03.市HP(Top頁)の新着情報「令和7年中 指定催しの指定」について提言	4月4日に掲出された標題のタイトルは、市民・企業の方は、これ何！って思われませんか？ ・当該の部署は、誰が、誰に何を周知しようとされているのでしょうか？ ・広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知をお願いします。 ⇒添付画像C03.新着情報「令和7年中 指定催しの指定」 ※写真については、公表しておりません。	新着情報の表題について 表題をわかりやすくするよう検討いたします。また、詳細ページにて指定催しに関する説明がありますので、御確認ください。 (担当:総務予防室) 指定催しの公示について 指定催しとは、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当する場合、指定催しとして指定します。指定した場合、当該指定催しである旨を市民の方等に広く知っていただく必要があることから、インターネット等で公示を行っています。 (担当:総務予防室) 広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知を、について適宜、必要に応じて各所管にアドバイスをを行い、マニュアルの周知を図ることで、見やすいホームページの運営に努めております。 (担当:広報課)	総務予防室、広報課	R7.4.7	R7.4.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	C07。市HP(Top頁)の新着情報「令和7年度電子入札公告予定日について」について提言	3月31日に掲出された標題のタイトルのサイト内の日程に誤りが有ると思います。 ・令和7年 1月⇒令和8年 1月 ・令和7年 2月⇒令和8年 2月 ⇒添付画像C07。「令和7年度電子入札公告予定日」 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘ありがとうございました。日程を修正したものを掲出済みです。今後も、掲載内容を十分確認し、適切なホームページの情報掲出に努めてまいります。	契約検査室	R7.4.7	R7.4.11
31	市民への配布物の情報更新について	2月議会にて、市議から「障がい者手引き」において、一部古い情報の掲載に関する指摘に対し、所管部より経緯と今後の対応に係る答弁がありました。以下、本件に関連したご提案です。 人手を介する作業である以上、このようなことは起き得ます。人間は完全ではないからです。 その前提に立ち、本件を ①所管部の問題として捉えるのではなく、市民に配布物を作成する他の部署においても、同様のことが起きるリスクがあることに意識を及ぼすこと。 ②全庁的な認識共有のもと、配布物を作成するそれぞれの部署で作成過程における対応について、今一度点検してみること。 組織的な管理で再発防止する体制としていただきたいのです。 職員の事務作業を組織的にカバーすることで、職員は経験を積み、成長します。組織の生産性も上がります。そして、市民に正しい情報を届けることとなります。 今回のことを糧に、今後の業務処理に活かしていただけると幸いです。	本市では、「吹田市内部統制に関する指針」を策定し、毎年度全庁に向けて、事務の適正な執行の必要性について周知しております。 各室課は当該指針に基づき、リスクマネジメントに取り組むことで、不適正な事務処理や違法行為、不正、ミスなどの発生の未然防止に努めているところです。 具体的には、日々の仕事の流れを再確認し、事務処理上の入力ミスや記載漏れなどを防止するため、マニュアルや対応策等を整え、各室課における定期的なミーティングなどで情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルにより継続的に検証、改善を行っております。 今後も、全庁的な内部統制強化に努めるとともに、業務の効率的、効果的かつ適正な執行を促してまいります。	企画財政室	R7.3.31	R7.4.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	市報すいた 令和7年(2025年)4月号「せんちゅう芝生ナイトシアター」記事に「日本語字幕」の記載漏れについて	計画調整室 令和3年度11月分 市民の声 8 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/213/R3.11.pdf にて、日本語字幕(日本語吹き替え)を今後は徹底すると回答をいただいていたが、記載されていません。 なぜ、記載されなかったのか対応経過と今後の対応を回答してください。 企画財政室 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。 市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。	今回、せんちゅう芝生ナイトシアターの市報掲載にあたり、当該映画はセリフの無い映画であるため、字幕がない旨を、せんちゅう芝生ナイトシアタープロジェクトの方に伺っておりましたので、今回の市報には日本語字幕の有無についての表記を外して掲載しました。 しかし、今回の〇〇様の御指摘を受けて、せんちゅう芝生ナイトシアタープロジェクトの方に確認したところ、登場人物である牧場主の短いセリフがあることと、劇中の看板の表記に関して日本語字幕が出るため、日本語字幕有りの表記をせんちゅう芝生ナイトシアタープロジェクトホームページに掲載したとのことでした。 既に配布済みの市報を修正することは出来ませんので、せんちゅう芝生ナイトシアタープロジェクトホームページ上で、「一部日本語字幕」と修正していただき、字幕の内容を表記していただくよう対応をお願いしました。 せんちゅう芝生ナイトシアタープロジェクトは、イベント業者に依頼することなく、ボランティアの市民の方々が全て自分たちの力で作り上げています。 そのため、今後も市報作成時点から多少の内容変更が発生する可能性が少なからずありますので、最新の情報は市報に掲載されているQRコードから「せんちゅう芝生ナイトシアター」ホームページをご確認ください。	計画調整室	R7.3.28	R7.4.8
33	千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルームの階下への騒音2	「令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答」2月分の22で「千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルームの階下への騒音」について問い合わせました。 8階では現在もバレエ教室が開かれています。 ●質問 1. 騒音問題をどのように解消したのか教えてください 2. 下の部屋を使用しているときにバレエ教室を開いていますか 3. もし下の部屋を使用しているときにバレエ教室を開いているのであれば、当然、音量が騒音以下であることを確認している筈ですから、何dBだったのか教えてください	質問1につきましては、令和5年度2月の市民の声に対する市の回答のとおり、バレエなどの運動系で多目的ルームを利用される場合には、利用前に大きな音や振動を発生しないよう注意を促し、7階公民館視聴覚室をはじめ、他の利用者に迷惑を掛ける事がないように案内しており、その後騒音に関する苦情はなく解消しているものと考えております。 質問2につきましては、階下の視聴覚室のご利用につきましては、こちらでは把握しておりません。 質問3につきましては、騒音調査等は行っておりません。	市民自治推進室	R7.3.21	R7.4.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	B94-「大阪府内一斉無料法律相談会」の吹田市の対応について素朴な疑問	・大阪弁護士会が、無料法律相談会を大阪府内各自治体で2月から3月の間で実施されており、吹田시는2月19日に日時調整をされて一覧表に掲載がされていますが、市HPに掲載がされていません。 ⇒市HPで検索結果は、0件。1/1~2/18迄の新着情報を確認しましたが、掲載がされていませんでした。 ・市民の困りごとを、解決に導くための貴重な機会だと思います。吹田市の担当部署は、市HPに掲載すべきと考えます。 ⇒添付画像。B94-「大阪府内一斉無料法律相談会府下開催リスト」吹田市2/19 ⇒添付画像。B94-「無料法律相談会」チラシ ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表していません。	「土曜日無料法律相談会」というタイトルで、2025年2月1日(土)から次のURLにて市のホームページへ掲載しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018938/1037557.html また、同時に新着情報にも2月1日(土)から掲載しておりますが、掲載数には制限があり、現在は履歴から消えております。 「イベントカレンダー」の3月8日(土)には掲載しておりますので、併せて次のURLも御確認いただければと存じます。 https://www.city.suita.osaka.jp/event_calendar.html	市民総務室	R7.3.5	R7.3.6
35	B88-市HPの新着情報の「資産経営室所管まちなか広場」について提言	1)2月24日に市HPの新着情報に掲載された標題について、サイトを開くと、「北千里小学校跡地の広場(通称:まちなか広場)の暫定的な開放について」でした。 ⇒タイトルは、市民に分かり易い名称にされませんか？ ※このタイトルでは、市民は「何?」。広場の位置は分かりましたが、広さ・形状が分かりません。画像があれば良かったです。 ⇒添付画像。B88-資産経営室所管まちなか広場。新着情報 ⇒添付画像。B88-資産経営室所管まちなか広場。サイト 2)このような事象について、広報課に今迄、多数の情報提供をしており、改善策を講じて頂きますようお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	この度は、北千里小学校跡地まちなか広場のホームページについて、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 新着情報のタイトルが広場の名前だけでわかりにくい内容となっていましたので、「北千里小学校跡地の広場(通称:まちなか広場)を暫定的に開放しています」と修正しました。 また、所在地・広さを記載し、広場の写真及び入口を示す図面を添付しました。 今後は市民の方にとってわかりやすい情報発信となるよう努めてまいります。	資産経営室	R7.2.25	R7.3.4
36	B85.市HP、各サイトの「ご意見をお聞かせください欄」について提言	1)市HP、各サイトの最下段の「ご意見をお聞かせください欄」には、5項目とチェック口が有りますが、コメントを記入できる様式になっていません。 ・[例]“内容が分かりにくい”の項目では、どの部分の何が分かり難いのか…などを記入が出来る様式になっていません。 ・個人的には、現状では利用・活用が難しいと考えます。システムの浪費にも。広報課ではどのような利活用をされていますのでしょうか？ ⇒添付画像。B85-ご意見をお聞かせください上:吹田市HP。下:他市のHP(記入欄が有り) 2)令和4(2022)年10月3日市HPをリニューアルされてから約1年が経過した頃に、広報課は市HPにアンケートの募集をされた記憶が有りますが、アンケートの結果をまとめられた報告が無いように思います。⇒もし、有りましたら市HPに掲載願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	各サイト下部に設置している「ご意見をお聞かせください」は、不適切な投稿を回避し、負担なく回答できることを目的にチェック項目のみとしています。いただきましたご意見については、必要に応じて各室課に共有し、ページ作成の際の参考としています。 令和5年1月~2月にかけて実施した市公式ウェブサイトに関するアンケートについては、HP運用のための参考意見として活用させていただき目的で実施したものであること、自由記載を含む形式であったため回答内容に整合性の欠如が見られることから、掲載はしていません。	広報課	R7.2.17	R7.3.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	B79-2。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、市報の2月号のP10・P11に掲載がされていましたが、裏表紙にも「確定申告は、スマホで」が記載されている事を今日の昼に、発見しました。 広報課は、市報の目次の頁に今後は、“裏表紙”について、追記を願います。 P10・P11には、「裏表紙にも確定申告は、スマホで」の…注記が記載されていませんでした。 この項については、過去にも広報課に要望をしましたが、拒否をされた経緯があります。 ※市民税課に供覧を願います。	目次ページは、中面のページ数・コーナー名のための記載としております。 ご指摘のように、裏表紙の掲載内容が中面の記事と関連する際には、今後、必要に応じて、中面の記事ページに裏表紙でも紹介している旨を記載してまいります。	広報課	R7.2.4	R7.2.17
38	府営吹田藤白台住宅3棟敷地内での歩きたばこについて	1月28日9時40分頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐輪場付近の敷地内において20代～30代くらいの上下黒の若い男が歩きたばこをしていた。いったいどうなっているんだ？タバコのマナーがあまりに悪いので自治会に苦情を入れて2か月ほどが経っただろうか。何も変わっていない現状だ。本当にひどい。 私が見ているだけでこれだから見ていないところで多数が吸っていると思われる。本当にガラがどんどん悪くなっている。 3棟自治会において回覧や掲示等で禁煙周知の徹底をお願いします。回覧は必須でお願いします。 府営住宅住民に子育て世帯のニーズのアンケートするなら喫煙は論外でしょう。	御連絡いただいた敷地内での歩きたばこの件について、自治会に報告いたしました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。	市民自治推進室	R7.1.29	R7.2.4
39	「吹田市電子情報申込みシステム」について	現在の仕様では、申込み期間のものしか検索で出て来ませんが、非常に不便です。月に1、2回の募集しかしていない施設等については2ヶ月分の申し込み対象を掲載すべきです。それにより、利用者としても計画が立てやすく、申込み期日に確実に申し込みができるようになります。当該施設等ではすでに実施要領は確定しているはずですので、事務的にも困難はないはずです。	電子申込システムの運用につき、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 当該システム上に申込フォームを掲載する時期につきましては、各申込案件の所管室課において個別に判断しているところでございますが、利用者の皆様の利便性などを踏まえて時期を決定するよう周知に努めてまいります。	デジタル政策室	R7.1.10	R7.1.24
40	B73。市HPの『令和6年(2024年)11月定例会日程を掲載しました』への提言	1)2024年12月27日に掲出された、市HPの標題のタイトルの内容が、「11月26日～12月20日」であり、既に終了しており、間違っているように思えます。 ⇒添付画像B73。市HP-令和6年(2024年)11月定例会日程を掲載 ・本会議、常任委員会は、原則、午前10時開会予定で… ・日程は予定であり、… 2)標題のタイトルが市HPの新着情報に掲載されていません。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市議会ホームページにおける議会日程につきましては、本会議初日の約1か月前に、確定前の日程(案)を掲載し、本会議初日の約1週間前に、確定後の日程についてページを更新する形で掲載しております。 今回、御指摘いただきました件につきましては、令和6年(2024年)11月定例会の日程について確定後の掲載ができておらず、当該事案が判明した令和6年12月27日に掲載を行ったことによるものです。また、本会議終了後の掲載となってしまったことから、市民の皆様の誤解を招くおそれがあるため、新着コメントについては非表示とさせていただきます。 この度は、本来掲載を行う時期に掲載ができていなかったこと、また、混乱を招く表示となってしまったことにつきまして、お詫び申し上げます。 今後は確認を徹底し、適切な時期の情報発信に努めてまいります。	議会事務局	R7.1.14	R7.1.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	駐輪場に屋根を設置して欲しいです	仕事で市役所にて手続きすることが多いのですが、駐輪場には屋根がなく、雨が降っている日は濡れながら雨合羽を脱いだり荷物を出し入れしなければなりません。簡易な屋根があるだけでも助かるのですが、検討していただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。	現時点では駐輪場に屋根を設置する計画はございませんが、いただいた御要望につきましては、今後の本庁舎の利便性向上に向けた取組の参考とさせていただきます。	総務室	R7.1.10	R7.1.16
42	まちなかりビングの休館日の駐輪場について(バイクが出せないところだった)	12月24日北千里のまちなかりビングにバイクを止めたところ休館日で建物やエレベーターに向かう通路が封鎖されていました。 それだけでも遠回りになって困るのに、帰りの18時頃に駐輪場に向かうと、なんと入口の蛇腹型のゲートが閉じられているではないか！ さすがに困ったが手で押したら動いたのでバイクが出せる分だけ開けて急いでバイクを出して事なきを得たが、もし鍵がかかっていたらどうするのか。バイクは締め出されることになります。 ほかにも自転車やバイクが止まっているのにゲートを封鎖するのはおかしいです。 だいたい前のおそらく休館日には、館内に誰もいないことがありますがそのときは下に降りるエレベータに行く通路も駐輪場のゲートも開いており普段通りに駐輪できたんですよ。 みんなが止める場所なので開館、休館にかかわらず利用できるように徹底してください。	12月24日は館内整理日で施設の休館日でした。館外のエレベーターや駐輪場入口に「本日休館」の表示をさせていただいております。表示に気づかずに建物入口まで来られる方のために、コーンバーを使用して「本日休館」の表示を行っております。 施設の正面入口に24時間稼働の図書館の本の返却ポストを設置しているため、ポストを利用される方のために南側駐輪場のご利用は可能です。こちらの駐輪場は24時間ご利用いただけます。 北側駐輪場の一部をコーンとバーで区切り、従業員用駐輪スペースにしておりますが、ご覧いただいた自転車、バイクは業務用自転車や通勤用車両と思われます。 施設の駐輪場は、施設利用者用のため、駐輪台数に限りがございます。施設利用者以外の方には利用をご遠慮いただいております。 開館日でもございまして、北側駐輪場は、館内にご利用者がいないことを確認した上で、施設の閉館時間に閉鎖いたします。	まなびの支援課	R6.12.26	R7.1.9
43	B64.「年末年始の市役所業務案内」のサイトの更新が必要	標題のタイトルのサイトの更新年月日が、令和5年12月18日であり、昨年度の内容です。 ・他市では、市HPの新着情報に掲載がされており、吹田市に於いても急病時に受診できる医療機関などの情報、ごみ収集日の情報など、速やかに市HPに掲載が必要です。 ⇒添付画像-B64。年末年始の市役所業務案内 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	年末年始の市役所業務案内のページは例年12月中旬に更新しており、R6年度においても12月13日に更新しています。	広報課	R6.12.13	R6.12.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	「国旗および吹田市旗の掲揚」について。その3	12/9に投稿。12/13に回答を頂きましたが、疑問点があります。お忙しいところ申し訳ありませんがよろしく願い致します。 [12/9投稿-再掲]Q2:吹田市は、今回の国旗の取扱いについて、市の各部局並びに下部組織(含む指定管理者)にどのように通達をされましたか?。(後略)。 市A-12/13:市総務部 総務室の回答「半旗掲揚に関しては、本年11月18日付け総務省通知に従い、本庁舎において11月26日の開庁時間に半旗を掲揚することとしました。」 Q1:総務省自治行政局HPの新着情報に掲載が有りませんでしたので、11月18日付け総務省から吹田市への通知文書(PDF)を回答文に添付をお願い致します。 市A-12/13:市総務部 総務室の回答「これに伴い旗掲揚台等の設備を有する施設管理者に対しても、可能な限り同様の対応をしていただくよう依頼するものとして、11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)により全庁通知を行ったものです。 Q2:前回12/9の投稿は、吹田市の某公共施設の方の情報では、「市本庁からの通知事項は、なにも無かった」…との事によるものであり、吹田市は、本庁以外の下部組織の公共施設(含む指定管理者)への通知がされる内容となっていましたのでしょうか?。 ・11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)の通知文書(PDF)を回答文に添付を、お願い致します。 Q3:国旗については、総務省通知に基づいて対応をされていますが、吹田市旗については回答文に記載が有りませんでしたので、下部の公共施設に対してどのような内容を知りたいのでしょうか?。 ・国旗、市旗の取扱いは、個人的には吹田市の業務運営の中で、基礎部分の一つとっておりますので、よろしくお願い致します。 [12/9投稿-再掲]Q3:半旗の掲揚方法について、各公共施設にどのような指示をされましたでしょうか? Q3:弔意を表すために、半旗の他に弔旗の掲揚方法がありますが、11月21日付け総務部長通知には、記載がされていたのでしょうか?。回答文に有りませんでしたので再投稿です。	1 通知文書の公開 御依頼いただきました、令和6年11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)及び令和6年11月18日付け総務省通知につきましては、公開請求の対象となる文書であるため、公文書公開請求の手続きを行っていただきますようお願いいたします。 請求方法等の詳細につきましては、本市ホームページ「公文書公開請求の手続き」を御覧ください。 (ホームページアドレス) https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019072/1019073/1026981.html 2 半旗掲揚に係る対応 この度の半旗掲揚につきましては、総務部長通知により各施設管理者に対して依頼しているものであり、指定管理施設においても各施設を所管する部署を通じて情報共有が図られているものと認識しています。 また、弔意の表明につきましては、本市では従前より半旗掲揚によるものとしており、同通知には市旗、宣言旗を含んで半旗掲揚を行う旨を記載しています。	総務室	R6.12.16	R6.12.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
45	B63。「特定医療費(指定難病)受給者証の更新」について 提言	12月2日に市HPに掲出されたタイトル「特定医療費(指定難病)」についての疑問、提言。 1)市HPへの掲出が、“難病”のサイト内であり、市HP(Top頁)の新着情報には、掲出されていません。 ⇒これでは、当事者が締切日など関心を持っておられたら、当該のサイトを開かれると思いますが、後期高齢者や認知能力が低下しておられる方、若年者の保護者、他市からの転入者の事を考えると周知がされているとは思えません。 ⇒健康医療部 地域保健課は、当該者および関係者の事を考えれば、市HPの新着情報に掲出すべきだと思います。 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-吹田市 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-新着情報。 12月2日に掲出なし。 ※受付期間が令和6年7月1日からであり、7月1日の市HP(Top頁)の新着情報には、掲出されていません。 ⇒12月2日に市HPに掲出されるのなら、7月1日の新着情報に掲出された時と同様にされるべきだと思います。またタイトルが、“特定医療費(指定難病)”であり、内容が分からず、周知不足の恐れがあります。⇒クレーム対応が生じる可能性が有ります。 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-新着情報。7月1日掲出。 2)サブタイトルの“受給者証の更新が始まります”は、間違っています。 ・受付期間が:令和6年7月1日～令和6年12月27日である事から、時期的には、「受給者証の更新申請受付の終了が近づいてきました」に訂正が必要。 ⇒添付画像-B63。特定医療費更新-豊中市 ※豊中市のサイトには、【注意】12月末の受給者証をお持ちの人で、上記受付期間に更新申請を行わない場合は受給資格がなくなります。(後略)の補足説明が有ります。 ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	12月2日の更新につきましては、文言等の修正を行いました。内容に大きな変更がなかったため新着情報への掲載はせず、日付が更新されたものです。なお、ご意見をいただきました件につきましては、更新申請受付の期間終了がせまる時期の更新にもかかわらず、全体の内容等の精査が足りないままに更新を行った点は、確認が不足していた部分であり改めて確認させていただきます。これからも必要な時期に適切な表現で案内等ができるよう努めて参ります。	地域保健課	R6.12.12	R6.12.17
46	〇〇様(吹田市国民健康保険課・納付グループ内)に関する、真摯なご対応につきまして。	吹田市役所健康医療部・国民健康保険課内、納付グループに居られます、〇〇様(男性職員様)に関しまして、真摯なご対応への感謝とその旨を、是非お伝えをさせて頂きたいと思ひ、此方へ記載させて頂きます。 此方の疑問点やそれ等に関する内容につきまして、ご対応が細かな箇所まで、とても親切・丁寧であり、また、不明点等にも、明瞭詳細なご説明を頂きました。 初めてやり取りをさせて頂いた際から、余す事無く親切であり、誠意が伝わるご対応を、〇〇様にさせて頂きました。 普段から何方にもこのような対応をされているのだらうと思ひ、真摯な姿勢にて職務を全うされている事実を知って頂きたいと思ひと、〇〇様に、感謝のお気持ちと共に、お伝えが届いて欲しい思いでございます。	この度はあたたかいお礼のメールを頂きまして誠にありがとうございます。 対応が少しでもお役に立てたことを大変うれしく思います。 市民の皆様に対して丁寧な対応を心がけることで、今後も皆様に信頼される市民サービスを提供できるよう努めてまいります。 また先日送付させていただいた書類一式ですが、特定記録郵便で配達完了したことが確認できました。 内容についてご不明な点がございましたら、お手数ですが国民健康保険課まで連絡いただきますようお願いいたします。	国民健康保険課	R6.12.13	R6.12.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	「国旗および吹田市旗の掲揚」について。その2	[11/19投稿-再掲]三笠宮妃百合子さまが15日早朝、薨去され、大阪府庁では、吉村洋文知事が哀悼の意を表され、半旗が15日揚げられました。(後略) [11/19投稿-再掲]吹田市においても、国旗および吹田市旗の半旗の掲揚が必要だと思います。 市A-11/25:市総務部 総務室の回答「令和6年(2024年)11月26日に半旗の掲揚予定でございます。」 ※11/19の投稿は、11/18時点で吹田市内の民間企業が、既に国旗の掲揚について対応をされており、吹田市の対応に疑問を感じた事によるものです。 Q1:市の回答は「半旗の掲揚予定」ですが、どのように対応をされたのか、結果を教えてください。 ※本日の投稿は、先日、吹田市の某公共施設の方の伝聞情報では、「市本庁からの通達事項は、なにも無かった」…との事によるものであり、吹田市として今後も、想定される事から、統一された方針(条例化など)が必要と思います。 Q2:吹田市は、今回の国旗の取扱いについて、市の各部局並びに下部組織(含む指定管理者)にどのように通達をされましたか?。文書規定に基づく発信記番号、発信年月日を教えてください。 ⇒添付画像-国旗・半旗(11/18の吹田市役所周辺の公共施設の国旗および吹田市旗の掲揚の状況。) 【半旗の施設】左上:吹田市保健所 【国旗、吹田市旗共に頂部(従前の掲揚)】右上:吹田市役所本庁 【国旗は掲揚せず、吹田市旗は頂部】左下:吹田市介護老人保健施設 【国旗のみ頂部】右下:図書館(旗竿方式) Q3:半旗の掲揚方法について、各公共施設にどのような指示をされましたでしょうか? 長尺のポールの場合は、対応が可能です。吹田市介護老人保健施設の場合、ポール長さが3m余りであり、半期にすると旗が地面に付きそうです。また旗竿方式では、半旗が不可能と思われます。 ※民間企業が対応されている事から、吹田市の品格が問われると思いますので、よろしくお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本庁舎における半旗掲揚については、従前より総務省からの要請や過去の対応事例等を踏まえ、市として弔意を示す必要があるかを総合的に判断した上で実施しています。 このたびの半旗掲揚に関しては、本年11月18日付け総務省通知に従い、本庁舎において11月26日の開庁時間に半旗を掲揚することとしました。 これに伴い、旗掲揚台等の設備を有する施設管理者に対しても、可能な限り同様の対応をしていただくよう依頼するものとして、11月21日付け総務部長通知(6総総第1215号)により全庁通知を行ったものです。	総務室	R6.12.10	R6.12.13
48	結婚の手助けとなる手当があっても良いのでは?	2020年から吹田市に住んでおります。 結婚を考えているのですが、吹田市では結婚に関する手当が無く、結婚出産をあまり大切にされていない印象を受けております。(令和6年度から出産・子育て応援ギフトについて始まりましたが、それでもやや弱い印象を受けました。) 少子高齢化・物価高の昨今、結婚や出産に対して手当・助成の拡充を希望しております。	結婚手当等を創設する理由としては、結婚を促進する、生活費や住居費の経済的な負担を軽減する、移住促進をするなど、自治体により様々な理由があると考えられます。 本市では結婚手当等はございませんが、本市の人口動態や課題をとらえ、保育料の第2子無償化や、子ども医療費の助成など、子育て施策に取り組んでいます。また、みどり豊かで安心安全に暮らせるまちづくりに取り組むなど、どの世代にとっても住みよいまちになるよう努めているところです。 御結婚という大きな節目を迎えられた方にとっても、手当という形ではありませんが、本市で安心して暮らしていただけるよう各種施策に取り組んでまいります。 (担当:企画財政室) 出産に関する手当等については、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援のほか、妊産婦健診の助成や産後の心身のケア等を目的とした産後ケア・産後家事支援サービスの提供などの各種施策に取り組んでいるところです。 今後とも、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、各種施策の充実に努めてまいります。 (担当:すこやか親子室)	企画財政室、すこやか親子室	R6.12.2	R6.12.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	福娘は副業にあたらないのか？	大阪府吹田市の公務員〇〇さんは、吹田市の職員さんですか？ 公務員は副業禁止ではないのでしょうか。 福娘は奉仕のお金がいただけるはずですが、副業にはあたらないのでしょうか？	本市の職員には、〇〇という者はありません。 また、所属している官公庁で福娘についてどのような整理をされているか分かりかねるため、副業に当たるかどうかについては吹田市ではお答えいたしかねます。	人事室	R6.12.2	R6.12.4
50	マナー力の向上に向けた講座、サークル教えてください。	玄関のチャイムが鳴り、ドアを開けたら、「消防設備の点検です」と言って、いきなり部屋に入ってきた20代男。不審者と思って部屋から出て行って貰い110番した。警官が来て、この男セコムの社員で不審者では無く、設備点検者。110番してすみませんと言うと、50代警官は「いいんですよ、また、なにかあったら110番して下さい。こうした行為は大阪の人間は珍しいことでは無いです。マナーも常識も無い奴が多いから」とは吹田警察機動隊の警官の言葉。自転車のマナーの悪さ、喫煙マナーや、煙草の吸い殻ポイ捨て、道路にゴミ、これらはこの欄で申し上げてきましたが、其れを見直すサークルや講座は吹田には無い。市民が気持ちよく過ごせるマナー力の向上を目的にしたグループ教えてください。	本市では吹田警察署と連携し、市内36校の小学校で自転車の交通ルールの遵守及び安全な乗り方について交通安全教育を実施しており、市内18校の中学校においても令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)まで、毎年6校ずつ自転車安全教育を実施しております。加えて吹田警察署では、高等学校、大学及び事業者などで交通安全講習を実施しております。 しかしながら、広く市民向けに自転車のマナー教室のようなものは実施しておりません。 (担当:総務交通室) 当室では、自分たちの住むまちでポイ捨て禁止等の啓発を実践し、市と協力して市内の環境美化推進を図る環境美化推進員(環境美化推進団体)を募集しております。 ・満18歳以上であること。 ・5人以上で組織すること。 ・継続した活動が可能な団体であること。 ・市が実施する環境美化活動に積極的に参加できる団体であること。 以上の条件を満たしていれば、御登録いただくことができます。詳細は市のホームページを御覧いただくか、環境政策室(Tel:06-6384-1361)までお問い合わせください。 (担当:環境政策室)	環境政策室、総務交通室	R6.11.19	R6.11.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
51	B53-2。「選挙ポスター掲示場の設置位置が危険」について	10/28に投稿。11/12に市から回答を頂きましたが、疑問点およびお礼。 1)[前回投稿(再掲)]:選挙管理委員会は、(中略)今回の件で他の掲示場での安全確認を願います。 Q1:他の掲示場での安全確認をされましたのでしょうか。今回の投稿は、2021年投稿の再発によるものであり、回答文に記載が有りませんでした。 2)[前回投稿(再掲)]:選挙管理委員会は、掲示場の設置時に、吹田警察の道路使用許可を得ておられますでしょうか？ 【市回答】:設置を行うに際しては、関係所管に許可を得たうえで設置をしております。 Q2:吹田警察の道路使用許可を得ておられますでしょうか？。回答文に明確な記載が有りませんでした。また道路許可申請手続きは、工事会社なののでしょうか。 Q3:掲示場の設置工事の発注時に、道路使用許可取得についての文言の記載は、有りますか。 【住居表示担当へお礼】 ・詳しい説明を頂き、有難うございました。お手数をお掛けいたしました。 →添付画像B53-2 上山手町7。→自治会が配布の住宅地図で判断をしていました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 掲示場の安全確認につきましては、業者から提出される設置完了の写真を確認する際に行っております。 Q2について 吹田警察への道路使用許可の申請につきましては、選挙管理委員会事務局が申請手続きを行い、許可を得ております。 Q3について 道路使用許可申請につきましては、選挙管理委員会事務局が行うため、文言は記載しておりません。	選挙管理委員会事務局	R6.11.22	R6.11.29
52	「国旗および吹田市旗の掲揚」について	三笠宮妃百合子さま(皇室最高齢の101歳)が15日早朝、薨去され、これに伴い、大阪府庁では、吉村洋文知事が哀悼の意を表され、半旗が15日掲げられました。また大阪市役所ではライトアップを取りやめの新聞報道がありました。 吹田市においても、国旗および吹田市旗の半旗の掲揚が必要と思います。 ・11/18の吹田市役所周辺の公共施設の国旗および吹田市旗の掲揚の状況。 【半旗の施設】:吹田市保健所 【国旗は掲揚せず、吹田市旗は頂部】:吹田市介護老人保健施設 【国旗、吹田市旗共に頂部(従前の掲揚)】: 吹田市役所本庁、メイシアター、男女共同参画センター、中央図書館、総合福祉会館、片山体育館、片山保育園、健都図書館。 【国旗のみ頂部】:吹田市民病院 ※吹田市の品格が問われると思います。	御意見いただきました国旗および吹田市旗の掲揚について、令和6年(2024年)11月26日に半旗の掲揚予定でございます。	総務室	R6.11.19	R6.11.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
53	B53。「選挙ポスター掲示場の設置位置が危険」について	選挙ポスター掲示場が、上山手町6-9地先の名神高速道路のフェンスに取付されています。 ・この道路は、歩道が道路(片側1車線の対面通行)の北側にしか有りません。掲示場は道路の南向かい側に有り、歩道からはポスターの少文字やQRコードを見る為には、道路横断が必要。 加えて、坂道の頂上付近に有る事から、東から来る車の運転手から認識され難いです(画像左下)。薄暮のこの時期は更に危険。 ⇒添付画像B53-2024-選挙ポスター掲示場・危険 ・昨年の市議会選挙、市長選挙では、多数のポスター。市民は困られると思います。加えて立候補者も。 ⇒添付画像B53-2023-市議選+市長選挙。投票日後 ・2021年の選挙ポスター掲示場でも、同様の設置がされており、選挙管理委員会に情報提供。 ⇒次の選挙時には、歩道側に設置位置を変更されました。(画像下) ⇒添付画像B53-選挙掲示場の位置変更。2021年 ⇒選挙管理委員会は、2021年の情報提供時に、他の掲示場でも危険なヶ所が無いチェックされれば良かった。今回の件で他の掲示場での安全確認を願います。 ・選挙管理委員会は、掲示場の設置時に、吹田警察の道路使用許可を得ておられますでしょうか？ 【住居表示担当へ】 ・グーグルマップでは、現地の電柱に“上山手町7”の札が取付けられていますので、確認願います。 ⇒添付画像B53-上山手町7 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見募集中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	選挙ポスターについて 貴重な御意見ありがとうございます。 ポスター掲示場については、公職選挙法に基づき、市内437か所に設置をしております。設置を行うに際しては、関係所管に許可を得たうえで設置をしております。 今回御意見いただいた箇所につきましては、事務局内で共有し、次回選挙において改善できるよう考えております。 (担当:選挙管理委員会事務局) 【住居表示担当へ】について 該当の場所に関して調べましたが、上山手町7番街区の場所に当たるため、電柱に取り付けている場所について問題はございません。 (担当:市民課)	市民課、選挙管理委員会事務局	R6.10.29	R6.11.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい4	回答1)市報に掲載するために使用した民間給与データにつきましては、吹田市内における平均給与で、本市が作成し国に提出したデータを参考にしております。 市報の「国税庁のデータ」という表記は誤りだったということですね? 「はい」か「いいえ」でお答えください。 それ以外のこと(聞いていないこと)は答えなくて結構です。 また「誤解を生じさせた」「過去の回答の通り」といった定型文はご遠慮ください。 前回の回答は質問への回答になっておりません。曖昧な回答は、地方公務員法に違反しているだけでなく、市民に大きなストレスを与えていると前回書きましたが、市はそれでも曖昧な回答を続けました。 まだ曖昧な回答を続ける場合は地方公務員法第30条や第33条に抵触していることと、市民の精神的健康を害する意志が明白となります。それは記録として残り、こちらが有識者に相談しに行く際に使用することも可能です。そのつもりで慎重にご回答ください。 ――地方公務員法 30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。 33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	繰り返しになりますが、国税庁が作成したデータではありません。国が作成する統計資料の元となるデータとして、本市の課税情報から作成し、国へ提出したものでございます。	人事室	R6.11.5	R6.11.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
55	B44-2。「消費者安全法」の注意喚起の周知要	9/25に投稿。10/10に市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 【投稿内容(再掲)】3)「消費者安全法、第38条第1項」に基づく注意喚起が必要。 *消費者の安全を守るために制定された法律で、平成21年(2009年)に施行されました。消費者事故等の発生を防止するため、国や“地方公共団体”の責務との事です、吹田市はHPや市報などでの市民への周知がされていません。 *近隣の市(豊中市、伊丹市、枚方市、門真市)では、HPで市民に注意喚起をされています。 ・市回答:「消費者安全法」については市内公共施設(公民館、図書館、地域包括支援センター等)に消費生活センターリーフレットの配架を依頼し改めてセンター業務について周知を図ってまいります。 ⇒市民総務室の回答では、上記のように「市内公共施設などにリーフレットの配架を依頼し周知を…」との事ですが、これでは市民への周知の観点からは不十分です。また即応性に欠けます。リーフレットの配架は、補完的な対応と考えます。 ⇒市内公共施設などへの配架も必要ですが、豊中市他のように市HPへの掲出を速やかに行い市民に周知される事を要望します。 【説明】 下記のように、吹田市のHPには、注意喚起や、「安全安心なまちづくりの日、期間」の掲出が見られません。また吹田市の安心・安全に対する取組に不安があります。 ・消費者庁は10月1日、輸入したロボット掃除機で、掃除機本体と周辺を焼く火災が発生を発表。「直ちに使用を中止して」。 ・政府広報。平成17年(2005年)に毎年10月11日を「安全安心なまちづくりの日」と定めています。また10月11日～20日の「全国地域安全運動」期間としての取組。 ・吹田市の特殊詐欺について、昨年に続き今年も府内ワーストワンになる状況なのに、市内の公共施設や公民館には、特殊詐欺防止の貼紙が見られなくなりました。 ・吹田市は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見募集中」 ※危機管理室に上記の観点から供覧を願います。 ※消防本部に上記の観点から供覧を願います。	ご指摘いただきました消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起については、市ホームページ内の「くらし > 相談・消費生活 > 消費生活 > 消費生活トラブル注意報」に新たに注意喚起を掲載、併せて消費者安全法についての説明を掲載しました。	市民総務室	R6.10.16	R6.11.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
56	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい3	■民間給与について 回答1)記載した民間給与につきましては、国税庁の公表データではなく、本市が課税情報から作成し、国に提出したデータとなります。 表記につきましては、分かりやすいものとなるよう改めます。 市の主張は以下のように変遷しています。 ▼市報に載っている「民間給与556万5406円」は、 1. 国税庁のデータである 2. 吹田市の平均給与である(国税庁のデータには載っていない) 3. 本市が作成したデータである 1と2が矛盾、1と3が完全に矛盾していますが、その点について何も説明せず無視されています。この矛盾が解消されるよう、明確な説明を求めます。 また3は元のデータが公表されていないため、正当性が確認できません。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 採用する吹田市の民間給与データにアルバイトの給与が含まれているため、市職員についてもフルタイム会計年度任用職員を含めております。 私の主張は「正規職員と非正規職員の給与を別々に記載するのは社会常識」です。 アルバイトの給与が含まれている民間給与データを採用したのは吹田市ですから、それに合わせる必要はありません。正規と非正規が分かれた民間給与データを採用すればよいことです。 質問に対する貴庁の曖昧な回答は、地方公務員法に違反しているだけでなく、市民に大きなストレスを与え、市民の精神的健康を害しています。そのことをご認識ください。	■民間給与について 市報に掲載するために使用した民間給与データにつきましては、吹田市内における平均給与で、本市が作成し国に提出したデータを参考にしております。 また、市報に掲載するにあたり、ホームページ等に公表されないデータを使用することもございます。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 御意見として承ります。	人事室	R6.10.30	R6.11.1
57	後藤市長のプロフィールについて	偶然発見したのですが、後藤市長のプロフィールのページに、大阪星光学院ご出身と記載されています。ですが、確か私立灘中学・高校ご出身だったと記憶しています。 また、どうしてか分かりませんが、ウィキペディアにも同様に大阪星光学院ご出身との記載があります。 更に、現在掲載されている市長のお写真が、何か違和感を感じさせます。必要でしたら、最新のご本人のお写真に変更していただけると良いなと思います。たまに新しいのに更新されると、私達も安心ですし、楽しいです。	市長の出身校につきましては、大阪星光学院中学校・高等学校卒業でございます。また、市長の顔写真につきましてもご意見を賜りありがとうございます。今後の対応の参考とさせていただきます。	秘書課	R6.10.21	R6.10.31

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
58	吹田市役所で の職員の方の、 行政の仕方が、 私に対して市 民・府民の声や 開示書をした事 の対応	私が、今迄、吹田市で、役所に通う意見が有り、今迄通り、意見として、市民総務室の1Fのコナーで、19年度夏度々、申し上げ、府や市政に対しての書面を見て頂いたり、それを、情報公開の上の階の市民総務室の窓口で、今年の6月位に、開示のかかりに請求しました、処、求めたのが書類として周って来ました。私の書いた意見としての記録です。もっと以前も、市民・府民の声として、大阪市の役所の方でも、私は来訪した。22年度6月位、その様な事を本格的に、開示情報として、又、した時が、24年度、春頃、有りました。それをお見せして、出窓口の、〇〇様というこの1Fの市民総務室の方に、持参した時もあり、説明も受けました。今の方も、その〇〇様という女性職員で、私は、今日の時の出来事を、今迄の直接した、事について意見に付いて〇〇様にも言い、書記されてました。今迄、私が受けた、吹田市役所の職員からこの2019年夏～2024秋迄の5年間に、直接、対応出来た、職員の対応の苦言を言った出来事、市民・府民の声として記録として届いているのか、吹田市の行政の方に問い希望をします。	御要望のありました、2019年夏～2024年秋までの5年間に寄せられた市民の声について回答いたします。 申出人の氏名と住所が一致する、申出人御本人のものと特定した市民の声は、令和4年度(2022年度)に2件ございました。	市民総務室	R6.10.16	R6.10.29
59	B41-2.吹田市 HP(Top頁)の 下段の「吹田市 公式SNS」内の X(旧Twitter)の 存続の検討が 必要。	9/21に投稿。10/8に市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 【投稿内容(再掲)】2)2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、台風10号、糸田川氾濫注意、竜巻注意報、9月1日の防災総合訓練などの発信は皆無です。 ・市回答:吹田市公式Xは、現在も災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信しており、2024年においても南海トラフ地震の臨時情報や台風、疫病関連の情報などを発信しています。 ・市回答:9月1日の吹田市地域防災総合訓練についても、(中略)実動訓練終了のポストを行っております。 ⇒吹田市の「X」の内容を全て見ましたが、見つけれませんでした。 お忙しい所、申し訳ありませんが、市のPC上に「X」の画面を表示して頂いて、前記の市回答(2024年発信)の表示画面の「スクリーンショット」を回答時に添付をお願い致します。 【投稿内容(再掲)】3)掲載の順序が、最初に2019年の千里山交番襲撃事件で有り、発信年も混在(入り乱れて)しており、時系列化されていません。 ⇒添付画像B41-2吹田市公式X-千里山交番 ・市回答:吹田市公式Xにつきましては、(中略)×社のシステム仕様によるため、利用される環境に応じて最新の情報が表示されない場合があります。 ・市回答:最新の情報をご覧いただく方法の一つとして、SNS「X」のウェブサイト内にある吹田市公式アカウント「吹田市役所」(リンク表記) ⇒豊中市の「X」では、最初に1月1日の能登半島地震での救助隊・救急隊の出動画像が有ります。 ⇒添付画像B41-2豊中市公式X-能登地震 ⇒市回答の「吹田市役所」(リンク表記)をクリックしましたが、「このページは存在しません」の表示。 広報課は、吹田市の「X」の降順の不具合の現状から、SNS「X」を運営している×社と、技術的な改善策を協議されませんかでしょうか。 ⇒添付画像B41-2吹田市リンク先存在せず 【投稿内容(再掲)】4)後藤吹田市長さんのメッセージも2件ほどで、活用されているとは思えません。 ⇒後藤吹田市長様へ、吹田市の「X」の現状から、継続使用または改善のご検討をお願い致します。 ※吹田市の「X」の年間の使用料金額を教えてください。 ※広報課からの今回の回答文のタイトルが「市民の声No.8425、8434について(回答)」です。 ・投稿者の＜件名＞の文言の記述が有りません。加えて、No.8425、8434の数字は、市役所内での管理No.と思われ、投稿者には通知されていない数字です。⇒投稿者の＜件名＞の文言の記述が必要。 更に、回答のメールに異なる投稿2件の内容が記載されており、また危機管理室への質問に対する回答文が有りません。吹田市の業務処理に疑問が生じます。 ⇒回答をするに際して、上席者の決裁を受けられたのでしょうか？ ⇒市民総務室の方へ。市民の声の、ルールは、どのようになっているのでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	9月1日の発信画面については別添のとおりです。また、9月1日の地域防災総合訓練の発信に関しては、広報課が広報班として担当しているため、危機管理室に代わってお答えしています。 SNS「X」の表示方法については、X社の意向によるものであり、技術的な改善策を協議するものではないと考えています。本市におけるSNS「X」の年間使用料は0円です。 また、市民の声への回答については、決裁を受けた上で行っております。 (担当:広報課) 市民の声は、御意見の内容に応じて当該業務を行っている室課へ回答を依頼しております。 2件以上の異なる御意見に対して、とりまとめて1件の文書として回答するかどうかなどの具体的な方法については、特にルールはなく、各室課で判断しております。 (担当:市民総務室) ※添付画像については、公表しておりません。	広報課、市民総務室	R6.10.15	R6.10.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
60	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい2	■民間給与について 前回の質問への回答で、民間給与556万5406円は吹田市における平均給与とのことでした。 しかし市報に「国税庁のデータ」とありますが、国税庁の「民間給与実態統計調査」に市町村単位のデータは載っていません。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2022/pdf/002.pdf 民間給与556万5406円はどこのデータなのか教えてください。 ちなみにデータを引用する際に引用元を書くのは社会人の常識です。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、定められた要領の様式に則って作成し、フルタイム会計年度任用職員を含めたものとなっています。 「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に、正規職員と非正規職員の給与を混交して公表せよとは書かれていません。 https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/H417901010007/H417901010007.html 従って、その回答はただ「手順」を説明しただけであり、正規職員と非正規職員の給与を混交しなければならない「理由」の説明にはなっていません。 疑問に対して理由を説明するのは、小学校レベルの国語です。このような回答では、吹田市職員の国語力が給与に見合っていないところか、小学校のレベルを満たしていないと疑念を持たれることを省みるべきです。	民間給与について 記載した民間給与につきましては、国税庁の公表データではなく、本市が課税情報から作成し、国に提出したデータとなります。表記につきましては、分かりやすいものとなるよう改めます。 正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件について 公表した資料につきましては、記載方法も含め市で定めた要領に従って作成しているところですが、平均給与の比較にあたり、非正規職員の給与を含める点につきましては、採用する吹田市の民間給与データにアルバイトの給与が含まれているため、市職員についてもフルタイム会計年度任用職員を含めております。	人事室	R6.10.15	R6.10.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
61	市報の表紙について	何回伝えても改善されないので再度改善を求めます。市報の表紙は記念撮影ではないですよ。 ・10月の表紙は記者だからといって表紙に載せるのおかしくないですか？場所だけでも言葉を付け加えたら伝わります。記者に選ばれた人だけの特権ですか？ ・9月号 吹田フェスタを伝えるのはわかります。ただ、女性の写真(スプラッシュ)について、昨年市民から意見言われていませんでしたか？昨年万博行った時広報の方が嬉しそうに女性の方の写真を撮っていました(私の主観です。)が掲載されていない写真の流用はまさかないですよ？ ・5月号 なぜ彼らなのでしょう？千里北公園と書かれていますが、似たような風景は市内にもあります。彼らを選ぶ理由はコネですか？不公平です。公募してください。 ・3月号 5月号と同じです。しっかり考える職員はいないのでしょうか？できないなら市民に開放してください。別にあなた方に頼んでいませんよ。仕事ならふざけないでください。 ・2月号 風景は問題ありませんが、なぜ女性だけでしょうか？吹田の成人式に参加するのは女性だけですか？撮影した人並びに関係者の趣味が入っているのですか？男女平等ですよ。私以外の市民から同様な意見が出されていたのに改善されないのは、市役所には市民の意見を聞くのが嫌いな人が集まっているのですか？お金を掛けて市報出すなら、自分たちだけでなく市民にも参加させるプロセスを考えるべきではないですか？市民アンケートで不満がないからと好き勝手にやるのはやめてください。改善を求めます。	市報の表紙は公募によるものではなく、普段は市報をご覧にならない方にも見ていただけるように毎月テーマを設定し、テーマに応じて目を引くようなデザインを心がけて作成しております。 テーマにつきましては、その月、特にお伝えしたい施策やイベントが表紙から伝わるよう、主に特集と関連した内容で作成しております。 モデルにつきましては、現地で声をかけてご協力いただいているほか、男女比に関しましては、年間を通してバランスが取れるよう意識しております。 男女ともに参加している成人祭などにつきましては、その号だけで男女のバランスが取れるよう、今後は努めてまいります。 また、ご指摘の写真の流用に関しましても、業務以外の目的でのデータの外部への持ち出しを禁じており、業務外での流用はしておりません。	広報課	R6.10.7	R6.10.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
62	B47.吹田市のHP内の「北摂自治体連携事業」のサイトについての意見要望。	このサイトは、市のHPに9月27日に掲出されましたが、新着情報に掲出がされていません。 ・趣旨は、2025年大阪・関西万博の機運醸成ならびに北摂エリアの魅力発信を目的として、大阪を訪れる方々に向け、会期中に北摂エリアのイベント等で弁当を活用し、各市町を訪れてもらう。 内容は、北摂各7市3町の食材を使った「北摂弁当のレシピコンテスト」の制作の募集案内です。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-1吹田市のサイト、食材リスト ⇒添付画像B47-北摂弁当-2募集チラシ画像 1)吹田市のサイトにたどり着くには、市HP(Top頁)⇒最下段の“EXPO2025”⇒関連リンク集⇒北摂自治体連携事業の中の項目内に記載。 ⇒これでは、募集対象者である、高校生や大学生などの目に触れません。 吹田市は、常々「市内には大学が5校あります」…と言っておられるのに、辻妻が合いいません。 加えて、千里金蘭大学や大和大学さんは“食”に関しての取組も有り、周知の方法を考えるべき。 2)吹田市は、今回の「北摂弁当」の取り組みについて報道機関に9月6日に共同リリースされているのに、市のHPへの掲出が9月27日では、遅すぎ。加えてエントリー開始が、9月11日。エントリー締切が10月11日。…では、メニューの検討・食材の確保は非常に困難。 3)吹田市の「北摂弁当の食材」については、収穫時期の制約、価格、必要量の確保面で難しいと思われます。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-1吹田市のサイト、食材リスト[右] ・吹田くわい(収穫時期は11月末～12月)、吹田産新たまねぎ(5月頃)、筍(4月頃)。入手先が江坂朝市。 ・コネクトコーラ(飲料)、北摂ベジスイート(画像を見るとクッキーのようで現在売り切れ) ・吹田バナナ⇒リンク先が(ページが見つかりません)。このバナナは「皮も食べれる」、吹田市のふるさと納税の返礼品でもあり、また高価だった記憶があり「収穫時期により返礼不可」の記述が有りました。 ※お節介ですが、ネットの情報では、バナナは腎臓病に罹患の方には悪いとの事。⇒今回のお弁当では量が少ないので影響なしか。 ・KANDAI BLEND®リップコーヒー(コーヒー豆の挽いたもの) ※応募者が食材の検討をするのに、吹田市のサイトには吹田市の食材のみであり、摂津市のHPでは、全ての市町の食材・入手先のリストの記載が有り便利。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-3摂津市の食材リスト 4)吹田市のサイトの説明文には「2025年大阪・関西万博」の語句が全く見られません。何故ですか？ ・近隣の池田市、箕面市、豊中市、摂津市の「北摂弁当」のサイトには、「2025年大阪・関西万博」の記載有り。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-4池田・箕面・豊中・摂津市の万博表記 ⇒万博の機運醸成であれば、シティプロモーション推進室は、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と「食」は、密接な関連性があると思いますので「2025年大阪・関西万博」の語句は、上記の他市同様に記載すべきだと思います。 5)市HPへの掲出に際して、上席者の決裁を受けられましたのでしょうか？ ※広報課に、万博開催まで6か月ほど。機運醸成の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	まず、「2025年大阪・関西万博機運醸成」という文言につきましては、いただいた御意見を踏まえ、追記させていただきました。今後、更新のタイミングなどの機会をとらえ、その他のページについても必要に応じ追記等を行います。また、ホームページについては課長級の決裁を受け掲載しております。 次に、「北摂弁当」について回答させていただきます。 ホームページへの掲載は9月6日14時に行っており、添付資料等を改定したため更新日が9月27日と記載がされていたものです。 また、周知につきましてはホームページでの掲載のほか、大学にも別途直接お声かけしております。 食材については、本取組の趣旨として各市町の特産品等のPRも兼ねたものとなっております。各市町の特産品の収穫時期等がコンテスト募集時期と合わないことから、食材確保が難しいものについては、別産地の食材を代用してもよいこととなり、募集期間中に食材確保が難しいものもリストに含まれております。 レシピコンテストのチラシQRコードから各市町の食材と購入先が確認できること、本市特産品等のPRを重視しておりますことから、本市ホームページについては本市の食材のみを掲載しているものです。	シティプロモーション推進室	R6.10.3	R6.10.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
63	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい	「市報すいた」2023年12月号に載っている、吹田市職員の給与についてです。 ●民間給与が誤り 「市職員(フルタイム会計年度任用職員含む)と民間の平均給与の比較」において、民間給与が556万5406円(国税庁のデータ 令和4年1月～12月)とありますが、国税庁のデータでは令和4年分の民間の平均給与は458万円です。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2022/pdf/002.pdf 「市報に載せたのは上場企業の平均です」や「大阪府の平均です」といった言い訳が予想できますが、そう記されていない以上は誤りです。 ●正規職員と非正規職員の平均給与が混交されている 市職員の平均給与はフルタイム会計年度任用職員、つまり非正規職員の給与を含めた額になっています。 正規職員と非正規職員の給与を別々に記載するのは社会常識です。国税庁のデータでもそうになっています。 「書くスペースがない」という言い訳は、「経年数別平均給料」「その他の手当」などの重要性の低いデータが載せられている以上、ご遠慮ください。 以上の誤情報、記載不足により、 ・民間の給与が高いという誤った情報 ・市職員の給与に非正規を混ぜることによって、正規職員の給与が低い印象を与えている ・以上2点により、市職員と民間の給与の差が小さいと見せかけている ・非正規職員の平均給与を書かないことにより、待遇の悪さを隠蔽している という卑小な記述が行われています。市職員給与費582万2478円は、正規職員に限ればもっと増える筈です。その給与にふさわしい仕事をしてください。 また、令和4年度の正規職員と非正規職員の平均給与をそれぞれお教えください。	「民間給与が誤り」について 公表しています民間給与は、吹田市における平均給与となりますが、いただきました御意見を参考に、分かりやすい表記となるよう努めます。 「正規職員と非正規職員の平均給与が混交されている」について ホームページに公表しています内容は、「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、定められた要領の様式に則って作成し、フルタイム会計年度任用職員を含めたものとなっています。 なお、令和4年度の平均給与は次のとおりです。 正規職員:624万9476円 フルタイム会計年度任用職員:278万7828円	人事室	R6.10.3	R6.10.11
64	B48.吹田市本庁舎職員のお昼の食事場所は、どこで～。	1)市役所のお昼休み時間中でも、市民の窓口対応で3交代業務をさされています。早番や遅番の方は、職場では食事(お弁当)が出来ません。窓口近くの職員(正規。非正規)の方々の食事場所は、どこでされていますのでしょうか。駐車場の交通整理員の方々など、把握されていますか？ 2)市役所の食堂は現在、入札業者が居られなくてお弁当業者の方が(約50食?)AM11:30から販売開始対応をされていますが、食堂のテーブル・イス席は、利用されていませんか。 ⇒上記の窓口近くの職員(正規。非正規)の方々などの食事場所として、食堂の利活用をされませんか？ ⇒添付画像B48-市役所食堂。上:開店前。下:開店後。手前の方は、麺や客 3)市の職員組合の方は、職員の方々の福利厚生として考えて頂きたい。市の担当部署の方も気がついて欲しいです。併せて湯茶の対応もお願いします。 4)吹田市本庁舎で勤務されている全職員の方々の人数は、何人ですか？。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1)について 地下1階の食堂スペースにつきましては、午前11時30分から午後2時まで、職員及び来庁者の食事スペースとして開放しており、昼休み時間中に窓口対応等の業務を行った職員は、当該スペースや職場の会議室などを利用して、食事をとっています。 なお、市が業務委託をしている駐車場の交通整理員につきましては、警備控室、食堂スペース等を利用されているとのことです。 2)について 回答1で記載しましたとおりですが、地下1階の食堂スペースにつきましては、午前11時30分から午後2時まで間、職員及び来庁者の食事スペースとして開放しています。 3)について 食堂スペースにおける飲料につきましては、各自で持参いただくかコンビニエンスストア、お弁当販売事業者及び自販機等で購入いただいております。 4)について 令和6年4月1日現在で約1,100人です。	人事室	R6.10.7	R6.10.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
65	B44. 詐欺メール「能登半島災害被災の支援金」「国税庁:e-Tax税務署からの未払い税金」ならびに「消費者安全法」の注意喚起の周知要	吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をされていることから、市民への周知が必要と考えます。 1) 9月22日にYahoo!のサイトに、「令和6年9月能登半島豪雨緊急支援 - Yahoo!ネット募金」のクリックの鉤があり、関連と思わせる詐欺に注意要。 2) 定額減税の関連と思わせるメールが、23日から急増。 ⇒添付画像B44-詐欺メール 3) 「消費者安全法、第38条第1項」に基づく注意喚起が必要。 ・消費者の安全を守るために制定された法律で、平成21年(2009年)に施行されました。消費者事故等の発生を防止するため、国や“地方公共団体”の責務との事です、吹田市はHPや市報などでの市民への周知がされていません。 ※近隣の市(豊中市、伊丹市、枚方市、門真市)では、HPで市民に注意喚起をされていました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘いただきました詐欺メール「能登半島災害被災の支援金」「国税庁:e-Tax税務署からの未払い税金」についてはHPを作成し、併せて吹田市公式LINEで注意喚起を行う予定です。「消費者安全法」については市内公共施設(公民館、図書館、地域包括支援センター等)に消費生活センター/リーフレットの配架を依頼し改めてセンター業務について周知を図ってまいります。	市民総務室	R6.9.25	R6.10.9
66	B41. 吹田市HP(Top頁)の下段の「吹田市公式SNS」内のX(旧Twitter)の存続の検討が必要。	「X」の内容を見ると吹田市は、「災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信します。」との事ですが、吹田市が発信している情報は2018年～2022年であり、2023年 & 2024年は発信無し。広報課はメンテナンスを全くされていないと考えます。また、市民が、見ておられるのかも甚だ疑問。 1) 主な内容は、2018年の台風による停電。2019年の千里山交番襲撃事件。2020年からのコロナ関係。2022年の不発弾発見のみ。買い物キャンペーンの紹介や特別低額給付金(10万円支給)の申請書を本日発送…は対象外と思います。 ⇒新吹田市民になられた方が発信日を見ずに、内容を読まれた方は最初の“千里山交番襲撃事件”について目に触れ、“拳銃が奪われ逃走中”を見られたら「何。これ！」と驚かれませんか？ ⇒添付画像B41-1市HP「X」画面 2) 2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、台風10号、糸田川氾濫注意、竜巻注意報、9月1日の防災総合訓練などの発信は皆無です。 3) 掲載の順序が、最初に2019年の千里山交番襲撃事件で有り、発信年も混在(入り乱れて)しており、時系列化されていません。 ⇒非常に見難い状態です。私は、最新の発信内容が最初に表示で、古いものが下段になる降順と思っています。 4) 後藤吹田市長さんのメッセージも2件ほどで、活用されているとは思えません。 5) 発信内容にタイトルが無く理解困難なものもあり、吹田市に転入された新市民の方は、この「X」サイトのメンテナンスが全くされていない吹田市広報の信頼度・不安感を抱かれる可能性が有ります。 6) 危機管理室は、9月1日の防災総合訓練に伴い、市HP(Top頁)を“緊急版”に切り替えておられ、「公式X・LINEで発信訓練を行います」の記述が有りますが、発信はされたのでしょうか？ ⇒添付画像B41-2防災総合訓練時の市HP画面 ⇒発信された内容は、吹田市公式X(旧Twitter)のサイトのどの部分に掲載がされたのか、教えて下さい。 ⇒危機管理室は、市HPの“緊急版”の編集時に、サイトの最初の発信内容が“千里山交番襲撃事件”であることから、疑問に感じておられないので、危機管理意識を高めて頂きたい。 現状の「X」では、緊急時に使い物になりません。広報課と早期に協議をされたし。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市公式Xは、現在も災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信しており、2024年においても南海トラフ地震の臨時情報や台風、疫病関連の情報などを発信しています。 9月1日の吹田市地域防災総合訓練についても、同日10:17に訓練内容、12:14に実動訓練終了のポストを行っております。 なお、吹田市公式Xにつきましては、SNS「X」を運営している×社のシステム仕様によるため、利用される環境に応じて最新の情報が表示されない場合があります。最新の情報をご覧いただく方法の一つとして、SNS「X」のウェブサイト内にある吹田市公式アカウント「吹田市役所」(https://x.com/SuitaCity_Osaka)を選択して表示させることが可能です。	広報課	R6.9.24	R6.10.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
67	B43。吹田市HPの新着情報に「同一タイトルのものが最近2件、同じ日に掲出あり」	市民は、市HPを閲覧された時にどのように感じられるのか考えて頂きたいです。市職員、決裁をされた上司の資質が問われます。 1)9月18日:屋外広告物パネル展2024を開催します(都市計画室) 2)9月12日:吹田市民文化祭(文化スポーツ推進室) ⇒添付画像B43。同一タイトル掲出2件 ※市HPの維持管理をされている、広報課の方へ。以前の投稿に対する回答で「HPは、チェックしています」⇒このような現状では、吹田市に対する信頼度が低下。 ・同一名称のHPへの掲出防止について、マニュアルにはどのように記載されていますか。 ・上記の2件について、当該部所に指導をお願いします。 ・ネットの「人事用語集」に“ハインリッヒの法則”があります。1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常が。「1:29:300の法則」とも呼ばれます。 ⇒確認不足によるミスは、大きなミス(金銭・人命)を惹起する可能性が。 ※人事室に新入職員への教育の観点から供覧をお願いします。私は新入社員教育時に教わりました。 ※危機管理室に安全管理の観点から供覧をお願いします。 ※情報政策室はDXに取り組んでおられる事から、市民への周知状況の観点から供覧をお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	HPのタイトルに関しては、主題が明確にわかる具体的なタイトルであり、他のページと重複しない固有のタイトルにする旨をガイドラインに記載し、運用しています。 ご指摘いただきました2件については、各担当へ情報共有しています。	広報課	R6.9.24	R6.10.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
68	職員の対応 国保担当の〇〇氏について	このたび、前もって電話相談したにもかかわらず口座の差押を国保からされました。その時、国保担当の〇〇には電話口で、そのままにしておいてもらってもいいです。と言われ、それ以外の説明や差押の説明もありませんでした。 以前に差押の話をしているから説明をしなくても良かったと言うのが〇〇の見解です。 市民はそれではわかりません。相談に応じてくれたと思います。その後放置とみなされて…結果差押。 現在、所持金1000円です。ようやく就職先が決まり、市民税と国保の分納ついてご迷惑をお掛けしない金額の支払いのめどの相談の2日前にいきなり差押。給料の支払いまでの繋ぎの20万円を何とか口座に用意して、家賃、光熱費、生活費の出費にあてる準備が出来た矢先に、国保で差押されました。何もかも支払いが出来ません。生活も出来ません。 福祉に相談してくださいと軽々しく言う〇〇。 決して、それまで放置などせず、市民税と国保に電話連絡を行いました。 市民税課の〇〇さんには、こころより感謝申し上げる程の親切な対応でした。吹田市役所でも〇〇さんをお手本に教育された方が良いと思います。 その反面、国保の〇〇は電話にて適当な対応をしたからこのような差押まで至りました。 自分以外にも、他の市民の方にも、この〇〇という職員にメンタル面も含めて、最低限の生活の人権侵害を受けていると思うので、〇〇に対する厳重な注意を含め、このような職員は窓口と電話対応を一切やめてもらいたい。 市民税課の〇〇さんを含めて他の職員の方は、とても丁寧な方ばかりです。 今回の〇〇の適当な対応、何かにつけて、法律に乗っ取り差押しているだけです。等と、市民が生活を立て直すため必死になっているにも関わらず、返済する意思を侵害する発言と、〇〇の差押前の電話での相談に対する説明不足について、この様な事が今後起こると思うので市役所で検討して頂きたい。	この度は、本市職員の対応について不快な思いをされたことにつきましてお詫び申し上げます。 御意見をいただきました件について説明させていただきます。 まず、法律によりますと、国民健康保険料は正規の納期限までに必ず納付いただくかなければならないこととなり、分納という制度はございません。 正規の納期限を過ぎて納付がない場合は、納期限後30日以内に督促状を送付しなければなりません(吹田市債権管理条例第5条)。また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は滞納者の財産を差し押さえなければなりません(国税徴収法第47条)。 ただし、法律(地方税法第15条及び国税通則法第46条)に定める要件に該当するときは申請により1年以内に限り徴収猶予できることとなり、実際には法律上の徴収猶予の要件に該当しない場合でも、1年以内に完納となる納付計画を立てられた場合には、便宜上の分納処理を行ない、履行中は状況により滞納処分を保留していることもございます。 〇〇様の場合は、分納により納付いただいておりますが、1年以内に完納できる納付計画となっておらず、増額の依頼、及び財産調査の上での差押がある旨の説明をさせていただいていたところです。 前もって電話相談され、担当した本市職員の〇〇が「そのままにしておいてもらってもいいです。」と申し上げたことですが、本市の面談記録によりますと差押の直前に分納を受付けた職員は〇〇ではなく、また〇〇を含め担当職員全員に聞き取りも行ないましたが、過去にそのようなことを申し上げた記憶はないとのことでした。 納付相談を受ける際には、市民の方の御事情をお聞きするとともに、法律に基づいた説明を行なうよう、平時より職員に指導しており、納付が困難な方におかれましては御負担に感じられることもあると認識しているところでございます。 あくまでも納期限を過ぎている保険料は、法律上、一括納付が必要であり、分納は便宜上の処理により行っているものでございます。	国民健康保険課	R6.9.30	R6.10.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
69	個人情報管理に関する苦情	先日花火イベントの開催認可に対する質問を行いました、本日実施団体から状況説明のメールが届きました。 私の質問をメールアドレスを含めて転送したと思いますが私は許可していません。 個人情報に対する認識が不十分で不適切な対応ですので個人情報管理責任者からの説明をお願いします。 理由は説明しませんが万博運営組織に名前を知られるのは非常に困るのに知られてしまいました、責任取れますか？ もう1件黙認した案件もありますのでメールを送っていいアドレスを教えてください。メールの誤送信ですが事後なんの対応もありませんでした。	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)については、送信フォームの冒頭部に注意点を掲げており、その中で、「国や府などに関することについては、市ではお答えできませんので、それぞれの窓口にお問合せください。このようなご意見が市に寄せられた場合は個人情報を含めて関係機関に内容を伝達いたします。」と記載しております。 9月23日に〇〇様からお送りいただきましたご意見・ご要望につきましては、大阪府が所管しております日本万国博覧会記念公園に関するものが含まれていましたことから、本市としましては、これに基づいて大阪府(広報広聴課)に伝達したものです。 その後の処理につきましては、本市ではわかりかねますので、お手数をおかけいたしますが、大阪府(広報広聴課)へお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。 【大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課】 電話番号:0669449013 Email:fuming05@sbox.pref.osaka.lg.jp なお、本市に関する部分につきましては、環境保全指導課より改めて回答を送信させていただきます。 また、「もう1件黙認した案件もありますのでメールを送っていいアドレスを教えてください。」と記載いただいておりますが、本市に関する内容でございましたら、今回回答をお送りしておりますメールアドレス ko_sodan@city.suita.osaka.jp)へ送信いただきましたら、担当部署にお繋ぎし、改めて担当部署より御連絡差し上げます。 本市以外の機関でございましたら、それぞれに広聴担当部署がございますので、直接御連絡いただきますよう、お願い申し上げます。 最後に、今回いただきました御意見につきましても、大阪府に関する内容が含まれておりますので、大阪府(広報広聴課)へ個人情報を含めてお伝えしてもよろしければ、返信いただきましたら対応させていただきます。	市民総務室	R6.10.4	R6.10.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
70	B35-2。「ゴミ収集車火災」防止の啓蒙が必要	9月12月に投稿しましたが、少し疑問点が有ります。 ・投稿(抜粋):「ゴミ収集車火災」時の対応マニュアルは作成されていますか？。 ・市回答(抜粋):「ゴミ収集車火災」のマニュアルは作成していませんが、ゴミ収集車火災も含む事故等の緊急時のマニュアルは作成しており… Q1: 投稿した趣旨は、画像のゴミ収集車の前に作業員らしき人(軍手)が2人。また交差点内に信号待ちの方が4人おられます。 ⇒素人なりの考えですが、ゴミ収集車のガソリンタンクに火が移り、万が一、爆発した時の危険予知をした場合、作業員の方は、延焼中のゴミ収集車から離れる。加えてゴミ収集車に人や車を近づかせないように。消防車や警察官が来るまでに交通遮断が必要と思いました。また建物の中におられる方は、どうすれば良いのか、消防署の見解を聞かれて、マニュアルの充実化をされたら…。 ⇒添付画像B35-2ゴミ収集車火災。西ノ庄交差点 Q2: ゴミ収集車火災について、ごみの投入作業中に発火すれば分かりますが、走行中に発火をすれば運転席からは、サイドミラーで煙の確認になるのでしょうか？。煙や熱感知器はあるのでしょうか？。 ・今回の場合は、火災の発生についてどのような状況でしたのでしょうか？。消火器の積載位置は、どこですか？。 Q3: 少し前ですが、目の前で2階建ての集合住宅の家庭ごみを作業員が収集車に投入した後、運転席に入り車を即出発。 ⇒これって、一人乗車。万が一、火災発生の場合は対応不可と考えます。再度、委託業者に周知徹底が必要。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	Q1について 貴重なご意見ありがとうございます。今後も様々な課題を検討してまいります。 Q2について ゴミ収集車には、煙や熱感知器の搭載はないため、サイドミラーや臭気での確認となります。また、状況としましては道幅の狭い地域で車両火災が発生し、消火器による初期消火を行いました但し鎮火しなかったため、周囲の安全を確認し道幅の広い場所での消火活動となりました。収集車両には消火器の搭載はしておりますが車両により搭載位置は異なります。 Q3について 今回の車両火災を受け、一般ご家庭のごみを収集しているすべての委託業者に車両火災時の対応について指導を行っております。	事業課	R6.9.25	R6.10.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
71	職員の乱脈振 りについて	貴庁職員の乱脈振り、市民への忠誠心の欠如は目に余る。 令和5年10月23日には福祉部の主任級の一般事務職員(38歳)が令和3年8月から、吹田市職員労働組合の組合員である立場を利用して、主に休日に職員会館内の組合事務所の部屋を私的に使用し、その時間を勤務していたものとして時間外勤務手当の申請を行い、時間外勤務手当を不正に取得していた故を以て懲戒処分となり (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1029871.html)、令和4年6月16日には環境部の主任級の清掃職員(35歳)が自宅からバイクで出勤途上に酒気帯び運転(呼気12あたり0.20mg)で検挙され(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1024913.html)、令和3年1月15日には環境部の主任級の清掃職員(55歳)が令和2年10月15日に公用車で部下職員の運転により出張した際、ドラッグストアで酒類を購入し、知人宅や実家へ届けるなど公用車の不正使用及び職務からの離脱があり、同年8月13日及び9月14日も概ね同様の行為があった故を以て懲戒処分となり(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004000.html)、平成30年5月17日には当時福祉部の主任級の一般事務職員であった〇〇51歳が平成28年度会計について460,440円の収入金を口座に入金することなく私的に使用するとともに、支出を過大に計上した虚偽の決算書を作成して団体の決算監査を受け、平成29年度会計については、508,603円の収入金を自席の引出に保管し紛失させるとともに、通帳等の紛失も含め、事案が発生した時点で上司に報告を怠るという忠誠心の欠片もない不良行状により懲戒免職となり (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004006.html)、平成28年11月28日には市庁舎警備業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき業者と随意交渉し、契約締結を行うべきところ、契約に必要な事務手続及び契約書の作成を怠るという信じがたい役目怠慢により総務部の次長級の一般事務職員(58歳)と同じく課長級の一般事務職(52歳)が懲戒処分となり(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004004.html)、平成26年3月17日には道路公園部の課長代理級(58歳)が阪急宝塚線宝塚行き急行電車の車内で、午後10時頃、乗客の20歳代の女性に痴漢行為を行い (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004003.html)、平成25年5月13日にはまち産業活性部の係長級(47歳)がコミュニティセンター清掃業務において、センターの平成24年10月からの毎日閉館に伴う業務拡大に関し、正式な契約変更手続きを怠り、剩れ上官と業者の両方に虚偽の説明・報告を重ねた故を以て懲戒処分となる (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004002.html)等、貴庁では忠誠心の欠片もない職員や甚だしい役目怠慢があまりにも多すぎる。	ご指摘の事案につきましては、公務員が率先して法令等を守り、市民の方々からの信頼を得なければならない立場であるにもかかわらず、信用を著しく失墜させる行為でございます。 今後は、このような不祥事が再発することのないよう、市民の方々の信頼回復に向け、服務規律の確保について、より一層全職員に周知徹底してまいります。	人事室	R6.9.30	R6.10.3
72	B30-2。市HP (新着情報)で7 月1日掲出のタ イトル『金婚夫 婦の方へお祝 状を贈ります』 について改善 提言	2024年9月2日に投稿しましたが、市の回答は「(電話での)申請書の送付希望があれば、対応させていただいております」「ホームページでもその旨掲載いたします」ですが、申請用紙を貰うのに市役所または各出張所で…との事で公民館の利活用を要望しましたが、高齢福祉室の対応状況を見ますと、金婚を迎えられた高齢者の外出ならびに連日の気温が高い日が続いており(今週の天気予報では、35度の日が2日間)、投稿します。 1) 9月12日に市HPに、「御希望の方には申請書を送付します」を掲載されましたが、市HP(Top頁)の新着情報には掲出されていません。 ・“健康福祉”のサイト⇒高齢者福祉⇒生きがいづくり⇒“金婚祝い状”の更新情報が掲出されており、⇒これでは市民の目に触れるとは考えられません。 ⇒添付画像B30-2-金婚夫婦祝状-1新着情報になし ・9月12日に掲出のサイトの冒頭口箇所に、更新内容の記載が無いことから、サイト内の全てを見られた方しか分かりません。⇒画像-1の下部の口枠内に「申請書の請求が電話でも可」の文言が欲しいです。 ・サイトへの追記ヶ所(御希望の方には申請書を送付します)を見ると、申請方法の-3 郵送による申請の項に記載。⇒(私見)申請書の配布の項に記載が適切かと思います。 ⇒添付画像B30-2-金婚夫婦祝状-2。申請書電話申し込み追加ヶ所 2) 今年度の申請件数を教えて下さい。1-電子申込システム。2-郵送受付。3-電話での申請書の送付希望。 3) 環境政策室は、熱中症対策の観点から、市HPへの掲出のみでは無く、吹田市のイベントや行事の開催時の考慮の要請について全部局に発信をされましたのでしょうか。 ※広報課に市民への情報周知の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。	1について 金婚祝状贈呈にかかるホームページの記載内容につきまして、御意見ありがとうございます。 今後いただいた御意見も参考に、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:高齢福祉室) 2について 申し込み方法別の申請件数につきましては、令和6年9月20日現在で、電子申し込み25件、郵送での申し込み7件、来庁での申し込み65件です。 なお、電話での申請書の送付希望につきましては、7件です。 (担当:高齢福祉室) 3について 環境政策室では、庁内の電子掲示板等を利用し、高齢者、子ども、持病のある方等熱中症になりやすい方々に対し配慮をするよう、各室課に通知しています。引き続き、熱中症対策の観点から庁内に注意喚起してまいります。 (担当:環境政策室)	高齢福祉室、環境政策室	R6.9.17	R6.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
73	B33.市HP(新着情報)で9月6日掲出のタイトル『請求書の押印見直しについて』の改善提言	1)サイトを開くと、「請求書に必要となる記載事項」では、(2)請求先(吹田市水道事業管理者)の記述があり、またサイトの問い合わせ先が“水道部”です。 2)サイトの冒頭の説明文では、全庁が対象とも読み取れます。 ⇒このタイトルでは、吹田市に請求書を発行する事業者に、混乱が生じます。⇒速やかにタイトルおよび説明文の訂正が必要と思います。 ⇒添付画像B33-請求書の押印見直しについて 3)全庁が、取組・対応をされるのであれば、水道部では無く、全庁の統括部門がサイトを掲出すべきと考えます。 4)市HPに掲出されるにあたり、上席者の決済を受けられたのでしょうか？ ※人事室、広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1、2及び4について 吹田市HPの新着更新情報「請求書の押印見直しについて」に関する御意見につきましては、水道部からの情報であると一目で分かるよう、タイトルを「請求書の押印見直しについて【水道事業会計】」と改めました。 なお、HPに情報を掲載する際は、上席者の決済を必ず受けて掲載しています。 今後も分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。 (担当:水道部企画室) 3について 全庁的な取り組みとして、会計室が「市の会計・財政」のページ内に、以下のとおり「請求書の押印省略について」との記事を掲載しています。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018870/1036161.html 今後も分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。 (担当:会計室)	会計室、企画室	R6.9.9	R6.9.18
74	広報吹田の個別配布は必要ない。	私のマンションでは、広報吹田が毎月届くようですが(7月30日転入)ほとんどの住民が、広告と一緒に、ゴミ箱に捨てています。ホント、大部分の住民です。私は興味深く、広報を楽しみしていますが、学生にとって必要ないのかもしれませんが。いや、このマンションは学生が半数以下で関大に近い立地ですが、特に学生にとってそれほど有意義なものでない(紙面を学生にも親しまれるようにすることは別問題として)事は確かなようです。親しくなった同じ階の若い男性(30歳位)が捨てているのを見て、お話しました。「俺には不要」と言っていました。たくさん有益な情報があるのに。そこで意見です。私の住むマンションよりも学生の多いマンションではもっと「読まずに捨てる」人が多いと思います。配布された半数以上は捨てていることをわかっている、と市役所の職員が(顔なじみになった、1階で案内している若い男性職員)言いますが、印刷代、配布する人の人件費、公費の無駄遣いだ。強く、この件について申し入れをしたいので、どこに言えばよいか、教えて下さい。ワープロできちんと、この意見を書きましたので郵送したいので(書留で送ります)担当部署を教えてください。	本市では、各種制度のお知らせなど、市民の皆様の生活に関わる大切な情報を市報に掲載していることから、確実に情報をお届けするため、全戸配布としております。 令和4年度に実施いたしました市民意識調査において、市報に目を通している市民の割合は約8割という結果が出ており、市政情報の入手方法についても市報が最も高い数値となっております。 一方で、ご指摘いただいた学生等の若い世代につきましては、市報に目を通さない方が多いということが当該アンケート結果からも判明しています。 市報には若い世代の方々にも必要な市政情報を掲載していることから、今後も引き続き誌面に目を通してもらえるよう、工夫してまいりたいと考えております。この度は、貴重なご意見ありがとうございました。	広報課	R6.8.30	R6.9.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
75	吹田市保健所への苦情・クレーム	問題点 1、保健所職員(〇〇氏、他同時同時に勤務していた者)の対応 2、特定医療費支給認定申請の書類内容不備 3、保健所施設の影響 4、保健所職員の態度、身なり 1、2について 申請手続きに【必ず用意していただくもの】と記載されている書類(市町村民税課税証明書)を提出した際に、何の説明も一切無く「これは要らないですー」と突き返されました。 もちろんコチウとしては意味もわからず、何も理解できないので「なんですか?」と聞き直したところ、「本人と同じ医療保険に加入していない人の課税証明書は要らないです」とのこと。 「え? そんなこと書いてました? 」と聞き直したら、「書いてるんですねー」と言うだけで、実際に書面の何処に書いてあるのかの説明すらも無く、ただひたすら「書いてるんですねー」と言うだけ…。 市町村民税課税証明書は、わざわざ市役所へ発行へ出向き、発行のための書類を必要人数分書き、窓口へ提出して、身分証明書を提出し、発行の特権をし、番号が呼ばれたら受け取り、手数料250円を支払ってようやく手に入ります。私の場合は代理で行っているので、更に委任状を提出するために、委任状を吹田市のホームページからダウンロードし、コチウでプリントする作業やプリント代金までかかっています。 申請手続きのために【必ず用意していただくもの】と記載されている書類を準備するためにも、かなりの労力や時間、費用がかかっていることに対して、十分な説明も無く突き返す保健所職員の対応に、非常に不快な気分になりました。 正直、[75歳以上の国民保険加入者と、74歳未満の国民健康保険加入者が違う医療保険に加入している状態]などと、市民にはバツと判断出来ることではありません。 もちろん保健所職員から、このような具体的な説明は一切無く、[]内のことも私が独自で解析・判断・理解しようとしたことです。 申請手続きのために封筒で送られてきた書面の内容がわかりにくすぎることを申し上げましたら、「よく言われるんですねー」と、他にも今回の私のような状況が起こっているど…!! 必要だと書かれている書類を提出して一不要ですと突き返されている事例が他にも何回も起こっている現状を、放ったらかしにしている保健所にトチモ怒りを覚えます! 市民に無駄な労力を使わせ、無駄な時間を使わせ、無駄なお金を使わせているんですよ? ! 市役所も保健所でも、無駄な仕事をタダダラと何回も繰り返していることになるんですよ? ! とてもとても有り得ないです!! もちろん吹田市保健所も、皆が納めた税金で成り立っているんですよ? ! 税金は毎月当たり前に流れ込んでくるものだと、アグラをかいていませんか? ! 無駄なことをしていても平気だと、慣れてしまっているんですかね? ! 危機感が足りなさすぎます!! 市報にも[窓口業務を外部委託します]なんて書かれています。本日に業務の改善見直しをした上での判断ですか? ! 他にも無駄な業務、改善できる部分はあるのではないですか? ! 更に今回の[判断しづらい書面]については、厚生労働省が悪いという保健所職員の言い訳まで聞かれました! 市民に同情させて、市民に我慢しろとでもいうんですか? ! ほんとうに不快すぎます…!! 3について 保健所を今まで何回か利用しましたが、いつも建物内部・わかりにくい受付・職員デスク回りも、全体的に暗く、雰囲気が悪く感じます。 古い建物のせいもあるかもしれませんが、健康を謳う施設が暗くては…来所者の気分も落ちかねません。 受付もクリアファイルに小さな番号が書いてあるものが置かれているだけなので、どこで受付するのか非常にわかりづらいです。 ファイルを持っていてもいつ気づいてもらえるんだろう…? という不安感もあります。 4について 1、2の件で窓口にいる際に、対応職員は怒られ慣れしてしまっている状態と判断したので、わざわざ声を大にして意見を言わせて頂きましたが、すぐ後ろに何名も居た職員達は窓口でトラブルが起こっているにも関わらず、皆知らぬフリ、聞こえぬフリでした。 トラブルが起こっている事への無反応さ、同じ職場で働いているスタッフへのフォロワーも皆無な現状にも呆れてしまいます。 同時に勤務していた者の中に、頭髪が金髪、紫色の方も居ましたが、やるべき仕事をキッチリやった上で、オシャレの表現やアピールをして下さい。 今回吹田市保健所を利用して、多々嫌な気分を受けました。本当はコチウも、わざわざ怒りたくはありません。怒ったり、意見を差し上げたりするのにも、多大な労力がかかります。 ですが恐らくこれからも吹田市保健所を利用しなければいけない現状なので、あえて苦言・クレームを訴えるための行動をしました。 このような意見を取り入れるのか、スルーするのは吹田市次第ですが、対応によっては市民の不信任が広まっていくのは事実です。 ※意見フォームにも[400字以内で簡潔に]と余計な文言が書かれていますが、一意見が簡潔に収まるわけがありません。市民からの貴重な意見を、手短かに済ませようというしないで下さい!!	1及び2について この度は職員の対応により、ご不快な思いをおかけしましたこととお詫び申し上げます。 今回窓口での職員の言葉使いや態度などにつきまして、職員へ注意・指導を行い、今後も丁寧な説明できるよう努めてまいります。 特定医療費支給認定申請につきましては、支給認定を行うために必要な書類となりますが、制度が複雑なことから必要書類が分かりにくく、申請者の皆様にはご不便おかけしています。 更新案内で同封いたしました説明書類につきましても、より分かりやすくなるよう工夫してまいります。 3について ご指摘いただきました件につきまして、窓口案内の工夫を行うとともに、安心して手続きをしていただけるよう職員間で共有いたします。 また、庁舎管理を行っている担当課へも情報共有を図ります。 4について ご意見いただきましたことにつきまして、職員間で共有を行うとともに、今後の窓口業務に生かしてまいります。	地域保健課	R6.8.29	R6.9.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
76	職員の髪色、服飾について	先日、久しぶりに役所に行き、とても不安になりました。 金髪のような髪色、メッシュのような染め方、目立った耳の飾り、華美な爪、挙げ句遊びにくいようなTシャツ、サンダルのかかとを踏み、パタパタと役所内を歩く姿。 委託やバイトの方かと思いきや、すべて若い女性職員でした。 このような方たちに税金を計算されたりマイナンバーなどの個人情報を管理されていると思うととても不安になりました。 見た目で判断してはならないと思いましたが、実際、窓口対応もしていただき更に不安は増しました。 早口で押しが強く、私は正しいと言わんばかりの一方的な説明。小馬鹿にしたような笑い。若い方同士なら良いのかもしれませんが、相手に対する敬意が欠けていると感じます。 とても傾聴の姿勢を掲げている市役所の職員とは思えません。 セクハラ、パワハラがすぐに問題になるご時世ですから、上司の方は注意ができないのでしょうか。 人事部門でそういったマナー教育や市民対応の指導はされないのでしょうか。 この意見について、市としての認識と今後の方針をお聞かせください。また、この内容について、公開し共有を希望します。	この度は、本市職員の対応等により不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。ご指摘いただきました職員の服装につきましては、TPO(時・場所・場合)に配慮し、不快感を与えることのない執務にふさわしいものを着用し、髪色等の身だしなみについては清潔感を意識するよう要領等で定めているものでございます。服装、マナー等を含めました服務につきましては、普段より所属長を通じて全職員に向けて指導を行い、接遇研修も行っている次第でございます。市職員としての自覚と責任を認識し業務に従事するよう、より一層、服務規律の確保に務めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	人事室	R6.8.30	R6.9.4
77	吹田の街は、大阪市内に比べると綺麗だが、自転車のマナーが悪い。だが。	一部の地域で、やはり、大阪市内と同じように、たばこの吸い殻やごみが道路に散乱遺棄されています。 同じように、自転車の事です。駐輪場以外の歩道上に停めている自転車が多くの目に気が付きます。特に年配の婦人に多いのですが、信号無視の自転車が目立ちます。関大近くに住んでいるのですが、歩いている学生が赤信号を待っているのに、婦人はその間を縫って、赤信号で大通りを渡り、幹線道路を走っていると、信号無視の自転車が私に突っ込んできたことがありました。出血して倒れた自転車を一瞥して、その婦人の自転車前部にはチャイルドシートが設置され、5-6歳の子供が座っていました。母親がそうして信号無視を平気でしているのを見た子供は、それでよいと思い、交通ルール無視の連鎖です。特に、関東から比べると、大阪人はルール無視の人たちが確かに多いです。 私は前住所西成区に住む前、茨城県水戸市に2年ほど住んでいました。市役所から委嘱され、交通審議委員を務め、各会議では上記意見と対策を発表しました。吹田市で、このような活動を続けたいと思います。政策審議委員などの募集は時期がありますか？今後、広報を読んで機会があれば応募したいと思いますが、事前の任意の活動は可能でしょうか 質問の趣旨は、マナー違反、交通ルール無視の自転車の改善活動をしたい、事です。	御意見頂きました市民委員を伴う交通審議の会議体については、本市では設置しておりません。 なお、任意の活動については、市が可否を判断するものではありませんが、個人での注意喚起等の活動はトラブルに繋がる可能性もありますので、場所の詳細をお教え頂ければ市で啓発看板等の設置を検討させていただきます。また、吹田警察署へも情報を共有させていただきます。 その他、駐輪場以外の歩道上に停められている自転車についても場所をお教えいただければ適宜対応いたします。	総務交通室	R6.8.13	R6.8.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
78	山一地区の祭りに来た市長について	7月27日山田第一小学校で夏祭りがありました。校門がある場所は山田川の側で行き止まりのような場所で車が入ってきたら更に狭くなるような場所です。当日自転車で来た人には誘導の人が駐輪場はないとアナウンスをし、追い返していました。 ただ、市長と思われる人はアルファードクラスの大きい車で校門の前まで入ってきました。誘導が注意しないので間違いなく市長と思います。いくら祭りの関係者が許可等をしたとしてもあのようなサイズの車で来る必要はあるのでしょうか？当時人の往来も激しかったです。 市長が市民に不快感を与えてもいいのですか？何か自分自身を勘違いしていませんか？自転車は追い返しておいて、市長ならOKですか？手前で降りて来るなり、自転車等で来るならまだイメージがいいのに、今ニュースされている〇〇県の知事みたいに感じました。 公務で来ているのかもしれませんが子供達がたくさいる会場です。子ども達等が万が一怪我をしたとか考えないのでしょうか？市民として別に市長が来なくても問題ないと思いますが、公務で行くなら市民がどう感じるか考えて行動してください。 市民として恥ずかしいと感じました。改善を求めます。	市長が公務で移動する際には、効率性と安全性を考慮して公用車を使用しています。動線や駐車場所については、行事主催者の指示に従い、安全に配慮して運行しています。 この度のご指摘を受け、今後も公用車の運行には十分な注意を払い、安全確保に努めてまいります。	秘書課	R6.7.29	R6.8.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
79	B22. 片山公園内のUR団地の出入り口付近の水道の止水栓が、路面より数Cm浮き上がっており危険	この件は、2年前(R4年4月18日)にも投稿しており、何ら改善された形跡が見られません。 ⇒添付画像B22-左:令和4年3月。投稿時の止水栓浮き上がり。右:令和6年7月現在 ・URの入居者のスーパーライフへの経路で人の出入り多し。公園では幼児を含めて多くの子供たちが利用。(自転車・一輪車・スケート…) ⇒添付画像B22-公園の利用状況。 今年も夏祭り(平和親子…)が開催(某市議会議員からの情報)。夜間は更に危険度が増します。夏はサンダル履きのため危険。 ⇒添付画像B22-以前の夏祭りの状況。 ⇒速やかに改修願います。 1)現場は、令和4年3月頃に水道管の敷設工事をされています。水道部は、工事完了後の現場検査は、どのようにされていますか。 2)令和4年4月18日投稿時の回答文「路面より浮き上がった止水栓」の件については、現場を確認し対応方法を検討します。(担当:工務室) ⇒検討だけですか。現場確認はされたのでしょうか。 3)この止水栓は、公園の外周ランニングコースに設置されています。すぐ横の植栽の中への移動は出来ませんか。 4)公園みどり室は、公園の安全点検はどのようにされていますか。点検の要綱、着眼点の指針は有りますか。 ・点検頻度(職員、業者)を教えてください。 5)吹田市は「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。 ⇒危機管理室、保育幼稚園室、学校教育室に供覧を願います。※添付画像を含む。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 水道部では、工事検査規程に基づき、工事請負契約の目的物の全部が完成したときなどに、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類に基づいて検査を行っており、書類検査及び現場検査により、工事目的物の完成の確認を行っております。 (担当:工務室) 2)について 〇〇様から2年前にいただきました投稿の件につきましては、現地を確認後、令和4年4月22日(金)に止水栓ボックスの調整及び真砂土の補充により、通路面の不陸整正を行い、写真にあった段差は解消させていただきました。その後公園みどり室との協議により、水道部にて令和5年1月末から2月初めにかけて通路の復旧を行い完了しております。 (担当:工務室) 3)について 止水栓は吹田市の給水装置工事の施工基準に基づいて設置しております。なお、片山公園を管理する公園みどり室と止水栓付近の通路の件については、改善の方向で話し合いを行ってまいります。 (担当:工務室) 4)について 本市で管理している公園施設の点検につきましては、国土交通省で策定されている指針をもとに実施しております。点検頻度につきましては、遊具は、年1回専門の業者による点検を実施しております。樹木は、敷地境界付近の高木のみ5年に1度の頻度で専門の業者による点検を実施しております。その他の施設につきましては、職員の日常パトロールや市民の方々からの通報を受けて、都度職員で点検を実施しております。 (担当:公園みどり室)	公園みどり室、工務室	R6.7.25	R6.8.5
80	万博に子ども記者を派遣する件について	ウェブサイトで、「夏休みに大阪・関西万博の見所やパビリオン(仮)を取材することも記者を募集している」件について、中止をお願いします。 先週の日曜日、万博工事現場見学に行ってきました。フェンス越しに現場を見学しましたが、まず、空気がとても悪い、変な匂いがする、休む場所もないなど、とても危険な場所だと思いました。 私たち大人でも、長くは居られない場所でした。市の担当の方は、皆さん現場に行かれたと思いますが、きっとどなたでも同じ感想を持たれたと思います。 子どもをあの場所には連れていけないでいただきたいと思います。子どもの健康被害を防ぐために、ぜひこの計画の中止をお願いします。	今回募集している子ども記者につきましては、参加することも記者をはじめ、市民の皆さまに、国際的なイベントである万博の歴史や意義を知っていただくことを主な目的として企画したものです。 取材地につきましては、夢洲での取材は予定しておりません。 参加していただくお子様の安全に配慮し、魅力的な誌面となるよう、取材を実施したいと考えております。	広報課	R6.6.4	R6.6.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
81	B13-2。「動物愛護週間ポスター作品募集」「愛鳥週間用ポスター原画募集」についての提案	5月12日に投稿。⇒5月23日に健康医療部衛生管理課から回答がありました。 1)のA:「動物愛護週間ポスター作品募集」については、市ホームページの当該「動物愛護週間」のページにリンクなどを掲載させていただきました。 2)のA:大阪府の「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」については、府の環境政策室に確認しましたが、関連するページが有りませんでした。(抜粋) ⇒当該の募集は、大阪府の「環境農林水産部 動物愛護畜産課」が行っております。 ⇒添付画像。1愛鳥週間用ポスター募集 ・投稿内容の確認が出来なければ、投稿者に電話またはメールをされれば良かった。 ・投稿内容の確認が出来なければ、大阪府のHPでタイトルの検索をされたら直ぐに分かります。 ⇒添付画像。2愛鳥週間用ポスター募集-検索結果 ※大阪府の募集について、私は、府から各市町村宛てに情報提供されているものと解釈しており、画像は添付しておりませんでした。 3)回答内容(1)の「動物愛護週間」のページにリンクを貼っておられますが、更新日の5月16日の市HPの新着情報には掲出されていません。 ⇒添付画像。3動物愛護週間-新着情報に掲出なし ⇒これでは、対象者の父兄が「動物愛護週間」のサイトを見られる方は、まずおられないと思われます。スマホの場合は尚更困難。 加えて、ポスター募集について、サイトの冒頭に記載されていない事から尚更、市民の目に触れません。 ※参加資格は、大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校及び高等専門学校等に在学中の児童生徒。であり、各種の市内学校関係者に周知をされたのでしょうか？ 4)投稿者への回答文は、上席者の決裁がされたのか、疑問に感じます。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	2)について まず、吹田市 健康医療部 衛生管理課の回答に記載されている環境政策室とは、吹田市 環境部 環境政策室のことであり、大阪府に環境政策室という部署はございません(大阪府 環境農林水産部 環境保全課 環境管理室という部署がございます)。当該の募集は御指摘のとおり、大阪府 環境農林水産部 動物愛護畜産課が行っております。 次に、吹田市 環境部 環境政策室のホームページで「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」を掲載していない理由は、大阪府からの依頼がなかったからでございます。今後、大阪府からの依頼があれば、掲載を検討したいと考えております。 (担当:環境政策室) 3)について 「動物愛護週間」のページにリンクを貼ったことの新着情報への掲出、また市内学校関係者への周知につきましては、募集期間が残り少ないため、次年度以降に実施させていただきます。 令和6年度動物愛護週間用ポスター原画コンクールに関する情報がサイトの冒頭に記載されていないことにつきましては、当該情報の前にまず動物愛護週間の説明をする必要があると考え、このような配置にしております。 (担当:衛生管理課) 4)について 課長決裁のうえ回答しております。 (担当:衛生管理課)	衛生管理課、環境政策室	R6.5.24	R6.6.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
82	B16-2市役所の増築工事に伴う車イス駐車場の設計変更の提案他	現在、吹田市役所の北西側で増築工事が行われていますが、5月14日に投稿しました件の追加の要望。 1)「シニアカー」の駐車スペースは、車いすの駐車・バイク・駐輪場のどこに置けば良いのか検討・表示願います。 ※団塊の世代の方が全て後期高齢者になりました。街ではシニアカーを見かける事が増えてきました。 2)市庁舎駐車場入口の側溝のグレーチング箇所に草が生えています。側溝内に土砂の堆積が有り、除去が必要。 ⇒まもなく梅雨時期。来週26日～31日は連続雨の予報。庁舎敷地内の雨水が、歩道・車道に流れ込みます。 ⇒添付画像1-側溝に土砂。⇒添付画像2-天気予報-26日～31日連続雨 3)駐車場入口右側の駐輪場入口の進入防止用のチェーンを外して頂けますか。 ⇒撮影は日曜です。杖を使用しておられた方が自転車で来られていて、駐輪場から外に出るために自転車を持ち上げてチェーン越しにまたいで出られました。 ⇒添付画像3-駐輪場入口のチェーン ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について シニアカー専用の駐車スペースを設置することは考えておりません。駐車が必要な場合には、その時の状況に応じて安全を確保できる場所を案内しています。 2について 駐車場入口の側溝のグレーチング箇所の雑草については、除草剤を散布しました。 3について 駐車場出入口付近の来庁者用駐輪場については、市役所の開庁日のみ開放しており、閉庁日はチェーンを用いて閉鎖しております。	総務室	R6.5.20	R6.6.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
83	B16-市役所の増築工事に伴う車イス駐車場の設計変更の提案	現在、吹田市役所の北西側で増築工事が行われていますが、完成予定図を見ると車イス対応の駐車スペースの車止めのコンクリートブロックが一般の駐車スペースと同じように2個しかありません。 ⇒添付画像-1。完成予定図の車イス対応の駐車スペースの車止め 1)車イス対応の駐車スペースは、一般の駐車スペースよりも幅が広く、駐車される運転者の操作ミスにより、コンクリートブロックの間を通り抜けによる物損または人身事故が発生しています。 ⇒添付画像-2「前向き駐車での事故」。添付画像-3「後向き駐車での事故」。 2)前記の事故防止対策として、民間ではコンクリートブロックを3～4個設置したり、連続したブロックの設置をされています。 ⇒添付画像-4「スーパーの設置例」。添付画像-5「コンビニの設置例」。添付画像-6「病院の設置例」。 3)車イスの介助の様子(前向き駐車) ⇒添付画像-7(上)⇒後方ドアからスロープを使った乗降例。※車イスの後を通過する他車の動向が気になります。 ⇒添付画像-7(下)⇒停車位置は、駐車スペースの白線の位置よりも、車イスへの乗降介助スペース確保を意識しておられる感じ。※介助者はご婦人。 4)⇒添付画像-8「駐車は、後ろ向きが多い」 [総務部 総務室へ] ・上記の(1～4)についての再検討をお願いします。加えて、雨天時の事を考えて屋根の設置を。照明も必要かと思います。 ・今年に入ってのニュースで、高齢化が更に進む。タクシーの不足やバスの便数減少・ルート変更などで免許証の返納を躊躇される方の増加予想。運転の操作ミスも考えられますのでよろしくお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1 車輪止めについては、一般駐車区画より幅が広いものを採用する等、安全面に配慮した設計としています。 2 駐車場は、すべての一般来庁者用駐車区画が後向き駐車となります。 3 駐車場全体として屋外灯を設置しているため、障がい者等用駐車区画に個別で照明を設置する予定はありません。 4 昨年度に工事設計を見直したことにより、正面玄関側及び西玄関側の障がい者等用駐車区画(計4台分)に屋根を設置します。	総務室	R6.5.14	R6.5.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
84	B15-市HP. 新着更新の4月9日のタイトル「チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」」の臨時休業日についての意見・要望	1)開店が4月1日なのに、市HPへの掲出日が4月9日は、遅いです。新着情報のタイトルは「【店舗情報を掲載しました】チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」」…で分かり難い。 ⇒添付画像1。チャレンジショップ開店 ⇒オーナーさんは、夢と希望を膨らませてのオープンです。せめてオープン1週間前には市HPに掲出をして、市職員・市民に周知を図りオーナーさんを応援されたし。 ⇒[仮案] タイトルを「チャレンジショップ10期生「麺の下の力持ち」4月1日オープン」のように具体性のあるものにされたら分かり易い。 2)4月23日に市HPのサイトが更新をしていますが… ・新着情報の4月23日には、掲出されていません。加えてサイトの冒頭に「更新の概要説明が無く」、クリックされた方はサイト内の全てを確認する必要がある。⇒更新の内容は、臨時の休店日が追加されていました。⇒5月13日(月曜)、5月14日(火曜)、5月15日(水曜)、5月24日(金曜) ⇒添付画像2。チャレンジショップ臨時休店日 ⇒都市魅力部 商業担当は、4月23日の時点で市HPに掲出すべき事案。速やかにされたし。 ※地域経済振興室 商業担当は、市役所内での営業活動での留意点をオーナーさんにレクチャーすべき。オーナーさんが学生さんで有る事から学校行事などで、今後も同様の場面が想定されます。 3)9期生が営業の終了時にも、市HPに掲出がされていません。加えて地下の食堂の営業終了時にも、市HPに掲出がされていません。民間では営業終了時には、今まで利用された顧客に対してのメッセージが有ります。 ⇒9期生の場合でしたら、来店者へのお礼の言葉と、新規に開業される店舗の案内メッセージが欲しかった。 ※2月27日に市役所の地下へ降り、チャレンジショップに行きましたが、「営業の終了案内」は有りませんでした。 ⇒添付画像。3「営業終了-食堂」。4「営業終了無し-チャレンジショップ」 4)庁舎の案内図(地階)にチャレンジショップの位置図が必要。⇒添付画像5。チャレンジショップ位置図 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 令和6年度の店舗情報の掲出日につきましては、出店者によるメニュー作成に時間を要したことが要因となりますが、今後はオープン前に掲出できるよう、出店者と調整してまいります。 また、新着情報のタイトルにつきましては、〇〇様の貴重な御意見も踏まえ、分かりやすいタイトル表示に努めてまいります。 (担当:地域経済振興室) 2)について 新着情報への掲載や冒頭の概要説明の記載につきましては、ページ内容や訪問ユーザーの性質等の観点を踏まえ、個別に検討をさせていただいております。 なお、出店者とは報告事項を含めた各種役割分担を明確にしておき、5月の店休日につきましては、営業できないことが確定した4月23日時点で本市のホームページに店休日を掲載したものです。 (担当:地域経済振興室) 3)について チャレンジショップの出店者の出店期間につきましては、終了日が確定次第、本市ホームページに掲載してまいります。また、出店期間終了後の出店者からのメッセージや、次期開業店舗等の情報につきましては、出店者の意向に沿って掲載を行うこととしております。 (担当:地域経済振興室) 地下の食堂につきましては、職員の厚生制度を実施する職員厚生会において、厚生制度の一環として職員食堂の運営を事業者に業務委託しているため、令和5年12月末での営業終了のお知らせを職員に庁内ネットワークで案内するとともに、食堂を利用する市民の方には令和5年12月5日に食堂及び中層棟1階エレベーター前に掲載して周知させていただきました。 (担当:人事部) 4)について ホームページを更新し、位置図にチャレンジショップ「ゆめちか」の記載を追加しました。 (担当:総務室)	人事室、総務室、地域経済振興室	R6.5.13	R6.5.27
85	B13-「動物愛護週間ポスター作品募集」「愛鳥週間用ポスター原画募集」についての提案	1)環境省が、4月16日に「令和6年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールの作品募集」の報道発表をしており、先月どこかの市のHPで見ました。 ⇒添付画像。動物愛護週間ポスター作品募集 ⇒吹田市においても、市HPに掲出して募集案内をされませんか。応募締切は、令和6年6月5日。 2)大阪府が、4月23日に「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」を発表しています。 参加資格は、大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校及び高等専門学校等に在学中の児童生徒。 ⇒吹田市においても、市HPに掲出して募集案内をされませんか。応募締切は、令和6年9月9日。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	当課は動物愛護法を所管しているため、この度ご提案いただいた「令和6年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールの作品募集」について、市ホームページの当課「動物愛護週間」のページにリンクなどを掲載させていただきましたので、ご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1015347.html また、「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」の情報につきましては、野生鳥獣の捕獲規制等を規定する鳥獣保護法を担当する環境政策室に確認しましたが、関連するページがなく、掲載はできないとのことでした。 ご期待に沿えず申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。	衛生管理課	R6.5.13	R6.5.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
86	B9-市HP。新着更新の4月5日のタイトル「指定公金事務取扱者の指定」についての要望	サイトを見ると「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定しました」…の記述のみ。⇒説明文の記載を要望。 ⇒添付画像。指定公金事務取扱者 ・会計室へ。市HPに掲出して市民に周知する目的を教えてください。 ・市民と「指定公金事務取扱者」との関わりのある接点業務は何ですか？ ・「指定公金事務取扱者」の選定のプロセスは？競争入札方式ですか。個人情報の取扱いでの担保はされていますか。 ・「指定公金事務取扱者」の契約期間は、いつからいつ迄ですか。 ・「指定公金事務取扱者」は、今回指定の1社のみですか、それとも数社あるのですか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたのでお知らせします。」と変更しました。 ・会計室へ。市HPに掲出して市民に周知する目的を教えてください。 →指定公金事務取扱者は、市の委託に基づき徴収、収納又は支出事務を実施する、市民生活に密接に関わるものであるため、市HPの掲載により広く周知しています。 ・市民と「指定公金事務取扱者」との関わりのある接点業務は何ですか？ →市の委託に基づく、徴収、収納又は支出事務です。 現在のHP「指定公金事務取扱者の指定」に「委託した公金事務」の内容を追加掲載しました。 ・「指定公金事務取扱者」の選定のプロセスは？。競争入札方式ですか。個人情報の取扱いでの担保はされていますか。 →案件により、各所管において、競争入札や随意契約等で選定されます。契約書や協定書等において、個人情報の保護に関する事項を定めるなど、個人情報の取扱いについて注意しています。 ・「指定公金事務取扱者」の契約期間は、いつからいつ迄ですか。 →案件により異なります。 現在のHP「指定公金事務取扱者の指定」に「委託期間」の内容を追加掲載しました。 ・「指定公金事務取扱者」は、今回指定の1社のみですか、それとも数社あるのですか？。 →現時点では1社のみです。	会計室	R6.4.30	R6.5.14
87	B10-市HPの「観光・レジャー」のサイトの貧弱さ、についての提言	市HP(Top頁)の「文化・スポーツ」⇒「観光・レジャー」のサイトを開くと、「吹田市情報発信プラザ Inforestすいた関連、すいたフェスタ、吹田まつり50周年記念アーカイブ」の3項目のみです。 ⇒添付画像。観光・レジャー ⇒「千里万博記念公園」、「国立民族学博物館」の項目の追加を要望。 ※来年の関西万博開催を控えて、大阪府外の国民、外国の方々の来園・来館案内として必要。併せて外国人対応としての多言語対応も必要かと思えます。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「観光・レジャー」のサイトについて いただきました御意見は、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。 (担当:シティプロモーション推進室) 多言語対応について ホームページの多言語対応については、Google翻訳システムを導入しており、英語、中国語、韓国語に切り替えることができます。 (担当:広報課)	広報課、シティプロモーション推進室	R6.4.30	R6.5.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
88	各部署の職員対応について	市役所庁舎で、盲導犬同伴者や聴導犬同伴者に対して、犬を入れないで下さい。と入庁拒否を見かけたり、仕事当中であると小学生でも理解できる盲導犬達に職員が迷惑行為をする、窓口対応の職員は、明らかに視覚に障害がある。聴覚に障がいがある方に対して、障害にあわせた対応(視覚に障害がある方には、読み上げや代筆など。聴覚に障がいがある方には、筆談、UD、手話など)を一切せず、不平等、不当な差別的扱いをされているのを何度も見かけます。 障がい者差別解消法では、市役所などの行政機関では、合理的配慮は法的義務であり、例えば、視覚障がいがある人に、書類を渡すだけで読み上げない。聴覚に障がいがある人に声だけで話す。は、合理的配慮をしない。差別である。と示されており、大阪府には、「大阪府障がい者差別解消条例」もありますが、全ての職員に、障がいにあわせた対応方法などの周知はされているのですか？ 私は、障がいがある。ない。に関係なく全ての市民が暮らしやすくなるための平等な情報提供、対応をすることも市職員業務だと思いますが、障がいがある方に対して、障がいのできないことを助けず、差別的対応をしたりしているのを見かける度に、不愉快です。後藤市長は、障がいがある市民は、平等な情報提供、対応をする必要がないと考えなのでしょうか？	本市においては、「吹田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めており、「大阪府障がい者差別解消条例」とあわせて、全職員に周知をしているものです。 本市は、障がいのある方もない方も等しく行政サービスを受けることができ、障がいを理由とする差別がない社会を目指しています。その率先垂範となるべき市職員に対しては研修等の様々な機会を通じて、合理的配慮の周知徹底に努めてまいります。	人事室	R6.4.30	R6.5.13
89	B6-2。市HPに「若年層の性暴力被害予防月間」の掲出を	4月12日に投稿。⇒4月18日に吹田市 人権政策室から回答が有りましたが、私の投稿した趣旨が理解して頂けなかった事による再投稿です。 [投稿内容] 内閣府、男女共同参画局のHPに「4月は、若年層の性暴力被害予防月間」のサイトがあります。他市ではHPに掲出されており、吹田市においても掲出が必要。 [市回答内容] (前略)本市ホームページにおきましても以下のページに掲載しております。 1) サイトを開くと、市HPへの掲出時期が、昨年の7月19日であり、今年の4月に市HPに掲出が必要。 ⇒人権政策室のサイトには「政府は、令和3年4月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」とすることとした」の記述があります。 ⇒添付画像。4月は「…予防月間」-サイト(左) 2) 昨年の7月19日の市HP(新着情報)には、掲出されていません。⇒この状況では市民の目に触れる事は、難しいです。 ⇒添付画像。4月は「…予防月間」-HP新着情報に無し(右) 3) ⇒現状の市HP(男女共同参画)のサイトの中の、20項目の一つであり、関心がある市民しか目に触れません。 ⇒添付画像。市HP(男女共同参画) ※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。タイトルの「…被害予防月間」であることから、4月に市HP(新着情報)に掲出すべき事案。 4) 人権政策室のHP「4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です」のサイトの冒頭の説明文の後段には、「…取組を一層強化するとともに…、各種取組を集中的に実施します。(抜粋)」の記述がありますが、具体的な取組の実施項目を教えてください。 ⇒添付画像。4月は「…予防月間」-サイト(左) 5) 人権政策室は、市民の安全を守るために、市民への周知を今後どのようにされますか。 6) 市HPの「若年層の性暴力被害予防月間」のサイトの4月度の閲覧数を教えてください。 7) 投稿者への回答時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※危機管理室、広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1) 2) 3) 5) 「若年層の性暴力被害予防月間」につきましては、他の啓発と合わせて男女共同参画のページの「お知らせ・啓発・イベント(男女共同参画)」に掲載しております。当該月間として位置づけられた令和3年4月から掲載しておりますが、令和5年7月19日にページ内の修正を行ったため、更新日が修正を行った日付になっているものです。 より多くの市民の方に御覧いただくため、今後は新着情報にも掲載し、周知が図られるよう改善してまいります。 4) 具体的な取組として、男女共同参画センターにおける関連図書の紹介、SNSでの情報発信、本庁舎デジタルサイネージへの掲載、ポスター掲示による啓発を実施しております。 6) 4月の閲覧件数は28件です。 7) お寄せいただきました市民の声につきましては、決裁を経て回答しております。	人権政策室	R6.4.22	R6.5.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
90	「押印見直し方針」の誤り3回目について	以下の通り、回答をいただきましたが、再度説明を求めます。 【子育て政策室(すこやか親子室)】 1、資料を作成した際に目指したのは、該当の様式が掲載されている階層のページではなく、吹田市のホームページどこへ導くのが目的だったのでしょうか？ 目指していたことはなんだったのか説明してください。目指していたものと異なっていたのであれば、誤りだと思います。 素直に謝りを認めてください。 A>B>Cの階層構造でCのページを案内されて、Aのページを含んでいると説明するのは無理があると思います。 2、押印欄について全庁的な見直しがされていないと指摘したにも関わらず、その点には答えず、話を曖昧にした理由はなんでしょうか？ 3、回答をいただいた日に、すこやか親子室のホームページを拝見したところ、障がい児通所支援サービスのメニューがありませんでした。4月以降、問い合わせをしたい市民は困惑していたと思います。市民の声に投稿までしているのに、真摯に業務に向き合っていただけないのでしょうか？ 【障がい福祉室】 誤りの1回目は、「難病患者等給付金」の様式についてでした。 一度、指摘をしたにも関わらず、他の様式の見直しはされなかったのでしょうか？ なぜ同様の過ちを繰り返したのか理由を教えてください。 【企画財政室】 1、定期的な見直しとは具体的にどのような頻度で行うのでしょうか？ 2、3回目の指摘となり嫌気が差しています。市民と職員双方にとってメリットのあることだと思いますが、全庁的に認識されておらず、同じことを繰り返しています。 調査結果を公表する、専門的チームを設置するなど提案してきましたが、何も対策されないのでしょうか？ 3、一連の「押印見直し方針」を全庁的に適正に実施してほしい旨を何度も市民の声へ投稿し、公表を依頼していましたが、以下について公表された資料が確認できません。 お手数お掛けしますが、該当先のリンクや列番号を教えてください。 送信日時 2023-11-01 23:33:12 送信LogNo 922 送信日時 2023-12-19 08:41:17 送信LogNo 1012	【子育て政策室(すこやか親子室)】について 1について 令和5年9月に送付した通知の中で、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書については、市のホームページからダウンロードできることを記載し、市のホームページに繋がることを目的にQRコードを掲載していたことから、誤りではないとメールで回答させていただきました。 しかしながら、御利用者の方の利便性等を鑑みても、市のホームページに繋がることを目的とするだけでなく、より分かりやすいページに繋がるようQRコードを掲載するべきであり、御利用者の方への配慮に欠けるものであったと考えていることから、改めてお詫び申し上げます。 (担当:すこやか親子室) 2について 4月1日にいただいた、押印欄について全庁的な見直しがされていないとの御指摘については、企画財政室への御質問であったと理解していたため、同室から回答させていただいているものと認識しております。 (担当:すこやか親子室) 3について 先日、同様の内容についてホームページにて御指摘を受けて回答させていただきましたとおり、現在、ホームページの修正を行い、すこやか親子室のページに障がい児通所支援サービスのメニューを表示しております。この度は、大変御不便をおかけいたしました。今後も市民の方が御利用しやすいホームページとなるよう取り組んでまいります。 (担当:すこやか親子室) 【障がい福祉室】について 〇〇様より1回目の御指摘をいただいた際に、障がい福祉室グループ間での情報共有が十分にできていなかったことが原因と認識しております。 今回の御指摘後に、室全体の会議において、各グループが所管する申請書等について、押印の必要性を今一度確認し、必要に応じて押印を廃止するよう、周知いたしました。 今後、同様のことが繰り返されないよう、室内での情報共有を徹底してまいります。 (担当:障がい福祉室) 【企画財政室】について 1について まず今回の御指摘を受けて、早速今回全庁に向けた確認依頼を行います。以前は、「押印不要と判断した様式」について、市ホームページ上に公開している様式においても押印欄が削除されているかについての確認でしたが、今回は「押印不要にもかかわらず見直しが行っていない様式」が判明したものですので、同様の不備がないかの確認に併せて、見直し時点では国の様式等により「押印が必要と判断した様式」について現在も同様に必要のままかの確認も行う予定です。 また、内部統制の観点から、各所管に「押印見直し」に関する必要性について失念させないことを目的に、新規採用者や職員の異動が発生する年度当初に押印見直しの確認の必要性について通知すること、また年度初めに申請が多いことなどを想定して新年度の申請に対する押印不要の様式についての確認通知を年度末に実施することを考えております。 それ以上の時期や回数につきましては、今後各所管の確認報告の内容などを受けて検討してまいります。 (担当:企画財政室) 2について 各事業における押印の必要性についての把握は、それぞれ事業における法令や制度、それに伴う必要書類など詳細に把握することから、当該事業に関して一番専門性が高い各事業所管の職員が取り組むことが効果的かつ効率的な方法であると考えております。 一方で、従前から受けた御指摘につきましては、各所管の様式を見直す際での見落としやそのチェックが機能しなかったことが要因であることから、内部統制としての職員の業務に対する意識の向上が課題であると感じております。 そのことから、企画財政室から断続的に全庁的な確認依頼や周知を行うことで各所管の押印廃止に対する意識の向上、持続に努めていきたいと考えております。 (担当:企画財政室) 3について 市民の声の公表につきまして、送信LogNo.922は、「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」の「11月分」のNo.25及び「市民の声の公表 分野別」の「その他(市庁舎設備・職員など)」No.281に掲載しております。 また、送信LogNo.1012につきましては、公表できておらず、申し訳ございませんでした。御指摘をいただいた令和6年4月18日に公表を行い、「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」の「12月分」のNo.34及び「市民の声の公表 分野別」の「その他(市庁舎設備・職員など)」No.288に掲載しております。 ホームページのURLは以下のとおりです。 御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。 【リンク】 「市民の声の公表 年度別(令和5年度)」 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1024231/1028176.html 「市民の声の公表 分野別」 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/1018942/1007235.html (担当:市民総務室)	企画財政室、市民総務室、すこやか親子室、障がい福祉室	R6.4.18	R6.5.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
91	B4-市HP「新着更新情報サイトの構成・分類の見直し」についての意見・要望	新着更新情報サイトの4月4日の内容は「掲出期間が4月4日～3月29日間の項目(100件)」であり、表示期間が7日間分です。 ⇒土日を除くと、実質5日間の情報しか表示されていない事になり、3月28日以前の項目は、掲載の件数制限(100件)により、自動的に削除され、本来市民に周知すべき事項が周知されないことになっています。 ⇒[例・3月28日以前]第4次総合計画基本計画改訂版策定。4月1日教育センター移転。紅麹を含む健康食品で健康被害。景観まちづくり活動補助金交付申請者の募集。国から住宅の省エネ化支援。4月1日から合理的配慮の義務化。... ⇒添付画像。新着情報。4月4日のサイト(4/4～3/29) 【広報課への要望】 要望案-1:現在の件数制限を掲載日数(1か月間)に ※申込が必要な項目は、1か月前に掲出されるので。但し、今回のような場合は件数が多くなりチェックが大変。スマホでは更に大変。 要望案-2:市HP(Top頁)の新着更新情報サイトの“すべて”から“採用情報&入札情報”の2つのタブ内の件数を除外(別掲)すると、件数が少なくなり見易くなります。※現状は、スマホでのチェックは、し難いです。 要望案-3:“入札情報”のタブをクリックすると、現在は直近の5件しか表示されません。 ⇒入札を検討される事業者の方に、見易くする必要があると思います。事業者の方は、吹田市の入札案件の情報をどのように入手されているのか疑問に感じています。 ⇒過去の監査委員の報告書に、「入札が1者…は避けるように」の趣旨の報告がありました。 【デジタル政策室】 Q:政府が推進しているDX化を行うには、吹田市は市民、事業者への情報の発信(市HP)が重要です。新着更新情報サイトの4月4日のように5日分しか掲載されない事にどのように思われますか。またHPIは、どう有るべきとお考えですか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	広報課とデジタル政策室に回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 市HPの新着情報については、情報量、掲載期間のバランスなどを考慮した上で情報を発信しております。年度初め等、一時的に更新頻度が高い際には、ご指摘のとおり掲載期間が短くなることもございますが、再掲出を行うこと等から一定必要な期間は確保できているものと考えております。 引き続き、多様なご意見、ニーズを参考にし、わかりやすい情報発信に努めてまいります。	広報課	R6.4.10	R6.4.24
92	B5-2. 市道のグレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没で危険	4月11日のAMに情報提供。⇒現場は対応がまだです。 ・市道路横断のグレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没で自転車のタイヤがすっぽりとはまる隙間。危険。早急に対応が必要。(含む仮処置) ・自転車・高齢者の手押し車。夜間は特に危険と思います。※車の通行量は比較的、多い。 ⇒添付画像(再送)。グレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没。 ・場所:吹田市山手町1-6-1 ・目標:山手地区公民館の北西角 ※危機管理室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	4月22日(月)午後に横断側溝と雨水樹との間の隙間(約5cm)を補修しております。 ご確認していただきますようお願いいたします。	道路室	R6.4.22	R6.4.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
93	B2-市HP総務交通室の「交通事故をなくす運動」についての意見・要望	サイトの内容は『令和6年「春の全国交通安全運動」』であり、期間が4月6日(土曜日)から4月15日(月曜日)までの10日間です。 1)市HPへの掲出時期が、4月4日であり遅いです。 ⇒市内の幼稚園の入園、5日には小中学校の入学式が。高校の入学に伴う自転車通学なども始まります。 ・内閣府の「令和6年春の全国交通安全運動推進要綱」の日付は、令和6年1月18日です。 【趣旨(1)】次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童(小学生)の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。 ・大阪府の「令和6年春の全国交通安全運動」のサイトは、3月12日付です。 2)吹田市の「交通事故をなくす運動」のサイト(4月4日)は、市HPの「新着情報」に掲出無し。⇒掲出が必要。加えて市民の安全意識の啓蒙のため、またタイトルを市民に意識づけをするためにも『令和6年「春の全国交通安全運動」』に変更を要望。 ⇒添付画像。春の全国交通安全運動。 ・現状では市民は、総務交通室のサイトに入らないと運動が目に入る機会が、非常に少ないです。 3)期間中の取組に、「交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日(水)」を内閣府、大阪府および吹田警察署のサイトには、記載がありますが、吹田市のサイトには記載無し。⇒追記要す。 4)総務交通室は、サイトの右肩に“更新日”の記入がありません。⇒記入されたし。 ※今回の投稿理由は、4月6日のニュースで他県の公務員が通勤途上で赤信号を無視して交差点内に進入による人身事故が2件発生によるものです。 4)総務交通室は、吹田市の全部局に「令和6年春の全国交通安全運動」の周知をされましたでしょうか。(含む市報の4月号に掲載依頼)。加えて、市内の私立の幼稚園・中学校、高校などに周知をされましたでしょうか。 【趣旨(1)続き】歩行中児童(小学生)の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路において子どもが危険にさらされている状況。 5)総務交通室は、市のHPに掲出の他に内閣府の全国重点の3項目について、具体的な取組をされているのでしょうか。 ※広報課、危機管理室に供覧願います。 ※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)「春の全国交通安全運動」の市HPへの掲出が遅いとのこと指摘について掲載時期が遅くなりましたことお詫び申し上げます。今後は、市民の皆様への周知に努め、早めの掲載を心掛けてまいります。 2)「交通事故をなくす運動」のページが市HPの「新着情報」に掲載がなかったとのこと指摘について掲載できていなかったことお詫び申し上げます。今後は、市HPの新着情報への掲載いたします。また、市民の方へわかりやすく表題も変更いたします。 3)期間中の「交通事故死ゼロを目指す日」記載へご指摘について記載出来ていなかったことお詫び申し上げます。今後は記載いたします。 4)HP更新日の記載及び「令和6年春の全国交通安全運動」の周知についてHPを確認したところ、総務交通室のトップページには更新日の記載はございますが、「交通事故をなくす運動」のページにはありませんでした。今後は、更新日を記載するように努めます。 「令和6年春の全国交通安全運動」の周知についてですが、ポスターを本庁舎に掲出したしましたので本市全部局に一定の周知はできているものと考えておりますが、さらに周知徹底をするための方法を検討いたします。 また、市内の私立の幼稚園・中学・高校については周知できておりませんでした。 今後は、ポスターの掲出等で周知するように努めます。 5)市のHPに掲出の他、総務交通室の内閣府の全国重点3項目の具体的な取組について総務交通室における内閣府の全国重点の3項目の具体的な取組についてですが、年間を通じて、交通安全教育の実施等を行っております。	総務交通室	R6.4.8	R6.4.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
94	B3-3月25日掲出のHPでタイトル「大阪成蹊大学・短期大学とのボランティア活動に関する協定を締結」についての意見	サイト内の「ボランティア活動に関する協定書・PDF」のURL附随の名前が「大阪市教育委員会と大阪成蹊大学との」になっており、訂正が必要 ⇒添付画像。大阪市教育委員会と成蹊大学。 ※大阪市教育委員会のサイトの転用がされたものと考えられます。 ⇒メールにURLを張り付けると分かります。 Q1:ボランティア活動に関して、吹田市には「吹田市社会福祉協議会」が早くから学生ボランティアを含めて取組んでおられます。 ⇒シティプロモーション推進室は、今回の連携で(吹社協)との連携・役割を教えて下さい。 Q2:大規模災害時での大学生のボランティア活動について。 ⇒(吹社協)は、東日本大震災時にボランティアの募集をされていましたが、吹田市に於いて万が一、大規模災害が発生した場合の大学生によるボランティア活動は想定されていますでしょうか。 ⇒サイトの連携項目の中に「学生ボランティアの斡旋」がありますが、先般の能登半島地震においてボランティア不足が報道されていましたが、推進室は大学に対して何か情報発信をされましたのでしょうか。 Q3:ボランティアには、無償と有償のものが有りますが、取決めが必要と思います。有償の場合のトラブル防止も含めて。 Q4:ボランティア保険という言葉が有ります。ボランティアをされる学生さん自身の自傷。また過失などによる加害事故が有ります。 ⇒将来がある学生さん。万が一を考えた取決めが必要。 Q5:協定書の第2条(1)学生のボランティア活動に対する支援活動…が有りますが、シティプロモーション推進室は、支援をされるのならボランティアの色々な場面を事前に想定する知見が要求されます。責任問題が生じた時の取決めが必要。「想定外」という言葉を聞きたく有りません。 ※2016年に「東京デザインウィーク火災死亡事故」があり、大学と学生によるイベントで参加者の5歳の男児が全身にやけどを負い死亡。またイベント(出店)やキッチンカーのガスボンベ爆発事故も数年前に。 Q6:諺に「後の喧嘩は先にしとけ」が有ります。吹田市は、市長名で協定書の締結をされるのなら、事前に上記の取決め事項を書面に記す事が必要と思います。吹田市の法務部門の事前確認、指導を受けておられないのでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市では、「大学が有する豊富な知的財産、人材、情報力、施設などをまちづくりの各般で生かし、双方の発展に寄与すること」を目的として、市と大学の間で協定を締結し、様々な取組を行っております。 今回、御質問いただきました「ボランティア活動に関する協定書」は、当該連携の取組の一つとして、本市と大阪成蹊大学との間で締結したものでございます。 そのため、本協定に関して、吹田市社会福祉協議会との連携や同会との役割分担はありません。(Q1回答) また、あくまで平時における連携の取組を想定したものであり、能登半島地震に関するボランティアの情報発信はしておりません。(Q2回答) ボランティアの有償、無償の取決め、ボランティア保険に係る取決め、ボランティアに係る責任問題の取決め、並びにこれらの書面への明記に関しましては、ご意見として、今後の参考とさせていただきます。(Q3～6回答)	シティプロモーション推進室	R6.4.8	R6.4.22
95	B7-市HP。新着更新の4月10日のタイトル「【新着動画】「はたらく微生物」を更新」についての提言	このタイトルからは、体の中の微生物(胃や腸他)の健康面での微生物の働きの内容と思ってしまいました。 ・サイトを開くと、下水場の汚れを微生物できれいにする…でした。 ⇒[仮案]「下水道部から【新着動画】「はたらく微生物」を更新」 ・タイトルに「下水道部」の文字を入れる事により、下水と微生物って何？…と思ってクリックされるのでは…と思います。 ⇒この方が、下水道部の日頃の取組みが良く分かりますと思います。 [例]【高齢福祉室】はつらつ元気レシピを追加… ⇒添付画像。はたらく微生物。上:下水道部。下:高齢福祉室 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。頂いたご意見も参考に、ページの内容を推測しやすいタイトルになるよう検討していきます。	水再生室	R6.4.16	R6.4.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
96	B1-市HP「ようこそ市長室」のサイト内の文言を更新されませんか	現在のサイトの日付は、後藤市長様が第2期の時の 2022年9月21日付けです。市長様は昨年4月の選挙で当選されて現在3期目であり、まもなく1年になります。 サイト内のあいさつ文は『市長の後藤圭二です。「近年頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などの困難に直面している今、住民に最も近くある自治体として、中核市としての権限を最大限に生かし、誠意を持って市政を運営してまいります。』です。 ⇒添付画像。ようこそ市長室。 コロナも一段落しており、また 2024年度に入り、第4次総合計画基本計画の後半が始まりました。能登半島地震で被災地へ職員の派遣もされており、吹田市としての課題も有るはずで。あいさつ文の見直しをされませんか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「ようこそ市長室」におけるごあいさつにつきましては、4月18日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/index.html	秘書課	R6.4.4	R6.4.18
97	続107。「報道機関向け情報提供資料」についての要望	このサイトの更新時期が現在は、1か月間をまとめて月末 or 月初に更新されています。 ⇒サイトへの掲載のタイミングを報道機関に情報提供に併せて掲載をお願いします。ニュースは速やかに願います。 ※3月27日に吹田市立の山田の小学校の教諭が痴漢で免職の報道が、新聞・ネットのニュースがありました。⇒掲載が有りません。 ※3月28日に市役所内のチャレンジショップで現役大学生によるラーメン店がオープン(2024年3月28日提供)の記事が市のHP(新着情報)に掲載されていません。	ご指摘の件につきましては、パブリシティ活動の一環として報道機関に提供しているものであるため、ホームページへの掲載については即日ではなく月1回の更新としております。また、市民の皆さまに広く知っていただく必要があるイベント情報等については、速やかにホームページやSNSを通して広報を行っています。今後とも、より良い広報事業の運営のため、適切なホームページの更新タイミングを含め検討して参ります。 なお、小学校教諭に関する報道については、府の管轄となるため、市からは報道機関に情報提供しておりません。	広報課	R6.4.1	R6.4.15
98	「市民の声」の公表年数を戻してください	先月までHP上で公開されている「市民の声」は過去10年分ありましたが、今月(令和6年度)になってから急に過去3年分のみに大きく削減になっています。 内容が古くなっているから最低限の年数のみの公表にした、という理由かと推測しますが、以下の理由から以前の公表年数に戻してくださるよう要望いたします。 ・「市民の声」は、現在および過去に他の方々がどのような要望を持たれていたか、吹田市にどのような問題(と思われる)点があったかが分かる貴重な資料である。 ・上記要望に対して、市としてどのように対応してくれたか、市職員の方々の業務の具体的内容や日々のご苦労が分かる貴重な資料でもある。 ・「市民の声」の内容を知ることによって、市政への理解及び吹田市への愛着が深まる。 よろしくお願いいたします。	市民の声は、これまで平成27年度(2015年度)以降分を掲載していましたが、情報は時間経過で古くなり、また、公開後に市の施策が変更される場合もあります。 このことから、市民の方々の誤解を招くことのないよう、本年4月1日に「吹田市市民の声の公表に関する基準」を改正し、ホームページ上での公表期間を3年といたしました。	市民総務室	R6.4.11	R6.4.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
99	続101。3月28日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「令和6年4 月1日から合理 的配慮の提供 が義務化されま す」についての 意見・要望	このタイトルの「…合理的配慮の提供が義務化…」では、誰が誰に対し て、何に基づいて義務化されるのかイメージができません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、タイトルが「障害者差別解消法について(合理的配慮の 提供の義務化)」の記述があり、事業者に求められます。 1)福祉部 障がい福祉室は、吹田市内の事業者、障がい者、市民など への周知が必要で有る事から、新着情報欄のタイトルには工夫が必要。 ⇒[仮(案)]「令和6年4月1日から障害者差別解消法の改正で民間事業者 に合理的配慮の提供が法的義務化されます」 2)民間事業者は、事前の準備期間(設備・ツール・社員教育他)が必要 であったことから、事業者に対して商工会・商店会・医師会・各種団体等 への早期の準備要請の周知が必要だったように思います。 3)吹田市の職員に対してのマニュアルが制定されていると思いますが、 吹田市の現状から再周知が必要と思います。 4)吹田市民病院(地方独立行政法人)に於かれましても、吹田市に準拠 されてマニュアルの制定が必要と思います。 5)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 頂いた御意見と他市のホームページの掲載を参照し、「令和6年4月1日 から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます！」に変更しま す。 (担当:障がい福祉室) 2について 障がい者週間記念事業や差別解消に向けた会議を通じて広く啓発を 行ってきました。引き続き民間事業者等に向けて周知を図れるよう啓発 に努めます。 (担当:障がい福祉室) 3について 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行されることに伴い、 障害者差別解消法における合理的配慮についての研修を、新任課長級 職員(必須)及び希望する全職員対象に行いました。 (担当:障がい福祉室) 4について 市民病院では、車椅子の介助や手話通訳のできるスタッフの配置な ど、患者様の状況に応じて臨機応変な対応を日常的に行っており、今後 も患者様の立場を尊重しながら適切に対応してまいります。 (担当:健康まちづくり室) 5について 市のホームページ掲載は、上司の決裁を得た上で行っています。 タイトルや掲載内容も含め、より効果的な情報発信となりますよう確認 のうえ、掲載を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)	障がい福祉室、 健康まちづくり室	R6.4.1	R6.4.12
100	続106。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トル「ガイドボラ ンティア募集」に ついての意見・ 要望	このタイトルでは、ガイドボランティアの概要が全く分かりません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・“ガイド”には一般的に、歩こう…、観光施設…、そして外出支援(身体・ 知的・精神)、屋外での移動が困難な方が外出する場合など、いろいろな 場面があります。⇒地域教育部文化財保護課はタイトルに工夫が必要。 ・サイトを開くと、旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)での見学 者を案内するガイドボランティアの募集でした。 ⇒サイトには情報(活動期間・曜日・時間帯・休日・有償 or 無償、吹田 市の住民・勤務…)が有りません。「興味のある方は電話で同住宅ま で、問合せください」ですが、サイトへの記載が必要と思います。 ※広報課、福祉部障がい福祉室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1 HP新着情報のタイトルについて 市のトップページの新着情報に表示するタイトルにつきましては、御指 摘のとおり「ガイドボランティア募集」という表示では旧中西家住宅の施 設見学者の案内ボランティア募集記事であることがわかりませんので、 今後は一見して概要がつかめるようなタイトルの表示を心掛けてまいり ます。 2 必要な情報のサイトへの記載について 当該ボランティアについては、特定の活動期間・曜日・時間帯にとらわ れず、可能な時間帯で活動いただきたいという思いから、詳細は記載し ておりませんでした。必要な情報の記載につきましては、御指摘も踏ま え、これまで以上に、記事を見られる方の立場に立って記載の内容等を 検討してまいります。	文化財保護課	R6.4.1	R6.4.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		以下の子育て政策室とのやりとりを行いました。真摯に対応いただき、改善されないため、こちらに投稿します。 ・子育て政策室 1、令和5年9月作成「通所受給者証をお届けします。」4(1)「利用者負担上限管理について」のQRコード記載に誤りがなかったのであれば、市民へ不利益を与えたような誤りがないと判断した理由を教えてください。 2、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書に事業所印が不要なのであれば、障がい福祉室に掲載されている様式をホームページ上で紹介するのは、誤りだと思いますので、正しい様式をホームページへ掲載してください。 3、印について、障がい福祉室と取り扱いが異なる理由を教えてください。根拠となる通知等もお示しください。 ・障がい福祉室 1、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書に事業所印が不要であると子育て政策室は判断しているようですが、障がい福祉室としては印が必要なのでしょうか？ 不要であれば、即刻修正してください。 なお、事務処理要領の様式は印がない様式です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17797.html 2、印について、子育て政策室と取り扱いが異なる理由を教えてください。根拠となる通知等もお示しください。 ・企画財政室 もし、上記において、押印取扱いに誤りがあった際、何かしらの対策を講じてください。 指摘が3回であり、全庁的な照会に対応できていませんので、専門チームを組織するなど、抜本的な対応をお願いします。 ・これまでの経緯は、以下の通りです。 ・令和6年3月31日：個人→吹田市子育て政策室 一障がい児の育児で時間がない中、「通所受給者証をお届けします。」を真面目に読み込んで、QRコードでリンク先を調べるも、書類が見つからず、わざわざ保護者に問い合わせをさせておいて、誤った対応をしていたという理由が読み取れません。 手間を省くための案内ではないのですか？ 書類を発行する際にQRコードのテストをすれば、防げた話です。 他に同様にQRコードが間違っている書類はないのでしょうか？ 当然に今回の指摘を機に該当する書類のQRコードを再度確認されているのですよね？ 一事業所の「印」の運用について質問しているのに、回答せずに、話を曖昧にするのは、大変遺憾です。 先日、子の受給者証が無事に届きましたが、同封していた上限管理届には「印」の欄がありませんでした。 ホームページに掲載されていた様式には「印」がありました。 こちらが「印」の必要性を指摘しているのに、会計に混乱させて、一体どのような神経をされているのでしょうか。 保護者や市役所の負担軽減を図るための指摘をしているのに、真摯に対応いただけず、大変残念です。 このやりとりでは、適切に対応いただける確信が持てないので、市民の声にて、再度依頼することになります。 ・令和6年3月29日：吹田市子育て政策室→個人 繰り返しとなり大変恐縮ではございますが、令和6年3月11日9:28に返信しましたメールにて回答いたしましたとおり、利用者負担上限管理事務依頼届出書につきましては、本市では事業所を介してのお問い合わせがほとんどであり、対象となる保護者の方からお問い合わせをいただきましたら、個別に様式を郵送、又はホームページでの様式ダウンロードをご案内しております。 QRコードからアクセスいただきましたページにつきましては、メールにてご案内しました際、分りにくく情報が不足しておりましたこと、誠に申し訳ありませんでした。 いただきましたご意見やご要望につきましては、貴重なご意見として障がい福祉室と共有し、今後ホームページを含め、障がい児通所支援についてのご案内をどのようにしていくか、検討を重ねてまいります。 ・令和6年3月29日：個人→吹田市子育て政策室 一誤った対応はしていなかったというスタンスであることは、承知しましたが、理由の説明が不足しています。 質問してきた相手に対し、理由を伝えずに回答するのは不親切だと思います。 どのような理由でそのような回答になるのか、ご回答をお願いします。 念の為、再度質問いたします。	子育て政策室への御意見について 1.令和5年9月に送付した通知の中で、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書については、市のホームページからダウンロードできることを記載し、市のホームページに繋がるQRコードを掲載していたことから、誤りではないとメールで回答させていただきました。 しかしながら、御利用者の方の利便性等を鑑みても、より分かりやすいページに繋がるQRコードを掲載するべきであり、御利用者の方への配慮に欠け、大変御不便をおかけしたことについて、改めてお詫び申し上げます。今後、市のホームページ等について、御利用者の方がより使いやすいものとなるよう努めてまいります。 2.御指摘を受けまして、押印を廃止した利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を障がい福祉室のホームページ上で掲載予定です。 3.本市では、手続きの簡素化やオンライン化を進めていくことにも繋がることなどから、令和2年に行政手続等における「押印見直し方針」を制定しました。その中で、国及び府の統一様式に押印欄があるものや、国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものなどは、引き続き押印欄を設けることとしております。 現在、厚生労働省が示す当該届出書の様式については、押印欄が設けられていないことから、当室では押印欄を廃止した様式としております。障がい福祉室でも押印欄を廃止する方針であり、市のホームページの様式については早急に対応してまいります。 (担当：すこやか親子室) 障がい福祉室への御意見について この度は貴重な御意見を頂きありがとうございます。 企画財政室から押印を求めている申請書等について、全庁照会があった際、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書の回答漏れがあり、押印の見直しについて検討できていなかったことが判明しました。			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
101	利用者負担上 限額管理事務 依頼(変更)届 出書について	市民へ配布しているであろう令和5年9月作成「通所受給者証をお届けします。」4(1)「利用者負担上限管理について」において、「届出書は吹田市のホームページからもダウンロードできます。」と記載されており、QRコードからアクセスしましたが、開いたページには届出書は見当たりませんでした。 ダウンロードできますと案内され、開いた先には届出書が載っておらず、ダウンロードできませんでした。 このような状態で案内が通っていないというのは、どのような理由でしょうか？ 市民の立場に立って納得できるような回答をしてください。 内部リンクを行う方針は理解しましたが、上限管理が必要になるのは、圧倒的に児童だと思しますので、利用者負担上限管理事務依頼届出書については、むしろ子育て政策室が中心になってもいいのではないのでしょうか？ 記載例が難しいのであれば、せめてホームページに注意文を掲載してほしいです。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018678/1018679/1006135.html 利用者負担上限管理事務依頼(変更・廃止)届出書 利用者負担のある利用者の方で複数の事業所を利用するとき ※上限管理を行う事業所に署名・押印が必要です 一様式の事業所欄に「印」があるのは、必須だからという認識ですが、押印がなくても受付するというのでしょうか？ それは吹田市子育て政策室だけではなく、障がい福祉室も同様でしょうか？ もしそのような対応をしているのであれば、「印」が必要であると誤解を与えているので、即刻削除してください。 また、事実であれば、これまで企画財政室の経由で全庁的に必要な押印欄の廃止を依頼しておりましたが、徹底できていないのとことで、大変残念です。 ・令和6年3月22日:吹田市子育て政策室一個人 おたずねの件につきましては、誤った案内を行っていたとの認識はございます。 しかし、〇〇様からの御指摘を受け、情報が不足していた部分につきましては、ホームページ上へ御案内を追加いたしました。これは、以前のお問い合わせ時より準備をしていたものです。 また、利用者負担上限管理事務依頼届出書については、障がい福祉室と共通の様式であり、様式の最新化管理(常に最新のデータをホームページに掲載する)の観点や、市ホームページ上での二重管理(複数のページで同じデータを掲載することによる管理の煩雑化)を防ぐといったアクセシビリティ上の観点を踏まえ、同じデータを複数掲載することがかえって分かりにくさを招きかねないことから、内部リンクによりダウンロードページをご案内することとしております。記載例の掲載についてのご要望につきましては、貴重なご意見として、様式掲載元の障がい福祉室へ共有します。 なお、当該届出書に押印がないことを理由に、届出書の差し戻しはいたしません。 ・令和6年3月18日:個人→吹田市子育て政策室 令和5年9月に作成されてから、これまで誤った案内を行っていたことについて、何も感じないのでしょうか？ 声が届いていないだけで、届いてはいた方は、いたと思いますよ。 また1日でホームページへ記載できるのに、前回のメールではリンク先を記載したのみで、掲載方法を変更されなかったですね。 わたしが依頼するまで対応を怠ったのはなぜでしょうか？ リンク先を確認しました。 なぜ、わざわざ上限管理層のみ、障害福祉室のリンクへ飛ばすのでしょうか？ 他の申請書同様(PDF化して掲載できない決まりがあるのでしょうか？)他の申請書と同様にPDF化したものを掲載し、記載例(事業所の入が必要)も掲載していただきたいです。事業所の押印漏れがあり、上限管理層を差し戻すことはないのでしょうか？他の申請書類と異なり、事業所記入欄があるため、一番注意が必要だと考えます。 ・令和6年3月12日:吹田市子育て政策室一個人 →利用者負担上限管理事務依頼届出書につきまして、市民の方からのホームページ上の様式に係るご指摘はありません。 ホームページ上に、リンクを添付いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018678/1018679/1006135.html ・令和6年3月11日:個人→吹田市子育て政策室 →上記のページは、子育て政策室のページ内に存在せず、検索困難と思われます。 令和5年9月作成と書かれている「通所受給者証をお届けします。」のリンク先には上限管理層が記載されていますが、これまで指摘されなかったのでしょうか？ また様式の掲載だけでは早急に対応できると思います。 あらかじめ掲載があれば、このようなやり取りも不要だったかと思いますが、様式を至急掲載いただきたいです。 指摘しているのにも関わらず、すぐに掲載されないのを見ると、今後と同様と対応を繰り返され、市民サービスが向上しないと思いますので、対応が出来次第、お知らせください。 ・令和6年3月11日:吹田市子育て政策室一個人 →利用者負担上限管理事務依頼届出書につきましては、本市では事業所を介してお問い合わせがほとんどであり、対象となる保護者の方からお問い合わせをいただきましたら、個別に様式を郵送、又はホームページでの様式ダウンロードを御案内しております。 様式の場所がわかりづらく申し訳ありません。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1018692/1014921.html ・令和6年3月8日:個人→吹田市子育て政策室 4、上限管理層 おそらく上限月額37200円であり、利用日数も少ないので、現時点では上限管理は不要と考えておりますが、問題ないでしょうか。 また今後、利用日数が増加した際には、上限管理層も必要になるかと思いますが、ホームページ上で上限管理依頼届が見当たりません。 どのような手続きになるのでしょうか。 →使用日数を踏まえると、上限管理層の対象にはならないと回答をいただきました。 なお、上限管理依頼届をホームページ上で見つけられません。 お渡しされた「通所受給者証をお届けします。」4(1)にも申請書はホームページにあるとQRコードがありますが、リンク先に異動しても見当たりませんので、ご教示ください。	改めて、同届出書の押印の必要性について検討を行った結果、押印を廃止します。 なお、押印に代えて、上限管理事業者として、上限額管理することを承諾しているか等について、届出書を提出された方に確認させていただくため、同届出書の「市町村確認欄」を「提出者」に変更します。 押印の見直しを行うべき時期に検討ができていなかったこと、また、利用者に御不便をおかけしていたことについて、大変申し訳ございませんでした。他の申請書等についても再度、不要な押印が残っていないか確認作業をしており、準備が整い次第、速やかにホームページに掲載している様式についても修正させていただきます。 (担当:障がい福祉室) 企画財政室への御意見について 本市では、令和2年11月に「押印見直し方針」を定め、その方針に基づき押印欄の見直しに取り組んできております。 前回の御指摘を受けまして、令和5年11月に全庁に向け、各室課のホームページで掲載している様式等について押印不要の修正が正しく行われているかを改めて確認するよう通知し、確認結果の報告を求めました。 今回御指摘頂いた申請書に関しましては、当該方針に基づく押印見直しの検討時に所管室課による検討自体の漏れにより、当時、既に国が様式から押印欄を廃止しているにもかかわらず、その変更を反映できていなかったものです。 この度の御指摘を受け、改めて押印欄の見直しが漏れている申請書等が存在していないか、また、以前の検討時点では押印が必要と判断した申請書等について、現在も押印を必要とする根拠が存在しているかを今一度確認するよう全庁に向けて通知いたします。 また、同様の確認を定期的に通知することで、各所管での押印廃止の意識の向上を図ってまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。 (担当:企画財政室)	企画財政室、すこやか親子室、障がい福祉室	R6.4.1	R6.4.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
102	続105。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ル「吹田市立総 合福祉会館運 営審議会」につ いての意見・要 望	このタイトルでは、審議会の説明なのか、審議会の開催案内なのか、審議結果の報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、1月31日の開催結果の報告のようでした。⇒開催から2ヶ月が経過しており、HPへの掲出の目的が分かりません。 Q-1:HPへの掲出の目的および内容を教えて下さい。 Q-2:議題5の防犯カメラの設置費用&維持管理費用は、買い取りですか、リース・レンタルですか。 Q-3:防犯カメラのデータの取扱いについて(個人情報保護を含む)の取決めはありますか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市立総合福祉会館運営審議会のホームページ掲載の目的は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(制定 平成12年3月8日)に基づき行っているところですが、運営審議会の会議録を広く市民へ公開することを目的としております。 令和6年1月31日開催の運営審議会の内容は、令和4年度の決算報告、貸室、障害者社会参加促進事業の実施状況等を報告いたしました。 防犯カメラの設置につきましては、「買い取り」を行いました。 なお、設置した防犯カメラの維持管理経費につきましては、電気代のみ発生し、保守点検等に係る経費は発生しません。 防犯カメラのデータの取扱いにつきましては、「吹田市福祉部防犯カメラの設置及び管理に関する基準」(令和5年11月22日制定)を制定し、管理責任者を設置し、画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、また不当な目的のため利用されないことがないよう、安全管理及び漏えいの防止に努めております。 最後に、今後は、会議録を可能な限り速やかに公開するとともに、新着情報のタイトルは、わかりやすい表現となるよう努めますので、よろしく願います。	総合福祉会館	R6.4.1	R6.4.11
103	2023年 すいた ん著作権侵害 への市の対応	1. 市職員による虚偽の回答 公文書公開請求を行ったところ、市職員は6/28に著作権侵害だと認識していることがわかりました。にもかかわらず、以下の回答において、事実を隠蔽し、市民・市議に虚偽の回答を行いました。 ・7/19:質問への回答案。著作権侵害について言及しないままに「対応できない」。 ・7/20:市議会議員へのメール「法律家との確認点については時間をいただきたい」。 ・8/8,30:「市民の声」で削除依頼を拒否。 ・10/18:私の電話での問い合わせに対し「著作権侵害かは判断できない」と明言。 これらの回答は、地方公務員法第29条・第30条・第33条に違反し、虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)に該当する可能性があります。 ●質問 ・上記の回答は、地方公務員法に違反すると認めますか。 ・上記の回答は、虚偽公文書作成等罪に該当すると認めますか。 ・虚偽の回答を行った職員に対して、訓告という一番軽い処分ではなく、より重い処分を行うべきではありませんか。人事院の指針では、虚偽報告は減給・戒告。虚偽公文書作成等罪は免職・停職となっています。 ※いずれも否定する場合は根拠をお示しください 2. 市長による不適切な指示 市長も7/12に、著作権侵害だと明らかになっいながら「さかのぼって運用できない」と見当違いの指示を出しています。これは著作権侵害という違法行為を放置し、市民の権利を侵害するものであり、市長職務執行上の義務違反にあたります。 ●質問 ・不適切な指示を出した市長にも処分を行うべきではありませんか。行わないのは何故ですか。	6月28日の法律相談においては、二次創作物の場合でも著作権者の許可が必要であり、「パロディ」でも著作権を侵害するものであれば権利侵害と構成できることを認識したものです。回答時点においては、すいたんの二次創作物はそれまで使っていただいたい思いがあったことから利用許諾を求めていなかったこと、平成27年にすいたんの二次創作物を使用した動画の公開について、相談を受けた際には当該動画の公開に関して禁止等を求めていること等の経過から、著作権侵害を本市が主張できるかについては整理をしているところであり、判断ができていなかったものです。 以上のことから ・地方公務員法に違反する回答とは考えておりません。 ・虚偽公文書作成等罪に該当するとは考えておりません。 ・虚偽の回答であるとは考えておりません。 ・不適切な指示を出したものとは考えておりません。	シティプロモーション推進室	R6.3.25	R6.4.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
104	続100。3月28日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「施設利用 料の支払いにク レジットが選択 できるようにな りました」につい ての意見・要望	吹田市には、有料の公共施設が多くあります。このタイトルでは、どの施設が全く分かりません。クリックされた方は「何やこのタイトルは？」…と思われませんか。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 1) サイトを開くと、男女共同参画センターの貸室の支払いに窓口での現金払いに加えて、来館せずに支払いができるクレジット払いを選択いただけるようになりました。 ⇒市民に提供する情報は、勘違いをさせないようにするべきです。他の有料施設を利用された方が、このタイトルだけを見て「クレジット払いが出来ると書いてあった…」と言われるかもしれません。 2) タイトルの「…クレジットが選択…」。「…クレジット支払い or 決済が選択…」にされたら… ※「クレジット」の語句の意味を一度、調べて見られたら… 3) 市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見ありがとうございました。 いただきましたご意見を参考にさせていただきながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。	男女共同参画センター	R6.4.1	R6.4.8
105	続102。3月5日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「情報ライ ブラリーのテー マ展示の更新」 についての意 見・要望	サイトを開くと、『3月8日は「国際女性の日」』。女性の権利及び国際平和のための日として国連が1975年に制定しました。 1) このタイトルの「情報ライブラリーのテーマ展示」では、女性・市民に対して周知が出来るとは、思えません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・冒頭のタイトルでは、(例)「映画会を開催します」で題名が無いのと同じ状況。 ⇒男女共同参画センターは、市民への周知の目的を考えたタイトルに。工夫が必要。 ・この日の新聞(朝刊)では、大きく取り上げられていました。 2) 市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1) 新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。 今回ご指摘いただきましたページにつきましては、新着更新情報に展示内容を記載し、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。 2) ホームページ記事につきましては、所属長の決裁を得て掲載しております。	男女共同参画センター	R6.4.1	R6.4.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
106	続103。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「国民健康 保険運営協議 会」についての 意見・要望	1)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、開催結果の報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、3月27日に開催結果の報告でした。⇒会議録が有りません。 ⇒議題・会議資料の3に「その他(報告)マイナ保険証」について…があり、お忙しい中、申し訳ありませんが、添付して頂けませんか。 2)3月27日に開催されていますが、開催案内は(新着情報)に有りませんでした。傍聴が可能であることから、HPに事前の掲出が必要。 ※3月15日にHPで開催に伴う市民委員の募集案内をされており、この時に開催案内もされていれば良かった。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、当課ホームページにつきまして、御意見をいただきありがとうございます。また、国民健康保険運営協議会のページにつきまして、御案内が不十分でわかりづかったこと、誠に申し訳ありませんでした。 タイトルにつきましては、開催案内、開催結果など内容がわかる表現としてまいります。会議資料につきましては、令和6年4月2日付けで公開させていただいておりますが、会議録につきましては、現在作成中でございます。できる限り早く公開させていただきますので、今しばらくお待ちいただきますよう、お願い申し上げます。 今回の開催案内につきましては、市民委員募集のお知らせと同日ではなく、後日、開催予定のお知らせをしておりましたが、新着情報に表示できておりませんでした。今後は不手際がないよう注意し、早く適切な時期の情報発信に努めてまいります。 今後とも、市民の皆さまにとって、より丁寧でわかりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。	国民健康保険課	R6.4.1	R6.4.5
107	続104。3月26日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「令和6年 度吹田市景観 まちづくり活動 補助金の募集」 についての意 見・要望	1)このタイトルでは、「活動補助に対して市民・企業など有志の方への協賛・支援の募集」のように思えます。⇒個人的には、クラウドファンディングのイメージです。 ・サイトの説明文で、「吹田市景観まちづくり活動補助金“募集”要項の概要」の目的の説明文には、この補助金制度は、吹田市景観まちづくり活動補助金“交付”要領の文言があります。また「景観まちづくり活動補助金“交付”申請書」も“交付”の文言があります。 ⇒サイトの趣旨から見れば、“交付”の意味だと考えます。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。募集要項。 ⇒[仮(案)]「令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金事業の団体の募集」 2)都市計画室は、団体の活動期間を考えた場合、募集案内の時期を早める事は出来ませんでしょうか。市議会での予算審議の関係かと思われませんが、提出書類も多く、書類審査が7～9月。事業報告が来年3月。 3)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	(1-回答) 当該ページについてはお見込の通りである、令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金の交付を受けたい方(団体)を吹田市が募集している内容となります。タイトルについて、誤解を招かないように「令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金交付申請者の募集について」というタイトルに変更いたします。御意見ありがとうございました。 (2-回答) 当該補助金は当該単年度の予算に基づいており、令和6年度予算成立後(年度末)に募集を開始することとしています。また、補助金交付にあたっては、書類審査や吹田市景観まちづくり審議会への諮問が必要となるため、申請者が年度内に活動をする期間を確保すること等を考慮すると現在の期間が適切と考えております。 募集案内の期日変更は難しいですが、申請者の提出書類作成等が円滑に進むように当室において支援いたします。 (3-回答) 市のホームページ掲出時には、上席も含めた決裁処理を行っております。今後も市民の皆さまにより分かりやすいホームページの表現となるように努めて参ります。	都市計画室	R6.4.1	R6.4.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
108	花火大会がや かましい！！	週末だからって誰もが休みでもないし、この時間だからって誰もが起きて いるわけでもありません。 朝が早い人、あるいは夜中からの人は眠っていなければならない時間 帯です。 南正雀自治会の爆音盆踊り大会もそうですが、生活が二十四時間化 した今、誰がどこで休んでいるかわかりません。 ましてや、今回はゲームに関したものだとか。 花火大会も盆踊り大会も、もはや迷惑でしかありません。いつまでも昭 和じゃないんです。	本件は、大阪府及び大阪市に係る事案ですので、大阪府及び大阪市 へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.3.25	R6.3.25
109	続99。3月の「自 殺対策強化月 間」について市 HPに届出が必 要	自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化 月間」と定めています。2月13日に吹田市で中学生2人がマンションから飛び降 りの記事が、新聞社の報道でありました。 1)吹田市は、市報3月号に「自殺対策強化月間」について掲載をされています が、スペースに制約があり防止のための情報不足は否めません。 ⇒市HPに届出が必要。また市報の3月配布は市外から吹田市への転入者 には間に合いません。吹田市は転入届の受理時に市報の配布をされているのでし ょうか？。 ※転入者が吹田市の現況を知るには、市報が最適だと思います。市のHPを PCやスマホでチェックには時間を要します。 2)3月の「自殺対策強化月間」について2月29日に市HPに届出されていますが、 タイトルは「啓発や研修事業」であり、内容は市庁舎のロビーでのパネル展示(3 月1日～3月8日)案内でした。 ⇒タイトルが「啓発や研修事業」では市民に伝わりません。また市HP(新着情 報)には届出されていません。加えて、市HP(イベントカレンダー)にも、表記され ていません。⇒添付画像2枚。 ⇒自殺予防週間(9月10日から)時には、市民・児童・生徒・学生さん等への周 知方法および内容を考えて下さい。 3)「自殺対策強化月間」について、吹田市報およびHP「啓発(パネル展示)」に は、何故3月なのか…の説明が必要。 ※上記の現状から、吹田市は本気で自殺対策に取り組んでおられるのか疑問を 感じています。(個人的感想) 4)吹田市の2023年度(4月～)の自死者数を教えて下さい。 4)命に関わることであり市HP(Top頁)の「大切なお知らせ欄」への届出も検討 願います。 ※吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をされています。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1について 当該月間については年間を通じて市のホームページに掲載しておりますが、今後は新着 情報にも掲載するようにします。 (担当:地域保健課) 市報すいたについては、転入届の受理時に希望者に対して配布しております。 (担当:広報課) 2について タイトル「啓発や研修事業」について、市民にわかりやすいように更新タイトルを検討し、 新着情報にも掲載するようにします。また、イベントカレンダーへの掲載も検討します。 自殺予防週間については、FacebookやX等で周知を図るとともに、大学内のネットワー クシステムを活用し、学生向けの啓発を行っています。 (担当:地域保健課) 3について 市のホームページにおいて、政府が、例年、自殺者数が増加する3月を「自殺対策強化 月間」と定めた旨を掲載しております。市報や啓発(パネル展示)については、悩みを抱え ておられる方が少しでも支援につながるよう、重点的に相談窓口の周知啓発を実施して おります。 (担当:地域保健課) 4について 自殺統計は毎年1月から12月までの集計となっており、2023年(1～12月)の本市の自殺 者数(暫定値)は38名(※)です。 ※確定値は47名です。 (担当:地域保健課) 4(2つ目)について 必要に応じて検討して参ります。 (担当:地域保健課)	広報課、地域保 健課	R6.3.12	R6.3.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
110	続97.「片山公民館、旧・山手公民館」の改善要望	【片山公民館】 1) 片山公民館掲示板に“園児募集のちらし”が掲示されていますが、花飾りが重なって文字が読めません。 2) 片山公民館掲示板には、“詐欺防止”のちらしが貼って有りません。他の公民館では貼ってあります。 ⇒添付画像。掲示板の花飾りでちらしの文字が読めません。 【旧・山手公民館】 3) 旧・山手公民館時(解体後4年経過)に設置されていた駐車禁止の立て看板2枚が破損。強風時の飛散で危険の恐れあり。※現状は、更地で不要。 ⇒添付画像。旧山手公民館の駐車禁止看板破損。 4) 旧・山手公民館(解体後4年経過)跡地の水道の量水器について。 ・水道の量水器の鉄製の蓋が外れています。 ・水道の量水器の前のフェンスが破れています。もしかしたら、水道関係の方がされたのでしょうか？ ⇒添付画像の左上。 ⇒添付画像。旧山手公民館の量水器。 Q: 更地になって4年経過。水道の利用も無いのに何故、水道のメーターが設置されているのですか？ ・毎月の検針料の支払いは税金からで、無駄な支出。 ・量水器は、計量法で8年だったと思いますが、取替が必要になります。 ⇒更地にした時に配管だけしておき、水の使用が生じた時に量水器を取付ければ、余計な工事費用や検針費用などの税金の支出がなくなります。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1 片山地区公民館の掲示板内の掲示物について、園児募集ちらしを見やすくなるよう改めました。また詐欺防止チラシを掲示しました。 2 旧山手地区公民館の立て看板について、設置者が不明なため、簡易広告物と判断し、都市計画室屋外広告担当が撤去いたしました。水道の量水器につきましては、奇数月に数値の確認をしておりますが、水道は未使用ですので、料金は発生していません。また、検針は1件当たりの委託ではありませんので、委託料に影響はありません。 量水器の取り外しにつきましては今後検討いたします。 検針はフェンスの下から蓋を開けて作業をしておりますので、フェンスの破損とは無関係と考えますが、早急に修繕、または取り換えを実施します。 量水器の取り外しにつきましては今後検討いたします。	まなびの支援課	R6.2.26	R6.3.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
111	続-95。1月10日 掲出の市HPタ イトル「令和5年 度人権啓発巡 回パネル展を 開催」での意 見・要望	2月7日に市役所に行った時に、ロビーで「先住民族アイヌは、いま」と「北方領土問題啓発」の巡回パネル展がされていました。 ⇒添付画像。パネル展 ・パネル展の内容が、市HPの新着情報にタイトルの記憶が無いので、イベント情報で分かりました。 Q1:市民部 人権政策室は、今回の巡回パネル展の目的を教えてください。 Q2:市民部 人権政策室は、今回のパネル展を多くの市民の方々に、見て・知って・考えて頂くには今後どのようにされますか。 ⇒タイトル「令和5年度人権啓発巡回パネル展を開催」では、市民に伝わりません。【例】他の施設で「映画会の開催」のタイトルが…。映画の題名が無いと市民はクリックしません。 ・“アイヌ”について、私が中学生の頃にラジオで連続ドラマの「コタンの口笛」を聞いていた記憶があり、懐かしい想いが。 ・1月には、北海道立近代美術館でアイヌアートに関する展覧会が行われていました。 ・近隣には、北海道出身の方がおられます。 ・2月7日の“北方領土の日”については、宝塚市で複数の中学校による「社会討論会」の中で、大阪府内の公立中学校の考察発表が。 ・数年前に北海道の知床峠から見た北方4島(ロシアが占有)が、こんなに身近にロシアが…。 ・吹田市のサイトに内閣府の「北方領土返還運動全国強調月間」のチラシのリンクの貼付けが必要。 ・2月24日は、ロシアがウクライナに侵攻から2年。早く平和を願っております。 ※今回の投稿で小学生時に習った「間宮 林蔵」や「南極基地の樺太犬のタロとジロ」を思い出しました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1: 今回の巡回パネル展の目的を教えてください。 A1: 人権啓発巡回パネル展は、人権に対する市民の理解と認識を深めることを目的に開催しているものでございます。 今回は、様々な人権問題の中から「アイヌの人々」をテーマとして開催したものでございます。 Q2: 今回のパネル展を多くの市民の方々に、見て・知って・考えて頂くには今後どのようにされますか。 A2: 本市ホームページに掲載した当該パネル展開催をお知らせするページタイトルに パネル展のテーマの記載がなく、新着情報やイベントページから閲覧された市民の方々には今回のテーマが分かりづらい状況となっております。 今後はページタイトルにパネル展の開催テーマを記載し、多くの市民の方々に興味をもっていただき、見て・知って・考えて頂く機会となるよう努めてまいります。	人権政策室	R6.2.26	R6.3.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
112	続96。市HPタイトル「市役所駐車場案内・混雑状況」の改善要望	2月7日(水)14:20頃にメイシアター方面から市役所に行きましたが、国道の高架下から市役所駐車場入口まで車が続いていました。 ⇒添付画像。市役所駐車場混雑 Q1: 工事期間は、あと4ヶ月ほどですが、ライブカメラの設置で、サイトにカメラ画像の表示をされませんか。 ⇒3月・4月には市民の転入・転出手続き(含むマイナカード)などでの車の出入りが増えます。 ・市HPの新着情報に1日に1回、混雑状況が掲出されますが、大半が“混雑無し”で有り、午前や午後の情報。無い時もあります。 ⇒市民は、駐車場の今の状況が知りたいと思います。 Q2: サイトの工事・駐車場の図には、“西玄関を閉鎖します”の文言がありますが、“北玄関”の表記・追記が必要。 ⇒添付画像。市役所工事図。北玄関要 ・吹田市に転入される方は、HPが頼りです。 Q3: 正面玄関閉鎖の立て看板に“低層棟地階の通用口への位置図”が必要。 ・吹田市に転入される方は、HPが頼りです。現状は文字情報のみであり不親切。 ⇒添付画像。正面玄関閉鎖の立て看板 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	これまで、市報すいたや市ホームページ等を通じて、来庁時にはできる限り公共交通機関を御利用いただくようお願いしているところです。 本庁舎駐車場の混雑緩和における対応として、駐車場へのライブカメラの設置は予定していませんが、直近の駐車場の混雑状況を確認いただけるよう、市ホームページによる駐車場の混雑状況の配信回数を増やしています。 また、平日に市役所への用務で来庁される場合、本庁舎駐車場の利用と同様に駐車料金の割引を実施している「タイムズ阪急吹田駅前駐車場」の利用についても、市公式SNSの活用を図る等により周知を進めています。 市ホームページ「市役所駐車場案内・混雑状況等」に掲載している図及び表記については、御意見を踏まえて北玄関に関する項目を追加しました。 正面玄関閉鎖時の立て看板につきましては、裏面に低層棟地階通用口への位置図を表記しており、当該看板を使用する際は外から見て低層棟地階通用口への経路がわかるよう配置しております。	総務室	R6.2.26	R6.3.7
113	続98。2月16日掲出の市HPタイトル「傍聴のご案内を更新」の改善要望	サイトを見ると、「市議会の議場の天井部分の改修工事の為、天井部分に作業デッキが有りますが、安全に傍聴していただけます。」 ・「傍聴のご案内を更新」のタイトルでは、何の会議なのか不明。吹田市の傍聴は、市議会の他にも委員会や会議体があり、市民目線でのタイトルに工夫を願います。 ・[仮案] 市議会の傍聴のご案内。議場内の工事期間中の傍聴の状況。	議会事務局が市ホームページのトップ画面に掲載した新着情報につきまして、非常に分かりにくい表記になっていたことに関し、深くお詫び申し上げます。 今回の御指摘を踏まえ、3月5日付けで新着情報の表記を、「議場の特定天井の改修に伴い、本会議などの傍聴のご案内を更新しました。」と訂正させていただきました。 今後、本市ホームページで新着情報を掲載する際は、分かりやすい表記となるよう心掛けてまいりますので、御了承くださいますようお願いいたします。	議会事務局	R6.2.27	R6.3.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
114	亥子谷コミュニティセンターの部屋利用のWEB予約について	今年1月より部屋の利用がWEB予約となりました。IT化が進んでいると喜びましたが、実際に使用してみると、部屋予約したらその日から1週間以内に利用料金を窓口で支払いに行かなければ、予約が無効になるとのこと。これまで予約は電話でOKで、利用日の前日までに本申請すればよかったのに、1週間以内に出向かなければならないという制限が設けられたことで、とても利用しづらくなってしまいました。1週間以内という制限はどのような理由からなのでしょうか？予約は6か月先まで可能です。仮に6か月先の予約しても1週間後に支払いにわざわざ窓口に行かなければならない理由は何でしょうか？ せめて利用日1週間前までに本申請(利用料支払い)を行うように変更をお願いしたいです。 また、本申請を行う際、さらに使用許可申請依頼に利用IDと団体名称や使用日などを手書きする必要があるのも、せっかくのIT化なのに不便極まりないです。せめてWEB予約の情報をもとに、予約日の情報を出力して申請書にさせていただけないでしょうか？利用IDや利用日などは窓口に行く人が都度変わる場合などは、全員で共有しなければなりません。早急に運用改定のご検討をお願いいたします。	施設の利用方法につきましては、「吹田市立コミュニティセンター条例施行規則」に基づき使用する日の6か月前に利用施設において抽選を行い、当選された方はその場で使用許可申請書の提出及び利用料金の支払いを行っていただく運用を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、窓口での受付を中止し、電話・FAX・メールによる仮予約を行い、使用日の7日前までに窓口で本申請を行っていただく運用に変更しました。 その後市民の不要・不急の外出を抑制する目的として、使用日前日までに本申請を行っていただく取扱いをコロナ禍における特例措置として行っていました。 しかしながら、新型コロナウイルスの感染法上の分類が2類から5類に引き下げられたことに伴い、特例措置を行う理由がなくなったため、施設利用者への周知期間を設けたうえで、WEB予約システムの導入を機に、予約抽選に当選された日より1週間以内に本申請及び利用料金の支払いを行っていただく運用に改めたものです。 また、WEB予約システム導入により、窓口での使用許可申請手続きの際には事前予約の情報が印字・出力されるようになっておりますが、一部現行システムでは反映されない項目もあり、窓口で必要書類にご記入をお願いしているものもございます。	市民自治推進室	R6.2.20	R6.3.1
115	施設予約について	公共施設の予約についてなのですが、WEB上で予約できない施設や当日までに直接施設で入金しないといけないシステムに大変不便を感じています。できれば全施設振り込みで予約完了出来るようにして頂きたいです。 ちなみに私が利用している施設は17:30で終了します。仕事をしながら17:30迄に直接施設に伺う事が難しいです。たまに出勤前に予約に行きますが、手順に時間がかかり、遅刻しそうになります。どうか改善して下さい。よろしくお願いします。	貴重な御意見ありがとうございます。市では公共施設の空き状況の確認や予約が行える、施設予約システムを導入しております。対象施設につきましては、今後、施設を所管する部署と調整し、拡大を図ってまいります。 また、本年度、システムを改修し、使用料をオンラインでクレジットカードにて決済ができる仕組みを導入予定です。規定類などのルール整備も含めて、今後も利便性を高めてまいります。	情報政策室	R6.2.9	R6.2.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
116	続-87-2。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。	1月5日投稿で、1月23日に回答あり。⇒A:市ホームページ「令和6年能登半島地震の支援等について」にて発信しております。 ⇒府下の多くの市では、1月2日からHPに支援情報を発信。吹田市は1月5日に発信で有り、AMIに投稿したものです。 1)危機管理室のサイトは、支援内容が文字情報のみであり、他市のような現地での活動状況の画像が全く無く市民には、分かりません。 ⇒消防本部のサイトを見ると、「緊急消防援助隊の派遣について」のサイトには現地での活動の様子画像が有りやっと分かりました。 ⇒危機管理室のサイトの救助活動の項の所に、「緊急消防援助隊の派遣について」のリンク先の貼付けをされたし。 ※現地での活動は、余震があり、降雪・雨天の中、気温も低く、道路状況も悪い中での活動です。ほんとうにご苦労様です。 ⇒危機管理室は吹田市としての、緊急消防援助隊の労苦を市民に知らせる役務が…。現状では、市民は消防本部のサイトを見られる方は少ないと思います。 ⇒吹田市内で、もし非常災害が発生した場合に、市民への情報発信が上記のように縦割り組織での発信は、市民は混乱します。危機管理室の意識改革が必要だと思います。 ※広報課は、市の考えの情報提供ではなく、市民が知りたい情報にも目を配りHPの維持・運営を願います。 ⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市。 2)能登の地震による被災者への市営住宅の提供について。 ・吹田市の「支援対策本部会議内容の“今後の予定”」について、市営住宅の目的外使用による被災者の受け入れについて大阪府から照会があり、受け入れ可能戸数:5戸と回答。 ⇒豊中市、茨木市は、1月19日に市のHPで避難者への市営住宅の提供案内(具体的な手続き)をされています。 ・両市のように市民に被災地に縁戚者(高齢者など)がおられたら、呼び寄せ & 支援の判断がし易く、市民の目に早く触れれば、スピード感のある支援が出来ると思います。大阪府では、既に入居済みの報道が。 ・吹田市の現状は大阪府からの連絡待ち。⇒速やかにHPへの掲出が良いと考えます。 ⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市+市営住宅提供。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 能登半島地震への支援等について、各詳細ページへのリンク掲載は次回更新時に反映させていただきます。 (担当:危機管理室) 2について 令和6年能登半島地震の被災者の受け入れについては、大阪府が大規模な受け入れ体制を表明しており、吹田市内の住戸も含め府営住宅100戸(大阪市・民間賃貸住宅を含めると計300戸)を準備しています。また、ニュース等でも取り上げられ、広く周知が図られている状況です。 一方で、本市においては、5戸の市営住宅を提供可能な住戸として御用意しておりますが、即入居できる住戸は2戸のみであり、現時点では、大阪府と連携を図りながら、必要とされる方に御提供することが望ましいと考えております。 ホームページでの受け入れ体制の御案内につきましては、今後の被災者支援の方向性を踏まえ、検討して参ります。 (担当:住宅政策室)	危機管理室、住宅政策室	R6.1.30	R6.2.15
117	北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークショップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています2	1月26日に頂いた回答が回答になっておりません。 私の意見、 ・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。市の判断の透明性を損ないます ・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます ・何の連絡もなく削除するのは不親切です ・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません ・市民の意見を尊重していません ・市民の知る権利を損ないます に対して回答してください。 ※何度も同じことを書かせないでください。時間の無駄です。	北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから削除いたしました。当該施設につきましては、いただいた御意見も参考にし、管理運営をしております。供用開始後1年が経過し、昨年12月末時点で約40万人を超える多くの方々にご利用いただいております。今後も市民の皆様からの御意見を参考にいたしながら、より良い施設となるよう努めてまいります。なお、御要望の書類等につきましては、「公文書公開請求」の手続きをしていただくことで、ご覧いただけます。	まなびの支援課	R6.1.26	R6.2.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
118	続-89。1月17日 掲出の市HPタ イトル「令和5年 度 第2回第2 回吹田市保健 所運営協議会」 での要望。	このタイトルでは、協議会を開催されるのか、開催済みなのかが分かりません。 ・サイトを開くと、2023年12月15日に開催済み。 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの健康医療部 保健医療総務室に指導を願います。 Q1: 議事録が有りません。パブコメで市民に意見募集をされるのなら、最低、議事概要が必要。 Q2: 会議資料の委員名簿に、吹田市の職員の名前が記載されていません。 ⇒吹田市の感染症予防計画の今後の方針を策定するのに、出席者名は必要と考えます。 Q3: 会議内容は「吹田市感染症予防計画(案)」であり、掲出の目的が分かりませんが、市HPのタイトルは、会議内容に合わされた方が良いと考えます。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 資料を掲載するため、当該ページを修正したところ、上位ページも併せて更新され、新着に表示されました。ホームページ修正当時は議事録作成途中であったため、掲載には至りませんでした。現在は、議事録も完成し、公開しております。 誤解を招く修正を行い、ご迷惑をおかけしました。 Q2について 議事録に記載しております。 Q3について 今後はホームページのタイトル、関連ページが新着に表示される設定になっていないか、再度確認し、アップするようにいたします。	保健医療総務室	R6.1.22	R6.2.5
119	続-88。1月17日 掲出の市HPタ イトル「ひなまつ り」での要望。	このタイトル「ひなまつり」の5文字からは、市民に何を周知されたいのか、全く分かりません。 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの都市魅力部 文化スポーツ推進室に指導を願います。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	新着更新情報のタイトルをクリックしていただければ、開催日時や場所等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タイトルに詳細を記載する予定はございません。	文化スポーツ推進室	R6.1.22	R6.1.31
120	続-90。1月19日 掲出の市HPタ イトル「令和5年 度第2回吹田市 障害者福祉施 設等整備補助 事業者選定委 員会」での要 望。	このタイトルでは、委員会を開催されるのか、開催済みなのかが分かりません。 ・サイトを開くと、2023年11月29日に開催済み。 ⇒[仮案]「令和5年度第2回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会」〈会議要旨〉 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの福祉部 障がい福祉室に指導を願います。	この度は貴重な御意見ありがとうございました。吹田市のホームページに掲載の新着情報のタイトルにつきまして、いただきました御意見も参考にして、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
121	続-91。R5年12月28日掲出の市HPタイトル「障がい者差別」での要望。	このタイトルでは、「差別を無くしましょう」と、受け取りました。 ・サイトを開くと、「障がい者差別に関する相談窓口」の案内。 ⇒[仮案]「障がい者差別に関する相談窓口」 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの福祉部 障がい福祉室に指導を願います。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘がありました「障がい者差別」のタイトルのページは、相談窓口以外の障がい者差別解消に向けた取組状況も記載しています。 そのため、御提案いただきました「障がい者差別に関する相談窓口」のタイトルでは、ページ全体を示すのは難しくなります。 ただ、「障がい者差別」というタイトルも内容が伝わりにくいと考えましたので、「障がい者差別解消に関する取組」に変更いたします。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.29
122	北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークショップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています	・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。市の判断の透明性を損ないます ・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます ・何の連絡もなく削除するのは不親切です ・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません ・市民の意見を尊重していません ・市民の知る権利を損ないます 書類を再アップしてください。他の同様の書類も、単に時間が経ったら消すという運用をしているのであれば、市民の知る権利を阻害していますので、見直してください。	北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、市ホームページの〈市政〉―〈市の政策と計画・行政運営〉―〈市の主な計画〉―〈産業・まちづくり・環境〉のページに記載しておりましたが、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから令和5年6月に削除いたしました。 また、再度同じものを掲載する想定はしておりません。	まなびの支援課	R6.1.15	R6.1.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
123	火災の被害者に対する対応への感謝と提言	いつも市民のためにありがとうございます。 私は、24年1月2日に火災被害に見舞われました。出火元の隣の隣の部屋が全焼し、私の自宅に煙と煤が大量に混入し、家財すべてが台無しになり、自宅に住めなくなりました。 消防から煙損等による災証明を頂き、福祉協議会からお見舞金を、福祉総務課から日用品の支給を頂き、とても助かりました。本当にありがとうございます。 その後、市営住宅への入居を相談するように勧められました。自宅に住むことができなくなつたためです。住宅政策室でお話を伺ったところ、希望する住戸がないため、諦めました。 寝る場所すらがない状態でしたので、これには大変がっかりしました。是非とも改善をお願いします。 また、生活福祉課によると、煙損は災害見舞金制度の対象外とのことで、支給していただけませんでした。しかしながら、私の家の家財はすべて使えなくなり、形はとどめているものの全焼同然なのです。 説明しようと思いましたが、すでに満身創痍だったため、帰るしかありませんでした。 現在、まだ次の住居が決まらず、友人宅やホテルを転々としています。ご回答いただきたいのは、次の2点です。 1. 市営住宅に、速やかに優先的に入らせていただくことはできないのでしょうか。 2. 私の状況は、本当に災害見舞金制度の対象外になるのでしょうか。お忙しいところお読みくださりありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。	1について 市営住宅への入居者は、公営住宅法で政令に定める特別の事由がある場合を除き、公募しなければならないと定められており、火事のり災者であることを理由に優先的に入居することはできません。 しかしながら、火事のり災者は、新たなお住まいを探されるまでの間、一時的な避難先が必要となるケースが多いため、3か月に限り、市営住宅を一時的に御利用いただけることを御案内しております。 なお、り災者向け住戸は、建物や設備が古く、お住まいであった住戸に比べ、住環境として御不満に感じられることもあるかと思いますが、り災者の方が一定の期間、安心してお過ごしいただけるよう、必要な整備を行った住戸を案内しておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。 (担当:住宅政策室) 2について 別途御説明したとおりです。 (担当:生活福祉室)	生活福祉室、住宅政策室	R6.1.16	R6.1.23
124	ひとり親	国が決定した住民税非課税世帯への給付金についてとても怒りがあり、各自治体が始めている独自の給付金の有無について知りたいです。 ひとり親で子供達を育てています。仕事をしていてももちろん住民税も支払っています。 住民税非課税の知り合いは、精神科からの診断書があり生活保護を受けていて、毎日ママ友と喫茶店でお喋りしたりと、とても楽しそうに過ごしています。 子供達との時間を削り、必死で働いて税金を払っている人には何もなく、楽しんでいる人に給付金。おかしくないですか？ 吹田市独自の政策として、ひとり親やしっかり税金を払っている人たちにもっと目を向けた政策を打ち出してくれませんか？	各自治体が始めている独自の給付金の有無と税金を払っている人に向けた施策について 本市では、今般の物価高騰等を受け、小中学生の給食費の負担軽減やキャッシュレス決済ポイント還元事業など、様々な形で多くの市民の皆様に御活用いただける独自施策を実施してきたものです。 今後のさらなる取組の必要性につきましては、社会情勢や国の動向等を注視しつつ、状況に応じて適切に判断してまいります。 (担当:企画財政室) ひとり親に向けた給付金の有無について ひとり親に向けた本市独自の給付金はございませんが、国の給付金として令和5年度子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付を行っております。物価高騰の影響により家計が急変した方等も対象となりますので、よろしければ吹田市ホームページで詳細を御確認いただき、要件に該当し未受給の場合は申請期限までにお手続きいただければと存じます。 この度の御意見につきましては、今後のひとり親施策推進の参考としてまいります。 (担当:子育て給付課)	企画財政室、子育て給付課	R6.1.4	R6.1.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
125	公休と有休について	2023年7月21日からの契約社員で、週5日勤務、公休2日。7時~16時。休憩60分の契約であるが、月の勤務日は月22日であると言われ、2024年2月の勤務日が21日になるので、2024年1月に与えられる有休から、公休の1日を有休に充てるように指示されたが、これは合法か教えてください。	この度はお問合せいただき、ありがとうございます。 お問合せいただいた内容についてですが、雇用条件等を詳細に聞き取りした上での判断となるため、本市の社会保険労務士による、労働相談を御利用いただけますと幸いです。 本市では毎週水曜日の午後に社会保険労務士による労働相談を実施しておりますので、御予約いただいた上で、御利用いただければと存じます。(対面もしくは電話での御相談となります) 予約方法等の詳細については、下記を参照願います。 【吹田市 労働相談】 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018565/index.html ※第1・3・4・5水曜日は社会保険労務士、第2水曜日は弁護士となります。 なお、水曜日ではご都合が悪い場合は、大阪府でも労働相談を実施しておりますので、ご参考に下記にURLを参照させていただきます。 【大阪府 労働相談】 https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/soudan/	地域経済振興室	R6.1.9	R6.1.12
126	続-81. 吹田市内のバス・タクシーの利便性が低下。市の交通行政の取組について教えてください	最近、運転手不足ならびに“2024年問題”でいわれている時間外労働規制で、全国で地方・都市圏関係なくバス路線の減便・路線廃止のニュースが多いです。 [吹田市の現状] ・先日、京阪バスが路線廃止。阪急バスが路線変更・路線廃止の報道。 ⇒先日、JR線を利用して吹田駅に行くために阪急バスの時刻表を見ると、9時台には1本も無し。やむなく阪急電車で梅田へ⇒JR大阪駅に。 ・加えて吹田市内にあったタクシー会社(日本交通)が数年前に営業所の廃止。阪急豊津駅前の阪急タクシー乗り場の待機車は最近見たことが無いです。向かい側のバス停には3年前迄は常に2~3台が客待ちのタクシーがありましたが、最近は全く見ません。 ⇒添付画像-1。駅前の客待ちタクシーの状況。上:バス停前-2019年。中:2022年。下:阪急タクシー乗り場-最近。 ⇒所用(含む市民病院)で阪急タクシーに予約を10日前に電話すると「予約は1週間前からです」⇒朝に電話をすると、8回電話を掛けるも話し中。⇒日本タクシーに電話をするも「9~11時は予約で一杯」との事。 ・市民病院正面玄関前の客待ちタクシーも激減。3年前には、常に6台位⇒現在は0~1台。 ⇒添付画像-2。病院前の客待ちタクシーの状況。上:2020年時。下:2022年時。 ・市民病院に通院されている方は、西宮市在住の子どもさんに送迎依頼。 ・2024年4月からの時間外労働規制で、更に今後バス路線の減便・路線変更が進むのではないのでしょうか。 ・高齢者の免許返納も躊躇せざるを得ない状況。通勤・通学・日常生活にも影響の懸念。 Q1:吹田市内は、運転手不足ならびに“2024年問題”で現状の阪急バスの今後の動向把握。タクシーの台数把握と予想、市民病院や吹田市の公共施設への脚の確保。非常災害時(夜間・休日)の職員の確保など、どのように取組まれておられますでしょうか? Q2:DX時代に取り組んでおられる情報政策室への質問。上記のような吹田市内の交通事情の中で来庁しなくても良いように、速やかなデジタル化の推進が必要と考えます。 ※今日の朝刊に「ライドシェア部分解禁」の報道が有りましたが、制度設計がまだできていない事から個人的には、疑問点が多すぎの感。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 阪急バスでは、現状でも運転士の確保に苦慮しており、2024年問題についても対応方針を検討されているとお聞きしております。また、本市ではタクシーの台数把握等は行っておりません。 市民病院や吹田市の公共施設への脚の確保、非常災害時の職員の確保につきましては、本市域においてはJR、阪急電鉄、OsakaMetro、北大阪急行、大阪モノレール、阪急バス、近鉄バス、コミュニティバスであるすいすいバスにより公共交通利用圏(駅勢圏:半径800m以内、バス停勢圏:半径300m)によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況であることから、現状の公共交通で賄えているものと認識しております。本市としましては、現状の公共交通を維持できるよう、様々な施策を実施、検討しているところでございます。 (担当:総務交通室) Q2について 本市では電子申請システム等の活用により来庁しなくても自宅から申請等が可能な手続の整備を着実に進めているところでございます。 (担当:情報政策室)	情報政策室、総務交通室	R5.12.21	R6.1.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
127	市政に対するご意見・ご要望について(「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます)の続き	以下の回答がありました。2点確認したいことがあります。 1、確認結果の報告内容の公表はいつされるのでしょうか？ https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html こちらのホームページにも記載が見当たらなかったため、ご教示ください。 2、これまで公文書で担当課長名で回答があったと思いますが、本件のみ担当者からのメールになっているのは、なぜでしょうか？ これまでと取り扱いにどのような違いがあるのかご教示ください。 吹田市 企画財政室 2023/11/16 10:40 〇〇様 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023年)11月1日付けでお問合せいただきました市政に対するご意見・ご要望につきまして回答させていただきます。 全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様にわかりやすい表記となるよう努めてまいります。 (以下、お問い合わせ内容) ・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」を行うと回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。 全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強い事を踏まえ、改善してください。 今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。	前回御意見いただき、市ホームページに掲載されている様式等における押印要否の適切な表記につきまして、全庁的な照会を実施いたしました。その結果、全ての室課において正しい表記となっていることを確認した旨の報告を受けています。 なお、誤り等を見直した正しい様式で掲載することが第一義と考えており、詳細な本照会結果をホームページ等で公表することは予定していません。 また、回答方法につきまして、いただいた御意見に対する回答は基本的に担当室課から回答するものとなっています。その際、回答における発信者名及び回答方法は、各室課が判断しております。 10月20日にいただいた「【再依頼】証明書等の証明書欄の削除」に対する回答は企画財政室及びシティプロモーション推進室の2室課からの回答であったため、市民総務室が取りまとめるうえで回答させていただきましたが、11月1日にいただいた「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます」に対する回答は、企画財政室が担当室課として回答させていただいたものです。 以上のことから、今回の2つの回答で発信者名及び回答方法が異なる形となったものでございますが、どちらの回答に関しましても企画財政室長による決裁を得ており、市として正式な回答であることに相違はございません。	企画財政室	R5.12.19	R5.12.28
128	続-79. 吹田市役所他公共施設の電力引込の高圧ケーブルの点検状況についての質問。	先日12月に飯能市の図書館と西条市役所のサービスセンターで高圧電力引込ケーブルの不具合で停電が発生。数か月前には某市の高圧電力ケーブルが埋設されているマンホール内で爆発事故が発生。 ・上記事故関連で電線工業会が現在、一部電線の新規受注停止中「納期に余裕を持った発注を」の報道が。 ⇒飯能市の場合、5日に事故発生。17日から業務開始との事。 Q1: 吹田市は、高圧の電気での受電施設が多く有りますが、ケーブルの対電圧試験は定期的に実施されているのでしょうか？点検頻度は何年に1回でしょうか。 ・吹田市役所本庁の直近の点検は、何時されましたでしょうか？ ・ケーブルの対電圧試験を行うには、庁舎他公共施設の停電が必要ですが、吹田市のHPで施設の停電に伴う休館についての周知は、見た事が有りません。また入札の案件でも見た事が有りません。	経済産業省の「電気設備の技術基準の解釈」(第15条)において、高圧又は特別高圧の電路が有するべき絶縁性能が定められておりますが、当該性能を確認するための耐電圧試験はケーブルへの高い負荷を伴うことから、一般的に新設時や増設時にのみ実施することになっており、定期的な耐電圧試験の実施に関する法の定めはありません。本庁舎においては、平成30年度に高圧電気設備を更新した際に耐電圧試験を実施しております。 なお、庁舎における停電を伴う絶縁抵抗試験や接地抵抗試験については毎年度実施しておりますが、閉庁日に実施していることから、ホームページ等での周知は行っておりません。	総務室	R5.12.19	R5.12.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
129	吹田市役所職員の皆さまへの感謝	吹田市に住み、13年となります。 その間、市役所職員の幾つかの部署の方々と接する、お会いさせて頂く機会がありました。 子ども育成室、シティプロモーション室、議会事務局、市民課の皆さまは仕事に対しとても誠実で真摯に取り組まれ、丁寧に御対応いただいていることに感謝の気持ちで一杯です。 皆さまが、その仕事に対し誇りを持ち、その責任もしっかりとお持ちなのだと思います。 これは吹田市民として嬉しく、この街で生活することに、暮らし続けることに安心感を提供してくれています。 暮らす街への安心感が愛着を生み育み、そのことを通じ日常の普通のことを幸せと感じる充実した暮らしの「礎」となるのだと思います。 職員の皆様、お体に気をつけ頑張ってください。これからもよろしく願いいたします。	本市職員に対する感謝のお言葉を頂戴し、誠にありがとうございます。 職員にとって今後の励みになるものと思います。 頂戴しました御意見につきましては、お申出いただきました部署と共有させていただいております。	市民総務室	R5.12.4	R5.12.8
130	市報について	市報について市広報課に問い合わせた時、市民意識調査で特に問題ないので改善する必要ないと言われました。市民意識調査は誰を対象にしているのですか？一部の結果だけで市政を決めるのはおかしくないですか？市民に聞くなら全員に聞くべきではないですか？市政は一部の人達で決めるのではなく幅広く聞けるようにしてください。別にあなた方に市政を任しているわけではありません。今の市のやり方には税金を1円も払いたくない心境です。	市民意識調査につきましては、18歳以上85歳未満の吹田市在住者のうち、無作為抽出した2000人を対象に行っております。 全数調査につきましては、誤差なく正確な結果が得られる反面、膨大な費用や手間がかかるという欠点があるため、当市の市民意識調査では、「対象となるもの一部を調査して、全体を推定する方法」である、標本調査を採用しているものです。 今回、前述の条件を満たす2,000人の対象者に調査をしたところ、有効回答件数1,176件(回収率58.8%)と十分信頼できる市民の御意見を集めることができたと考えております。	市民総務室	R5.11.13	R5.11.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
131	続-68-2.『吹田市民病院の70周年記念行事ならびにHPにアーカイブのサイトを要望』	10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒10月27日に健康まちづくり室からの回答は「地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています」「要望について市民病院へ共有させていただきます」 Q1:後藤 吹田市長様へ市民病院が70周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要だと思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしくお願い致します。 Q2:1953年に開院されてから2014年に地方独立行政法人化されるまでは、吹田市の所管事業であり、その間の市民の医療を担ってこられた記録は吹田市のHPに何らかの記録が必要と思います。 ※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。 ―――【10月16日に投稿(再掲)】――― 吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。 ⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。 私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった？記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。 1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に関した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。	Q1について 前回の回答のとおり、市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は同病院が主体的に行っていますことから、本件は御要望として同病院へ共有させていただきました。 このような御提案を再度いただきましたことは、同病院が開院以来取り組んできた、市民に寄り添った医療の提供が実を結んだ賜物と感じています。 70周年という節目を迎え、これまでの歩みを振り返ることは意義あるものと考えますが、一方で、同病院には地域の医療機関では担うことができない医療提供を行う、二次医療機関としての役割を日々適切に果たす責務がございます。 また、今般の医師の働き方改革推進等の医療現場を取り巻く情勢を鑑みますと、市といたしましては、記念行事の開催は困難と考えています。 この度の〇〇様の御提案は、医療現場を支える医師や看護師等の支えになるものであり、厚くお礼申し上げます。引き続き、市民に心ある医療が提供できるよう、同病院と連携してまいります。 (担当:健康まちづくり室) Q2について いただきました御意見を参考に、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、健康まちづくり室	R5.11.13	R5.11.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
132	続-74。10月31日掲出の市HPタイトル『【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金』の改善要望	1)市HP(Top頁)の「大切なお知らせ」には、“4月25日”の表記で、サイトの更新日の“10月31日”との整合性が有りません。更新日に合わせる必要あり。 ⇒添付画像-1 子育て世帯給付。大切なお知らせ 加えて、更新日の“10月31日”には、市HP(Top頁)の「新着情報欄」には、掲出されていません。参考:「新着情報欄」初回掲出は4月21日で10月31日の間のサイトの更新時(約10回)には掲出されていなかった…と思います。 ⇒添付画像-2 子育て世帯給付。新着情報欄10月31日 ⇒「大切なお知らせ」欄の日付が変更されないと、市民はサイトの更新に気付かれません。 ⇒現状では、対象者に情報が伝わっていないように思えます。 2)サイトの「対象者-2の2行目の“令和3年中の収入”の記述が有りますが、何故“令和4年中の収入”で無いのか、教えて下さい。 3)サイトの「対象者-3の2行目の“基準日以降”の語句が有りますが、サイト内には“基準日はいつ?”についての説明が有りません、記述が必要と思います。 4)「DV等の被害を受けて児童と避難中の方へ」…の項について、【ひとり親世帯以外分】のサイトには記載がありますが、【ひとり親世帯分】のサイトには記載がありません。なぜですか？ 5)他市からの転入者の取扱いは、対象となるのでしょうか？ 6)支給手続きの項に「対象者の方には、令和5年5月上旬に案内を送付します。(4/21初回掲出)」の記述が。⇒サイト内には、「給付金のお知らせの通知」を5月9日～9月15日まで毎月送付されていますが、どのような方なのか教えて下さい。 7)広報課への質問、サイトの更新時の市HP(Top頁)の「大切なお知らせ」欄の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出ルールはどのようになっていますか？。 8)「大切なお知らせ」欄への掲出は、今回、投稿の内容よりも対策本部が設置されている「特殊詐欺に注意」の掲出が優先されるものと思います。誰が判断されるのでしょうか？。基準を教えてください。 9)DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。見解を願います。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 吹田市HP(Top頁)の大切なお知らせ欄の日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記としているものでございます。更新日の10月31日については、支給時期についてのみ随時更新していることによるものです。新着情報への掲出は給付金の内容が変更になったと誤解を与えかねないため控えておりますが、対象者の方へは支給日を随時ホームページに掲載する旨を別途お知らせしております。 (担当:子育て給付課) 2)について 対象者-2の方は、公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されない方であり、令和5年3月分の児童扶養手当は、令和3年中の収入を基に決定しているため、“令和3年中の収入”となっております。 (担当:子育て給付課) 3)について 基準日につきましては、御指摘いただきましたとおり、改めて、ホームページに記載させていただきます。 (担当:子育て給付課) 4)について 【ひとり親世帯分】の給付金の受給資格については、児童扶養手当の受給資格に準拠しているため、【ひとり親世帯以外分】のように、給付金の受給資格として「DV等の被害を受けて児童と避難中の方」を対象としていないためです。 (担当:子育て給付課) 5)について 転入元市区町村で本給付金を受給しておらず、かつ支給要件に該当する方は対象となります。 (担当:子育て給付課) 6)について 児童扶養手当の不足書類の提出等により、選って令和5年3月分の児童扶養手当の支給対象者となった方等が対象となります。 (担当:子育て給付課) 7)について 「大切なお知らせ」の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出については、発信する内容に応じた発信元の各室課が判断しています。 (担当:広報課) 8)について 「大切なお知らせ」につきましては、広報課にて市民生活に影響が大きい内容を掲出するよう運用しています。 (担当:広報課) 9)について 情報政策室にて回答希望のことでありますが、広報課から回答いたします。 吹市総第8623-2号で回答しましたとおり、市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみなさまから様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、子育て給付課	R5.11.8	R5.11.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
133	続-69-2.『吹田市庁舎建設60周年記念行事ならびに市HPに吹田市庁舎の建設記録を要望』	10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒11月1日に総務室 庁舎管理担当からの回答は「本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましても、検討をいたします。」 ⇒回答内容が、投稿内容に対して噛み合っておりません。 Q1:後藤 吹田市長様へ。吹田市庁舎の低層棟が60周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要と思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしくお願い致します。 Q2:現在の泉町の吹田市庁舎(木造⇒低層棟・中・高層棟)の建設記録が市HPに皆無です。市民として恥ずかしく、また吹田市の業務運営が残念に思えます。 ※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。 -----【10月16日に投稿(再掲)】----- 吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。 吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。 吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建てに変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建てに変更されたものだと推測します。 ⇒吹田市のHPには、何の記録がありません。市庁舎の建替え計画のみです。 市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。 吹田市で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切に作る吹田市になって欲しいです。 1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内にお願いします。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。	総務室におきまして、本庁舎等の市の建築物に関する記念事業は実施を予定しておりませんが、本市では市制施行に関する周年記念事業を実施しており、近年では、令和元年度から令和2年度にかけて、市や吹田市制施行80周年プロジェクト会議等が市制施行80周年を記念して様々な行事の開催などに取り組みしました。 また、市のホームページにおいて、本庁舎における建築物の変遷に特化した内容を掲載する予定はございませんが、「市の沿革」ページにおいて、市政施行当時からこれまでの歴史を様々な出来事に触れ紹介しております。	総務室	R5.11.13	R5.11.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
134	「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます	・シティプロモーション推進室 御中 シティプロモーション推進室のホームページを確認しました。 記入例を修正いただきありがとうございます。 「手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明になることを防止するためお願いしているものです。」とありますが、吹田市にあるすべての書類に記載されていないのであれば、記載が必要なのか疑問が残りますが、記入例のみに記載しており、申請書自体には記載されていないので、手書きが必須であると間違ふ可能性も低いことから、これ以上、意見は申し上げません。 ・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」を行うと回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。 全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強いた事を踏まえ、改善してください。 今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。 〇〇 様 5吹市総第 8597-2号 令和5年11月1日 (2023 年) 吹田市長 後藤 圭二(公印省略) 「【再依頼】証明書等の証明書類の削除」について(回答) 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023 年)10 月 20 日に送信いただきました標題の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。 ・本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。 手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明になることを防止するために、お願いしているものです。 (担当:シティプロモーション推進室) ・押印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしました。が、捺印までに認識が及ばず、修正ができていなかったものです。(担当:シティプロモーション推進室) 申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に押印を廃止した書類であり、対象でございます。 以前いただきました御意見を受け、押印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当:企画財政室)	全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様様にわかりやすい表記となるよう努めてまいります。	企画財政室	R5.11.2	R5.11.16
135	せせらぎの道と総合運動場について	せせらぎの道について。南側の歩道(きじま歯科の向かいあたり)で葉っぱが詰まっているのか歩道はもちろん車道にまで水が溢れています。大きな水溜まりができていたので対応をお願いします。 総合運動場について。陸上競技大会などで夜までスタートの際のピストルが鳴っているので、せめて夜はピストルの使用をやめて欲しいです。それ以外の時間でもピストル音は驚くのでポスティングで開催予告をお願いします。また、夕方から夜にかけてサッカーなのか分かりませんが、ボールの音と一緒にコーチが監督が怒鳴るような声が聞こえます。言葉遣いが良くなく、聞こえてくるとかなり嫌な気持ちになるので市の方からも言葉遣いの指導をお願いします。	せせらぎの道について 当該箇所について清掃を行いました。御連絡ありがとうございました。 (担当:道路室) 総合運動場について 陸上競技大会のスタート時におけるピストルの使用については、競技の特性上必要となりますが、現在は電子ピストルを使用し、音量を抑えております。近隣の皆様には御理解いただきますようお願いいたします。 また、利用者の言葉遣いにつきましては、施設管理を行っている指定管理者へ共有し、利用団体へ周知いたします。 (担当:文化スポーツ推進室)	文化スポーツ推進室、道路室	R5.10.30	R5.11.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
136	続-70. 10月27日掲出の市HPタイトル『医療機関向けページ』の改善要望	10月1日のHPに掲出とタイトルが同じ。サイトを開くと、新型コロナウイルス感染症に係る内容でした。⇒添付画像-1参照。 サイトの冒頭には、「令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴い〔後略〕」…の文言が。 ⇒医療機関には、内科・整形外科・眼科・歯科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科…いろいろあります。このタイトルでは、全ての医療機関が対象になります。 1)健康医療部 地域保健課は、タイトルにコロナ関連である事的具体性をもたせて対象者に分かり易くされて、医療機関に無駄なクリックをさせないためにも…。 2)サイトの更新日が 10月27日であり、文書量が非常に多く変更点・追加点が分かるようにサイトの冒頭に“新着・更新情報”の枠が必要と思います。 ⇒現状では[再掲][再周知]の場合のルールが策定されておらず、[更新]の表示がされており他のサイトを含めて対象者の方は、サイト内の情報の全ての変更の有無の確認が必要となります。 ⇒加えて、変更点がある場合は、医療機関への周知漏れを無くすためにもタイトルに変更点の付記が必要。 3)DX時代に取組んでおられる情報政策室にお願い。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。 ⇒広報課と、協議願います。 ※この項は、10月13日投稿の[続-65-2]でお願いをしましたが、回答が有りませんでした。 ※広報課へ供覧願います。 ※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」 ⇒添付画像-2。[再掲]の表記 ※添付の関連画像は別メールにて送信。	1及び2について 新着更新情報にある10月1日更新分の医療機関向けページは、すでに表示しなくなっていますが、10月27日分については、御指摘のとおり、関係機関が分かりやすい表記へ修正しました。 (担当:地域保健課) 3について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならず様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、地域保健課	R5.10.30	R5.11.10
137	続-72.『市報の正誤表』の周知方法の改善要望	吹田市報に誤り(今年は14件)があった場合の周知は現在、市のHP⇒広報紙「市報すいた」⇒市報すいたの訂正とお詫びのサイトに掲載のみであり、市HP(Top頁)の新着更新情報ならびに翌月の市報に掲載がされた記憶が有りません。 ⇒1;市報に誤りが有った場合は、市HP(Top頁)の新着更新情報のサイトに速やかに掲出されますように。 添付画像。吹田市の正誤サイト。他市のHPへの掲出例。 ⇒2;翌月の市報に掲載されますように。 Q:市報のデジタル版は月末に掲出されますが、判明している誤りヶ所は掲出時に訂正済みなのでしょうか？ ※現状での市民への周知方法では、ネット環境に縁の無い方には正誤について周知されていない事になります。 ※情報政策室へ供覧願います。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市報に掲載している情報に誤りや変更があった場合、市民生活に大きな影響を及ぼすものについては、ホームページでの掲載や翌月の市報で周知するなど、内容に応じて適宜効果的な方法にて周知しております。 デジタル版については、PDFデータは納品物になるため、未修正の内容になっています。 HTML版については、修正済みの内容を掲載しております。 今後PDFデータにつきましても、修正箇所がわかるようホームページ上に掲載するなど、検討してまいります。	広報課	R5.10.30	R5.11.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
138	続-73。10月27日掲出の市HPタイトル『インフルエンザに注意しましょう』の改善要望	10月4日のHP(Top頁)に掲出のタイトルが全く同じ。サイトを開くと更新日が10月27日ですが、追加・変更点の有無の記載がありません。⇒“再周知”と判断されます。 ⇒添付画像-1。タイトルが同じ。 1)健康医療部 地域保健課は、このサイトを掲出された目的は何ですか。 2)[追加・変更点]が有る時は、タイトルに概略の付記を願う。またサイトの冒頭に「新着情報欄」の枠を設けて[追加・変更点]の内容が市民に分かるように願います。 ⇒添付画像-2。サイトのタイトルが10/4掲出と10/27掲出時で変化、 ・サイトの冒頭記述「[前略]患者報告数が流行期入りの目安となる1人/週を超えて…」は同じですが、タイトルが、10/4は「流行警報レベル」⇒10/27は「流行中です」に変化。 ⇒吹田市の感染者は、メディアの感染拡大報道と異なり、減少傾向と受け止められます。 ⇒追加・変更が有る場合で、HP(Top頁)のタイトルが同じであれば、スルーされる可能性が有り、周知漏れの懸念が。 3)10月17日のニュース「飛び降り」など子どもの「異常行動」に注意を ⇒留意点の注記が必要。 厚生労働省では、万が一の転落等の事故を防ぐために、発熱から少なくとも2日間は、特に小児、未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、「玄関や窓を確実に施錠する」「ベランダに面していない部屋で寝かせる」「一戸建てに住んでいる場合は、できる限り1階で寝かせる」などの対策を呼びかけ。 4)10月19日のニュース「早くも流行！インフルエンザ 深刻な医薬品不足で年内絶望的」 ⇒インフルエンザに罹らない事が重要。マスクの着用が大切。先日、梅田から20時の通勤時間帯の電車にりましたが、マスクをされていない方が多いです。 ※広報課・情報政策室へ供覧願います。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	【ご質問(1)の回答について】 大阪府内のインフルエンザ患者の定点報告数が増加傾向であったため、市民に広くインフルエンザの注意喚起及び感染予防策を啓発する目的で、10月4日にホームページへ掲載したものです。また、10月27日は、その関連リーフレット等を新たに追加掲載したものです。 御指摘のとおり、タイトルが同じであり、どの情報が更新されたか分かりにくいいため、掲載内容については、修正いたします。 【ご質問(2)の回答について】 ホームページの新着情報欄のタイトルを追加・修正・変更と市民に分かりやすいように修正いたします。また、サイトのタイトルも同様に分かりやすい表記に努めます。インフルエンザの流行状況については、大阪府感染症情報センターが示す表現を使用することとします。 【ご質問(3)の回答について】 ホームページへの掲載方法について改善を行ってまいります。 【ご質問(4)の回答について】 情報発信を必要な時期に行うよう努めていきます。インフルエンザの流行状況を発信するとともに、マスクの着用、咳エチケット、こまめな手洗い、ワクチン接種等、有効な感染予防策についても引き続き、ホームページや市のSNS等を通じて啓発いたします。	地域保健課	R5.10.31	R5.11.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
139	続-69。『吹田市のHPに吹田市庁舎の建設記録を要望』	・吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。 ・吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。 ・吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建に変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建に変更されたものだと推測します。 ⇒吹田市のHPには、何の記録が有りません。市庁舎の建替え計画のみです。 市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。 ・吹田市で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切にす吹田市になって欲しいです。 1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内をお願いします。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	回答が遅くなり申し訳ありません。 貴重なご意見ありがとうございます。 本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましても、検討をいたします。	総務室	R5.10.16	R5.11.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
140	【再依頼】証明書等の証明書欄の削除	吹田市シティブロモーション推進室と以下のやりとりを行いました。 10月18日 ○○ー吹田市シティブロモーション推進室 知り合いがすいたんの着ぐるみやデザインの申請の際に、書類が手書きであり苦労したと聞きました。ホームページを確認したところ、それぞれの申請書にボールペンでの記載や捺印について書かれています、本当に必要なのでしょうか？ 要領には記載がみあたらないですし、メール申請可能な点と矛盾しています。 無駄な手間がかかるだけなので、必要ないのでしたら、様式を差し替えてほしいです。 必要なのでしたら、どのような理由からなのか知りたいですし、要領にも明記してほしいです。 10月19日 吹田市シティブロモーション推進室ー○○ お問い合わせありがとうございます。 吹田市シティブロモーション推進室です。 吹田市イメージキャラクターすいたんの着ぐるみ貸出申請書およびデザイン使用申請書の記入例にしまして、ご意見いただきありがとうございます。 誤解を招く内容となっております、大変失礼いたしました。 下記の内容で対応させていただきます。 ・ボールペンでの記載にしまして、「手書きの場合は」と追記いたします。 ・捺印にしまして、文言を削除させていただきます。 今後ともよろしく願いたします。 10月19日 ○○ー吹田市シティブロモーション推進室 吹田市役所 都市魅力部シティブロモーション推進室 御中 早速な返信ありがとうございます。 ・ボールペンでの記載にしまして、「手書きの場合は」と追記いたします。 ・捺印にしまして、文言を削除させていただきます。 まだホームページが修正されていないようですが、いつ修正されるのでしょうか。 修正が完了次第、お知らせください。 ボールペンの記載を残す必要があるのかどうか疑問は残ります。 吹田市全体でボールペンで記載するように申請書に明記されているのでしょうか。 また、以前に「申請書等の証明書欄の削除」を依頼しておりましたが、本件も誤解を招く表現が残っていたと思いますので、市民の声にも投稿します。 関係部門との連携をお願いします。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf 以前に捺印に関して誤解を招く表現はやめていただくように全庁的に見直しを依頼しましたが、本件は対象外なのか。 なぜ、見直しがされていないのかご説明をお願いします。 再度、全庁的な見直しをおこなってください。	本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。 手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明なることを防止するために、お願いしているものです。 (担当:シティブロモーション推進室) 捺印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に捺印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしましたが、捺印までに認識が及ばず、修正ができていなかったものです。 (担当:シティブロモーション推進室) 申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に捺印を廃止した書類であり、対象でございません。 以前いただきました御意見を受け、捺印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当:企画財政室)	企画財政室、シティブロモーション推進室	R5.10.20	R5.11.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
141	続-68。『吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望』	吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。 ⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。 私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった?記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。 1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に関した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市民病院について 市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています。 本件は御要望として吹田市民病院へ共有させていただきますとともに、〇〇様のように、長年にわたり市民病院を御愛着を持って御利用いただけますよう、市民病院と連携を図ってまいります。 (担当:健康まちづくり室) 吹田市の沿革について いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、健康まちづくり室	R5.10.16	R5.10.27
142	続-65-2。『消防署開放デー2023秋』の改善要望	10月11日掲出の市HPタイトル『消防署開放デー2023秋』。⇒9月29日掲出のタイトルと同じです。 ・開催日が10月29日であり、再周知なのか?…と思い、下へスクロールをすると、「申込みは終了しました」でした。 ⇒添付画像-1。サイトの内容 ⇒スマホの場合は、下へのスクロールが多くなり分かり難い。 ⇒[仮案] タイトルを「消防署開放デー2023秋【募集を終了しました】」にされたら分かり易い。 また、サイトの申込み締め切り日の項に追記するのではなく。冒頭に【募集を終了しました】を表記をすれば、市民の勘違いが防げます。 ⇒添付画像-2。【募集を終了しました】の表記例 ・情報政策室へ。DX時代に取組んでおられる吹田市にお願い。吹田市が市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。 ⇒広報課と、協議願います。 ※広報課へお願い。広報課へも要望をしており、市の監査委員からは“分かり易いHpを”…後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。 ⇒添付画像-3、4。他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	貴重な御意見ありがとうございます。先日(10月29日)いただいた御意見も含めまして、今後ホームページを作成する上で御参考にさせていただき、市民の皆様に見やすく、わかりやすいホームページ作りに取り組みますので、よろしくお願いします。	総務予防室	R5.10.13	R5.10.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
143	続-61-2。9月26日掲出の市HPタイトル『吹田市内郵便局との包括連携協定』の改善提案。	10月11日に回答を頂きましたが、サイトの内容に疑問があります。 1)サイトの項目の中の「吹田市内郵便局包括連携協定を“締結しました”」の中に“特殊詐欺被害防止の啓発や(中略)事業連携を進めていきます。”の記述があります。 ⇒添付画像 サイトの画像 2)回答は「協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を“予定”していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。 “予定の事”は、「締結しました」の項に含めるべきでは無いと考えます。 ⇒“予定の事”を「締結しました」…」の項目内に入れずに、下段の「連携協定の内容」の項目内に、“今後の予定”として“特殊詐欺被害防止の啓発”を追記される方が、市民は錯誤しません。 または、「安心・安全な暮らしの実現に関すること」の後段に括弧書きで(特殊詐欺被害防止など)を追記されるのも一案と思いますが、但し協定書の文言の変更が伴うと思います。 3)ニュースでは、「郵便局・銀行・信用金庫などで特殊詐欺を未然に防いだ」をよく見ますので、市民はこのサイトを見る限りでは、勘違いをされたままです。 高齢者の中には、郵便局が前向きに特殊詐欺防止に取組まれるのなら、詐欺の被害に遭わないために今、銀行の預金 or タンス預金を郵便局に預けてみようか…と早や合点される方がおられるかも…。 ⇒吹田市が“特殊詐欺被害防止の啓発”についてどのような事を考えておられるのか分かりませんが、吹田市と吹田市内郵便局との間での調整・確認が必要かと思われます。 4)“包括連携協定”は一般的に、〇〇について包括連携協定をしました…になり、⇒〇〇が必要。行政経営部 企画財政室は、タイトルに〇〇などの追記をされて、市民に誤解を与えないようにされたら良いかと思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「吹田市内郵便局との包括連携協定を締結しました」の項目内には、本協定の締結につき、その主旨の説明をしています。どのようなことを実施していくのか、市民の方がイメージしやすいよう主な取組を挙げていますが、その取組については、「事業連携を進めていきます。」と、これから取り組んでいく予定であることがわかるような表現にしています。 また、包括連携協定は、個別の連携協定とは異なり、複数の分野で取組を進める連携であるため、タイトルには特定の取組を記載しておりません。 今後より一層、市民の方へわかりやすいようなホームページとなるよう努めてまいります。	企画財政室	R5.10.12	R5.10.25
144	山田駅のコーヨーで輩風の男が文句を言ってきたことについて	10月22日18時30分頃、山田駅のコーヨーの牛乳売り場付近で人が集まっていたところ、突然夫婦と思われる2人組のうちの一人の輩風の男が私の母に向かって、邪魔なんだよドケよババアと暴言を吐いてきました。 最初は中年の女性は他にたくさんいたのでまさか母に言っているとは思わずびっくり。コーヨーも最近は変な奴が増えました。 コーヨー側には株主として苦情を入れてあるので市側からも警備強化のお願い等お願いします。 この前も変な人に絡まれたときに店長が警備体制を強化すると言っていました。またこんなことになるとは。	当該箇所の警備については、行政に関わる事案ではありませんので、市として対応いたしかねます。	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
145	続-66。9月28日 掲出の市HPタ イトル『保育ス タッフ養成講座 を開催』	男女共同参画センターは、タイトルに具体性をもたせて市民が参加し 易くされませんか。 ⇒[仮案]「保育スタッフ養成講座を開催。(全6回連続講座)[一時保育 付き。無料】【11月20日締切】 ⇒添付画像-他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけま すでしょうか。 ※広報課へお願い。このような投稿を2年ほど、行っており、広報課へも 要望をしております。市の監査からも後藤市長に報告がされています。 マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ホームページのタイトルについて 新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する 内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。 いただきました御意見を参考に、分かりやすいホームページの作成に 努めてまいります。具体的には、ページタイトルに合わせて、「●●●を 開催します【●月●日締切】」としていきます。 (担当:男女共同参画センター) マニュアルの周知について 頂戴いたしました御意見を踏まえ、より良いホームページの運営に努 めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、男女共 同参画センター	R5.10.11	R5.10.24
146	公明党坂口議 員の当て逃げ について	先日、報道で坂口議員が当て逃げをしていたこと、またそのことを記者 に問われても、よくわからない言い訳をして、申し訳ないと言っている 報道を見ました。 議員としてどうなんですか。吹田市議会議員として、市民の代表の 人として、ふさわしくないと思いますが、その後、どうなったのかわかりま せん。市議会として何も処分等はなされないのでしょうか。	この度、御指摘いただいた報道の内容については、民事事件などであり、また、本会議での審議の際に議場などで発生した事案ではないた め、議会で懲罰などの処分を科す権限はございません。 議員としてふさわしくない等の思いを持たれたとのことで、誠に恐縮で はございますが、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。	議会事務局	R5.10.6	R5.10.23
147	続-65。9月29日 掲出の市HPタ イトル『消防署 開放デー2023 秋』	・このタイトルでは、消防署の見学かな?。イメージが沸きません。また 吹田市内の4か所の消防署すべてかな?…と思いました。 ・サイトを開くと、「【西消防署】での消防車の乗車、ミニ消防車の運転、 放水、救急救命などを体験して、楽しく防火防災の事を学びましょう」… でした。 ⇒クリックされた方の中には、「何や、西消防署や!」…と“がっかり感” の人。または「西消防署や!」近くやし行ってみよか~の人が。 ・市民がクリックしてみよか、行ってみよか…の為に具体的な内容を含 めたタイトルにされたら… ⇒[仮案]「【西消防署】防火防災の体験イベント。10月29日(日)【要申 込み】」にされたら分かり易い。 PS:西消防署の地図があれば、更に分かり易い。または「開催場所」の 欄に“江坂駅南口から徒歩〇分”の記載でも良いと思います。 ※広報課へ供覧願います。	貴重なご意見をありがとうございます。今後は御指摘内容を参考に、よ り見やすい、わかりやすいホームページ作りを心掛けますので、よろしく お願いします。	総務予防室	R5.10.10	R5.10.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
148	すいたんの無断使用は著作権法違反です	市民の声 令和5年度8月分の9.34 で、市議会議員がすいたんを無断で使用していることについて、市は「二次創作に関するガイドラインを定めていなかったため取り締まれない」と法的根拠不明の説明をしています。 当該市議会議員はすいたんの絵を独自に作成しているため二次的著作物になりますが、二次的著作物を創るには著作権者(吹田市)の許可が必要です(著作権法第27条 翻案権)。 また二次的著作物は、二次的著作物の著作者(当該市議会議員)だけでなく、原作の著作者(吹田市)も利用の権利を有します(28条)。 従って当該市議会議員の行為は明白な著作権侵害であり、吹田市は当該市議会議員に対してすいたんの利用を停止させる権利があります。差止請求や法的措置を執るべきです。ガイドラインは必要ありません。 ちなみにパロディという単語も出されていますが、日本の著作権法にパロディの規定はありませんし、当該市議会議員の場合はすいたんを3Dっぽくしたけなので明らかにパロディには該当しません。 この程度の法律知識はネットで調べればすぐわかることです。業務を怠って誤った回答をしたことについて、元の問い合わせをした市民に謝罪してください。 とはいっても、過去の市とのやり取りの経験から「ご意見は今後の参考にさせていただきます」といった定型文で誤魔化すと予言しておきます。	すいたんにつきましては、吹田市が著作権を有しており、その翻案権につきましても独占的に有していると認識しております。すいたんの二次創作につきましては、すいたんを広く使ってほしい思いから、利用許諾を求めず、そのルールも定めておりませんでした。本市といたしましては、お願いにより対応すべきものと認識しております。	シティプロモーション推進室	R5.10.2	R5.10.16
149	府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしい	府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしいです。 エントランス側の花壇の方の歩道(なかよし道)に通称ひつきムシが大量に自生しており、花壇への水やりのときに自治会の許可を得て使っている水栓の周りの草刈りをしていますが、ちょっと触れただけで何個もひっついてきて本当にいらいらします。前は自生してなかったのにどこから来てこんなに増えたのか。 除草剤で枯らしたいくらい腹立ちます。こいつのせいで草刈りに異常にかかる。 当然勝手に枯らせば器物損壊となるのでできません。だから困っているのです。 自治会でなんとか対応してください。自治会でできないなら大阪府で対応をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 自治会は任意団体ですので、本市が自治会活動について指導・監督することはできません。	市民自治推進室	R5.9.29	R5.10.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
150	移動販売業者(ケーキ)のチラシの件	昨日、ポストに投函されていたチラシにつきまして、①山田下第3遊園 南側道路付近(AM11:00～11:30)、②佐竹台幼児遊園 北側道路付近(PM11:45～12:15)、③吹田市佐井寺小学校 西側道路付近、～略～⑥千里山たかつか遊園 南側道路付近(PM15:15～15:45)等で、各30分毎に移動して、チーズケーキやデザート等を移動販売することを広告する記載がございました。「木曜日10/5 一日限定！売り切れしだい終了！」といった記載があり、本日10/5に販売を実施する予定のようです。「¥1650(取消線)→¥1300」といった二重価格表示も見受けられます。業者名(販売元)は、「株式会社〇〇」と下部に記載されています。こちらの業者の上記販売について、営業許可は出ているのでしょうか。また、二重価格表示については、景品表示法上の問題があると思いますが、過去の金額を比較対照としている場合、最近相当期間に渡って販売した実体があれば、不当表示に該当するおそれがあるかと思いますが問題ないでしょうか。	①ケーキ等の菓子類の移動販売における営業許可について 移動販売中に製造を行わず、製造されたケーキ等の菓子類の販売のみをする行為は、食品衛生法に基づく許可は不要であることを説明しました。 ②二重価格表示について 景品表示法に係る内容であり、保健所では所管していないため答えられないことを説明し、当案件を担当している大阪府消費生活センターを案内しました。(吹田市消費生活センター及び大阪府消費生活センターに確認済み)	衛生管理課	R5.10.5	R5.10.12
151	続-56-2。9/11掲出の吹田市HP。『マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施』の確認が必要。	9月22日に回答を頂きましたが、疑問点があります。 【1-新規申請受付対応】 【再掲】サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。 Q1[再掲]:参考に吹田市の未申請者は、何人ですか？ ⇒回答が頂けませんでした。 ※大阪府のサイトに記載の数値。交付状況。(令和5年8月31日現在)。⇒吹田市の人口 381,316人。交付枚数 286,103。交付枚数率 75.0%...でした。 ※10月に2カ所の会場に出張し、新規登録のみの受付をされるのなら、需要予測をされており概数は把握されている筈。 ※今回、2カ所の臨時申請受付窓口の開設についての市民への案内は、吹田市HPの9/11に新着更新情報に掲載されましたが、現在は消去されています。また吹田市HP(Top頁)のイベントカレンダーにも掲載されていません。 ・吹田市の未申請者(全域)は、約9万人(25%)ですが、臨時会場近隣の市民への事前周知はどのようにされていますか。 ⇒臨時会場へのポスターの掲示。市報の10月号に掲載。近隣自治会の回覧。市HPへの"再掲"はされているのでしょうか？ 【2-申請済でマイナカードの受取が未対応】 Q2[再掲]:参考に吹田市の未受取り者は、何人ですか？ ⇒9/22回答「市町村ごとの人数が国から公表されておりませんので不明」9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付済み」 対象者へ勧奨通知を送付済みであるのであれば、送付枚数の概数を回答して頂ければ良かった。 ・「市民課の公表データ」吹田市のR4年度(R4/4～R5/3)の延べ申請者数(106,667人)および延べ交付者数(66,679人)。⇒R5/4以降の交付件数は多くないと考えた場合、約4万人が未交付者数。 ⇒総務省および総務省の大臣が、マイナカードの未受取者が約2,000万と8月下旬からマスコミを通じての報道が。 吹田市は、未受取者への"早期受取り"の周知を市報・市HPでされた記憶が有りません。されたら良かった。他市では8月にされています。 Q3:代理人によるマイナンバーカードの受取時の手続きが緩和(令和5年8月頃)されていますが、吹田市は、"緩和"について市民に周知をいつされましたか？ ⇒添付画像-1・他市の受取時の手続緩和 ⇒吹田市の「マイナンバー(個人番号)カード」のサイトの「受取をされる方」ならびに「代理人のみが来庁される交付について」の内容には、「緩和」についての文言が見当たりません。 また「代理人のみが来庁される交付について」のサイトは、7月14日に更新されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていませんでした。 ・「マイナポイント詐欺にはご注意ください」…の注意喚起の内容を市HPに掲載すべき。 ⇒総務省が9月に注意喚起「マイナポイント駆け込み急増 便乗して…悪質詐欺メール」横行」 ※吹田市は「8月1日より、"吹田市特殊詐欺被害対策本部"を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」…との事。 ⇒吹田市の「特殊詐欺に注意」のサイトには、マイナポイント関連の事象についての記述が有りません。 ⇒添付画像-2・他市のマイナポイント詐欺注意 ※危機管理室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について、会場へのポスター掲示、市報すいた10月号に掲載、会場や近隣施設の山田出張所でのチラシの配布、リビング北摂(新聞)に記事を掲載という方法で事前周知をしています。市ホームページの新着情報については、掲載できる上限の100件を超えると古いものから削除されますが、「マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施します」のページでそのまま掲載中です。 2)については、市報すいた8月号や交付予約サイトの記事で早期受取りの周知をさせていただきました。 3)については、「代理人のみが来庁される交付について」のページを最新の情報に更新していますが、今後、記事の更新をする際には、市民の方に分かりやすく作成するようにいたします。 4)については、マイナポイントの申込期限は終了しましたが、今後、同様の事象が発生した場合は、担当部署と連携いたします。	市民課	R5.9.28	R5.10.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
152	続-56-3。9/11 掲出の吹田市 HP。『マイナ バー(個人番号) カード出張申請 サポートを実 施』の確認が必 要。	Q4[再掲]:吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの9月23日(第4土曜日・祝日)、9月30日まで(第5土曜日)の支援窓口の記述内容が不明瞭。 9月22日に回答を頂きましたが、疑問点他があります。 A:9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と9月20日に追記いたしました。 ⇒1:9月23日(第4土曜日・祝日)の記述について、今確認をしたところ「開設します」に追記済み。 ⇒2:9月30日(土)の記述について、今確認をしたところ、支援の実施期間が「9月29日まで」に修正されていました。 ※上記の2件の追記・修正について、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていませんでした。加えてこの「マイナポイント」のサイトの冒頭・右側の更新日が“2022年12月21日”のままです。現状では、市民に正しい情報が伝わりません。 ⇒サイトの冒頭に「新着情報欄の枠」を設けて、サイト内の情報を追加・修正をされた場合には市民に概要がわかるように願います。 もう間に合わないと思いますが、市民が9月30日(土)に来られない事を祈っておきます。数日前に市役所へ行った時に、1Fフロア全体に聞こえるほどのクレーム?!の大声が響いていました。 ※広報課へ供覧願います。	市のホームページの新着情報に掲載できる記事の上限が100件であるため、記事の一部修正や追加の場合は、新着情報には掲載しておりませんでしたが、今後必要に応じてサイト冒頭に表記する等、市民の方に分かりやすく作成させていただきます。	市民課	R5.9.28	R5.10.11
153	ジャニーズ事務所の性犯罪問題について	最近テレビやインターネットで、ジャニーズ事務所元社長の性犯罪問題について話題になっています。 そこで、以下に提案を書きます。 1.市の公共施設にジャニーズ事務所のタレントを起用した国省庁、公益団体、自治体のポスターを掲出拒否する。また、すでに掲出しているポスターについては撤去する。 2.吹田市のイメージキャラクターにジャニーズ事務所のタレントを起用しない。 3.学校では、男性の性犯罪について授業で扱う。 4.吹田市が男性の性犯罪に関する相談窓口を開設する。 以上です。 担当者様よろしくお願いします。	1について 御意見として関係所管に共有させていただきます。 (担当:市民総務室) 2について 現在市のイメージキャラクターにジャニーズのタレントは起用しておりません。今後のイメージキャラクターの起用等については、御意見を踏まえ検討します。 (担当:シティプロモーション推進室) 3について 小・中学校において、学習指導要領解説(保健体育編)の内容に基づき、性暴力を含む性に関する指導については、児童・生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることや集団指導や個別指導を行う等、計画性を持って実施しております。 (担当:学校教育室) 4について 男性の性犯罪に関する専門の相談窓口はございませんが、男女共同参画センターで「男性のための電話相談」を第3火曜日19時~21時、第4日曜日13時~17時に行っており、その中で男性の性犯罪に関する相談もしていただけます。 (担当:男女共同参画センター)	市民総務室、男女共同参画センター、シティプロモーション推進室、学校教育室	R5.9.28	R5.10.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
154	続-61。9月26日 掲出の市HPタイトル『吹田市 内郵便局との 包括連携協定』 の改善提案。	・このタイトルでは、集配?・市税などの納付?...意味不明瞭です。サイトを開くと、市内38の郵便局と特殊詐欺被害防止などの協定でした。 ⇒[仮案]「吹田市内郵便局との特殊詐欺被害防止などの包括連携協定」にされたら分かり易い。 ※吹田市は「8月1日より、“吹田市特殊詐欺集中対策本部”を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」...との事。⇒今回の協定の主な目的が「特殊詐欺防止」であることから、吹田市の取組が市民の安心感に伝わります。 ・行政経営部 企画財政室は、タイトルに具体性を持たせた方が市民には、関心を持たれます。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。	本協定につきましては、協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を予定していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。そのため、市ホームページのタイトルには、「特殊詐欺被害防止」を入れていないものです。ご理解いただきますようお願いいたします。	企画財政室	R5.10.3	R5.10.11
155	続-62。9月25日 掲出の市HPタイトル『男性の ための相談』の 改善提案。	・このタイトルでは、身体の相談?心の相談?結婚・恋愛?両親・妻の介護&仕事の両立?女性からのDV?仕事や職場の相談?(パワハラ・セクハラ・人間関係・経営・本社からの年長の出向者の部下への対応)...とあってしまいました。 ・サイトを開くと、男性が暮らしの中で感じている悩みや疑問を専門の男性相談員がお聞きします。一人で悩まずにご相談ください。 ⇒[仮案]「男性の暮らしの中で感じている悩みや困りごと、疑問などの相談」にされたら分かり易い。 ・相談員の対応可能な程度具体的な概略の例示をされたら、市民は「こんな相談にのって頂ける」...と思われ、相談がし易くなると思います。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。	男性のための電話相談につきましては、内容を限定せず様々な相談を受け付けております。 いただきました[仮案]も参考にさせていただきながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。	男女共同参画センター	R5.10.3	R5.10.10
156	続-59。9月25日 掲出の市HPタイトル『機械警 備開始のお知らせ』の改善提 案。	・このタイトルでは、どの施設の警備なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、10月から学校等施設の機械警備の開始でした。学校管理課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。 ⇒[仮案]「10月から学校等施設の機械警備の開始」にされたら分かり易い。 Q1:機械警備開始時間以外は、警備員等を配置します...との事です が、学校等施設の機械警備の開始に伴う“校務員の勤務態様”についての記述が有りません。 Q2:“学校等施設”の“等”の学校以外の施設には、どのようなものが有るのでしょうか? Q3:政府はデジタル化・DX化を推進しています。吹田市の業務を市民に周知するのには、市のHPが最も有効な手法です。 しかし吹田市HPの現状は、このタイトルのような意味不明瞭な事例が数多く有ります。DX化に取り組んでおられる情報政策室は広報課との協議をお願い致します。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	学校の機械警備につきまして、御意見をいただきましてありがとうございます。 タイトルに関しましては、御意見を参考に市民の方にわかりやすい表現を心がけてまいります。 機械警備の開始に伴って、校務員の勤務に変更はありませんので、記述しておりません。 学校以外の施設につきましては、幼稚園・認定こども園、留守家庭児童育成室(プレハブ棟)になります。	学校管理課	R5.10.3	R5.10.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
157	続-60。9月25日 掲出の市HPタ イトル『令和5年 10月より、対象 年齢が拡大しま す』の改善提 案。	・このタイトルでは、何の対象年齢なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、吹田市民の歯科健康診査でした。健康医療部 成人保健課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。 ・サイトの冒頭の項目が「歯科健康診査」であり、個人的には、日常会話で使われている「歯科健診」の方が受け入れ易い。 ⇒[仮案]「令和5年10月より、吹田市の歯科健診(無料)の対象年齢が拡大します」にされたら分かり易い。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。	新着情報のタイトルやサイト内の標題につきましては、いただいた御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。	成人保健課	R5.10.3	R5.10.6
158	続-49-2。吹田 市HP。8月9日 のタイトル『8月 10日は健康 ハートの日で す』の改善提案 他。	8月20日に投稿してから、1ヶ月余りが経過しておりますので、速やかに回答をお願いします。 Q1:市民からの投稿の受付窓口である“市民総務室”は、当該の“健康医療部 成人保健課”へ投稿内容を送信されましたでしょうか？ Q2:投稿から回答までの期間は、一般的に2週間との事ですが、今回は1ヶ月余りが経過しており、“市民総務室”はどのような進捗管理をされているのでしょうか？ 過去に3回ほど遅れた事があり、内1回は送信漏れでした。 Q3:当該の“成人保健課”は、市民からの投稿があった場合はどのような進捗管理をされているのでしょうか？	Q1について 8月21日に、市民総務室から成人保健課へ内容を送信しております。(担当:市民総務室) Q2について 市民総務室では、担当課等からの報告書をもちまして、申出人への回答が完了していることを確認しております。 この度の〇〇様から8月20日にいただいた当該市民の声につきましては、成人保健課から、8月29日に回答が済んでいると報告を受けたことから、申出人への回答が完了したものと認識しておりました。(担当:市民総務室) Q3について 市民の声への回答の依頼があった場合は、質問内容に応じて担当を決め、期日までに回答するよう、また、対応の漏れが起きないよう職員間で進捗の状況を把握するために作成したカレンダー等を活用し進捗管理に努めています。 今回の御質問に対する回答につきましては、8月29日には、課内で決裁を完了し、同日に市民総務室には回答書を送付しておりましたが、担当の職員が市民総務室から取りまとめて回答するものと誤った認識をしていたため、御本人へのメールでの回答が漏れてしまったものです。 回答ができていなかったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、課内の職員に対応の流れを改めて周知し、再発の防止に努めてまいります。 (担当:成人保健課)	市民総務室、成人保健課	R5.9.26	R5.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
159	続-57. 吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要	・令和5年秋の全国交通安全運動は、9月21日(木)から30日(土)です。 ・吹田市HP(Top頁)の新着情報の9/1~9/18の間に掲出されていません。全国的な運動は、吹田市のHPに掲出されたら良いかと思います。 他市では、日没の時間が早くなると、自動車の運転手による歩行者の把握が遅れて死亡事故となるケースが増えることから、運転手に対して早めのライト点灯や前照灯を上向きにする「ハイビーム」の活用、歩行者には反射材を身に着けることを呼び掛けの取組が。また学童保育の下校時刻は18時頃になり、危険度が増します。 ※吹田市は、「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	項目1について、ホームページ上では、8月31日より掲載されておりましたが、新着情報には掲載されておりませんでした。今後は、「全国的な運動」に関しては新着情報に掲載させていただきます。ご意見ありがとうございます。	総務交通室	R5.9.19	R5.9.29
160	自主防災組織活動支援について	吹田市では自主防災組織に活動補助制度があると伺いました。 王子住宅自治会でも自主防災組織を立ち上げ、防災訓練や本年度は、吹田市消防本部から可搬式消防ポンプの借り受けをいただけることとなりました。 また現在、王子公園内に防災倉庫の設置を進めております。 王子住宅は連合自治会には参加していませんがこの場合どのような補助がいただけるのか、また、連合自治会に参加していない自治会は、なぜ補助を受けられないのか、ご説明下さい。	本市では自主防災組織への補助制度として、自主防災組織活動支援補助金と防災資機材給付を実施しています。 この2つの補助制度は対象が異なり、活動支援補助金は連合自治会単位で結成された自主防災組織、防災資機材の給付については、単一自治会単位で結成された自主防災組織となっております。 王子住宅自治会様におかれましては、本補助制度を御活用いただき、令和元年度の自主防災組織の結成時に資機材を給付しております。	危機管理室	R5.9.13	R5.9.28
161	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場で自転車カバーに油のようなものがかけられた器物損壊事件について	9月15日早朝、府営吹田藤白台住宅3棟の駐輪場を見に行ったところ、クロスバイクを見に行くとカバーに異変が。 なんと自転車カバーにまた油のようなものが付着しているではありませんか！ 2年ほど前にも家族に言われ室内から下の駐輪場に置いていたところ、1週間ほどで油をかけられる被害に遭ったばかりです。 今回も先月家族が室内の自転車が邪魔だと言い強制的に下に降ろされたので様子見をしていたのですが、また同じ被害に遭いました。 不思議なのは私が持っている他の自転車2台には被害がないことです。おそらく3台の中で一番高価(時価10万円前後)なので嫉妬か個人的な逆恨みでしょうか？ これはれっきとした器物損壊事件なので、吹田市側からも警察に通報の上、自治会に回覧やこのような事件があったという張り紙(バイクへのいたずらなどの張り紙は駐輪場に貼られています)そして自治会や行政が協力して予算をつけて駐輪場とエントランスに防犯カメラを設置してください。カメラの設置については何回も言ってます。でも一向に話が進みません。 早期に防犯カメラの設置をご検討ください。本当にガラが悪く事件も頻発しています。	御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうか及び防犯カメラの設置については、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R5.9.19	R5.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
162	続-54. 7/4掲出の吹田市HP。『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』の簡便な申請方法を要望。	1) サイトを見ると、「金婚祝状申請書」の用紙は、市役所または各出張所(千里、千里丘、山田)で配布…との事。また申請書のダウンロードがサイトからでもできる…との事ですが、ご夫婦の年齢は80才前後。歩行が体力的にもしんどい方がおられます。またプリンターを保有されていない方もおられます。 ⇒近隣の公民館で「金婚祝状申請書」のプリントアウトのサービスをされませんか。 2) 提出先は、市役所の高齢福祉室または各出張所の窓口、または郵送で提出。 ※ファクス、メールでの提出は不可…との事。 提出時は上記に加えて、郵送用の封筒・切手の用意が必要。誰か頼める方がおられたら良いのですが… ⇒近隣の公民館での受付、または吹田市の電子申込みシステムの利用を考えて頂けませんでしょうか。 ※吹田市は、デジタル化を進めている中、少しでもネットの活用を導入して市民の方にデジタル化に慣れていただくのが良いと考えます。 ロコミ効果も期待できます。また電子データの場合は、一覧表の作成時にコピペが可能であり入力ミスが軽減。 3) 【案】他市では、電子申込システムに加えて、申請者が市役所に電話⇒申請書と返信用封筒を申請者に郵送⇒申請者は記入後返送…の2つの方法。 ⇒市民からすると、この方法が利便性あり。 4) 「金婚祝状」の昨年の実績数を教えて下さい。 5) デジタル化は、早くから言われている中、情報政策室は全部局に対してどのような指針・方向性を示されていましたか。 6) 18日は「敬老の日」です。後藤市長様の選挙公約が、『幸齢の日』の実現だった記憶が有ります。高齢者に配慮した市政運営を要望。	1～4及び6について 昨年度の金婚祝状の申請数は149件でした。 また、いただいた【案】のとおり、次年度募集より電子申込システムの導入及び電話での申請書送付依頼受付を実施する形で検討して参ります。 以上、引き続き高齢者に配慮した対応に努めて参ります。 (担当:高齢福祉室) 5について 情報政策室では全部局に対してデジタル化の実施を働きかけております。 (担当:情報政策室)	高齢福祉室、情報政策室	R5.9.19	R5.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
163	続-56. 9/11掲出の吹田市HP。『マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施』の確認が必要。	・サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。 ネットのニュースでは、マイナンバーカードの新規の受付手続きよりも、9月末の市民の来庁による混雑が予想される・・・ 1)9月1日と9月17日。総務省が、マイナポイント未申請2千万人超 9月末期限、殺到の恐れ・・・の報道が。 9月12日。マイナポイント申請は今月末まで”松本総務大臣呼びかけ”2000万人程度が未申請。 ⇒参考に吹田市の未申請者は、何人ですか？。 2)9月8日。マイナカード申し込んだのに取りに来ない人、松戸市(人口48万人)で1万6657人。 ⇒参考に吹田市の未受取り者は、何人ですか？。 3)吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの記述に疑問点が。私には、開設日が理解出来ません。 ・実施期間が、令和5年9月30日まで(祝日を除く)の記述。 ⇒開設は、第2・第4土曜日ですが、9月30日(第5土曜日)は、支援ブースは開設されますか？ ・開設は、第2・第4土曜日ですが、9月23日(第4土曜日・祝日)は、(祝日を除く)の記述が有り、開設されますか？。 ⇒添付画像 ※総務省が、「マイナポイント申請期限9月末」・・・と何度も発信しているのに、吹田市の対応が何も見えません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※画像については、公表しておりません。	お問合せいただいた件について回答させていただきます。 1)について、10月の出張申請サポートについては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が進められており、マイナンバーカードの申請を希望される方の利便性向上のために実施するものです。 2)について、マイナポイント対象者で、マイナンバーカード未受取りの方の人数については、市町村ごとの人数が国から公表されておりませんが、9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付しており、臨時交付窓口の開設、窓口体制の強化を行っております。 3)について、9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と追記いたしました。	市民課	R5.9.19	R5.9.22
164	北千里高校の生徒の自転車マナーについて(また昔に戻った)	最近、北千里高校の生徒の自転車マナーが本当にひどい。 日常的に指導しているレベルとは到底思えない。 以前意見を送った後は指導を行い、基本2列以下になって走っていたが(違反に変わりはないがまだマシ)最近4～5列で並走するのを頻繁に見るようになった。 しかもその状態で対向車線にはみ出し逆走もしている。 女子はまだマシに思えるが、男子が本当にひどい。あまりにひどいので最近動画を撮影したがこのときは5列で並走していたようだ。 北千里高校の生徒に再度自転車マナーの徹底指導お願いします。	北千里高校の生徒の自転車マナーについて、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるときに、自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19
165	千里山の歩道脇のキノコについて	いつも市民の意見を聞いてくださりありがとうございます。 スギ薬局千里山店の道路挟んで向かいのフェニックスの、向かって右手の大きな木(階段右側の木)の下に、白い大きなキノコが2本生えているのを見ました。 危険なキノコかわかりかねますが、地域の子供達がよく通る場所ですので、点検と、除去や対策をお願いしますと幸いです。	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
166	統-52。吹田市HP。『令和5年住宅・土地統計調査他』の掲出が必要	国が行う統計調査で「9月上旬に、国が指定する地区内の全世帯に、統計調査員が調査のお知らせを配布」との事ですが、吹田市HPへの早期掲出が必要。9/10現在未掲出。 ・吹田市報の9月号に概略の案内記事がありますが、1/6頁の少スペースの内容では不十分。 ・Yahooで「住宅・土地統計調査」を検索すると、全国の多くの市町村がHPに掲出。 ・土地調査員証・立入検査証を紛失している自治体が、既に4市有ります。統計調査員を装った「かたり調査」に悪用の恐れも考えられます。 世帯の構成や年間収入。住宅に関すること等、個人情報記載項目が有り、調査対象者以外にも速やかな情報提供・周知が必要。 ・統計局ホームページの調査内容・提出方法(ネットでも可)お知らせ(動画)のリンクの貼付けもされたら・・・ ・吹田市の調査対象世帯数を教えて下さい。概数でも可。 ※危機管理室、広報課へ供覧願います。	市ホームページへの掲出が遅れており、申し訳ございません。 令和5年住宅・土地統計調査のページを公開させていただきました。当該ページの作成は行っておりましたが、未公開状態であったため公開が遅れたものです。御指摘いただきありがとうございます。 ページ作成後の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。 また、市報による広報につきましては、わかりやすく周知ができるよう紙面の確保に努めてまいります。 本調査の調査対象世帯については、概ね7,000世帯となります。 また、調査員証の紛失については、調査員へ注意喚起を行い、調査員証や調査書類の紛失や事故等がないように努めております。	総務室	R5.9.11	R5.9.13
167	統-53。吹田市HP。『「救急の日」及び「救急医療週間」』の掲出が必要(来年から)。	【A】9月9日は「救急の日」とされており、多くの自治体でHPに掲出ならびに救急医療について正しく理解し知識を深めてもらおうと救命処置(AED取扱いを含む)などを学ぶ救急フェアを開催されています。 ⇒添付画像-1。藤沢市では市民160人参加。 ⇒添付画像-2。大分市では小学生がベッポトルで救急救命措置を学ぶ。 ・吹田市HP(Top頁)の新着情報の8/25～9/10の間に掲出されていません。 ・吹田市HPで「救急の日」を検索すると、9月1日に消防本部のサイトに掲出されていました。 【探査手順】吹田市HP(Top頁)⇒安心・安全⇒消防本部⇒消防本部からのお知らせ⇒救急に関するお知らせ⇒救急の日及び救急医療週間 ※全国的な節目となる日は、吹田市HP(Top頁)に掲出をされて、市民の目に触れ易くされたら良いと思います。 【B】救命講習会【令和5年度】について ・サイトの更新日は9月1日となっていますが、吹田市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ・サイトを見ますと、多くの講習を開催・企画されていますが、現状では市民の目に触れる機会が少ないです。 ⇒[提案] 月度単位で講習日程を吹田市のHPに掲出。加えて吹田市のHPのイベントカレンダーにも掲載をされたら良いかと思います。 ※吹田市は2008年に「安心・安全まちづくり宣言」をされて、15年が経過しております。市の幹部・職員、企業、市民などの救命の知識・意識・技術の向上のためにも周知方法の改善を要望。 ・吹田市は、吹田市の職員の救命講習の受講済み者の把握・管理をされていますか。 私がサラリーマン時代には、消防署の協力を得て講師の派遣要請。労務管理の中で個体把握、未受講者の勤務配慮も考えて受講の慫慂をしていました。 PS:吹田市は全国的な節目の「救急の日」には、市民参加型の講習会を企画されませんかでしょうか。 ※危機管理室、広報課、人事室へ供覧願います。 関連画像は、別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	・「救急の日」「救急医療週間」等消防が発出する内容につきましては、各行事等ごとに内容を検討し、既存のホームページへの適切な掲載を図るほか、「救命講習会」の開催日程も併せて、イベントカレンダーや新着情報に適宜掲出し、市民の皆様・市職員の目に触れる機会を増やすよう改善させていただきます。 ・吹田市職員の救命講習受講済み者の管理はしていません。 なお、令和5年度から令和6年度にかけて、吹田市全職員を対象とした簡易救命講習を実施する予定です。 ・吹田市では「救急医療週間」の時期に「みんなの健康展」が開催されており、消防本部の展示ブースでは、誰でも簡単に救命処置を模擬体験できるよう訓練人形を配置し、消防職員による実技指導を行っています。 また、令和4、5年度は「救急の日」に受講者公募による救命講習会を開催いたしました。	警防救急室	R5.9.11	R5.9.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
168	吹田市は、市域における節目となる出来事の広報はどのようにされるのでしょうか？	2023年の8月がもうすぐ終わります。今年も残り4か月余り。下記の節目となる出来事に関してのニュースやイベントの情報が有りません。一般的に10年を節目として、関連するニュースが発せられます。8/26に市報9月号が届きましたが、何の記述も有りません。 私の若い頃には、毎月の市報に吹田市の歴史の写真と記事が掲載され、歴史に興味をもちました。 1) 1873(明治6)年-第一番小学校(千里第一小学校の前身)が開校。⇒150年目 2) 1923(大正12)年-吹田操車場が操業開始 ⇒100年目 3) 1953(昭和28)年-初代市民病院開院(出口町) ⇒70年目 4) 1953(昭和28)年-新田村下新田区域が吹田市へ合併 ⇒70年目 5) 1963年(昭和38年)吹田市政府-新庁舎(低層棟)完成。※木造庁舎の一部が焼失(1955年)。⇒60年目 6) 1963年(昭和38年)京阪神急行電鉄(阪急)の千里山駅-新千里山(南千里駅)間が開通。⇒60年目 ※1973年、それまで略称だった阪急電鉄に社名を変更。 ・身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。 ・吹田市は、近代史を含めて子々孫々伝える役目が有ると思います。また定年退職をされた方々の散歩のコースにも。健康年齢の延伸にも効果があるかも…。 ※人事部へ供覧願います。 関連画像は、別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市報には、主に市政情報など市民の皆様に発信すべき内容を限られた紙面のなかで掲載しています。 いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、今後も様々な情報発信に努めてまいります。	広報課	R5.8.28	R5.9.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
169	新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板の件	私は定年退職後に朝等時間を、みつけ新芦屋で花管理等の自主ボランティアを開始して約2年まだ中々、協力者が募れません。 市の認める5人以上の活動団体は地域背景か、困難状況です。 現在まで、今夏は吹田市のシンボリックな花、草木の中に開墾し、向日葵とか花壇整備中。 今回、新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板が新芦屋上〇〇のこの空地に8月30日突然設置され、驚いてます。量1量位の遠方〜も目立つ物です、市の景観条例の適合は？大丈夫なの？ 近頃、クレマー的に、市が、窓口にしてる新芦屋の〇〇自治会長には何時も私の話は透かされるようになり、道路室の、〇〇さんには勝手な事はしないで何時も不法占拠等の脅しを私が受けてるのに、市側との談合的な自治会とは密約的に事を進めてるのにはがっかりしました。 当該地、新芦屋上〇〇付近の空地、消防署からも向日葵が咲いた途端に防火水槽用の水栓である事で元を止められ、市の内部的な理由で花壇管理も邪魔され、(水道事業は有料で消防も負担)以前もホースがあり、マンション管理組合等が使用されていた形跡私を通りがかりの老人に頼まれたりして、ボランティア募集ラミネートや置いたベンチとかも不法占拠だからとものもらしい理由で道路室から直ぐに撤去の命令。(喜んでいた人も、結構いたのに必要なら、市民の寄付よりも市で設置が優先？！) 峠の休憩 要望のあるベンチでなく、談合的に天下り自治会と役所で相談した物は、断りも必要無いからと優先設置するやり方には不満はありますが、設置された大看板は非常に目立つ位置にあるので、皆さんが望む形で防災や里親募集(草刈、清掃、花等)の看板に使用されるならば納得はいくものです。 私も、同じ市民、人間であるので、まともな対応をお願い致します。(誠意は見せなくとも)私の相談は無視して、自分たちの仕事は勝手に進めても何の悪意も感じてなさそう。 道路室で、管理してるマンション管理から官民境界暫定の空地だからと、こんなやり方を、此れからも続けられたらたまりません。 後藤市長や土木部幹部にも宜しくお伝えください。 吹田市はこれから万博公園の再開発にも、力を入れ、再開発の千里丘駅〜スタジアム方面へのサポーターや観光客の利用増も、期待されている所もあると思います。 何卒、昔は毎日放送、ヤマハ、今は、ミリカに繋がる道の対応にご理解を宜しく願い致します。	個別の看板(屋外広告物)に関する各法令等への適合についてはお答えいたしかねますが、お尋ねの自治会看板につきまして、景観まちづくり条例をはじめとする関係法令への適合を確認いたします。	都市計画室	R5.9.1	R5.9.11
170	続-47。吹田市HP。8月18日のタイトル『令和5年度吹田市地域防災総合訓練』の改善提案他。	・このタイトルでは、訓練の計画内容の紹介なのか、実施済みなのか、訓練への体感参加の案内なのか…が分かりません。 ⇒[仮案]『令和5年度吹田市地域防災総合訓練(千里北公園で消防、自衛隊、警察などと)。9月2日(土)体感型防災アトラクションなど』 ・子どもさん達は、動く車に非常に関心が有ります。タイトルの具体化により親子連れによる参加者増が考えられ、市民の防災意識の高揚が期待できます。 ・多くの関連団体の参加もあり、来場者が多いと張り合いが有ります。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	いただきましたご意見につきましては、情報発信の参考とさせていただきます。	危機管理室	R5.8.21	R5.9.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
171	続-46. 吹田市HP。8月18日のタイトル『【5月15日開店】チャレンジショップ9期生「麺や山下」』の改善提案他。	・このタイトルでは、地域経済振興室の方が、なぜ市HPに掲出されたのかが分かりません。冒頭に掲出目的(メニューの追加なのか、再掲での利用促進なのか)を記載されたら分かり易い。 ・5月10日に開店案内をHPに掲出されており、タイトルに変化が無く新鮮味が無ければ、スルーされる可能性が大。 ・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、「チャレンジショップって何?」「【5月15日開店】って今頃の掲出に何?」 ⇒[仮案]『起業家を支援。チャレンジショップ9期生「麺や山下」』。出店者のコメント、メニューの追加』 ・地域経済振興室の方のチャレンジされている方への応援の姿勢が私には、見えて来ません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	新着更新情報のタイトルにつきましては、以前の更新内容を掲載してしまっていたため、更新内容がわかるよう修正いたしました。 分かりづらいタイトルとなってしまう、申し訳ございませんでした。 また、御指摘いただいた通り、当該ページにチャレンジショップとは何かという説明が無く、分かりづらい状態となっていたため、当該ページ内にチャレンジショップの概要説明ページのリンクを掲載いたしました。	地域経済振興室	R5.8.21	R5.9.4
172	続-48. 吹田市HP。8月10日のタイトル『障害者総合支援法による障がい福祉サービス』のタイトルの改善提案他。	・サイトを見ると、「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」「サービス利用負担」「利用するサービスと相談支援」「手続き」・・・など多くの項目がありました。 ⇒[仮案]『障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内』 ・サイトの右上に「更新日 2023年8月10日」の表示が有り、またサイトには多くの項目が有り、“更新”…であるので有れば、以前との変更点の概要をサイトの冒頭に記載してあげれば、利用者・支援者は分かり易いと思います。 ⇒現状では、更新内容の把握をするには、全ての項目のチェックが必要です。 ※障がい者の関連事業所、対象となる市民の方は、このサイトの内容ではサービスの変更点の把握が困難です。 ・福祉部障がい福祉室は、「再周知」ならば、“再掲(再周知)”の文字が必要。⇒変更点が無く従前通り…と分かり易い。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	御指摘がありました「障害者総合支援法による障がい福祉サービス」のタイトルにつきましては、御提案いただきました「障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内」の方が記載内容を理解していただだけやすいと考えましたのでタイトル変更をいたします。 また、今回のページ更新につきましては、追加で記載した箇所が発生した更新でしたので、該当箇所に追記と記載いたします。 今後も、市民の方が分かりやすいホームページの作成に努めて参ります。	障がい福祉室	R5.8.21	R5.9.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
173	続-51. 吹田市HP.『平和祈念資料館のアクセス他の表記が必要』	・平和祈念資料館のサイト(Top頁)の最下段には、住所・電話番号・休館日・開館時間・地図などの情報がまったく有りません。 千里ニュータウンに居住されている方は、知っておられるのかもしれませんが… ⇒添付画像参照願う。 ・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、サイトの最下段の市民部 人権政策室の吹田市泉町1丁目3番40号を訪ねられるかもしれません。 また車で来られる方の事を考えた場合、地図が必要。 ・来館者の人数を教えてください。2023年1～8月。定期的な映画への来館者を再掲で教えてください。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	・平和祈念資料館の所在地、開館時間等の項目を追加し、わかりやすく改善いたします。今後とも、わかりやすいホームページとなるよう努めてまいります。 ・平和祈念資料館の来館者数につきましては、集計済の令和5年1月から7月までが3,172人です。うち、定期的な映画への来館者は把握しておりませんが、映画会入場者数は1,045人です。	人権政策室	R5.8.21	R5.9.1
174	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)の回答について	「ご指摘のYouTube チャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。 しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところです。」と回答がありました。 当該市議会議員に削除・修正を依頼したとのことですが、現在まで、動画は削除されていません。 このままの状態ですと多数の市民の心配は払拭されないまま、市の見解と誤認される可能性が消えてもいません。 このような現状について、吹田市の公式キャラクターの使用を管理担当する貴室のお願い止まりの対応が十分なものとお考えですか。 こちらの質問についても、公開を希望します。ずっと市民の心配は払拭されません。なるべく早いご対応をよろしくお願い致します。	二次創作に関するガイドラインを定めていなかったこともあり、本市の対応といたしましてはお願いする立場であると認識しております。	シティプロモーション推進室	R5.8.10	R5.8.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
175	続-50. 吹田市HP。8月14日のタイトル『令和5年台風7号に備えた対策について』の改善提案他。	・予報では、大阪を通過…との事でサイトを開くと、吹田市からの情報と思ったので、期待外れの内容。 ・サイトを開くと、水道部から「台風による停電に伴い、マンション等でポンプが停止し断水が発生することが」…でした。 ⇒[仮案]『水道部から令和5年台風7号に備えた断水対策について』[関連情報・災害に備えて] 1) 災害時給水拠点と災害時給水所の違いを、市民からの視点(開設の優先度)で教えて下さい。 2) 片山浄水所での給水場所は、正門側なのか、片山坂側なのかHPで分かるようにしてほしい。現地へのルートが全く異なります。 3) 健都給水拠点の場所が、レールサイド公園内…との事ですが、広大な公園内の為場所のイメージがつかめません。目印となる目標物又は画像での説明が必要。 4) 「組立式給水タンク」…の記事がありますが、学校敷地内の保管場所ならびに保管場所の鍵の取扱いなどについて吹田市・自治会などからの回覧・周知がされていませんが、いざ組み立て・使用時の取り扱いのルールについて市民への周知が必要と思います。 5) 給水車から住民が持参のポリタンクやバケツに給水時に、ポリタンクを地面に直置きでは無く、台としてパレットの用意が必要かと思います。 ※人事部・広報課へ供覧願います。	8月14日付で更新した吹田市公式ホームページのページタイトルにつきまして、想定されていた内容と異なり、混乱を招いてしまった点お詫び申し上げます。頂いた御意見を参考にさせて頂き、今後は内容の明確なページタイトル構成とするよう留意いたします。 1について 災害時給水拠点は浄水所や配水場等の平時においては常に浄水を貯水している水道施設であり、応急給水のための設備のほか、非常用飲料水袋等を備蓄している施設です。 災害時給水所は避難所である小学校等に組立式給水タンクや大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を使用して応急給水を行う施設で、災害時給水拠点よりも身近に応急給水を受けることができる施設です。各施設の開設につきましては、被害状況により順次開設することになります。 開設の優先度につきましては、特段優先順位は設けておりませんが、被害状況を把握の上、応急給水の必要がある所から開設します。災害時給水拠点については水道施設であり一定量の貯水量があるため、比較的スムーズに応急給水が可能となります。 災害時給水所については、本市水道部や他自治体からの応援による給水車により組立式給水タンクに補水するため、災害時給水拠点と比較すると開設までに一定時間を要することが考えられます。 2について 片山浄水所は、市道朝日が丘片山線(片山坂)側にある応急給水栓が給水場所となります。御指摘の通り、ホームページでも分かるように修正させていただきます。 3について 現在、現地には「耐震性貯水槽について」という看板はございますが、御指摘の通り目印となるような看板ではないため、今年度に視認性向上となるような看板を設置する予定です。ホームページ上でも設置後の看板の画像を掲載する予定です。 4について 組立式給水タンクの取扱いにつきましては、現在、主に地域の防災御担当者様に御協力をいただき、組立式給水タンクの設置並びに応急給水訓練を順次実施させていただいており、その際に、タンクの設置方法や保管場所等について御説明させていただいているところです。 また、タンクの設置方法につきましては、ホームページでもタンクの組立方法に関する説明動画を掲載させていただいているところでございます。 5について 御指摘の内容につきましては、これまでの他市への災害派遣等の経験から、本市水道部内でも同様の声があり、昨年度パレットを購入いたしました。	水道部総務室	R5.8.21	R5.8.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
176	続-49. 吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。	・個人的には、このタイトルを見て、心の健康⇒精神的な疾患?。発達障害・もしかしたら自死?を考えてしまいました。 ・サイトを見ると、「心不全と予防(健都循環器病予防プロジェクト)」のタイトルで、循環器病の予防で、将来への自分の健康を守りましょう…でした ⇒[仮案]『8月10日は健康ハートの日です。高血圧、糖尿病、肥満、動脈硬化について注意を』 ・健康医療部成人保健課は、タイトルに具体性をもたせて市民のHPのクリック率を高めて、健康寿命の延伸が必要と考えます。 ・サイト内の「吹田市の75才以上の医療費の内訳グラフ」では、循環器疾患が第一位ですが、吹田市から見れば、医療費が気になるかもしれませんが、私(市民)から見れば、件数(患者数)の方が気になります。 ⇒添付画像参照願う。 ⇒内訳グラフで医療費別に加えて、件数(患者数)別のグラフをサイトに掲載して頂けませんでしょうか? ⇒疾患により、検査費用・手術費用が異なり、医療費グラフと異なったグラフになるかも…です。 ・サイト内の記述では、「8月10日の健康ハートの日で心臓病の多発する冬に備える日」ですが…7月・8月のニュースで、夏は「脳梗塞」の発症数が最も増える季節。夏も冬と同じくらい発生。脳梗塞と熱中症は初期症状が似ているため、正しく見分ける事がとても大切。発症を未然に防ぐ方法とは?…の記事の掲出をお願いします。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	・今回のホームページについては、厚生労働省と日本心臓財団が制定した「健康ハートの日」の周知を主な目的として期間を限定して掲載しています。 いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。 ・今回につきましては、健診の大切さを伝えるために、医療費という観点から国保データベースシステムを活用し、75歳以上の医療情報についてのデータを掲載させていただきました。 ご要望のあったデータの掲載は致しかねますが、いただいた御意見を参考に、必要に応じた情報提供に努めてまいります。 ・いただいた御意見を参考に熱中症の予防とあわせた啓発を今後考えてまいります。	成人保健課	R5.8.21	R5.8.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
177	北消防署の署員が私の玄関ドアを間違えてガンガン叩いた。本当は1個上の住人だった。	8月24日か25日の16時過ぎだっただろうか、吹田市北消防署の署員が府営住宅3棟の私の玄関ドアをドンドン叩いた。 何事かと思いスコープを覗くと物々しい雰囲気だ立っている人、誰だこれ警察でもないし、、、と思っていると玄関を背にしたので消防署の署員であることを確認。しかし119番なんてしてないし、発信記録もない。 家族に聞いても心当たりがないので玄関を出ると警察も3棟手前の歩道に止まった。 しばらくすると署員は私の家の1つ上の階に上がって行った。 勘違いだったということだ。 署員は私の部屋の玄関を背にするとときに私の部屋番号を何度も復唱していたことを確認している。とんでもない勘違いだ。 このような勘違いは絶対起こしてはならない。 もしこのようなことが起きると要救助者の救助が遅れるからだ。 北消防署に対し厳重指導と再発防止策の徹底をお願いします。	今回の「市民の声」にていただきました災害現場の指揮を執らせていただきましたので、内容について回答させていただきます。 令和5年8月25日15時17分に建物内での安否確認の指令を受け、大阪府営吹田藤白台住宅3棟に出動いたしました。 指令場所は8階であったため、現場到着後8階に向かいました。しかし、指令場所の玄関扉は施錠されていたため、隣接住戸のバルコニーから指令場所のバルコニーへ進入するために、隣接住戸の在宅確認を実施しましたが不在であったため、その次の手段として、上階及び下階のバルコニーに設置されている避難器具(避難ハッチ)を使用して、指令場所のバルコニーへの進入を試みようとしたもので、指令場所を間違った訳ではございません。 〇〇様のお宅についてもインターホン及びノックにて在宅確認を実施させていただきましたが、室内に要救助者がいるかもしれないという情報もあり、緊急を要していたため、在宅確認のノックや呼びかけに力が入り、〇〇様に不安を感じさせてしまい申し訳ございませんでした。 緊急時とはいえ、近隣住人の方の気持ちを配慮した行動がとれるように各隊員に周知徹底させていただきます。 今後とも消防活動へのご理解とご協力をくださいますようよろしくお願いいたします。 今回は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。	北消防署	R5.8.28	R5.8.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
178	吹田市内のタバコ対策について	吹田市内のタバコ対策は以下のとおりです。とてもスモークフリーを標榜しているとは思えません。それぞれご対応願います。 ・6月21日14時43分、JR岸辺駅北口で喫煙する男がいた(写真参照)。この日に限らず、同所付近やデッキ上でタバコの吸い殻を見かける。喫煙紫煙ブースなど意味がないのではないかと。きっちり取り締まるべきだ。 ・歩きタバコする男が南吹田駅前の横断歩道でタバコを投棄し駅へと入っていった。以前も似たような光景を見たことがある。ここにも監視員を派遣して巡回すべきだ。 ・モノレール万博記念公園駅前の車道に車を止めた運転手が歩道で路上喫煙する姿をよく見かける。条例違反なので禁煙を徹底させて欲しい。 ・江坂公園に設置されたJT寄贈の煙タダ漏れ受動喫煙所の周囲で多人数が路上喫煙していた(写真参照)。過料を徴収して欲しい。財政が潤うと思う。違反の温床になっているので喫煙所は撤去すべき。 ・JR吹田駅北口に設置された喫煙支援ブースの周辺歩道でタバコ臭がしていた。ブースから煙が漏れてないか確認して欲しい。 ・吹田市南高浜町24 かすが遊園に灰皿が設置されているのを見かけました。子どもの受動喫煙防止条例に反すると考えます。撤去して下さい。 ・〇〇の店内で喫煙しているのを見かけましたが、喫煙可能店の標識はなかったです。健康増進法違反なので是正を指導願います。 ・〇〇旭町店の横に灰皿が設置されていた(写真参照)。ここはアーケード商店街の中(屋内)なので健康増進法30条違反である。撤去を指導されたい。 ・国立民族学博物館の屋内喫煙所が再開したようだが、標識の掲示が博物館の主たる出入口に見当たらなかった。是正を指導されたい。 ・市ウェブサイト「たばこによる健康への影響」の内容に誤りがある。「未成年者の喫煙は未成年者喫煙禁止法により禁止されています。」とあるが、民法の改正に伴い二十歳未満者喫煙禁止法に改正されている。訂正されたい。 ・喫煙支援ブースの内で上映されている動画について意見するが、インタビュー「禁煙専門家に聞く禁煙のススメ」の1分30秒あたりから、ここでも「未成年」という言葉が使われていた。20歳未満に訂正すべきではないか。「加熱式タバコは大丈夫」について、ニコチン以外の有害物質がかなり少ないと説明しているが、仮にそうだと健康リスクが同様に低減するかは分かっていないのであるから、その旨きちんと説明すべきだ。タバコ産業の謳い文句のような説明のみに留めるべきでない。吹田市長は二度と来たくなくなる喫煙所にする、とスモークフリーフェスタで息巻いていたが、そんな風には到底見受けられない。ホイホイ喫煙者が吸い込まれていくのを見かける。もっと海外のタバコパッケージに見られるようなグロテスクな病巣の写真を全面に出すとういと思う。そういった写真警告付きのタバコパッケージの拡大写真を壁面(内にも外にも)に貼るとより注意喚起の効果があると思う。	項目1～5について JR岸辺駅北口、南吹田駅前、モノレール万博記念公園駅前、江坂公園のほか、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、指導・啓発を実施しています。 罰則につきましては、吹田市環境美化に関する条例に定める通り、指導・勧告に従わない場合に過料を行うこととしています。 卒煙支援ブース周辺でのタバコ臭につきましては、職員が確認を行いました。特に異常は見えていません。 上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。 (担当:環境政策室) 項目6について 御指摘を受けまして、現地確認を行いましたところ、当該灰皿の設置場所は、かすが遊園ではなく〇〇の敷地内であったことから、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう連絡をいたしました。 (担当:健康まちづくり室) 項目7について 御指摘を受けまして、当該店舗に対し、現地確認及び聞き取りを行い、喫煙可能店の標識を提示するよう指導いたしました。 (担当:健康まちづくり室) 項目8について 改正健康増進法におきまして、「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部としています。御指摘の商店街のアーケードにつきましては、側壁が概ね半分以上覆われていないため「屋内」に該当しないため、法の規制の対象外となります。 (担当:健康まちづくり室) 項目9について 御指摘を受けまして、国立民族学博物館に対し、聞き取りを行い、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。 (担当:健康まちづくり室) 項目10について 御指摘を受け、「未成年者喫煙禁止法」の部分を「二十歳未満者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に訂正いたしました。 (担当:健康まちづくり室) 項目11について 卒煙支援ブース内で上映している動画「未成年」の表示につきましては、注釈を掲示する等の対応を検討します。また、ブース内での効果的な啓発につきましては、御提案をいただきました内容も含め、引き続き検討してまいります。 (担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室、環境政策室	R5.8.16	R5.8.28
179	続-40-2.吹田市HP。7月21日の『情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日～27日)』のタイトルの改善提案他。	・7月24日投稿の回答が8月2日有りましたが、下記のQについて回答が頂けておりません。 Q:「8月21日～27日は、蔵書点検のため情報ライブラリーを休室」ですが、男女共同参画センターが休館になるのか否か?記載無し…サイトに明記要。 男女共同参画センター(デュオ)のHP(Top頁)にも、休館日の表記がありません。⇒探すすと貸室のサイトの中に「休館日」の記述がありました。 ⇒HP(Top頁)の最下段の男女共同参画センターのケ所に記載をされたら分かり易い。 ⇒添付画像HP(Top頁)の最下段 参照 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	前回は、回答に漏れがあり失礼いたしました。 蔵書点検期間中も男女共同参画センターは開館しております。 「情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日～27日)」に追記しました。 また、休館日の表記について御提案ありがとうございます。 休館日・開館日時等を記載した施設案内を男女共同参画センターのページに追加しました。	男女共同参画センター	R5.8.7	R5.8.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
180	続-44. 吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄に『2023年4月25日 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給』の削除または変更が必要。	サイトを開くと『7月31日【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について』であり、タイトルと内容が異なっています。 ⇒添付画像-吹田市HP-大切なおしらせ ※広報課は、「定期的にHPのチェックを行っている」との事ですが、3か月余りが経過しています。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄につきましては、文字数に限りがあるため、市民の方に必要な情報を容易に検索いただけるよう内容を完結に表現しているものです。また、日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記としているものでございます。 次に、当該給付金は対象が「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯以外」となっており、それぞれに申請内容が異なるため、各々でページを作成しております。 そのため、トップページからのリンク先は、「ひとり親世帯分」ではありませんが、制度全体を確認いただけるように相互にリンク先を設定しているものです。 また、各ページは更新日が表記される仕様であり、当該給付金は現在も申請受付中で支給日を随時更新していることから、御指摘の状況となっているものです。 この度の御意見等を踏まえ、今後も市民の皆様に、より分かりやすいホームページとなるよう努めて参ります。	子育て給付課	R5.8.7	R5.8.21
181	市報8月の表紙等について	以前から市報の表紙について意見していますが、8月について意見します。 表紙に浜屋敷と言葉があり、吹田のどこかがすぐわかるようになり以前より改善されたと思います。 ただかき氷は必要でしょうか？夏だからと涼しさを云々と反論されるかもしれませんが、他にアイデアはなかったのでしょうか？去年の子供のアップ顔みたいな無駄な表紙よりは吹田らしさが出てました。 ただ、納得できないのは目次の女性とかき氷です。なぜ女性が必要なのでしょう？誰かほかしていますが身内等ではないですよね？市のイベントの写真は女性がなぜが多いです。 前からお願いしていますが、表紙に人を使用するなら公募してください。 当日お願いしてると言い訳を以前されてましたが、締め切り云々関係なく広く市民から公募してください。表紙は広報課のものではないのですよ。市民みんなの物です。思い違いしないよう市民から意見されたいようくだらない表紙はやめ、市民から公募してください。 下らない表紙を作る職員のために私は税金を払っていません。何回話しても理解したくないのか分かりませんが改善を求めます。 市報の中身も縦書きで読みにくいです。市のホームページみたいにアンケートで意見を求めるべきです。	1. 8月号の表紙は20周年を迎える「浜屋敷で過ごす夏」をテーマに撮影しました。季節感を出すためにかき氷を用いて、夏らしさを演出させていただきました。 2. 来場者の方にお声かけをして、モデルとして撮影させていただきました。女性をモデルとして撮影したことについては、特に意図はありません。 3. 表紙の作成にあたり、ご意見として検討させていただきます。 4. 毎月市報の「アンケート&プレゼント」のコーナーで、ご意見を頂戴しております。	広報課	R5.8.9	R5.8.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
182	続-42。吹田市HP(Top頁)に『“熱中症”対応』の記述が早期に必要。	・連日、“熱中症”についての記事や報道がされており、8月5日には福島県伊達市で全国で今年初の40℃以上…も。 ・吹田市では、HP・市報への掲載は皆無です。隣接の豊中市のHPでは、6月15日に注意喚起ならびに“給水ポータルサイト”の掲出がされています。 ⇒添付画像-豊中市HP-熱中症 ・吹田市は「安心安全まちづくり宣言」をしておられます。主管部署の危機管理室は、自然災害以外の事案についても、関係部署への意見具申が必要と考えます。 ・広報課においても、今年は5月でも最高気温25℃以上の夏日や各地方で30℃以上の真夏日となる日も多くなっているとの報道があり、日常の社会変化に対応した広報活動が必要と考えます。 ・消防署は、熱中症による救急搬送の実態も把握しておられることから、市民に対しての注意喚起の姿勢が必要。 ※人事室へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ホームページについて 8/10より、市トップページの「トピックス」に熱中症の項目を追加し、熱中症関連のページにアクセスしやすくしました。 市報につきましては、本年7月号の裏表紙で、暑さ指数や熱中症警戒アラートについて掲載し、市民への注意喚起を行っております。 また、今夏初めて熱中症警戒アラートが出た7/16前後にはLINE、Twitter(現X)、Facebook等SNSに掲載する等、関連情報の発信に努めております。 (担当:環境政策室) 安心安全まちづくり宣言について お見込みのとおりです。 (担当:危機管理室) 消防署からの注意喚起について 熱中症による市民に対しての注意喚起を促す広報として、現在、消防が行っている対応は、ホームページやSNSを使用していますが、より注意喚起を促すため、消防本部のトップページにトピックスとして掲載するほか、SNSでの掲載頻度を増やすなど対応させていただきます。 (担当:警防救急室)	危機管理室、環境政策室、警防救急室	R5.8.7	R5.8.18
183	続-43。吹田市HPの『新型コロナウイルス感染者発生状況』サイトの充実化が早期に必要。	・コロナ感染者の状況について、厚生労働省は、全国約5000の定点医療機関から報告された新型コロナの患者数は5類移行後、11週連続で増加の報道が。 ・大阪府に於いても8月3日付けのHPでは、「(7/24~7/30)の定点医療機関あたりの新規患者数が14.66となり、11週連続で増加の表記。 ⇒添付画像-1大阪府定点=14.66 ⇒ブロック別地図では、大阪府全域が注意報レベルで、真っ赤です。 ⇒添付画像-2大阪府ブロック別地図参照 ・吹田市の新型コロナ感染者対応の部署は、大阪府のサイトの内容を確認し、吹田市民に速やかに広報すべき…と思います。 ・吹田市は豊能医療圏域に含まれ、定点あたり患者数は、12.40ですが、山間部の(池田市・箕面市・能勢町・豊能町)を含めた平均値で有り、実態は大阪市北部の15.85に近い値と考えます。 ⇒豊中市では、豊中市域の定点あたり患者数の推移グラフをHPに掲出されており、実態に近く非常に分かり易いです。吹田市でも吹田市域の定点あたり患者数の推移グラフが必要と思います。 ⇒添付画像-3吹田市HP-感染者発生状況。グラフなし。大阪府のリンク先のみ。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	新型コロナウイルス感染症の感染者発生状況については、5類感染症移行後、都道府県が指定する定点医療機関からの報告を基に把握していくこととなりました。 本市では、市内の医療機関に他市の市民が受診する場合や本市民が他市の医療機関を受診する場合が想定されるため、市内13か所の定点医療機関からの報告数だけでは、感染状況の推移を正確に伝えることは難しいと考え、吹田市を含む豊能医療圏域での感染状況について公表しております。また、感染の状況や予防対策を含めた情報の発信については、市ホームページに加え、市報や市の式SNSを活用し、感染拡大防止に向けた注意喚起を行っているところです。引き続き、必要な情報発信に努めてまいります。	地域保健課	R5.8.7	R5.8.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
184	建設指導課及び環境保全課職員の対応について	8月8日に自宅前で行われている工事の騒音が以前よりひどくて、前から患っているうつ病が悪化し体調を崩しているため建設指導課の方に電話で問い合わせたなんとか指導してほしいとお願いしました。 応対した男性はできるかどうか分からないという感じできちんとした対応をしてくれず、私は逆上してしまいきつい口調になってしまいました。それでも誠意ある対応はしてくれず名前を聞いても教えてくれず、一方的に切られてしまいました。 その後上司の〇〇氏に苦情の電話をして、事情を話している途中で笑いながら返事をしたりとても真剣に話を聞いているように思えませんでした。 吹田市が建設許可した建築工事のせいでこちらは苦痛な日々を過ごしているのにそのお二人の方は本当に市役所の職員なのか疑問です。対応が悪すぎます。 騒音の件は環境保全課の〇〇氏に相談しました。前日も相談して対応して頂きましたが、「建設業者に聞きますが、同じ説明を聞くことになるかもしれませんが」や「結果はお知らせした方がいいですか」と言われこちらに相談してもどうにもならないという感じで違和感を覚えました。建設現場の防音シートが外され鉄骨や足場がむき出しになり、風で夜中でも部品が当たって騒音になるので8日に再度電話して相談しても、また法的な事があると言われ車で10分ぐらいしかかからない現場でも「人手が少ないからいついけるかわからない」と不誠実な対応をされるわ、キツイ口調になると「録音します」と脅すように言われました。 一番驚いたのは吹田市環境保全等に関する法令第2章10条「苦情処理」の要項を〇〇氏も上司の方も私が聞いた調べもせず「知らない」と言われた事です。自分の仕事に関わっている法律を知らず税金で給料もらっているのは信じられません。対応態度も最悪でした。 苦情の件を電話した時に対応して頂いた女性の〇〇氏はとても親切で真摯に対応して頂きました。8日に対応してくれた男性4人は女性の〇〇氏を見習った方がいいと思います。 上記の2課は何の行政役割をしているのかわかりません。存在するのは税金の無駄遣いと思いました。環境保全の法令第2章第10条をちゃんと遂行して最低限の説明をお願いします。	このたびは職員の電話対応で大変ご不快な思いをおかけし、まことに申し訳ございませんでした。 吹田市環境の保全等に関する条例第10条の規定に基づき、公害に関する苦情の申し出がありました場合には対処いたします。 今回のことは環境保全指導課及び開発審査室の職員で共有いたします。	環境保全指導課、開発審査室	R5.8.9	R5.8.15
185	続-45。吹田市HP。7月21日の『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開』のタイトルの改善提案。	このタイトルでは市民は、どの部局の“企画室”なのかが分かりません。 ⇒添付画像-8月7日時点 ・サイトを見ると、水道部でした。 ⇒[仮案]『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開【水道部】』 ・水道部では、市HPへの掲出前に上席者の決済は受けておられないのでしょうか？ 7/21の掲出から2週間余りが経過。誰も気付かれないのでしょうか？ ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市HPの新着更新情報のタイトル「企画室オープンデータ(令和5年度)を公開」に関する御意見につきまして、HPに情報を掲載する場合は、必ず上席者の決済を受けた上で掲載しているところです。また、どの部局の新着更新情報が分かりにくいとの御指摘をいただき、部局名を含めたタイトルに変更いたしました。 引き続き、分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。	企画室	R5.8.7	R5.8.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
186	続-39-4。吹田市HP。6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。	7月10日の投稿について7月27日に回答を頂きましたが、追加の疑問点です。 Q1[再掲-6月19日、7月10日]: 6月15日に『Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1[再掲-6/19、7/10]。上: サイトでの予告。下: 吹田市のHPの新着更新情報に掲出無し。 A1[概略-7月3日]: 訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP新着情報欄にリンクを掲載していました。 A1[概略-7月27日]: 今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から新着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから新着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。 ⇒7月3日および7月27日の危機管理室の回答では、6月15日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』については、「吹田市HPの新着更新情報に掲出しました」…との事ですが、掲出されていなかったから私は、投稿をしたのであり、市が掲出をされていたら私は、投稿はしません。 ⇒添付画像1のプロパティの撮影日時は、「6月15日23時39分」であり、確認されたし。Jアラートのタイトルは見当たりません。これを確認されていれば直ぐに判断ができます。 ⇒私は、「吹田市HPの新着更新情報」のサイトを毎夜に保存しています。⇒添付画像2を参照願います。 ⇒「吹田市HPの新着更新情報サイト」の6月15日のファイルを別メールで送信しますので、開いて見て下さい。Jアラートのタイトルは見当たりません。 ※[結論]危機管理室は、「吹田市HPの新着更新情報」のサイトに掲出されていません。 反論されるのであれば、サーバーの吹田市HPの新着更新情報サイトの6月15日の更新履歴の画像を回答時に、添付願います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※添付画像およびファイルは別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	新着情報欄への掲載については、Jアラート訓練実施を事前にお知らせする趣旨であったことから、当日の終了後、閉庁時間に掲載を終了しました。そのため深夜にはご確認いただけなかったものです。 なお、サーバーのログについてはお出しすることができません。	危機管理室	R5.7.31	R5.8.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
187	続-39-3.吹田市HP。7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問および提言。	7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』は、当日朝に北朝鮮がミサイル発射により、中止になりました。Q10:もし、このミサイルが大阪方面や上空通過の場合は、「Jアラート」は吹田市民にどのように危険周知をされるのでしょうか?。速やかに整備&周知が必要。 1)内閣官房 国民保護ポータルサイトの「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達に関するQ&A ⇒Q&A18:Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として「国民保護サイレン」が鳴ることになっています。 ⇒添付画像10-内閣官房 国民保護ポータルサイト「国民保護サイレン」 ⇒吹田市の危機管理のサイトには、「国民保護サイレン」についての記述がありません。 2)添付画像11(豊中市HP。サイレン音速エリアマップ)。防災情報など非常事態における緊急情報をサイレンと音声で伝達するエリア。 添付画像12(吹田市HP。屋外拡声器設置場所)。スピーカー設置場所の偏在が見られ、また音速エリアの図示ならびにサイレン音が市民全員に届くのかの確認が必要。 Q11:Jアラート訓練は、ミサイル発射および地震時を想定した訓練ですが、北朝鮮のミサイル発射が昨年は、70発余りの記憶があります。19日未明にも北朝鮮から弾道ミサイルが2発、発射された。⇒ミサイル対応の訓練および本番の場合は、避難行動や避難場所などが地震時と異なる事からミサイル対応の単独のサイトを設ける必要が有ると考えます。 ⇒添付画像13(枚方市HP。弾道ミサイルによる武力攻撃等事態の発生時の行動等についてのサイト)。 ⇒添付画像14-Jアラート発出時の行動、認知度。 ※ 全く知らない=53%。統計に基づく世論調査ではありません。 Q12:弾道ミサイル発射時の避難施設について、吹田市HP-Jアラートのサイトの関連情報にリンクが貼られています。疑問点と意見。 1)吹田市の一時避難施設は、学校・公民館・体育館などが指定されており、内閣官房の説明文では、「毎年4月1日時点のデータを公表」となっていますが、2020年3月に撤去された施設が載っています。再確認されたい。 2)指定された学校の場合、教室と体育館では体へのダメージ度が大きく異なるので、注釈・補記が必要。 ⇒「避難施設のうち弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設の指定を推進」…となっていますが、教室の窓は全面がガラスで有り、爆風によるガラス破損の場合は人体へのダメージが大きいです。体育館はまだ窓が少ない事から、被害の軽減が期待できます。 [参考]内閣官房の説明図(屋内)⇒「できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください」。 ⇒添付画像15(内閣官房の避難行動図) 3)一時的な避難施設の位置図の吹田市版の作成を要望。⇒現在は、内閣官房 国民保護ポータルサイトからしか見る事が出来ず、市民への意識醸成が必要と思います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	今後の取組や情報発信の参考とさせていただきます。	危機管理室	R5.7.19	R5.8.9
188	市議会議員のすいたん無断使用について	You Tubeで市議会議員が無断ですいたんを使用してご自身の政治活動を行っていますが、市のシティプロモーション推進室は「あれはパロディの二次使用である。二次使用を取りしめるガイドラインはない」と説明しています。当該映像を見て、あれは本物ではない、パロディだと認識する人はどれほどいるのでしょうか? 市長もこのすいたんの利用を何ら問題ないとされているのでしょうか? 市の公式キャラクターを一議員の政治的主張に利用されて、それを放置していること、大きな問題です。市の公式見解でないと判別できません。早急に削除するようにしてください。	ご指摘のYouTubeチャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。 しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところです。	シティプロモーション推進室	R5.7.26	R5.8.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
189	続-39-2. 吹田市HP. 6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。	6/19の投稿について7/3に回答頂きましたが、追加の疑問点です。 Q1[再掲]:【A】6月15日に『Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1[再掲]:上: サイトでの予告。下: 吹田市のHPの新着更新情報に届出無し。 A1[概略]: 訓練放送は、正常に放送されました。訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP新着情報欄にリンクを掲載していません。 ⇒「HP新着情報欄にリンクを掲載していました」の回答ですが、前回投稿時の添付画像のHPの新着更新情報(6月15日)では、Jアラートに関する項目は見当たりません。 ⇒結果、訓練放送は、正常に放送されたとの事から、吹田市のHPへの届出漏れ。⇒危機管理室の失念…と理解させて頂きます。 市民の中には、携帯電話に防災情報の受信設定をされている方もおられ、市HPの確認をされる方の予想が。危機管理室は、失念に気付かれた時点で市HPに届出されるべきだと思います。 Q2[再掲]: “自動応答ダイヤル”に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応で「こちらは、吹田市です。現在、あるいはございません」が2回で内容不明。 A2[概略]: 自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分までの設定。 ⇒サイトには、「原則、放送したその日まで」J24時間受付」の記述があります。⇒回答が「当日17時30分までの設定」であるのであればサイトの説明内容と異なる運用をされています。 ⇒添付画像-2 自動応答サービス ⇒サイトの内容に合わせた運用を願います。 Q3[再掲]: “自動応答ダイヤル”について、サイトには「英語・中国語・韓国語」にも対応…の記述がありますが、電話をした時には、日本語のみでした。⇒確認願う。 A3[再掲]: ご指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 ⇒確認結果は、どうでしたか?。7月9日現在も、まだ日本語のみです。 Q4: 防災行政無線自動応答サービスのサイトの説明の箇中例示に、「熱中症のおそれがありますので…」が、ありますが、地震などのJアラート以外にも屋外の拡声器から放送される事を知りました。 ⇒熱中症による救急搬送のニュースをよく見ますので、良い取組です。放送施設はJアラートに準じて、学校・公民館・市民ホールでもされるのでしょうか?。 ⇒定期的にも、市HPの新着情報欄に掲載されて、市民への周知をされたら良いかと思えます。 ⇒添付画像-3 熱中症 Q5: サイトには、訓練時のみの情報であり、実際に大規模な被害の地震が発生した場合、Jアラートの運用(屋外拡声器の放送内容・時間)は、マニュアルにはどのように記載されているのでしょうか。 Q6[再掲]: 1)「Jアラート」のシステムが もし、自動ではなく手動になっていた場合は、職員に「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、有りますか?。 ※[例]家庭での冷蔵庫や電子レンジの警告音のようなもの。 ⇒回答文に有りませんでしたので、お願いします。 Q7: 危機管理センターが大地震による電源喪失(電力会社、市の地中引込線、市の電力設備)の場合は、市の非常時用の発電機が設置されていますが、定格電圧になるまでのタイムラグがあり、この間でのJアラートの機能の確認は、シミュレーション出来ていますのでしょうか。 5年前の大阪北部地震時には、国立循環器センターの非常時用の発電機が作動しなくて、患者さんをヘリコプターで搬送された…のニュースが。⇒定期点検がされていなかった…との事。 吹田市の非常時用の発電機の定期的な動作点検ならびに、庁舎内の配線への自動・瞬時切替、動作確認はされていますのでしょうか? 地震・台風時などの大規模非常災害時の危機管理センターが停電した場合の、静止型予備電源 [バッテリー方式] に切替の設備は有りますか?。ディーゼル発電機のみですか?。 Q8[再掲]: 12) 夜間・休日などでの「Jアラート」が発令された場合は、システムの「正常動作や故障時対応」の情報の確認・把握のルールはどのようになっていますか?。 A8[再掲]: Jアラート発令と同時に受信機から自動送信されるメールにて把握します。 ⇒メールの受信者は、初動体制の確立から、危機管理室の管理・責任者と…理解させて頂いてよろしいでしょうか?。 Q7: 「Jアラート」のシステムや屋外の拡声器、学校や市民センターの戸別受信器などの不具合確認方法は、人による確認ですか? Or 定時ボーリングによる方法ですか?。 追伸【1923年9月1日に関東大震災から100年】 ・内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています (WEB回答)。※他市のHPで見つけました。吹田市でも市民の皆さんに紹介されませんか?。 ・内閣府では、今後の防災対策に活かすため、日頃の防災意識や対策等に関する調査を実施。一人でも多くの方にご回答いただき、ぜひご意見をお聞かせください。また、本アンケート調査を通して、皆様一人一人が防災意識を高め、日頃から災害への備えに取り組んでいただくと幸いです。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 当日の放送を聞かれた方が放送内容確認のためにホームページにアクセスされるのが放送直後に多くなることから、今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から新着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから新着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いたしません。 Q2について 自動応答時間については、今後ホームページ記載の運用となるようは正いたします。 Q3について 放送内容の無い場合は日本語のみ応答する設定となっております。仰るように多言語対応が可能である旨を掲載していることから、現在ソフトウェアの設定を調整しているところです。 Q4について 防災行政無線での放送は、基本的に設置している全てのスピーカーから流します。 Q5について Jアラートによる発報は国によるもので、緊急に住民に伝達することが必要な場合となるため、昼夜を問わず24時間いつでも放送されます。放送内容については消防庁ホームページにJアラートの業務規程が掲載されており、第四条に記載がございましたのでご参考ください。 https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html Q6について Jアラートシステムに備わる回転灯は、防災行政無線への連携設定が自動または手動であることに関わらず、Jアラートを受信すれば鳴動する仕組みとなっています。 Q7について 電源喪失等によりJアラートシステムが停止し情報伝達ができなくなる場合は、消防庁、機器保守業者と連携しながら機能の復旧にあたります。 本庁舎の非常用電源の点検は定期的に実施しています。 また、Jアラート含む防災行政無線の機器は専用の電源装置により電源供給をしており長時間の停電にも対応するものとなっています。 危機管理センターのシステム設備には静止型の無停電電源装置を設置しています。 Q8について メール受信者は危機管理室の管理職・職員および消防本部です。 Q7について Jアラートシステムは毎月の導通試験や障害検知メール等により機械的な状態監視があるほか、人による受信機の動作確認を実施しています。 屋外拡声器は定時ボーリング機能があるほか、定期点検を実施しています。学校施設等に設置の個別受信機は放送試験の際に施設管理者による放送の確認を行い、不具合の報告を受けた場合に危機管理室にて個別に確認・修繕しています。 「内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています (WEB回答)。※他市のHPで見つけました。吹田市でも市民の皆さんに紹介されませんか?。」について 市報すいた8月号及びホームページにて掲載を行う予定としております。	危機管理室	R5.7.10	R5.7.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
190	農業委員会について	1.令和5年度第2回農業委員会議事録について、会議終了時刻が記載されていません。事務局の不備もありますが、議事録署名人は、何ら指摘も行っていないのでしょうか。署名人の両名は、今期退任されておりますが訂正は出来ますでしょうか。 2.令和4年度の議事録を拝見しましたら、ずっと欠席が続いていた〇〇委員について、知らない内に欠席のカウントをされなくなっていました。〇〇委員は辞任ということで議事録に記載されていますが、〇〇委員がどのような経緯で退任なさったかを議事録に残す必要は、ないでしょうか。 3.新委員の〇〇氏の履歴で、保護司、会社役員となっていますが、他の委員の履歴においては、会社名が記載されています。利益相反の判断から、会社名の公開をして頂いた方が良いのではと思いました。 以上よろしくお願いたします。	1について 令和5年度第2回農業委員会議事録につきましては、会議終了時刻を記載して修正いたします。 御指摘いただき、ありがとうございます。 今後は不備のないよう事務局及び議事録署名人による内容の確認を徹底してまいります。 2について 〇〇委員につきましては、死亡されたことから委員名を抹消しております。死亡により委員でなくなった場合は、議案や審議の案件とはならないため、議事録に掲載しておりません。 3について 〇〇様につきましては、この度の農業委員会委員の募集に申込された方のひとりでございますが、申込者の情報は提出された申込書の内容に基づき、公表しております。 今後は、公表内容を精査してまいります。	農業委員会事務局	R5.7.11	R5.7.25
191	健康保険課	今、公表されてる市民の意見を見ましたが、やはり健康保険課には何か問題があると思いますよ!高圧的な態度は昔からなんですね! 保険料をしっかりと徴収したら成績上がって給料増えるのですか?ならシステムを変えてもっと個人的な意見も聞く耳を持ってほしいです、公表されてた方同様に私も吹田市を出たいと思ってますから、 この意見も担当部署に連絡するだけなんですよ?そうでは無くて市議とか市長とか他の部署の方とか市役所内部の上から下まで見てもらえる様なシステムにしないと意味がないと思いますが、どうですか?	国民健康保険課の対応について(7月5日及び7月6日該当分) 先日は国民健康保険課窓口にお越しいただき、ありがとうございます。 国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することになっており、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないこととなっております。 保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかの事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。 〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点(6月)において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。 再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合もありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていただく必要があります(給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります)。 減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限(6月30日)までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのことで便宜上の処理により分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。 法律上の徴収猶予の要件(災害、事業の休廃止、大きな病気や怪我等)に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があるものです。 本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限って受け付けるものです。 督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約(やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約)をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。 対応の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の対応により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。 (担当:国民健康保険課) 市民の声のシステムについて(7月6日該当分) 本市の事務は、地方自治法第158条第1項及び吹田市事務分掌条例の規定により、各部署は市長から権限に属する事務を分掌されております。 そのことから、いただいた御意見は、市長から権限を委譲された担当部署と共有を図り、担当部署において責任を持って対応することが適切であると認識しております。 (担当:市民総務室)	市民総務室、国民健康保険課	R5.7.7	R5.7.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
192	公園やその他のエリアの害虫駆除につままして	いつも吹田市内の公園を綺麗に整備いただき、ありがとうございます。お陰様で気持ちよく過ごせております。 しかしながら心配事としては近年、巨大なスズメバチが多く飛来し、家には幼児が2人居ますが秋にかけては外出も少し怖いくらいです。巣を発見してから、通報したいと思っておりますが中々自身の行動範囲だけでは発見に至りません。 但し、家の近所で取り壊し予定の市営団地等の立ち入り禁止区域がありますが、この区域内で営巣等の可能性もあるのではないかと思います。 活動が活発化する秋に向けて、一度そう言った場所や公園内の中等ご確認いただけないかと思ひご連絡差し上げた次第です。 暑中大変恐れ入りますがご検討のほどよろしくお願いいたします。	公園の確認について 日常のパトロールや除草剪定等でハチの巣を発見した場合、速やかに駆除を行っております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。都度早急な対応に努めております。公園内で巣を発見した場合は御通報いただきますよう、御協力お願い申し上げます。 (担当:公園みどり室) 市営団地等の立ち入り禁止区域について 吹田市高野台1丁目5番21号につきましては、府営住宅であることが判明しましたので、御意見を大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課へ回付させていただきました。 (担当:市民総務室)	市民総務室、公園みどり室	R5.7.10	R5.7.21
193	中古車販売店の不正な営業行為について	最近ヤフーニュースで、中古車販売店のビッグモーターが不正な営業行為をしたと話題になっています。 そこで提案ですが、吹田市は、市内の中古車販売店(ガリバーやビッグモーターなど)に不正な営業行為がないか調査もしあった場合は、吹田市がその店の営業停止や閉店命令を出すべきだと思います。 担当者様よろしくお願いいたします。	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.20	R5.7.20
194	吹田税務署の人員について	本日、吹田税務署に確定申告の訪問予約をしたところ、予約が2ヶ月待ちと案内されました。 聞けば確定申告で混み合う2〜3月は人員を増員するが、それ以降は人員を削減するとのこと。 ※1日の予約上限人数は約20人とのこと。 1日20人で吹田市民の財務対応が追いつくと思えませんので、可能であれば人員の配置をご調整頂くよう働きかけていただけませんか？ ※もし、人員が足りない、または他の業務で人員が避けないのであれば大丈夫です。 ただ、吹田税務署に訪れた際に、立っただけの人がいたり、効率的な組織運営がなされてるとは、少し思えなかったので、一度ご確認いただきたいです。	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.18	R5.7.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
195	内部の新人教育はどうなっているのでしょうか。	契約検査室に問い合わせで発生。 担当という新入社員が、17:00までには質問を整理してお応えしますと電話番号と名前を聞かれる。 17:00を越えても、連絡は無い。 17:30に市役所に電話を入れますと、今件は不要と判断しましたのでと回答。 上司に確認を取りますと、内容を調べていないどころか、質問内容も放置。 上司、曖昧な回答で電話を一方的に切る。 市役所の職員は、いつから我が物顔で自己判断の元に職務をするようになったのでしょうか。 吹田市において、物品入札などにおいて、入札指定業者資格を得た弊社には、新規参入業者ということで、吹田市においての物品購入の際でも見積もり自体もほぼ届かない状態です。 入札資格を得て、10ヶ月で4件の用紙見積もりという不思議な状態です。 吹田市の事業業者を公正に優先すると謳いながら、見積もり依頼自体が実績優先であるというスタンスです。 物品購入に関しては、価格と納品のみが担保されるべきでは無いでしょうか？ 吹田市として、新規参入業者には仕事を回さない状況であるならば、何故ゆえに許可を出しているのでしょうか。 担当者の判断のみで業者を選定されている現状を見直すことは叶いますでしょうか。 そのスタンスだからこそ、新入社員らしき教育を受けきれていない人間が、自己判断で物事を進める形になっていないのでしょうか。	〇〇様から度々お見積り等の案件の有無についてお問い合わせをいただいた折にお伝えしていましたが、貴社が市からの見積り依頼等をご希望されている物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただきます。と 令和5年6月28日に、お電話をいただいたときも上述と同様の説明をさせていただき、〇〇様からのご要望により、再度お見積り等の案件の有無を確認し、担当職員が17時までには連絡をすると申し上げました後、〇〇様のご要望により直属の上司が担当職員に代わって、応対させていただきました。 その上司からも、貴社が市からの見積り依頼等をご希望している物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただきます。と説明し、〇〇様におかれましては一定ご納得いただいたものと認識し、再度の連絡をしなかったものでございます。 再度の連絡をしないことについて、〇〇様と合意まではしておりませんでした。同日の17時30分頃に貴社からいただいたお電話で謝罪させていただきましたが、改めてお詫びいたします。 本市における物品購入等の指名競争入札参加者等選定については、信用状態、実績、事業所の所在地、中小企業者の優先などを総合的に勘案し選定しており、担当者の自己判断によるものではございません。	契約検査室	R5.6.29	R5.7.13
196	まともな市民は声をあげない	市民の声にざっと目を通して見たのですが、これは推測だが文体的に同じ人が何度も何度も声を上げていると感じます。 「ノイジーマイノリティーの声＝吹田市民の声」としてお役所で対応する事が吹田市民みんなの為になるとお考えなら大間違いですよ。 そんな事ばかりしてるから税の使途が暇で文句言いの高齢者と医療介護ばかりに使われて吹田市民が税の使途に納得してないんですよ。	「市民の声」のホームページへの公表につきましては、市民の皆様と情報を共有し、信頼される市政の実現を目的として、市から回答を行ったもののうち、申出人が公表を希望したものについて掲載しております。ただし、公序良俗に反するもの等については公表しておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。	市民総務室	R5.7.3	R5.7.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
197	続-39. 吹田市HP。6/15の『“Jアラート”使った全国一斉の訓練』についての疑問。	[A]6月15日に『“Jアラート”使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1。上: サイトでの予告。下: 吹田市のHP(Top頁)に掲出無し。 また“自動応答ダイヤル”に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応で「こちらは、吹田市です。現在、あないはございません」…が2回。 ⇒前記の状況から、吹田市は何らかのミスで『“Jアラート”使った全国一斉の訓練』に参加されずに、屋外拡声局及び戸別受信機から、放送がされていなかったと考えます。 ※鳴門市、新見市、舞鶴市では、システムの不具合により、少し遅れて手動での対応をされましたが、吹田市は6/18現在、何の情報の発信も有りません。 1) 吹田市はこのような現状から、何故今回のような事が生じたのか、今後、具体的な対応策を市民・企業・事業者などへの説明をいつまでにされますか。 また、同じ6月15日の夕刻には、北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射。石川県沖のEEZ内に落下の報道もあり、万が一の場合は吹田市のシステム管理および市民対応が心配です。 2) 「Jアラート」による訓練は、緊急地震速報などが出た際に、自動で防災無線などを起動して住民に知らせるシステムです。この日の訓練では、気象庁から「緊急地震速報」が正常に受信できたか、市内に設置されている屋外拡声局及び戸別受信機が正常に作動したかなどの確認。 ⇒今回のような、不具合が生じた場合、上位機関への報告の有無を教えてください。 3) 小・中学校の放送設備は、どのようになっていますか。1-学校の屋上から周辺地域への住民周知対応になっていますか？。2-各教室にも放送設備の有無？サイトには“最大音量”の記述が有ります。 4) 公民館・市民ホールでの放送設備は、どのようになっていますか。3-周辺地域への住民周知対応になっていますか？。4-館内のみですか？5-公民館・市民ホールには、どのような指示をされていますか？ 5) “自動応答ダイヤル”について、サイトには“英語・中国語・韓国語”にも対応…の記述が有りますが、電話をした時には、日本語のみでした。⇒確認願う。 [B]大阪北部地震から6月18日で5年目です。吹田市では震度5強の地震が。 6) 小・中学校では、コロナも落ち着いており「シェイクアウト訓練」などは、されましたでしょうか？。教育委員会、危機管理室は実施状況を把握されていますか？ ⇒添付画像-2。小学校での訓練状況。 7) 吹田市役所他各種の公共施設の屋内の放送設備の有無について？。また、「シェイクアウト訓練」などは、されましたでしょうか？。⇒添付画像-3。他市の訓練状況	1)について 本訓練放送は、屋外拡声局及び個別受信機から放送されていることを確認しており、システム上の不具合については発生していません。 周知につきましては、訓練実施の年間スケジュールをHPに掲載するほか、実施ごとにSNSや市報などにより情報発信に努めております。更に、訓練当日には、より多くの方に情報が届くようHP新着情報欄にリンクを掲載していました。 また、自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分まで訓練放送内容を応答する設定とし、事前に音声確認もしております。 (担当:危機管理室) 2)について 今回の訓練では、不具合は発生していません。仮にJアラートシステムに不具合が生じた場合は、大阪府や消防庁へ報告することが定められています。 また、市が整備するスピーカーや戸別受信機に不具合が確認された場合は、速やかに修理対応することとしています。 (担当:危機管理室) 3)について 防災行政無線を通じて発信された情報は、各小中学校に整備された戸別受信機で受信し、ほぼタイムラグなく校内放送設備に連動させる機器を介して各教室や運動場などに設置されたスピーカーより屋内・外に放送が流れるようになっております。 (担当:危機管理室) 市立小・中学校の各教室には放送設備を設けております。放送設備は本市防災行政無線と連動しており、緊急時や訓練の際に放送が流れるようになっています。 (担当:学校管理課) 4)について 市民自治推進室が所管する内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・古江台市民ホール、豊一市民センターについては、近隣住民への周知を目的に行政無線が設置されていると理解しております。 市民自治推進室が所管する施設のうち内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・古江台市民ホールの放送設備は屋外、豊一市民センターの放送設備は屋内行政無線となっております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、市民自治推進室が所管する対象施設へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力もお願いしました。 (担当:市民自治推進室) 吹田市区公民館のうち、吹六地区公民館、吹田東地区公民館、豊二地区公民館については近隣住民への周知を目的に屋外に防災行政無線が設置されていると理解しております。 吹田市区公民館は28館に屋内防災行政無線が整備されております。但し、北千里地区については、旧北千里地区公民館に設置しております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、各地区公民館へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力もお願いしました。 (担当:まなびの支援課) 5)について 御指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 (担当:危機管理室)	危機管理室、市民自治推進室、指令情報室、学校管理課、学校教育室、まなびの支援課	R5.6.19	R5.7.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
198	給付金について	我が家は中学生の子どもがいて夫婦ともに正社員で働いていますが、二人合わせて手取り年収330万ほどです。物価高騰で影響を受けてるのはどの家庭も同じですね？なぜ給付金は非課税世帯のみなんですよ？少ない給料から毎月多くの税金を払っているのに、そっちにばかりいって、なぜ税金払ってる方には還元されないんですか？ 子ども手当もそれぞれみんな好きで産んでると思います。各家庭の事情に合わせて産んでらっしゃると思います。子どもが多いからその分給付も多いは不公平ではないですか？1人しかいなくても中学生高校生のほうが乳幼児よりも明らかにお金がかかりますよ？市民のために、って本気で思うなら考えてほしいです。 それから私は保育士ですが5年以上同じところで頑張ってる者に対しても補助金は欲しいです。	非課税世帯への給付金について 令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金は、国の交付金を活用し、物価高の負担感が大きい低所得の方々への支援対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付するものです。 (担当:生活福祉室) 給付金が子ども一人につきいくらか決まっていることについて 令和5年度子育て世帯への生活支援特別給付金は、令和5年3月22日に開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されたことを受け、国の支給要領に基づき支給するものです。 (担当:子育て給付課) 保育士等に関する補助金について 保育士等に関する補助金については、本市における常勤保育士等の全体の大部分が勤続5年未満であるという状況を考慮するとともに、近隣市より手厚い給付金制度を構築することで、6年目以降もしっかりと施設に定着してキャリアを重ねていただくモチベーション向上の一助となるよう支給対象者を設定しております。 (担当:保育幼稚園室)	子育て給付室、 保育幼稚園室、 生活福祉室	R5.6.15	R5.6.27
199	府営藤白台住宅エントランスでの訪問介護業者の喫煙について(日時訂正)	6月25日7時頃、府営藤白台住宅3棟のエントランス付近のスロープで30代くらいの男が止めたスクーターの横で喫煙していた。 この男はエントランスに一番近い〇〇号？の住人の介護業者と思われる、エントランスで名前を呼んでも反応がなかったのか、エントランス横にある黒い蛇腹型のシャッターを横に開けてベランダから住居に入って訪問していた。 業者の特定、そして介護業者を通じてこの男に指導をお願いします。 今回で7件目の喫煙案件です。本当に今月は多すぎる。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.26	R5.6.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
200	続-38。吹田市HP。6/8の「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」サイトの表記内容の正常化を要望。	1)サイトの募集概要で「公告文」の表記が有りません。⇒仕様書は有りますが、入札案件であり、必要だと思います。 2)“入札日時”についての項目は有りますが、“開札日時”についての項目が有りません。 3)落札者の決定のプロセスの記述が必要と思います。 4)“開札結果での落札者”について、“公表”の項目が欲しいです。 4)リース期間満了時の取り扱いについての記述が有りません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	1)について 「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」のページ内にございます。([関係書類ダウンロード]-[入札関係書類]-[吹田市公告第296号]) 2)について 入札日に即日開札するため、入札日時と開札日時は同日となります。 3)について 公告文の中に記載がございます。ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。 4)について ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。 リース期間につきましては、リース期間満了時に契約終了と考えております。この度いただいた御意見につきまして、今後の作成時の参考とさせていただきます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。	教育総務室	R5.6.12	R5.6.22
201	続-36。台風2号関連情報での「おおさか防災ネット-吹田市」サイトの表記内容の正常化を要望	1)吹田市HP(Top頁)⇒「緊急・災害」⇒「おおさか防災ネット-吹田市」を開くと、右上の… サイトの“避難情報～気象情報”の日にちが“2022年09月19現在”…と昨年の表示になっており、発令の内容が現在の情報なのか否かが市民には分かりません。もし被災状況の場合は大変です。 ⇒添付画像参照 ⇒吹田市の防災情報の入力時に、今後は確認願う。 2)吹田市防災対策会議の“廃止”(2023年06月02)と表記されていますが、 ⇒会議の“廃止”…ではなく⇒“閉鎖”または“解散”が適切だと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	おおさか防災ネットは大阪府が構築し、府下市町村が共同利用している防災ポータルサイトで、画面表記は府のシステムに依存しているものです。 ご意見を頂戴しました日時の部分は、おおさか防災ネットの仕様であり、本市で調整できる箇所ではございませんでしたので内容を大阪府にも共有いたしました。 防災対策会議や災害対策本部の廃止という表現については、国の非常災害対策本部においても用いられている一般的な表現であり、本市においても、吹田市地域防災計画において災害対策本部の廃止について定めているものです。 おおさか防災ネットにおいても、府下共通の表示となっておりますため、ご理解賜りたく存じます。	危機管理室	R5.6.5	R5.6.19
202	ハラスメントへの人事室での対応3	市民の声の公表 令和5年度 4月分 の49「ハラスメントへの人事室での対応」で、市は一切質問に答えていません。 「会議の運営に関するもの」と回答していますが、〇〇氏の対応も、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順も、明確に会議の運営とは関係ありません。まったく見当違いの回答です(質問を読んでいないのでしょうか)。 誰が回答したかは想像が付きませんが、このような見当違いの回答を他の職員は誰も確認せずにネットに公開するのでしょうか。	会議の場において、〇〇様の御意見に対し事務局職員が答えなかったとのことですが、その経緯につきましては、担当の障がい福祉室が御説明を申し上げたとおりでございます。 〇〇様がおっしゃっておられるハラスメントは広義のものと思われますが、ハラスメントの対応手順につきましては、法の趣旨にのっとり、労働者(職員)の就業環境が害されることのないよう作成しております。	人事室	R5.6.1	R5.6.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
203	続-32。吹田市HP。5/26の『粒状活性炭の購入』のタイトルの改善提案他。	1)⇒[仮案]『粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札』…に。他の部署の入札案件募集のように、公告文に合わされた方が良い。 ・このタイトルでは個人的には、活性炭の購入による水質浄化の取組の説明なのか、購入に伴う業者さんの募集なのか分かりません。 2)吹田市HPの新着(入札情報欄)に記載がありませんでした。 ・物品購入・入札情報欄をクリックしても、募集中案件の中に表示がありません。⇒添付画像参照 ⇒入札制度の趣旨は、多くの事業者の参加で、安価な購入により税金(水道料金予算)を有効に使う事だと思います。 ※契約検査室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。	1)について 「粒状活性炭の購入」のタイトルにつきまして、ご提案いただきましたとおり、他の部署の入札募集案件の表現にあわせて「粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札」に改めるとともに、他の案件につきましても同様の表記に改めました。 2)について 吹田市トップページの新着情報(入札情報欄)につきましては、総務部契約検査室で行うもののほか、教育委員会や土木部、水道部の入札案件のうち、最新の入札情報を5件まで表示するようになっております。ご指摘いただきました「業務委託・物品購入 入札情報」は、総務部契約検査室で行う入札情報のページにつながっていたため、水道部で行う入札について表示されていませんでした。 今回のご意見を受け、「業務委託・物品購入 入札情報」欄をクリックしていただいた後、「水道部 契約・入札情報」のページを選択できるようリンク先を変更いたしました。 今後も、新着情報(入札情報欄)から水道部の入札情報をより分かりやすくご覧いただけるよう、広報課と連携し、改善を検討してまいります。 なお、いただきましたご意見につきましては、契約検査室及び広報課へ供覧いたしました。	水道部企画室	R5.6.5	R5.6.15
204	続-33。吹田市HP。5/30の『商業相談を実施しています』のタイトルの改善提案他。	・このタイトルでは市民や事業主の方は、吹田市職員による相談?…と勘違いをされる方の予想も…。タイトルに具体的な内容で相談がしやすいように。 ⇒[仮案] タイトルを「中小企業診断士による6月の商業相談(起業したい方・事業主の方のお悩みに)。無料・予約優先」…にされたら、分かりやすいです。 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。吹田市民はこの方が分かりやすいです。 ・地域経済振興室の方へ。サイトの再下段の連絡先電話番号が6か所記載。電話をする時に、担当の係が分かるような工夫をされたら…。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。	本市ホームページにおける商業相談に関する表記につきましては、見直しを行い、「中小企業診断士による」という文言を追加させていただいております。 また、連絡先の表記に関する御意見につきましても、各ページを随時修正して参ります。	地域経済振興室	R5.6.5	R5.6.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
205	続-34。吹田市HP。5/30の『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」』のタイトルの改善提案他。	1)このタイトルでは、「いつ・どこで・予約の要否など」の具体的な情報が有れば、「その日は空いているから行ってみようか」…と思われる方が居られるかも…。 ・タイトルについて:広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ⇒[仮案] タイトルを『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」(千里市民センター。6月21日(水曜)。要申込)』…にされたら、分かり易いです。 ⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。私は、この方が分かり易いです。 2)成人保健課の方へ。吹田市HPの“イベントカレンダー”に記載が有りません。⇒速やかに記載されたし。 ※吹田市HP。5/17の『重点取組の成果一覧を更新』の【45】で「ホームページのリニューアルを実施、令和4年度に“イベントカレンダー”などの機能を実装しました。 ⇒広報課は、前記のような現状から再周知・徹底が必要。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 3)今回の対象者年齢が、74歳以下の市民であり、後期高齢者を対象とした“高齢者とお酒の付き合い方”の講座を企画して頂けませんでしょうか。 ・近隣の方(90才代)で、「毎日焼酎の湯割りをコップ1杯が楽しみ」…の方が居られます。 ※写真については、公表しておりません。	1)について タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきました御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。 2)について 吹田市ホームページのイベントカレンダーに掲載します。 3)について 成人保健課では主に74歳以下の方を対象に生活習慣病の予防を目的とした健康教室等を実施しており、テーマにより年齢制限を設けずに実施しているものもあります。吹田市国保健康診査の結果から特に40～60歳代の飲酒量が増えている状況から、対象年齢を絞り企画しましたので、御理解いただきますようお願いいたします。 今後も引き続き高齢福祉室と連携しながら、市民への魅力ある健康づくりの啓発に取り組んでまいります。	成人保健課	R5.6.5	R5.6.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
206	続-30。吹田市HP. 5/17の『重点取組2019の取組成果一覧を更新しました』の【45】DXついて教えて下さい	サイトの冒頭に「第4次総合計画の下、令和元年度(2019年度)からの4年間で特に重点的に進める取組のまとめ」の記述。 1) サイトの【45】-1)「ホームページのリニューアルを実施し、新たにイベントカレンダーなどの機能を実装しました(令和4年度)」の記述。 ⇒HPのリニューアルをされましたが、昨年の9月頃に数十件の要望をしましたが、現状は大きな改善がされているように思えません。 ⇒イベントカレンダーなどの機能を実装…については、博物館や文化会館などが早くから実施されていた事から目新しさが感じられませんか。 2) サイトの【45】-2)「自治体における(DX)の推進に市役所全体で取り組んでいます」の記述。⇒添付画像-DX吹田市-1-重点取組2019成果参照 ⇒市役所内での取組がメインであり、“デジタル社会”の言葉も社会生活の中で、一般化しており、市民生活との関わりの中での取組が見られません。 ※[仮案]6年間で来庁者を50%削減へ…などの目標を掲げられたら市民感覚とすれば分かり思いますが、更新は任意である事から「最悪は更新で市役所に行くのがめんどくさい、歩いて行けない、代理人の確保など」…で放置される方の増加…が懸念。⇒行政が支援出来る方策を考えて頂けませんか。 【国のデジタル社会の方針】 ・デジタル庁 がデジタル社会の形成に関して、2021年(令和3年)9月1日に発足。 ⇒2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が発表。 【吹田市のデジタル社会の方針】 3) 更新日 2022年9月21日-「吹田市における自治体DX推進」⇒今後の予定が“令和4年度～7年度まで”…であり、最新版に更新が必要。 4) 策定年月無し「吹田市における自治体DX推進(行政経営部情報政策室)」⇒デジタル庁 が発足の2021年9月以前の資料であり、最新版に更新が必要。 ⇒添付画像-DX吹田市-2-国の動き、3-今後の予定を参照 【豊中市のデジタル社会の方針】 ・「豊中市情報化計画」(平成30年(2018)3月策定、計画期間令和4年度(2022)まで)は、これまでの取組を評価し、ガバメント戦略2.0に置き替える。 ・2023年2月20日-「とよなかデジタル・ガバメント戦略2.0」を策定。 ※豊中市は、市長さんが早くからデジタル化に取り組んでおられ、縦組織での取組では無く、業務は横のつながりがある事から、新組織を設けて各部署からの人材を集められた…の記憶があります。 ⇒添付画像-DX豊中市-1参照「R5年2月。デジタル・ガバメント戦略2.0」3つの取組の柱、3つの視点。 ⇒添付画像-DX豊中市-2参照「R5年2月。デジタル・ガバメント戦略2.0」「まちのデジタル活用」⇒10のテーマで推進 5) 「デジタル社会」は、少子・高齢化・労働人口の減少で避けられないと思っております。また行政だけの取組では無く、行政・市民・企業・事業者が知恵を出し合って「吹田市のデジタル社会」の構築が必要と考えます。 ⇒「吹田市のデジタル社会」⇒現状はイメージが湧きません。吹田市民に分かり易い情報の提供をお願いします。 6) 昨年11月に吹田市が企画の「DX時代の市民自治-221114シンポジウム」 ⇒添付画像-DX吹田市-DX時代の市民自治-221114シンポジウム ・企画財政室・人事室・広報課の方へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について ホームページにつきましては、スマートフォンに対応する等の従前の課題を改善することを目的として令和4年10月にリニューアルしております。今後につきましても頂戴しました御意見を参考に、より良いホームページの運営に努めてまいります。 (担当: 広報課) 2)について デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、市業務の改善や、市民の利便性に係るキャッシュレス化等、様々な推進を行っているところです。今後とも市民生活により根ざした部分での取組を進めてまいりたいと考えています。 マイナナンバーカードの更新に係る対策等につきましては、国によりカード更新の方式が定められていることから、国の動向を注視しつつ、所管室課とも連携し、実施可能な方策について研究してまいります。 (担当: 情報政策室) 3)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実行しているところです。 本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 (担当: 情報政策室) 4)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実行しているところです。 本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 また、本資料とは別に本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備をしているところです。 (担当: 情報政策室) 5)について 本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備中でございます。次期計画においては、市民の皆様にも本市の考える情報化推進の方向性をより分かりやすく伝えられるよう準備を進めてまいります。 (担当: 情報政策室) 6)について 新たに採用したものはございませんが、シビックテック等、本市でも既に実施を頂いているものも含め、様々な事例を御紹介したいたと認識しており、貴重な情報として参考にさせていただきます。よろしくお願いいたします。 (担当: 情報政策室)	広報課、情報政策室	R5.5.29	R5.6.12
207	続-9-2。吹田市HP. 5/26『吹田市消防職員採用候補者試験(1次試験)の合格者について』への要望	1) 吹田市HPの新着(採用情報欄)に記載がありません。⇒添付画像参照 ・吹田市HPの新着情報サイトで、5/26に掲出のタイトルは、日にちの経過で相当下に繰り下がりが、目につかなくなっており、HPの新着(採用情報欄)にも掲出が必要と思います。 ・サイト内の記載内容『試験結果発表は「吹田市電子申込システムを検索し、「申込内容照会」からログインして合格通知を確認してください。』 ⇒この内容では、受験者には周知されているのか分かりませんが、探しやすいようにされた方が良いと思います。 ⇒HPのマニュアルがあるとの事ですので、職員の採用についてマニュアルにはどのように記載されていますか？ 2) サイト内に「二次試験の日時・場所・内容など」の記述が有りません。 ⇒合格通知書に記載がされているのであれば、その旨の記載が必要であり、「注意点など熟読を」を補記されたら良いと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について どの新着情報欄に掲載されるかは、作成時のテンプレートによって判別されるため、今回の内容のページを採用情報欄に掲載することはシステム的に困難でした。今後に向けて検討していきます。 次に合格通知の確認方法は、受験時に必要な受験票と同じ確認方法であり、受験者であれば理解できる内容となっています。また、試験時にも周知しており、電子申込システムにあっても同ページの下部にリンクを貼ってあります。 HPのマニュアルについて、使用方法等はありませんが、採用について等の個別具体的な作成方法については記載されておりません。 2)について 試験時に日時等を周知し、合格通知にも記載がある旨を説明しているため受験者は認識出来ていると考えております。	総務予防室	R5.6.5	R5.6.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
208	続-29. 吹田市HP。5/19の『一部自治体におけるコンビニ交付サービスの不具合と一時停止に関する報道について』のタイトルの改善提案他。	1)このタイトル「○○…と一時停止に関する“報道”について」では、市民の中には、内容が“報道の内容”と早とちりされ、クリックされないかも… タイトルを開くと、「令和5年6月6日～7日についてコンビニ交付サービスを停止します」の記述有り。 ⇒情報政策室の方へ。タイトルは、「コンビニ交付サービスの停止日」…も重要。停止日を含めたタイトルにされたら、市民に必要な情報提供になります。 2)サービスを一時停止し点検との事ですが、事業者(富士通Japan⇒以降、富士通)から、他市での不具合の発生状況 &要因・点検の項目・内容などの説明資料は受取って居られますか。 サイト内の記述「本市におけるコンビニ交付サービスにつきましては、現時点においても不具合や誤交付の発生は確認されておりません」。 ⇒この記述からは、個人的には、「たまたま発生していないのか」加えて「他市での発生条件(異なる県・市のコンビニで同一のタイミングでの発行請求の場合に発生)での今後吹田市で発生の可能性についての記述が有りません。」 ⇒今回のサービスのシステムは、吹田市が発注したものであり、富士通へのシステム構築に際しての“吹田市の仕様書”での指示内容との整合性の比較確認は？また(異なるコンビニで同時タイミングでの請求時に他人のものが出力)の検証・確認はされたのでしょうか？ ※問題は自分のものが入手できないのではなく、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事です。放置された時や悪用された時が心配。 3)コンビニでの印鑑証明書の請求で、登録を抹消したはずの本人の古い印鑑証明書の誤発行のケースが他市で数件発生しており、吹田市は「廃印済」の印鑑証明のデータの保管はどのようにされていますか？別保管であれば、出力される事は無いと考えられますので、個人情報の取扱いの観点からも教えて下さい。 ⇒5/19のサイト内で、印鑑証明の誤交付の記述が有りません。吹田市での発生の可能性の有無について、お願い致します。 ⇒この件については、事前に想定が出来る内容であり、仕様書に記載されているのでしょうか？ 4)今回の吹田市の点検日は、“6月6日”の一日ですが、他市の点検期間は4日～6日間が殆どです。吹田市の点検は、1日で出来るのでしょうか？ ・5/23のニュースで「富士通は、コンビニ交付トラブルで一斉点検を自治体に申し入れ…最長6月4日まで」の記述がありましたが、吹田市は点検日の変更の有無について教えて下さい。 5)5/12に住民票誤交付で松本総務相は「証明書交付のシステムについて“複数の社にまたがっているもの”など…」の発言あり。 ⇒吹田市は、この発言のトラブル事象(富士通+他社)について把握されているのでしょうか？吹田市の影響の有無について教えて下さい。 ・広報課へ供覧願います。	1)について 御指摘ありがとうございます。ページタイトルを更新のうえ、改めて市民の皆様に伝えるよう、お知らせを再掲いたします。 今後とも市民の皆様によりわかりやすい周知を心掛けてまいります。 (担当:情報政策室) 2)について 市ホームページに記載のとおり、その自治体を利用しているシステム上の不具合によるもので、誤交付等があった市と本市のシステム構築環境とは異なっており、本市に影響はないとの報告を富士通より受けています。 システム構築は仕様書に基づき行われており、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事象は発生いたしません。また、検証・確認についても6月6日に富士通と共に行い、問題はありませんでした。 (担当:市民課) 3)について 本市で同様の印鑑証明誤交付は発生いたしません。一旦転出した方が再転入しても前の印鑑登録が復活する仕様にはなっておりません。 (担当:市民課) 4)について 6月6日の1日で行い、問題がないことを確認いたしました。なお、5月19日の時点で6月6日に実施する予定とすでに発表していましたので、混乱を避けるため予定どおり検証を行うこととしました。 (担当:市民課) 5)について 今回の一連のトラブルは富士通のシステムにおける各自治体固有のものであると報告を受けており、これらいずれも本市に該当するものではございません。 (担当:市民課)	情報政策室、市民課	R5.5.29	R5.6.9
209	続-35. 吹田市HP。5/31の『令和4年度の工事情報を更新しました』のタイトルの改善提案他。	・このタイトルでは市民や事業主(入札案件)の方は、道路・水道・建物など…何の工事？？と思われます。必要な方に必要な情報が伝わりません。タイトルに具体的な内容を記載されますように。 ・サイトを見ると、令和5年度の公園みどり室での施工予定の工事内容でした。 ※タイトルの年度の訂正が必要です。 ⇒[仮案]『公園みどり室の令和5年度の工事情報(工事場所・期間)』 ※人事室・広報課へ供覧願います。	指摘いただきましたホームページの表現は、以前のものが更新されておらず、分かりにくいものであったため、直ちに修正を行いました。ありがとうございました。	公園みどり室	R5.6.5	R5.6.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
210	続-31-1/2. 吹田市HP (Top 頁)『データで知る吹田『数字から見てくる吹田の特徴』』の掲出について	現在、吹田市総務部人事室は「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」の募集をしていますが、「データで知る吹田」について知っておかれたら良いかと思いい…。⇒添付画像-1参照 1)「データで知る吹田」のサイトを見ると、データの古いものがあり、応募を検討される方の中には「吹田市って、こんな古いデータで仕事をしているの?」…と思われるかもしれません。 ※1-人口:令和4年1月末時点。37万8,866人。2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。3-自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高。令和元年度決算のデータ。4-開業率。卸売業・小売業の年間販売額:総務省の平成28年経済センサス。5-医師の数(平成30年)。病院の数(令和元年)。6-データがあるものの、年月の表示の無いもの。 2)吹田市を応募される方は、情報収集をされるには、まず吹田市のHPを見られると思います。 「データで知る吹田」のサイトの管理者である「都市魅力部シティプロモーション推進室」に、4/9にデータの最新版の記載をお願いをしました。 ⇒A:「令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定。」との事。 3)私は、市内の大学・3校に時々行きます。大学のセミナーにも何回か出席。また某大学の実験に数年前から参加もさせて頂いており、大学生とも話す機会があります。以下は個人的な感想です。 ⇒1-HPを見る時には、吹田市や同じ住環境・人口の中核市も比較されたら…と提言。 ⇒2-各市には、市民が市への意見・要望が出来る投稿サイトがあり、投稿内容と市の回答のサイトを見れば、各市の現状および地域文化のイメージになるかも…。 ⇒3-各市への「市民などからの寄付」のサイトが、寄付をされた方々の視点にたった内容か。比較も判断要素の1つ。 薬科大学生・看護学校・管理栄養士の学生さんとは、市民病院がある市の場合は、寄付内容・金額などを比較することも目安になるかも…。 命を助けて頂いた。病気を治してもらった…などお世話になりました…のお礼。(医師・看護師・薬剤師・栄養士・受付などのスタッフ・警備員・病院内の設備&維持管理…他総合的な評価・判断の目安に) 4)近隣の国立太学少数数名が吹田市を離職について、市の関係者から耳に入ってきます(詳細は不明)。学歴と職務能力の関連性は分かりませんが、気になります。 ⇒知人が、就職の面接時に人事担当との面談の中で納得感や将来性での判断で就職。東京で新入社員教育が終り、配属された事業所の状況が人事担当との乖離により、3年後に離職。 ※吹田市においても、HPの掲出状況を見ていますと、前記のような可能性も…。 ※数年前の市議会に於いて、某議員から「吹田市職員の離職」についての質問がありました。 5)吹田市の「人事・給与・厚生・職員採用・人材育成⇒「吹田市人材育成基本方針(総務部 人事室)」は、2019年2月版です」⇒添付画像-2 ⇒豊中市の「人材戦略 2023～2025年」は、2023年2月版です。目次を見ると、「社会情勢と今後の方向性」「採用戦略(採用内定者フォロー)」「就業環境戦略」の文言があります。 ⇒添付画像-3:豊中市人材戦略-2023 ※吹田市は、コロナ禍で働き方改革が言われ、公務員の定年・再任用も変化しており、タイムリーな見直しが必要かと思ひます。 ⇒受験者には、色々な考え方の方がおられる事から、受験者が答えを出されると思ひます。 Q1:人事室の方へ、吹田市のHPを時々見られて、吹田市が発する情報を吹田市内外の大学生や勤労者が、どのようなものかウオッチされたらどうでしょうか。 ⇒広報課と話し合われて、意思疎通、方向性について意見交換をされたらどうでしょうか。 Q2:広報課の方へ、広報の仕事というのは「吹田市の顔です」。HPの企画・運営に際しては、市長さん・各部署局長さんの方針、そして吹田の総合計画の進むべき方向性と照らし合わせながら行って頂きたいと思ひます。 加えて、的確な情報提供・タイムリーな提供・分かり易い内容をお願い致します。 ⇒今は、SNSでの情報伝達が早いです。吹田市のイメージダウンにならないようにお願いします。 [参考]5/26のニュース。大学生の5月15日時点の就職内定率は72%で、前年同時期と比べ6.7ポイント上回る。 ・情報政策室に、供覧をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について いただいた御意見も参考に、吹田市を就職先として選んでいただけるよう、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:人事室) Q2について 頂戴いたしました御意見等を踏まえ、より良いホームページ、SNSの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、人事室	R5.5.29	R5.6.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
211	続-28. 吹田市HP。5/12～5/19の『○○に係る制限付一般競争入札』…計8件について、タイトルの改善提案他。	最近の入札案件のタイトル8件を開くと、全てが「この案件は募集を終了しています」であり、内容は質問回答書や落札企業名。 ・このタイトルでは紛らわしく、企業や市民の方は、吹田市のHPを見た時に市職員の資質を疑われる方がおられるかも…。 ⇒[仮案] タイトルの末尾に【質問回答書】【落札者】などを補記されたら、分かり易いです。 1-5/12-令和5年度吹田市立図書館用雑誌納入業務に係る制限付一般競争入札。 2-5/12-令和5年度吹田市立図書館用図書納入業務に係る制限付一般競争入札。 3-5/17-学校文書等送達業務に係る制限付一般競争入札。 4-5/18-新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運営業務に係る制限付一般競争入札。 5-5/18-吹田市自殺対策計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札。 6-5/18-山田出張所ほか69施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 7-5/18-吹田第一小学校ほか67施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 8-5/19-バリアフリーマスタープラン及び基本構想ほか策定委託業務の制限付一般競争入札。 ・広報課・情報政策室・人事室の方へ供覧願います。	タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきましたご意見を踏まえ、新着タイトルに業務の経過を示すことや、ページ内容に更新内容を記載する旨をガイドラインに追加するなどをし、より良いホームページの運営に努めて参ります。	広報課	R5.5.22	R5.6.5
212	続-27. 吹田市HP。5/17の『マイナンバー(個人番号)カード』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、変更点の内容？それとも再周知なのかが分かりません。※添付画像-1 ・サイトを開くと、多くの項目(17項目)が有り、全てを開かないと分かりません。また、最下段に担当部署名・連絡先の表記が有りません。※添付画像-2 ⇒変更点の有るのであれば、マイナンバー(個人番号)カードのサイトの冒頭に“新規のお知らせ欄”の枠の設置により市民への周知が必要。 ⇒再周知であれば、“再周知”の表示が必要。 ⇒17項目の内の一つであれば、吹田市HP(Top頁)の“新着情報”に掲出するのは、集約サイトのタイトルでは無く、当該のタイトルを掲出すべき。不親切。 ・広報課の方へ。このタイトルを開いて変更点の有無？それとも再周知なのかが分かりますか？今後どのようにされますか？ ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルに記載されていますか？有れば、再徹底。無ければ充実化を願います。 ・情報政策室への供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	新着更新情報のタイトルについて 今回は「マイナンバー(個人番号)カード」のページの項目追加のため、新着更新情報のタイトルの変更をしておりませんでした。今後は必要に応じて分かりやすいタイトルに変更させていただきます。 (担当:市民課) 担当部署名・問い合わせ先について 主な問合せ先がコールセンターになるため、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの下部に「マイナンバー(個人番号)カード等についてのお問合せ先」の項目を作成しており、そのページの最下段には担当部署名・問合せ先を表記しております。 (担当:市民課) “新規お知らせ欄”等の作成について 今後、変更点等があり、市民の方に周知が必要な情報は、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの冒頭に表記する等、分かりやすく作成させていただきます。 (担当:市民課) 今後の対応について 頂戴いたしました御意見等を踏まえ、マニュアルの充実化に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、市民課	R5.5.22	R5.6.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
213	続-16-3.吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」 ⇒[仮案]「高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します」 5/11-高齢福祉室からの回答「情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものでございます。」 【広報課の方へ】 1)吹田市HP(Top頁)の“新着情報一覧”で、他の部局のタイトルには、日にちが補記されているものがあり、サイトを開かなくてもイメージができます。 ・市民目線で見た場合、タイトルの表現で部局により異なる場合、吹田市としての統一性が無く、吹田市にはHPに関するマニュアルがないのでは?…思えてしまいます。 ・マニュアルには、タイトルの表現について“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載が無いのでしょうか? ⇒無ければ、“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載をして周知して頂ければ、統一されて見やすくなると思います。 ※私は、豊中市のHPも時々見ますが、個人的にはタイトルに日にちが補記されており分かり易く、セミナーにも参加します。 ⇒添付画像。豊中市新着情報一覧 2)4/24投稿内容「タイトル(4/21付け)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。」 ・5/11-高齢福祉室からの回答には削除理由の説明が有りませんでした。 ⇒添付ファイル-1参照。4/27～[4/21掲出]～4/12 ⇒添付ファイル-2参照。5/1～[4/21削除]～4/19 ・5/1時点の“新着情報一覧”には、広報課の回答の“100件”以内であるにも関わらず、高齢福祉室はタイトルを削除をされており、市民の目に触れなくなっていました。 ・このように、HPに掲出がされ、1週間ほどで削除された場合には、市民は「あれっ・何っ。取り消しされたのか?」と思われる方がおられるかもしれません。 ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようなになっていますか?。HPに掲出後の削除についてのルールが無ければ、充実化を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。 2)について HPの掲出後の取り扱いについては、発信した内容や今後発信する内容に応じて管理しており、新着情報に掲出するのかは必要に応じて行っております。いただいたご意見を参考にガイドラインの充実に努めてまいります。	広報課	R5.5.15	R5.5.29
214	後藤 圭二 吹田市長様へ 吹田市長に就任の「所信表明」のメッセージをお願い致します。	第22代吹田市長 後藤 圭二 様 4月23日の選挙による当選で3期目の5月14日から10日目となります。吹田市長に就任されるにあたり、4年間の抱負・方針などの所信表明のメッセージをお願い致します。 後藤 圭二 市長さんに投票された方、吹田市内の企業・事業者・市民の方々が、メッセージを待っておられると思います。	市長就任における市民の皆様へのメッセージにつきましては、5月26日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。 (吹田市HP 令和5年5月26日 市民に向けての市長メッセージ「リスタート」 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018783/1028132/1028133.html)	秘書課	R5.5.23	R5.5.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
215	続-22。吹田市HP。5/12の『憲法制定記念パネル展』について、タイトルの改善提案他。	このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのか分かりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『憲法制定記念パネル展。5月15日～19日 本庁舎正面玄関ロビー』 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・人権政策室の方へ。サイト内に「市役所本庁舎改修工事(令和5年5月～令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。車での来庁はご遠慮願います。」の補記をされたら良いかと思います。 ・市役所(本庁舎)のロビーの管理部署の方へ。 ロビーの使用許可の時に申請者に対して、サイト内に前記の「車での来庁はご遠慮願います。」の補記のアドバイスをされたら良いと思います。	ホームページの記載事項について 御意見ありがとうございます。 今後わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。 (担当:人権政策室) ロビーの使用許可について 市役所各室課に対して、本庁舎においてイベント等を実施する際には、周知用のチラシやHP等に「本庁舎改修工事により駐車場の混雑が予想されるため、来庁時はできるだけ公共交通機関の利用をお願いします。」という旨を、事前に周知を行うよう、依頼してまいります。 (担当:総務室)	総務室、人権政策室	R5.5.15	R5.5.26
216	続-25。吹田市HP。5/15の『保護者向け支援』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、“保護者”の対象者のイメージが浮かびません。保護者には、幼稚園児～小学生～中学生などの親御さんが居られます。また支援内容が分かりません。 ・こども発達支援センターのサイトを見ると、『4-5歳児向け「ことばの相談会」』の記述が。 ⇒[仮案]『4-5歳児の保護者向け「ことばの相談会」。要申込』 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・多くの保護者の方が、タイトルをクリックして、関係が無いと…思われた時に、吹田市の行政の能力についてどのように判断されると思っておられるのでしょうか？ ・吹田市の子育て世代の2歳児～中学生は、何人か把握しておられますか？また吹田市の共働き世帯(50歳以下)の共働き率は概算でどの位と考えて居られますか？ ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？	当該ページへの御指摘について 「保護者向け支援」のページにつきましては、内容が多岐にわたり、ページタイトルのみで全ての取組をお伝えすることは難しいため、ページの先頭部分に概要欄を設け、当該ページで紹介している取組を簡潔にお伝えすることとしました。今後も分かりやすい表記に努めてまいります。 なお、2歳児～中学生の数及び共働き世帯(50歳以下)の共働き率につきましては、現在把握しておりません。 (担当:こども発達支援センター) 今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当:広報課)	広報課、こども発達支援センター	R5.5.16	R5.5.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
217	続-23. 吹田市HP。5/12の『レ・シルフィード・ライモンダ第3幕「結婚式の場」(吹田市民劇場)』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、市民団体が何かの発表会かな?と 思っていました。何時・どこで・何をされるのか分かりません。市民が 観に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『レ・シルフィード・ライモンダ第3幕「結婚式の場」(バレエ公演。メイシアター5月28日。有料)』 ・サイトを見ると、バレエの公演でチケットの値段がS席が6,000円の表 示。これって…文化スポーツ推進室が吹田市のHPで営業行為のように 思えてしまいます。吹田市のHPをよく見ますが、今回のようなイベントの 紹介は初めてのよう気がします。 ⇒広報課の方に「吹田市のHPのマニュアルに“営業行為?”について のルールの有無を教えてください。 ・メイシアターのHPには、数多くのイベント内容も記載されており、また会 員になればイベントの案内の情報提供があると思われます。文化スポー ツ推進室は吹田市HPに掲載された目的を教えてくださいませんか。 また吹田市内にはバレエ教室が泉町・垂水町・片山町を始めとして20 ヶ所以上有ります。生徒さんもよく見かけます。文化スポーツ推進室は、 一般の団体が吹田市HPへの掲出の依頼はどうすれば良いのでしょうか。	タイトル改善について イベントカレンダーのタイトルをクリックしていただければ、開催場所や 有料・無料の別等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タ イトルに詳細を記載する予定はございません。 (担当:文化スポーツ推進室) 掲載事項のルールについて イベントの掲載については吹田市をはじめ、吹田市に係る行政機 関が主催、共催するイベントを掲載しております。 (担当:広報課) イベント情報掲載目的について 市民劇場(鑑賞型事業)につきましては、本市の委託事業となっております。文化をすべての市民に広げることを目的に、いつでも、だれでも、 どんな時も文化芸術に触れることができる機会を提供するため、市の ホームページがリニューアルされイベントカレンダーができたことに伴 い、普段、あまり文化芸術に関心を持っていない方にも情報発信と関心 が深まるよう、吹田市文化会館のホームページでの周知に加え、本市の 主催・共催するイベント等については市のホームページで告知するよう にしております。 (担当:文化スポーツ推進室) 一般団体からのHP掲載依頼について 市のホームページにおいて、一般(任意)団体の依頼によるイベント等 の告知等は行なっておりません。 (担当:文化スポーツ推進室)	広報課、文化ス ポーツ推進室	R5.5.15	R5.5.25
218	続-24. 吹田市HP。5/12の『市民グループ等の自主企画を支援します』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、“自主企画”の内容のイメージが浮 かびません。 ・男女共同参画センターのサイトを見ると、「市民グループや事業所が、 自主的に企画する男女共同参画に関する研修会及び勉強会、又は市 民を対象に行う講座などの取組を支援します。」 ⇒[仮案]『市民グループ・事業所が実施する男女共同参画をテーマに した研修会、または講座の自主企画を支援。締切日:6月30日(金)』 ・タイトルについて:広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドラ イン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との 事。 ・タイトルに具体性が無いと、サイトを見られた市民の“ガッカリ感”の予 感が…。その内、“オオカミ少年”のように吹田市のHPを閲覧されない市 民の増加の懸念…。 ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか?	当該ページへの御指摘について 貴重な御意見ありがとうございます。 具体的なページタイトルにするためにお知らせしたいことを全て盛り込 むとタイトルが長くなりすぎることから、簡潔なタイトルにしております。 しかしながら、おっしゃるとおり、関心を持ってアクセスした結果、思っ ていた内容と異なるという状況では、利用しにくいホームページとなってし まいます。 「男女共同参画に関する」という言葉をタイトルに盛り込むなど、ペー ジの内容を推測しやすい具体的なタイトルになるよう検討します。 (担当:男女共同参画センター) 今後の対応について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表す ようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、男女共 同参画センター	R5.5.15	R5.5.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
219	続-26. 吹田市HP. 5/16の『令和4年度第3回吹田市環境影響評価審査会』について、タイトルの改善提案他。	・環境政策室のサイトを見ると、「会議結果」であり、実態に即したタイトルにされたら分かり易いです。 ⇒[仮案]『令和4年度第3回 吹田市環境影響評価審査会(会議結果報告)』 【参考】 ・別の部所が3月28日に「令和4年度第4回吹田市〇〇検討会議の開催について」を掲出されましたが、開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりました。 ⇒A「会議開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正します」の回答を頂きました。 ※このような事も有る事から、タイトルの表記には、留意を願います。 ・タイトルについて、広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？	当該ページへの御指摘について 御指摘ありがとうございました。 ホームページの新着更新情報の通知には、「令和4年度第3回 影響評価審査会 会議録を掲載しました」と掲載するよう変更しました。 今後、新着更新情報にはページタイトルだけではなく、公開更新する内容がわかるような通知を掲載するようにいたします。 (担当:環境政策室) 今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当:広報課)	広報課、環境政策室	R5.5.17	R5.5.25
220	続-21. 吹田市HP. 5/8の『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』について、タイトルの改善提案。	このタイトルでは、現状でも駐車場への入場待ちの車が50m～80m渋滞を見かけます。⇒緩和策を講じていただける…と、早や合点してしまいました。 ⇒[仮案]『市役所本庁舎改修工事(令和5年5月～令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。公共交通機関のご利用を』 Q1:現状でも渋滞がよく見られます。市役所に用事の無い方の車の通り抜け(メインタター方面、片側1車線(交互通行))の交通整理のためのガードマンの配置はされているのでしょうか。 Q2:吹田市HPの“市役所 本庁舎案内図”に“低層棟1階、仮設棟”が図示されていません。速やかに修正願います。	市ホームページに掲載している『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』につきましては、より分かりやすい表示となるよう、市ホームページのトップページ内『大切なお知らせ』に『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和にご協力をお願いします』と見出しを表示し、リンク先の『吹田市役所へのアクセス・駐車場案内』ページにて、駐車場の混雑緩和への御協力をお願いする内容をお示ししております。 市役所の前面道路にて渋滞が発生した際には、車両等が安全に通行できるよう、警備員間で連携をとりながら車両の誘導を行っております。 市ホームページに掲載している『市役所本庁舎案内図』につきまして、図の修正に時間がかかり、申し訳ございませんでした。当該ページにつきましては、現在は仮設棟の表記がされたものを公開済みでございます。	総務室	R5.5.9	R5.5.23
221	続-10-2. 吹田市HP. 4/14の「大阪大学との医療連携」改善提案	4月16日の投稿で、広報課の方への疑問です。 ・4/16-投稿内容。「広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。」 ・4/28-広報課の回答。「(前略)ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。」 ⇒サイトのこども発達支援センターの4/28の回答は「いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。」 ※「修正いたしました。」の記述があるのに、広報課の回答は「記載をしています。」であり、こども発達支援センターの回答と整合性が有りません。 ・サイトのタイトルおよび内容は、4/19に修正されましたが、吹田市HPの“新着情報”の4/19には、タイトルが掲出されていません。加えて4/14に掲出されていたタイトルが削除されています。 ⇒修正された内容が市民の目に触れないのは、もったいないです。 ⇒内容が修正された場合について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。	1つ目の御指摘について 4月28日付けの回答は、HP掲載に関するマニュアルに対する御意見について、広報課として回答させていただいたものでございます。 今後とも、いただいた御意見を参考にガイドラインの充実を図ってまいります。 (担当:広報課) 2つ目の御指摘について 新着情報に表示があれば市民の皆様の間での周知のきっかけになると思いますので、該当ページを再度更新し、新着情報に表示を行いました(内容の修正は行っていません。) 今後とも、市民の皆様への適切な情報発信を心がけてまいります。貴重な御意見ありがとうございました。 (担当:こども発達支援センター)	広報課、こども発達支援センター	R5.5.8	R5.5.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
222	続-13-2. 吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案	【A】5月3日夕刻に北千里市民体育館の指定管理者(ミズノ)のサイトをクリックするも、エラー表示で内容を見る事が出来ませんでした。⇒20時過ぎには回復されていました。 ⇒添付画像1参照願う。(エラー画面) Q1:文化スポーツ推進室は、上記の不具合発生について指定管理者(ミズノ)から報告を受けておられますでしょうか。 ⇒このようなトラブル発生時には、利用者に何らかの周知が(例:吹田市のHPで)必要だと思います。また復旧したのであれば、指定管理者のサイトの冒頭に状況報告が必要。 【B】4月23日投稿で、5月2日に回答を頂いていますが、疑問点があります。 ・4/23投稿。「指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。 [ミズノのサイト] ・4月16日:停電のため、4月24日まで休館致します。 ・4月20日:停電の復旧作業が完了いたしました。4月21日より再開致します。 ※上記2件のタイトルには、選挙に伴う開票作業による、4月22日(土曜)から4月24日の休館の記載が無く、市民は分かりません。 ⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ・5/2。文化スポーツ推進室の回答。「システム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくとページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。 Q2:「システム上ページのタイトル等のみの掲載」の“システム上”の意味を教えてください。個人的には、ミズノのHPであることから、文字数の制限は無い…と考えられ、選挙に伴う休館の追加表記は可能と考えます。 ・「タイトル等をクリックしていただくと具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。」 ⇒市民の皆さんは、まずタイトルで判断をされ、クリックして選挙に伴う休館日の確認をされる方は、少ないと思います。 ⇒[仮案]「選挙に伴う休館日を別タイトルで掲出されれば」良かった…と思います。 【C】市民体育館の施設情報に、“山田市民体育館”が2件表示されています。⇒整理・統合されたら市民は2カ所も開かなくて良いです。 【D】広報課の方へ。吹田市の公共施設の管理を多くの指定管理者が行っていますが、指定管理者のHPのタイトル表現について、契約時にどのように指示されていますか。それは口頭ですか、それとも書面(マニュアル)ですか。 ※写真については、公表しておりません。	【A】について Q1の指定管理者(ミズノ)のサイト上でのエラーにつきましては、5月3日の16時頃から18時頃にサイトへのアクセス数が増えたことにより、サーバーが繋がりにくくなったものと確認しております。 また、今後、サーバーのグレードアップを検討すると報告を受けております。 (担当:文化スポーツ推進室) 【B】について Q2の今回の指定管理者(ミズノ)のホームページの「重要なお知らせ」や「新着情報」の体裁は、ミズノ全体で定めている文章の体裁やレイアウトに基づき運用しております。そのため、タイトルをクリックしていただくことで詳細を見ていただくという構成となります。 (担当:文化スポーツ推進室) 【C】について Q3につきましては、吹田市のホームページ上の山田市民体育館の施設情報は1件のみが表示されるように修正させていただきました。御不便おかけし申し訳ございません。 (担当:文化スポーツ推進室) 【D】について 契約時において、HPのタイトル表現については確認をしておりません。タイトル含めHP上の表現については、HP掲載時に担当部局において適宜判断しているものです。 (担当:広報課)	広報課、文化スポーツ推進室	R5.5.8	R5.5.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
223	続-19。吹田市HP。4/28の『出産・子育て応援事業』について、タイトルの改善提案。	1)タイトルでは、事業の説明・紹介なのか、具体的な支援内容を補記されれば、分かり易い。 ⇒[仮案]『出産・子育て応援事業(「伴走型相談支援」「経済的支援」)』 2)このタイトルは、過去に4/1、4/5、4/13にも掲出されていますが、サイトを開くと“更新日 2023年4月28日”の記載があります。 ⇒“更新”…と言うのは、内容に変更が有り、新しくなった…事と理解しています。 ⇒サイトの内容に変更が無ければ、“再周知”が適切だと思います。加えていつ時点の情報なのか、並記が必要。 ⇒“更新”の場合は、新しいサイトの冒頭に「変更・追加内容」の欄を設けて変更点の概要の記載が必要。利用者の視点でのHPづくりを要望します。 3)広報課の方へ ※他のサイトでは、内容変更による更新されているものが有り、“更新”と“再周知”が混在している吹田市のHPは、企業・事業所・市民の方は、変更箇所のチェックを全ページする必要が有ります。これは企業・事業所・市民の方の時間の不利益になり、またチェック漏れの場合による損害発生の可能性が生じます。 昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。速やかな取組を願います。	1)及び2)について ホームページの内容につきましては、タイトルも含め簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。 いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。 (担当:母子保健課) 3)について 新着、更新情報の表示については、初めて公開する内容については「新着」、既存ページの更新については「更新」とする運用としております。更新時においては、掲載内容に応じて変更箇所がわかるようにする等の工夫をし、わかりやすいページ運営に努めております。 昨年10月のHPリニューアルにより仕様等の改善を進めておりますが、引き続きいただいた御意見を参考に取り組んでまいります。 (担当:広報課)	広報課、母子保健課	R5.5.8	R5.5.22
224	続-20。吹田市HP。4/26の『吹田の景観展開催します』について、タイトルの改善提案。	このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのか分かりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『吹田の景観展開催。6月1日～9日 吹田市役所正面玄関ロビー』 ・広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・サイトを開くと、日にちの表示が有りません。このサイト(最下段)の文責の部所の表記が有りません。 ・吹田市HP(Top頁)ー新着(イベント)ーイベント情報(期間イベント)に表示が有りません。 ⇒1か月余り先の開催。掲出の位置が日ごとに下に繰り下がり、市民の目に触れなくなってしまう。	「吹田の景観展」に関するホームページでの表示につきまして、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に準じ、表現を修正いたしました。	都市計画室	R5.5.8	R5.5.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
225	続-18. 吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」の改善提案。	タイトルでは、“みずほ銀行”の記載がありますが、サイトを開くと“みずほ銀行”の記述が無くなり、「一部の金融機関での窓口収納の終了について」に変更されています。 1) サイトには、「なお、市税で地方税統一QRコードが付いた納付書(固定資産税及び軽自動車税)は、引き続き以下に記載の金融機関で納付できます。」の記載があり、金融機関一覧には、“みずほ銀行各店舗”のみしか記載が有りません。納付書には記載が有ると思いますが、勘違い・早とちりをされる懸念が…。 ※吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」…のタイトルでは、QRコードが付いた納付書も受け付けて貰えない…事になります。 2) 今回の変更理由は、“みずほ銀行”の振込手数料の有料化が背景と思われる。 ⇒会計室は、変更理由について、サイト内に補記されれば、市民は理解がしやすい。 3) 広報課へも供覧願います。	御提案いただきましたホームページのサイト内の改善について、掲載内容を修正しました。 今後もより丁寧な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	会計室	R5.5.1	R5.5.12
226	続-16-2. 吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」 4/28に市からの回答「タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。」 1) ⇒私には、高齢福祉室の回答は、詭弁のように思えます。 ・私のスマホは、今まで電話の通話用としていましたが、初めて吹田市のHPが見れるようにアイコンを設定してもらいました。 ⇒スマホでも、文字数が多くても十分に見れます。⇒添付画像参照 2) タイトル(4/21)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。 ・これでは、高齢者の子供さんがゴールデンウィークに帰省された時に親と話をしようと思って居られた方は、「アレッ!、どうなったん…」と思われる。 3) 広報課の方へ。このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようなになっていますか?	1)について 情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものでございます。 (担当:高齢福祉室) 2及び3について 新着更新情報につきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。 新着更新情報に関して、マニュアルへの記載はございません。 (担当:広報課)	広報課、高齢福祉室	R5.5.1	R5.5.11
227	続-17. 吹田市HP。4/27の「関西大学北陽高等学校の2年生が施設見学に来られました」について、タイトルの改善提案。	タイトルでは、見学施設がどこなのか不明です。サイトを見ると、下水道部の施設の様です。 ・吹田市には、水道部、ごみ処理、運動、図書館、博物館…など色々な施設があります。具体的な見学施設名の記載をされると分かり易い。 ⇒[仮案]『関西大学北陽高等学校の2年生が〇〇下水処理施設の見学に来られました』 ・広報課へも供覧願います。	ご指摘いただいたタイトルについては「関西大学北陽高等学校が南吹田水再生センターの見学に来られました」に変更いたしました。これからも市ホームページなどを通じて、市民の皆様へ下水道に関する情報をお届けして参ります。	水再生室	R5.5.1	R5.5.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
228	続-11. 吹田市HP「消費者のつどい」の改善提案	4月18日に掲出の「消費者のつどい」について、タイトルの改善提案。 ・このタイトルでは、集まって何をするのん…。市民は内容のイメージが沸きません。HPのタイトルを見られた方はスルーされそうな予感。 ・市民総務室へ。タイトルに実施内容を補記して市民に関心を持って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。 ⇒[仮案]「消費者のつどい。講座名;プラごみ削減! 私たちに出来ること。5月20日(土)要予約」 ・広報課の方へ。昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。 ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。	1つ目及び2つ目の御指摘について この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。 今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。 (担当:市民総務室) 3つ目の御指摘について HPIにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8
229	続-14. 吹田市HP「消費生活展」の改善提案	4月20日に掲出の「消費生活展」について、タイトルの改善提案。 ・消費生活って色々な場面があります。このタイトルでは、何を展示されるのか…。市民は内容のイメージが沸きません。 ・市民総務室へ。タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。 ⇒[仮案]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月19日(金)5月20日(土)」 ・広報課の方へ。⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。	1つ目及び2つ目の御指摘について この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。 今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。 (担当:市民総務室) 3つ目の御指摘について HPIにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
230	続-15。吹田市HP。4/21の「平和祈念資料館の平和映画会」について、タイトルの改善提案。	・タイトルに、上映作品名を補記されたら、関心呼び込むことにより観客数の増加が見込めるかも…。 ⇒[仮案]『平和祈念資料館の5月度平和映画会「ヒトラー暗殺、13分の誤算」。要申込』 ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市の取り組み状況のPRにも…。 ・広報課の方へ。⇒タイトルに具体的な内容を持たせる事について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。	1つ目及び2つ目の御指摘について 可能な限りわかりやすい表記となるよう努めてまいります。 (担当:人権政策室) 3つ目の御指摘について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、人権政策室	R5.4.24	R5.5.8
231	続-12。吹田市HP「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」の改善提案	4月18日に掲出の「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」について、タイトルの改善提案。 ・総務室は、この案件について4月14日に入札募集について掲出されており、18日にも同じタイトルで掲出。 ・サイトの内容は、「募集の終了」です。⇒タイトルに「募集の終了」ならびにサイトの冒頭に「募集終了の説明文」を補記されれば分かり易い。 ・募集期間が、2023年4月17日～4月21日なのに、4月18日の早期終了…って何か変。募集期間が4日間…って短い気がします。 ※もしかして、不測の事態が生じたのであれば、「一旦保留」「後日、再募集をします」を記されたら…	御意見を踏まえ、今後ホームページ上の情報を更新(再掲)する際には、トップページ等に表示される新着お知らせのタイトルを工夫する等、分かりやすい情報発信に努めてまいります。	総務室	R5.4.24	R5.5.2
232	続-13。吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案	4月20日に掲出の「北千里市民体育館の臨時休館」について、タイトルの改善提案。 ・サイトを見ると、電気設備の不具合のため臨時休館していたが、4月21日から再開。なお、選挙のため4月22日から4月24日18時までは利用不可の記述。 ⇒電気設備の不具合は復旧完了で21日に利用再開。加えて選挙の為、4月24日18時までは利用不可の記述が必要。 ・指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。吹田市は、指定管理者に対してどのような連絡をされたのでしょうか。 ⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ⇒予約の段階で分かると思いますが、トップページで分かるようにされたら良いかと思えます。ミズノのサイトをお気に入りに入れていたら混乱されます。 ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市のHPの信頼度を高めて頂けますでしょうか。	吹田市のホームページに掲載の新着情報のタイトルにつきまして、改善を図ってまいります。 また、指定管理者(ミズノ)のサイトの「重要なお知らせ」及び「新着情報」にはシステム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくとページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。 なお、選挙による臨時休館についての記載につきましては、クリック先のページになりますが吹田市のホームページと同様の内容を掲載しております。 いただきましたご意見を参考に更なる施設運営に繋がるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。	文化スポーツ推進室	R5.4.24	R5.5.2
233	ハラスメントへの人事室での対応2	吹田市総務部人事室 人事担当様 質問に答えてください。	市民の声No8082で回答済です。	人事室	R5.5.2	R5.5.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
234	続-9.吹田市HPの改善提案	4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」ならびに4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」の要望・提案。 就職するというのは、人生における重要なイベントです。職員の募集案内のHP作成に際しては、応募者に配慮した内容にされた方がよいかと思えます。 1) 4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」サイト内の説明文は非常に情報不足です。 ⇒消防職員採用申込フォームのみで、「募集要項をご確認の上、申込んでください」の記述がありますが、「募集要項」の貼付けが無く不親切。 ※「募集要項」は4月14日に掲出。(採用予定人員、申込書受付期間、試験日時及び試験会場、受験資格、試験の方法など他) ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し 2) 4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」への要望。 ⇒添付画像-2 本来の募集案内のサイトに思えます。4/4にもこのようにされていたら応募者には分かりやすかった。 「募集要項」で、申込期間が令和5年4月4日(火)～4月23日(日)であることから、タイトルに申込締切日:4月23日(日)を補記されたら良かった。 「第1次試験について(1)午前中に一般教養試験が有ります」…の記述が有りますが、4月14日に掲出の総務部人事室による「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」のサイトには、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の記述が有ります。 ⇒吹田市の職員募集について、整合性が必要。 ⇒個人的には、消防職員採用候補者試験では、“一般教養試験”が必要だと思います。⇒総務部人事室による“市職員の募集”のサイトには、人事室として例外規定の但し書きの記載が必要。 「募集要項」で、「試験申込書等の郵便請求期間 令和5年3月28日(火)から令和5年4月12日(水)まで(必着)」の記述が有りますが、既に請求期間を過ぎてのHP掲出。⇒何か変。 3月29日の後藤市長から職員採用試験のビデオメッセージでも、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の発言が有った記憶が…。 3) 消防職員採用候補者試験で「5月13日(土)の第1次試験を中止した場合は5月21日(日)に順延とします。」の記述が有りますが⇒ ⇒順延であれば、5月14日(日)と思います。 ⇒5月21日(日)であれば、“延期”の表現になりますので、確認を願います。 4) 広報課の方へ。市HP(Top頁)の新着情報欄の“お知らせ”のタブと“採用情報”のタブの使い分けについてHPのマニュアルでは、どのようになっているのでしょうか。 ・今回の消防職員採用候補者試験では、いずれのタブに掲出されていません。 ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し ・4月14日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」が、“採用情報”のタブでは無く、“お知らせ”のタブに掲出されています。 ⇒「吹田市主催採用試験説明会」について、個人的には“採用情報”のタブの方が市民の目に触れやすいと思います。 ※写真については、公表していません。	(1)について 募集要項については3月27日に掲載済みです。ただ、御指摘のとおり別ページでわかりづらいところがありましたので統合しました。貴重な御意見ありがとうございます。 (担当:総務予防室) (2)について 試験申込書等の郵便請求につきまして、募集要項を3月27日に掲載していましたので、応募者は請求期間に確認できる状態でした。その他、いただいた御意見を今後の広報業務に生かしていきます。 (担当:総務予防室) 「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」ページ内では、人事室が実施する職員採用候補者試験の試験区分等を示しており、同ページ内に消防職についての記載をすると却って混乱を招くおそれがあることから、但し書きは記載しておりません。 (担当:人事室) (3)について 御指摘のとおり「延期」が正しい表現となります。次回の募集要項に反映させていただきます。 (担当:総務予防室) (4)について HPのページ作成については、発信用途に適したページ様式を使用し作成することとしており、使用するページ様式によって“お知らせ”や“採用情報”のタブに掲出される仕様となっております。広報課では定期的にページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	人事室、広報課、総務予防室	R5.4.17	R5.4.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
235	続-10。吹田市HPの改善提案	4月14日に掲出の「大阪大学との医療連携」について、タイトルの改善要望。 サイトの内容は、吹田市立地域支援センターと大阪大学医学部附属病院が連携して、発達に課題のあるお子さまの相談・支援を行います。 ⇒添付画像参照 ⇒児童部 こども発達支援センターは、市民に分かり易いタイトルの工夫を要望。 ・大学と附属病院の役割は異なります。また、医療連携の“医療”も広範囲にわたる事からタイトルを工夫されて市民に分かり易くして頂きたい。 ・タイトルを見られた市民の中には、難病の方、身体障がい・視覚障がい者、病気治療で原因不明により治療方法が確立されていない方…等は、このサイトを見て期待を裏切られた…と思われる市民がおられるかもしれません。 ⇒[仮案]「大阪大学医学部附属病院と連携による、発達に課題のあるお子さまの相談・支援」 ・広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。 ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1つ目及び2つ目の御指摘について 貴重な御意見ありがとうございました。 いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。 今後とも、市民の皆様に分かりやすい内容を吹田市ホームページから発信できるよう努めてまいります。 (担当:こども発達支援センター) 3つ目の御指摘について HPIにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、ご意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、こども発達支援センター	R5.4.17	R5.4.28
236	続-16。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案。	・3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます。 ⇒[仮案]『高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します』	タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。今後もわかりやすく、見やすいホームページの作成に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	高齢福祉室	R5.4.24	R5.4.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
237	ハラスメントへの 人事部での 対応	4月25日に、市民が職員からハラスメントを受けたという相談を電話で人事部の〇〇氏としたところ、以下のような対応でした。 ・ハラスメントではないと判断した理由を、こちらから尋ねないと話さない ・ハラスメントではないと「誰が」判断したのか、との問いに「こちら」としか返答しない ・こちらが話しているときに喋り出す ・人の話を聞かず、会話が通じない ・こちらの質問に答えず、何度も同じ主張を繰り返す ・話をすり替える(「意見に答えない」という話を「採択されない」「提案を受け入れない」にすり替えた) ・遠回しな返答が多く意味がわかりづらい ・終始早口で聞き取りにくい ・こちらが喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐ またハラスメントの行為者としている障がい福祉室に勝手に電話を繋ぎましたが、一般にハラスメント対応において、当事者間のみで話し合うことは不可とされています。 質問です。 (1) 市役所には、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順は明文化されているのか。あるなら公開されているのか(検索しても出て来ないが) (2) 明文化されているのであれば、〇〇氏の対応はそれに沿ったものだったのか (3) ハラスメントではないと判断したのは〇〇氏1人なのか。だとすると、それが正式な手順なのか (4) ハラスメント相談において、当事者間で話をさせるのは市役所のハラスメント対応として正式な手順なのか (5) 喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐのは、社会人として常識のある行為か (6) ハラスメントではなかったから問題ないという返答が予想されるが、その場合でもネット上には「結果を当事者に伝え、判断に至った経緯や根拠を丁寧に説明します。当事者からこの判断について不服申し立てがあった場合には、再度調査を行うことも考えられます」とある。〇〇氏の対応はこれを満たしているか。	お問合せいただいた内容は、会議の運営に関するものであり、ハラスメントの問題ではないと認識しております。 会議の事務を所管する障がい福祉室において対応されていることを確認しておりますので、御了承の程よろしく願いいたします。	人事部	R5.4.26	R5.4.28
238	続-7.吹田市 HPの改善提案	4月10日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」の疑問。 ・私は、タイトルの“主催”の文字を見て、吹田市が吹田市内の企業が行う採用についての取りまとめの合同説明会?…と勘違いをしてしまいました。 ⇒(案)サイト内の[副題]「令和5年度(2023年度)職員採用候補者試験説明会」にされた方が応募者には分かり易いと思います。 ⇒添付画像-1下。 ・吹田市HP(TOP頁)の新着情報(4/10)の枠外にはみ出して、今は「吹田市主催採用試験説明会」のタイトルが見えませんが、添付画像-2 ・新着更新情報一覧(4月10日)のサイトを見れば分かりますが、日にちの経過と共に下に繰り下がり、応募希望者の目から遠ざかって行きます。 ⇒吹田市HP(TOP頁)の新着情報の「採用情報」のタブには、説明会の掲出がされておらず、掲出をされたいかがでしょうか。 ⇒添付画像-1上[採用情報]。 ・吹田市HP(TOP頁)の“市政”⇒人事・職員採用⇒職員採用試験のサイトに至るまでは、応募希望者の目に触れにくいと思います。 ※3月29日に、後藤市長からメッセージ(吹田市職員に応募して下さい)掲出されており、リンクを貼られたら良いかと思います。 ※写真については、公表しておりません。	①より分かりやすい表現とするため、御指摘も参考に「吹田市主催職員採用試験説明会」とタイトルを改めます。併せて、外部団体主催イベントページのタイトルも「外部団体主催吹田市職員採用試験関連イベント」に改めます。 ②ホームページトップの新着情報につきましては、日々新たな情報が掲載されるため、御指摘のとおりトップページの「すべて」に掲載される期間は短くなってしまいます。このことから、新着情報の中に「採用情報」のみを表示する機能を追加しております。現在は説明会の情報をシステムの仕様上「採用情報」には掲載できず「お知らせ」欄に掲載しておりますが、今後掲載する情報は「採用情報」へ掲載できるよう対応中です。 ③吹田市採用試験ページの表示方法は、HP上部の検索機能を活用いただく場合や、SNS等での通知にあるリンクから直接アクセスする場合など様々ありますが、リンクの貼り付けも含め、必要とする情報に、よりたどり着きやすいよう、今後とも工夫してまいります。	人事部	R5.4.11	R5.4.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
239	インボイス中止を求める意見書について	祖父・母・私は親子3代、吹田市で生まれ、育ちました。その思い入れのある土地の市政において真面目に働いている者を虐げる決定がなされたことに強い怒りを感じています。 政治に関わる者であれば、インボイス制度に関わる消費税がいかに歪められて周知されているかはご存じでしょう。 知っておいて市民に嘘を吐き増税を押し付けるインボイス制度を看過するのは詐欺の幫助と変わらないではありませんか？ 吹田市だけに絞っても、僅かばかりの税收のために、多くの失業者による市財政へのダメージは計り知れないでしょう。 政府の思惑通り消費税率が上がったとしても、後始末で痛い目を見るのは地方自治体である市町村なのは火を見るよりも明らかなはずです。 政府へのインボイス中止を求める意見書の速やかな提出を求めます。	インボイス制度については、消費税における複数税率採用に伴う適正な課税の観点から実施が決定されたものであり、市として国に対してその見直しや中止を求める立場にはないとの認識でございます。	企画財政室	R5.4.18	R5.4.25
240	吹田市HPの「データで知る吹田」…の改善要望	吹田市HP(TOP頁)のトピックス欄に「データで知る吹田」[数字から見えてくる吹田の特徴]が掲出されていますが、最新データの表記が欲しいです。 1-人口;令和4年1月末時点。37万8,866人 ⇒吹田市HP(TOP頁)最下段に;2023年2月末現在、381,176人が記載あり。グラフは令和2年、現在令和5年です。現状に合わせた最新データの提供をお願いします。 ⇒現在、政治・マスコミで頻繁に報道される「少子化」。市民が一番ほしい情報である吹田市の特殊出生率・婚姻数の推移を教えてください。 ※吹田市が子育て世代に対応できているのか、住みやすい吹田市なのかの判断材料になります。 2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。⇒令和2年の国勢調査結果は、未だ発表されていないのでしょうか。 3-都市公園の面積;令和2年3月末現在の大阪府都市公園一覧表より算出。 ⇒吹田市の健都レールサイド公園の記載がありません。吹田市は当然把握しておられるのだから、大阪府のデータでは無く吹田市のデータの記載が必要。 4-特定非営利活動法人(NPO法人)数;令和2年6月末現在。⇒内閣府NPOホームページでは、令和5年2月末の認定数の記載が。 ※NPOのサイトでは、数はコンビニと同じくらいの数。NPO法人の推移グラフからNPO法人は減少…の記載があり。 5-自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高;令和元年度決算のデータ。⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。 6-出火率(人口1万人あたりの出火件数)・水道の有効率;令和2年吹田市消防年報。令和2年度版吹田市水道事業年報 ⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。 7-開業率、卸売業・小売業の年間販売額;総務省 平成28年経済センサス ⇒政府のサイトには、5年ごとに実施され令和3年のデータが公表されているように思えます。 8-住み続けようと思っている市民の割合;令和2年度市政モニタリング調査。 ⇒吹田市は毎年、モニタリング調査を行っておられる事から、最新版・推移グラフの記載を要望。 9-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年);⇒最新版の記載を要望。 10-児童会館・児童センターの数、子育て広場の数; ⇒いつ現在の数なのか、〇年〇月時点の記載をされたら。 11-大学の学生数;大阪府令和2年度 大阪の学校統計 ⇒大阪府では、2023年1月に令和4年度版が公表されています。 ※お忙しいとは思いますが、よろしくお願い致します。	「データで知る吹田」に記載の内容につきましては、令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定でございます。 今後、情報収集に努め、データが揃う適切な時期に新しいデータへの更新を実施してまいります。	シティプロモーション推進室	R5.4.10	R5.4.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
241	恫喝	吹田市役所駐車場にての事。 4月5日16時頃、車で駐車場出口に向かう途中、警備員〇〇という名の女警備員から大声で恫喝され、車に同乗していた家族が恐怖を覚えた。二度とこのような恫喝がないよう具体的な再発防止策を吹田市、及び入札警備会社に強く求める。 吹田市から回答がないので再度上記再発防止策を求める。	この度は警備員の対応により、ご不快な思いをされたことに対しお詫び申し上げます。 当該警備員には、安全上必要な場合に来庁者へのお声がけを行う際にも、大声で駆け寄るなど威圧的な対応とならないよう注意を行いました。また、市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後につきましても、安心して市役所駐車場を御利用いただけるよう指導を徹底してまいります。	総務室	R5.4.12	R5.4.19
242	吹田市職員の車両運転時の安全意識を高めて、安全運転に努めて頂きたい	3月31日の夕刻に、出口町で横断歩道を視覚障がい者の方が、渡ろうとしていた時に、吹田市の軽自動車(白色-ワンボックス)が、目の前を通過しました。横断歩道手前で一時停止すべき。 ・R3年にも、同様の事象が有り投稿しました。吹田市の車であれば、模範となる運転が必要。この時の回答文「安全意識の向上のため、毎年、交通安全講習会を開催すると共に、全職員に向け通知等により注意喚起を行っておりますが、今後も安全運転の徹底に努めてまいります。」 Q1:吹田市が選任されている「安全運転管理者」に関しての条例はありますか？また現在何名おられますか。警察署に提出されている名簿は、最新版ですか？ Q2:「安全運転管理者」は、職員の安全運転マナーの徹底をどのようにされていますか？ Q3:吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をしておられます。主管部所である、危機管理室としては今後、どうされますか？見解をお聞かせ下さい。	Q1について 吹田市が任命している「安全運転管理者」に関する条例はございません。また、現在任命しております「安全運転管理者・副安全運転管理者」は、総務部2名、環境部2名、土木部2名、下水道部1名、消防本部7名の、合計14名となっております。警察署には、最新の状況で提出しております。 (担当:総務室) Q2について 安全運転講習会において、公用車の運転に当たっての注意事項や苦情の内容をお知らせしているほか、庁内の電子掲示板を利用して、全職員に向けて職員の安全運転マナーの向上や安全運転に関する通知をしています。 (担当:総務室) Q3について 安全運転の徹底は、安心安全のまちづくりの基本であり、全ての運転者が守るべきことと考えます。引き続き、車両担当部署とともに、機会をとらえて、職員の安全意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)	危機管理室、総務室	R5.4.3	R5.4.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
243	北千里駅周辺での事件について	ついに北千里駅の電車で事件が発生したようです。4月14日18時40分頃、北千里駅構外の歩道橋のエレベーターがあるところの付近で警察官と阪急電鉄の駅員、そして救急隊の人が話していて被害者が誰さんとか何とか言っていました。 ついに阪急千里線の北千里駅で乗客のトラブルによる傷害事件が発生したようです。 治安が悪化しているにも関わらず府営住宅を高層化し、さらに治安悪化させた吹田市の行政の罪は大きいです。 この被害者が気の毒だ。 私も北千里駅構内や阪急千里線の特に北千里駅の電車内でしょっちゅう不審者に絡まれ警察や駅員を呼んでいるがついに事件が起きてしまった。これは起こるべきして起こった事件だ。 行政や警察が連携して治安悪化をなんとかしてればこんなことにはならなかった。 まあ警察がなんとかしても行政が府営住宅高層化して世帯数倍増、質の悪い住人大量に入れているようでは話にならないですが。 府営住宅3棟では新聞泥棒も発生したようですし。 仕事しない警察はいらないので、ちゃんと仕事をして治安改善に努めてください。 行政も同様。もう府営住宅増やして質の悪い住人入れるな。 古江台の古江公園の近くの府営の向かいは空き地になっている(線路の向かい側)が、もうここに府営住宅は建てないでほしい。 これ以上治安悪化したらアメリカの方がマシになってしまう。 このままでは北千里が終わります。 もう半分以上終わってますが。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17
244	藤白台周辺での歩きタバコについて	3月29日17時20分頃、ゆらら藤白台の藤白台プラザ付近の路上(ゆらら藤白台バス停の近く)で、上は紺、下は黒で青色のカバンを所持の50〜70代くらいの薄毛の男が歩きタバコしていた。 藤白台プラザや近隣店舗、阪急バスと連携の上、対処をお願いします。 ※ゆらら藤白台バス停付近は禁煙となっています。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
245	続-4。吹田市HPの改善要望	3月30日に掲出の「第2回吹田市総合計画審議会開催します」…のタイトルに疑問。 ・サイトの内容は、2月21日に実施済。結果報告であり、添付資料に議事要旨が。 ・行政経営部 企画財政室さんへ。市民に伝えるのにこのタイトル「開催します」は不適切。 ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。 ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？ ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。	当該ページへの御意見について 正確なお知らせとなっておらず、申し訳ございませんでした。御指摘いただいたとおり、今回の更新は議事要旨の公開であるため、4月5日にお知らせ内容の修正を行いました。ホームページの公開にあたってはホームページ作成マニュアルに基づく確認を再度徹底するよう努めてまいります。 (担当:企画財政室) 吹田市HP操作マニュアル等の充実化について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、企画財政室	R5.4.3	R5.4.14
246	続-6。吹田市HPの改善要望	3月27日に掲出の「市議会に提出された資料(議員等提出分)ページに議決結果へのリンクはりました」の疑問 ・同一日に同一タイトル名のものが、2件掲出されており、市民は「これ何」って思われます。市民の吹田市への信頼度が低下します。⇒添付画像参照 ⇒内容は、異なった内容でしたので、(○月度)のように、補記されたら分かり易いです。 ・新着更新情報のサイトの最下段に「前のページに戻る」のリンクが有りますが、クリックしても反応しません。⇒改善願う。 ・新着更新情報のサイトの掲出期間が、HPの見直し前は約1か月間ありましたが、現在は9日間です。⇒出来れば、戻して頂けませんか。 ・新着更新情報のサイトの掲出期間について、マニュアルにはどのように記載されていますか。 ※写真については、公表しておりません。	1つ目の御指摘について 御指摘の件につきまして、既にホームページに公開済みである令和4年11月定例会の市議会に提出された資料(議員等提出分)ページを、操作誤りによって再度、新着コメントに表示していました。 誤った新着コメントの表示につきましては、3月31日に修正し削除しています。 この度は市民の皆様にご迷惑を招く表示をしてしまい、大変申し訳ありませんでした。 今後は、誤った更新を行わないよう、丁寧な作業に努めるとともに、議決結果へのリンクを張る際にも、どの定例会の議決結果へリンクを張るのか新着コメントでも〇月定例会分などと表記することで再発防止に努めます。 (担当:議会事務局) 2つ目の御指摘について 御迷惑をおかけし、申し訳ございません。HPにつきましては稀に御利用状況に応じて、リンクが反応しない場合がございます。御要望を賜り、改めて確認しましたが、現状不具合なくリンクを御利用いただける状態となっております。ちなみに新着更新情報サイトの最下段の「前のページに戻る」はトップページに移動します。 (担当:広報課) 3つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトにつきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。多数の新着情報が掲出されることから、上述の運用について御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:広報課) 4つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトの掲出期間につきましては、マニュアルでの掲載はしていません。 (担当:広報課)	広報課、議会事務局	R5.4.5	R5.4.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
247	インボイス制度について	インボイス制度でシルバー人材センターの納税額が大幅に増えるなど様々な懸念点があり、各地で「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」について審議され始めていますが、吹田市はどのような意見が出ているでしょうか。 検索しても見つけれなかったのですが、掲載されていたり提出先が違っていたら申し訳ありません。よろしくお願いいたします。	本市議会では令和4年11月定例会において、市会議案第20号「インボイス制度の実施の中止を求める意見書」が一部の議員から提案され、審議を行いました。質疑、討論は別段なく、賛成少数で否決されました。 なお、意見書の内容は、以下のURL先にて公開しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/024/893/5041220_20.pdf	議会事務局	R5.4.3	R5.4.11
248	4月に地方選挙が行われますが、視覚障がい者に対して情報源になる選挙公報の項目(音訳CD…他)が「吹田市選挙管理委員会」のHPには見当たりません	要望:視覚障がい者に対して、吹田市では現在「声の市報すいた、市議会だより(音訳CD)」を発行して市民への配布をされていますが、選挙広報もこれに準じて配布をお願いします。 ・過去の選挙時には「都度、選挙管理委員会に音訳CDの送付の依頼をしていました」との事です。[伝聞情報です] ・回答に当たっては、選挙管理委員会・障がい福祉課・DX担当部所の3者で協議された内容をお願い致します。	大阪府議会議員・大阪府知事選挙における選挙公報の内容等を音声版にした選挙のお知らせは、大阪府選挙管理委員会事務局に送付の御希望をされた方に、大阪府選挙管理委員会事務局より配布されておりますので、大阪府選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 吹田市議会議員・吹田市長選挙における音声版の選挙のお知らせにつきましては、本市広報課発行の「声の市報すいた」を御利用されている方及び大阪府選挙管理委員会事務局に選挙のお知らせを御希望された方に、吹田市選挙管理委員会事務局より配布させていただいておりますので、吹田市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。 また、視覚障がいをお持ちの方に対する音声版選挙のお知らせのホームページへの案内掲載につきましては、今後検討させていただきます。	選挙管理委員会	R5.3.22	R5.4.7
249	公共施設	吹田市内の60歳以上のメンバー(4人から8人)で麻雀をやりたいのですが、麻雀ができる市の施設はどこでしょうか? 麻雀パイやマージャン卓が備え付けてある施設名を教えてください。また、利用制限(=特定の曜日・特定の時間帯など)、利用料金、利用方法(=予約方法)も分かっている範囲で教えていただければ助かります。	下記の公民館については貸し出しが可能です。他の公民館についてはマージャン卓及び麻雀パイは設置しておりません。 用具を設置していない館につきましては、用具を持ち込んでの御利用は可能ですが、公民館では私物のお預かりはできませんので、利用のたびに使用する用具をお持ちください。 (貸し出し可能な公民館) 吹一地区公民館、吹二地区公民館、千三地区公民館、山二地区公民館、岸一地区公民館、吹田東地区公民館、西山田地区公民館、佐井寺地区公民館、千里新田地区公民館 (担当:まなびの支援課) なお、その他の市が管理する施設につきましては、御希望の設備がある施設はございません。	まなびの支援課	R5.3.28	R5.4.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
250	続・阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務の工事について教えてください	2/28に投稿で3/7に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 Q5[再掲]:吹田市が発注する工事では、工事に関する看板が掲示されていませんので速やかに掲示願います。 A5-市:委託業務ではありますが、通行人、市民への周知は必要と判断しすぐに掲示いたしました。 ⇒3/22に現地を確認しましたが、前回投稿から約20日余りが経過。工事の看板は見当たりませんでした。吹田市の他の工事では、工事に関する看板が設置されていますのでこの現場でも速やかに掲示を願います。 ・看板の掲示について私の考えは、公金(税金)を使っている工事であることから、市民に告示が必要と考えます。 ・吹田市は、この現場での看板の掲示をされない理由を教えてください。 ・もしかして私が看板を見つける事が出来なかったのかもしれませんが、現地の看板の掲示状況の位置ならびに内容が分かる画像を回答文に先駆けてメールいただけませんか。 ・駐輪場横の歩道を通られる方々は、「何の工事やろ、どうなるんやろ、いつ迄するんやろ、歩道上での作業もあり安全面で大丈夫なのか、もしかの時の連絡先はどこなのか…」など単純な疑問点が有る筈。 Q5[追加]:労安法での高所作業や公道上での作業も有り、「労災保険関係成立票」および「施工監理者(有資格者)」の掲示も願います。⇒添付画像-1 吹田警察署の外壁塗装工事例 ・落札者である元請事業者が「建退共」に加入されていれば、この掲示も願います。※国が創設した建設現場で働く方のための退職金制度で、吹田市発注の他の工事現場でよく見ます。 Q6[再掲]:仕様書には、壁面についてタイルの文言が有り、作業時の落下防止対策・通行人の安全確保【中略】、危険な要素が有り。【後略】 A6-市:作業時に作業エリアに一般の方が立ち入りしないよう、安全対策のための人員を配置しております。 ⇒3/22-現地の作業状況。駐輪場の柱の塗装作業では、パイロンの設置も無く、警備員の姿も無く、不安全作業そのもの。市はどのように指示されたのでしょうか。⇒添付画像-2 不安全作業 また作業は、脚立に乗り左手に鏝、右手にこて板を持っており、こて板の横には通行人の顔が近くに、脚立上での不安定な作業姿勢。作業員は背中側からの通行人の動向が分からず、通行人に怪我の恐れが大。 ⇒速やかに現地確認の上、元請事業者、施工監理技術者への安全指導の徹底により、現場の安全管理による安全確保を願う。 Q10:危機管理室への質問です。今までに数多くの不安全事故の発見の都度、供覧をしていただいております。吹田市の「安心・安全のまちづくり宣言」の主管部所の見解と今後の取組方針を教えてください。 ※写真については、公表しておりません。	Q5について 工事に関する看板等につきましては、すぐに掲示させていただいておりますが、塗装工事をする際に一旦取り外しをしており、再度掲出させていただきます。 また、「労災保険関係成立票」・「施工管理者」について、施工業者に確認したところ、労災保険は成立しており、有資格の施工管理者も配置しているものの、「委託業務」として業務を請け負っていることから掲示を行っていないものとのことです。御意見の内容を踏まえましても、本来であれば掲示すべきものであったと存じます。本事業につきましては、終了しておりますが、今後同じような業務委託をする際には、その内容を鑑み必要な手続きを行うよう徹底いたします。 (担当:シティプロモーション推進室) Q6について 2月28日にいただいた御意見をもとに、事業者に安全配慮の状況など確認したうえで、今後の作業についても通行人等に対する安全確保を行うよう口頭で指導しておりましたが、今回そのような安全配慮ができていない状況があったとのことで、再度指導を行い、作業回りに交通誘導員を配置し、通行人への安全配慮を実施したと報告を受けています。(パイロン等の設置について現視しました。) (担当:シティプロモーション推進室) Q10について 市内の危険箇所等について、たびたび御指摘・御意見を頂戴し、誠にありがとうございます。公共施設につきましては、所管する各部署が日々点検等を行い、状況に応じて修繕等の対応を行っておりますが、早期に発見し迅速に対応するためには、市民の皆様のご協力が不可欠と考えます。これは、「安心してくらすことのできる安全なまち」を目指し、市民・事業者・行政がともに協力していくことを表明した「安心安全の都市(まち)づくり宣言」の基本理念でもありますので、今後とも御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。 また、同宣言については、都市環境づくりだけでなく、福祉や地域活動など行政としてあらゆる施策の実施に通ずるものと考えております。今年は宣言を行ってから15年が経過した節目の年にもなりますので、改めて職員への周知を図ってまいります。 (担当:危機管理室)	危機管理室、シティプロモーション推進室	R5.3.24	R5.4.6
251	週刊誌が吹田市のイメージダウンとなる記事掲載に対して、反論・抗議をお願いします	3月20日に週刊SPAが『大阪の「住んではいけない新興ベッドタウン」トップ3。投資家が選んだ3位は吹田市』の記事が…Yahooニュースに。 ・吹田市民として容認できません。記事のエリアの住民の方々の尊厳を守るために吹田市の情報・データを持っている吹田市に、出版社に対して、反論・抗議をお願い致します。	このような記事が掲載されたことに対しましては、本市としましてとても残念に感じております。 しかし、週刊誌に抗議等を行う事によって更なるイメージダウンの記事を掲載されることも懸念されることから、反論や抗議は行いません。 本市は、暮らしにおける多くの場面において水準が高く充実していることが特徴であることから、今後もこれらの特徴を発信するとともに、新たな魅力づくりやそれらの発信についても取組んで参ります。	シティプロモーション推進室	R5.3.27	R5.4.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
252	続・吹田市のウクライナ関連の情報を教えて下さい。	2/27に投稿で3/13に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 *Q1:前回の質問[再掲]、ウクライナから吹田市に避難されている方の「現在の避難・生活状況・支援状況について、困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出をお願いします」…について教えて…。 A1:[人権政策室]ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。 ⇒Q1:吹田市に避難されている方の報道について、人権政策室は「プライバシー保護の観点からHPへの掲出は控えている」との事ですが、先日スーパーで東欧系の親子を見ました。避難されている方たちの意向も同じでしょうか。 ※先日、大阪府下の某市の取組が全国紙に顔写真付きで報道されていました。また先月にはTVで何件かの顔出し報道もありました。 ⇒Q2:吹田市に避難されている方の人数ならびに吹田市がこの1年間で支援をされた内容を教えて下さい。吹田市は今後、どのような支援を考えておられますか。 ⇒Q3:避難されている方のニーズで、吹田市民が今後支援が出来る事を教えて下さい。 *Q2:前回の質問[再掲]、吹田市HPの「ウクライナ支援・寄付」のサイトが、いつの間にか削除されています。 A2:[福祉総務室]吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。 ⇒Q4:「ウクライナ人道危機救援金を受け付け」を終了するのであれば、吹田市HP(Top頁)の新着情報に掲出すべき。 ⇒Q5:吹田市のHPで、今年の2月10日に「ウクライナ人道危機救援金の受付期間を再延長します。令和4年3月2日から令和6年3月31日まで」…のサイトが有り、市の回答は間違いです。 吹田市民への周知として、吹田市HP(Top頁)の「大切なお知らせ欄」に「海外救援金」の掲出願う。 ※吹田市のこのような現状は、吹田市の福祉行政が問われることになります。	Q1について ウクライナ避難民の方の状況等について、プライバシー保護の観点から市ホームページへの掲出などを差し控えることは、避難されている方々の御意向でもあります。 (担当:人権政策室) Q2について 本市に避難され、総合支援窓口である人権政策室が支援をしている方は6名です。市として行った主な支援内容は、市営住宅の提供、生活支援金の支給、住民登録、国民健康保険加入等の手続きです。今後も引き続き、避難民に寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいります。 (担当:人権政策室) Q3について 市が避難をされている方のニーズに応じて、引き続き支援を続けていくことから、市民の方には、市が避難されている方への支援に対しての御理解をいただければと考えております。 (担当:人権政策室) Q4について 同様の場合につきましては新着情報に掲出するべきか検討いたします。 (担当:福祉総務室) Q5について 吹田市社会福祉協議会で受け付けておりました「ウクライナ人道危機救援金」につきましては、令和4年12月末で終了しております。その一方で、吹田市が事務局をしております日本赤十字社大阪府支部吹田市地区の「ウクライナ人道危機救援金」については、引き続き令和6年3月31日まで受け付けております。なお、ホームページ内の大切なお知らせ欄への掲出につきましては、ホームページ管理部門と重要性を考慮しながら検討いたします。 (担当:福祉総務室)	人権政策室、福祉総務室	R5.3.20	R5.4.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
253	4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化されますが、吹田市の市民への周知状況について教えてください	道路交通法の改正(令和4年4月27日公布)で「今年の4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化」について報道されていますが、吹田市は、市報すいた 令和4年11月号に「11月は自転車マナーアップ強化月間」のページで、「自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務になりました」の一文があるのみです。今年4月から実施の文言は無し。 Q1:【広報課への要望】吹田市報の3月号には「自転車のヘルメット着用が努力義務化」についての記事が掲載されていません。吹田市民への周知で市報4月号に掲載ならびにHPへの掲出をお願いします。 Q2:吹田市内の小中学生・高校生・大学生および市職員などへのヘルメット着用について、令和4年5月以降の周知はどのようにされましたでしょうか。 Q3:吹田市には、多くの市営駐輪場が有り、利用者への周知はどのようにされていますか。また通勤・通学での利用者も多く、ヘルメットの一時預かり用のコインロッカーなどの検討はされているのでしょうか。 また他市では、ヘルメットの購入代金の補助のニュースもありますが、吹田市は考えておられますか。 Q4:シェアサイクル実験も行われており、ヘルメットの着用について運営会社との協議はどのようにされているのでしょうか。今後の方向性は？。 Q5:吹田市HPのシェアサイクルのサイトの「他市のサイクルポート」の項において、豊中市・西宮市がリンク先エラーになります。池田市の実験はR5年3月31日に終了予定となっています。改善が必要。 Q6:吹田市HPの吹田市内の交通事故発生状況(高速道路を除く)のサイト内の大阪府警リンク先-2カ所がエラーになります。改善が必要。 Q7:阪急電車吹田駅北側・商工会議所横の踏切道で吹田市役所への朝夕の通勤される職員の方が多く通られます。吹田市が設置している注意看板「注意」自転車は押し通るを」が有ります。⇒添付画像参照 夕方の退庁時刻を過ぎて暫くすると、10人余りの人が乗車したまま続いて渡ります。少し上り坂の状況からスピードも出ており危険ですので指導をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 市報4月号の掲載は×切を過ぎており掲載できませんが、ホームページへの掲出は進めております。 (担当:総務交通室) Q2について 吹田市内の小中学生、高校生、大学生の周知につきましては、今後、交通安全教育などを通じて周知を図ってまいります。 (担当:総務交通室) 本市職員への周知については、令和5年3月23日に非正規の職員を含む全職員に対して、率先して着用を努めるよう「職員の通勤時のヘルメット着用について(通知)」と題した、総務部人事室長通知を発出しております。 (担当:人事室) Q3について 市営自転車駐車場に関しまして、利用者への周知及び啓発については、場内への掲示を検討しております。 一時預かり用のコインロッカーについて、現在は設置をいたしません。他市及び民間駐輪場の動向を参考に、今後検討させていただきます。 ヘルメットの購入代金の補助について、吹田市では現在補助はありませんが他市の状況を鑑みて今後検討してまいります。 (担当:総務交通室) Q4について シェアサイクルに関しましては、事業者と市担当課にて対面方式にて協議を行いました。その結果、今後の方向性として、シェアサイクル利用時のヘルメットに関しては、利用者が各自で持参することとなりました。 (担当:総務交通室) Q5及びQ6について リンク先を修正いたしました。 御指摘いただき、ありがとうございました。 (担当:総務交通室) Q7について 本市職員による危険な通行について、御迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。御指摘の場所については、これまで近隣住民の方から苦情・相談等を受けており、本市としても管理職員の集まる会議等での指導及び非正規の職員を含む全職員に対しての通知等を重ねてきたものでございます。交通ルールの遵守に関して、引き続き周知徹底を図ってまいります。 (担当:人事室)	人事室、総務交通室	R5.3.22	R5.4.4
254	吹田市の「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」が半年経過。速やかに更新されたい	・吹田市の広報課が発信しておられる「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」は、吹田市の多くの公共施設の掲示板に掲示されており、また。民間のスーパーにも依頼して、掲示されています。 ・現在、掲示されているものは、『新型コロナウイルス感染症情報(第70報)【令和4年9月28日現在】』で掲示から約半年近くになり、この間に政府・大阪府・吹田市が状況の変化により、いろいろな施策が変更され、最近ではマスク着用について変更されており、実態と異なる内容の張り紙は、市民に間違った情報提供になります。 Q1:何故このようになっているのか、職場で誰も気付かれないのはなぜか、速やかに更新されたい。掲示板の位置が直射日光が当たる箇所では、日焼けで退色し始めて見栄えも悪いです。 Q2:吹田市では、公民館他、多くの公共施設で掲示されており、それぞれの施設の方が疑問を持って広報課に「いつまで掲示をしておくのか?」問い合わせをされないのが最大の危機。危機管理面で非常事態です。全部局に関連すると思いますので、全部局は再確認と徹底をされたし。 Q3:民間施設での掲示は「吹田市から要請を受けて掲示を…」と言っておられる事から、一度お礼・謝罪の連絡をされたら… ⇒添付画像、民間施設での掲示 ※写真については、公表しておりません。	新型コロナウイルス感染症情報につきまして、古い情報が掲示されたままになっており、大変申し訳ございませんでした。掲示を依頼しております施設所管部署及び協力いただいている民間事業者様に至急取り外すよう依頼いたしました。今後は発行しました掲示物の掲示期間等の管理につきまして徹底してまいります。なお、感染症情報につきましては、感染状況が落ち着いていることや、新型コロナウイルスの分類が5類に変更されることなどから、発行を終了いたしました。	広報課	R5.3.27	R5.4.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
255	北千里駅バス停〇〇番乗り場で絡んできた不審者について(その3)	「先日、市民の声をいただいた時点で、2、5及び61についての大阪府に係る事案は大阪府へ、1及び33についての警察に係る事案は吹田警察署へ、既に情報提供し市としての対応は済んでおります。 なお、今後の他機関に係る事案については、市として対応しかねるため、各機関へ直接連絡してください。 また、41についての市民の声の公表は、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。 以上、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。」 何だこの対応は。意味不明だ。 あのさ、全くわかってないよな。 まず何が今後は自分で連絡しろだ、今まで対応してくれたじゃないか。 前から言ってるだろ、一個人が警察なんかの公安や他の機関に申し出たところで真面目に対応するわけがない。だから行政の方からも通報をお願いしてるんだけど。 北千里駅に一時期警察官が立ってたのも俺ら市民が行政経由で警察に情報提供してたからパトロールが増えたんだよ。そのころ、警察官に話しかけてる人も何人もいたし。銀行の前に立ってればまあ何かあったかと思うわな。 しかも今まで伏字で公開していたのに公開しないとは？ふざけんなよ。 絶対公開しろ。知る権利の侵害だろ。 みんな吹田市がヤバくなってる事実について知りたがってると思うぞ。おかしい奴はすぐにわかる。 他の駅や路線より北千里は見るからにヤバいのが多すぎる。 お前らのせいだからな。生まれ故郷の北千里をめちゃくちゃにしやがって絶対許さない。 まあ市にとって都合悪いから公表したくないんだろうけどそんなこと許さないから。公表すれば評判が下がって転居する人続出しますからね。 真摯に対応できるまで回答しないで。	他機関に係る事案については、以前から、本市ホームページでの市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォームの注意点や〇〇様への返信メールにおいて申し上げているとおり、国や府などに関することについては、市ではお答えできませんので、それぞれの窓口にお問い合わせいただくよう、案内しているものです。 また、市民の声の公表については、前回の回答では、伏字の程度について説明したものです。	市民総務室	R5.3.16	R5.3.30
256	北千里駅ホームで危険人物が多すぎる	3月1日〇〇時〇〇分北千里発の天下茶屋行き電車の〇〇号車〇〇番ドアに並んでいたところ、前にいた男とトラブルになりました。 去年9月に続き過去2年で2回目。北千里駅バス停も含めれば3回目です。 コロナ前は駅や電車内トラブルと言えば3年で3回ほどでしたが、コロナになってからは3年で8回と3倍近くなっています。 この男、私が数年前からいつも乗っているのに乗っていないから最近乗り出していて、おかしいなあと思っていたらやはり危険人物でした。 私と相対して座りそしてぶつづつるさいんだよねと暴言を吐いてきたのです。明らかに侮辱罪となる犯罪です。 まず阪急電鉄に相談しますが、阪急電鉄はこのような危険人物を何度通報しても何もみませんね。車両を変えろだとか時間を変えろだとか。 そんなことしても他の時間帯や車両で危険人物がいたら同じこと。そしてそれを繰り返すといずれ電車に乗れなくなります。 最近は何年前までと違い、早朝であっても油断できません。 早朝の電車内は大抵メンバーが固定されていて座る席も同じだが、たまに違う人物が乗ってくることもある。 いつもと同じ人物ならまず安心だが、そうでない者が乗ってきた場合は特にに警戒しなければならぬ。 そういう場合は高確率でトラブルに巻き込まれるのだ。 2020年7月に北千里〇〇時〇〇分発天下茶屋行き電車(〇〇号車〇〇番ドアから乗車中)が北千里駅停車中に殺すぞと脅迫した事件の男、そして去年の9月12日にも北千里駅〇〇時〇〇分発天下茶屋行き電車を持っていったところ、駅ホーム(〇〇号車〇〇番ドア)で言いがかりをつけてくる〇〇の危険人物がいました。このような人物も野放しでしよな。警察もまともに機能してませんし。 何度も言っているが、すべては府営住宅を安易に高層化し、質の悪い住民を入れまくった吹田市が悪い。 まあ吹田市職員は吹田市の住民でない者も多いだろうから吹田市の治安がどうなろうが関係ないのだろう。ただ人口が増えて税収が増えればどうでも良いとの考えのようだ。吹田市の行政は税金が高いだけで市民の暮らしのためにお金が使われていないように感じる。 これは本当に終わっている。 ちなみに、犯罪について話ると外国人がどうのという人が必ず出る。 移民反対派は移民を入れたら悪さをすると思っているが、実際悪さをしているのはほぼ日本人だ。 私は外国人とトラブルになったことはない。 日本人となら数え切れないほどある。 おそらく20回以上か？ 鉄道会社は対策を始めているが防犯カメラなんて付けてもそれほど効果はありません。 最近の犯罪者は見られても振られても平気です。 番痴いのは逮捕されて刑務所に入れられることでしょから、1編成に1名警備員を同乗されるのが効果的だと思います。 東海道新幹線なんかそれでうまくいってるでしょう。 あれはさすがに効果的だ。 警備員が通るときの緊張感半端ないですもん。居強い警備員、あの感じなら新幹線車内も安心ですね。 そのために運賃が多少上がっても構いません。 日本全土で強盗や殺人事件が増え、戦後最悪の治安となりつつある今の日本、どうにか安心して電車に乗れるようにしてください。 昭和生まれで生まれも育ちも北千里だが、昔なんて絡んでくる不審者なんてほとんどいなかった。その代わり露出狂くらいはいた。 前に車内トラブルで警察を呼んで警察官と話したときも、最近目は合っただけで喧嘩を売ってくる頭のおかしい人が増えてると言っていたくらいだ。 吹田市としても行政から阪急電鉄等の鉄道会社に補助金を出し、警備員を車内に常駐させて駅構内、そして電車内での犯罪やトラブルを未然に防いでほしい。 最後にこの男の警察への情報提供をお願いします。 そして不審者案件であるためすべて公開する義務があります。伏字にせず時間帯や場所もすべて公開してください。第二の被害者を出さないためにお願いします。	電車の安全性確保について 阪急電車内の安全性については、当該電鉄会社が確保するものであることから、本要望内容を阪急電鉄株式会社に伝えてまいります。 (担当:総務交通室) 市民の声の公表について 市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。 (担当:市民総務室)	市民総務室、総務交通室	R5.3.2	R5.3.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
257	北千里駅バス停〇〇番乗り場で絡んできた不審者について(その2)	この件について回答を頂いたが、「市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。」とあるが、公表しないのは絶対許さない。 伏字でもいいから公開し、次の要望についても真摯に対応すべきだ。 私が要望したのは次の1～6だ 1. 要望ですが、1番乗り場の前のジャンボの店の前にも警察官を立ててほしいです。前は立ってて安心だったのに。 2. そして大阪府迷惑防止条例に卑猥な言動(主に痴漢)がありますが、ここに人にみだりに絡むことも追加してほしいです。そして双方の行為に対し厳罰化をお願いします。 3. また吹田警察への情報提供、警察での不審者情報公開(ガッコム等)をお願いします。 4. 不審者情報ですのでこの前の9月の事件みたいに〇〇などでごまかさず時間等きちんと公開してください。 ごまかせば何時にこのような事案が起きたかわからず近隣住民を不安に陥れます。 5. そして、この男が〇〇近辺に住んでいることは確定したので藤白台1丁目や3丁目の府営住宅を中心にエントランスの掲示板などで周知をお願いします。 6. 最後にもう府営住宅の高層化はやめてください、もしする場合は北摂に20年以上住んでいるなど厳格な要件を設けてください。そして火事を出した場合と同じく他の市民とトラブル(迷惑行為含む)を起こしたり、事件を起こした場合は退去させるなど厳しくしてください。 対応したのは4だけでも個人情報か～とか言って不十分な回答。 こんな自治体でどうするのか。市民の命も治安も守れない高給だけむさぼるような職員が許せない。 ほかの5項目に対し(4は伏字でも公表する)すべて対応し、結果がわかってから返答ください。	先日、市民の声をいただいた時点で、2、5及び6についての大阪府に係る事案は大阪府へ、1及び3についての警察に係る事案は吹田警察署へ、既に情報提供し市としての対応は済んでおります。 なお、今後の他機関に係る事案については、市として対応しかねるため、各機関へ直接連絡してください。 また、4についての市民の声の公表は、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。	市民総務室	R5.3.6	R5.3.15
258	吹田市のウクライナ関連の情報教えて下さい。	24日にロシアがウクライナに侵攻後、1年が経過。ロシアはウクライナに対してインフラの破壊や民間人の虐殺など非道を重ねています。 Q1: 吹田市では、後藤圭二市長様が、昨年3月にロシア連邦大統領に対して核兵器の使用を示唆した事に抗議文を発信されましたが、以降もロシアはウクライナの前発を占拠の報道が有りましたが、吹田市長様は何か行動をおこされたのでしょうか。 Q2: 吹田市では、ウクライナからの避難民の受け入れの報道が有りましたが、現在の避難・生活状況・支援状況についての発信が吹田市からは何も聞こえてきません。困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出をお願いします。 Q3: 吹田市HPの“ウクライナ支援・寄付”のサイトが、いつの間にか削除されています。吹田市で受付されました寄付金の集約状況の報告をお願いします。	Q1について ロシアによるウクライナの前発占拠の報道に対して、特段ございません。(担当: 人権政策室) Q2について ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。(担当: 人権政策室) Q3について 吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。 また、日本赤十字社大阪府支部では現在も同救援金の受付を行っており、市役所本庁や出張所などに募金箱を設置しています。吹田市で受け付け、日本赤十字社大阪府支部へ送った救援金は令和5年2月末現在で278,774円となっております。(担当: 福祉総務室)	人権政策室、福祉総務室	R5.2.28	R5.3.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
259	健康増進法違反2件	健康増進法の違反2件を通報します。 (1) 吹田市立健都ライブラリーの建物の横に展示されている新幹線の車両中、デッキは禁煙と掲示されていますが、車内(6号車自由席)の壁には喫煙マークが掲示されたままです(写真参照)。これは健康増進法に違反してませんか？喫煙マークは消すべきだと思います。喫煙車両は過去の遺物で今日は許されません。 (2) 4回目の通報となりますが、〇〇の店内に灰皿が2つ設置されたままでした。健康増進法30条違反です。 そして店主らしき男が2月5日16時25分頃に店内で紙巻タバコを喫煙していました。これは健康増進法29条違反です。 早く罰則を適用して下さい。全然改善が見られません。 吹田市長は先日のスモークフリーフェスタで吹田市は「ソフトパワー」でスモークフリーを進める等と言ってましたが、健康増進法は国の法律であり、このような悪質な事例には毅然とした態度で臨むべきです。 ※写真については、公表しておりません。	(1)について 当該車両が建造された当時は喫煙車両が存在していたため、御指摘のマークが掲示されています。また、展示物としてできるだけ当時のまま保存しております。当館は全館禁煙の施設でございますが、利用者の方が勘違いなさらないように、新幹線の入り口に注意書きを掲示いたします。 (担当:中央図書館) (2)について 本市では、これまで当該管理権原者に対し、複数回にわたって法令に基づく改善指導を行ってきたところです。 この度いただきました通報内容を受け、改めて職員による現場確認及び管理権原者へのヒアリングを行った上で、施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導等の必要な対応を行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室、中央図書館	R5.2.22	R5.3.9
260	市議会の在り方について	百条委員会傍聴いたしました。議事の進め方についてあらかじめ採決まですべてシナリオが決まっているようで、議長の進め方にも、それがよく表れていました。傍聴の意味があまり感じられませんでした。市民としては議員の疑問点や討論を聞きたいわけで、採決のみを知りたいわけではありません。前もって打ち合わせされたことを市民に見せるのではなく真剣な討論をお願いしたい。採決において退席された議員がありましたが討論がしっかりされるのであればそういう方も当然意見があると思います。聞けなかったのは残念でした。	他市議会と同様、本市議会でも、議題となっている案件の表決(採決)を行う前に、討論(その案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること)を行う機会を設けておりますが、実際に討論を行うかどうかは、各議員の判断に委ねられております。 今回頂きました御意見につきましては、議長及び議会運営委員会委員長に報告させていただきます。	議会事務局	R5.2.20	R5.3.6
261	すいた市議会だより掲載の個人質問への回答について	11月定例会号に記載の個人質問「府下1位の市長給与と退職金」に対する市長回答「見直すべき根拠を感じておらず、特例を講じる必要はない」を見て呆れました。確かに、市長給与等を減額して、その分を市施策に使うにしても額がしれていますが、「指導者たるものは自ら規範を示せ」と世の中(民間会社など)では学びます。逆に、見直さなくて良いという根拠を示して頂けますでしょうか？	市長の給料及び退職手当につきましては、条例に基づいて支給していることから適正なものと考えております。 また、現在の社会全体の経済状況におきましては、特例減額の実施に至る程の大きな変化はないものと考えておりますが、今後とも社会情勢等を注視してまいります。	人事室	R5.2.27	R5.3.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
262	後藤市長へ	市政の為に苦勞される日々も多いかと思ひます。 又、市役所の職員さんには、日々の感謝を伝える事が出来ない為、この場をお借りしてありがとうございます。と伝えたいです。 さて、後藤市長には令和2年12月23日付で大人からいじめを受けていると言うSOSをFAXで送らせて頂き、秘書課の方に届いていますか？と電話で確認致しました所、届いています。と返事がありました。 市民の方の質問等で市長名で封筒で送られてるのをみかけて、いじめを受けてるとSOSを出しているにもかかわらず、市長はどうして動いて下さらなかったのですか涙。 寝屋川の広瀬市長なら、きっと職員と一度お会いしたいとか、その後職員さんが市民を守る方法をとっていただろうと思うと、残念です涙。。。。。 全国的にニュースになったいじめも保護者の方が市長をみかけた時にSOSを出した様ですし。これまで吹田市で子供達はいじめにあい悲しみ苦しみ、保護者もどれだけ心配し涙流してきた事でしょう涙。 この対応では、永遠に吹田市からいじめはなくなりませんと言う事をお伝えしたいです涙 秘書課の方は市長にSOSのFAXを渡して頂いていますか？？ その日に渡して頂いていますか？？ 秘書課の方は市民からのSOSに対してどの様な対応をされましたか？？涙	令和2年12月23日付けでお送りいただきましたFAXにつきましては、〇〇様からのご意見として秘書課で収受処理させていただきます、お電話にて対応させていただいております。 なお、市民の方からの個別のご要望やお問い合わせにつきましては、原則担当部局にて対応することを基本としております。	秘書課	R5.2.17	R5.3.3
263	北千里駅バス停〇〇番乗り場で絡んできた不審者について	2月21日〇〇時〇〇分頃、北千里駅〇〇番乗り場の〇〇方面行きの〇〇時〇〇分発のバスを待っていたところ、突然上はグレーとオレンジ(グレーのフード付)、青の帽子で、水色のカバン所持の〇〇代くらいの男に何故ってんねん盗撮？で警察呼ぶぞと脅されました。 私は通院しようとして病院に向かいましたが、診察時間が変わっていたから診察してもらえず帰る途中でした。 何故ってんねん警察呼ぶぞではありません。おかしい人だから証拠のために撮影しているのです。 そうした結果、現に絡んできてますし不審者確定です。 私は警察経験者等ではありませんが、最近この手の輩は見た目が違うのでだいたいわかるようになってきました。まあそれだけ治安が悪化している証拠なのですから。 そもそも盗撮は下着や裸を撮らない限り成立しないのは明らかです。わけわからないことほざいてるのはこの男です(女性のお尻などを追いかけて数十回にわたり肢体をみだりに撮影したなどの例外あり。だがこいつは男だから関係ない)。 その男は家の定府営住宅の林立する〇〇で降りて〇〇へ入っていききました。 そもそも前から何度も言っています。吹田市北千里の治安は既に終わっている。 そして約10年前から府営住宅を建て替えて住居数を倍増させたからこうなっていると何度も警告しました。 その警告を無視して吹田市側が建て替えた結果がこれです。 隣の古江台でも工事が行われており(古江公園の隣ではなく古江公園の隣の府営住宅横の道路を挟んだ向かい)元の府営住宅は潰されています(マッドで見ると元B11様の付近)が、こども高層化するつもりなのでしょうか？ そして、北千里駅周辺にこういう輩が蔓延しているのはすべて吹田市の行政の責任です。 隣の豊中市でもどこかわかりませんが同じように府営住宅を建て替えてヤバい人が大量に入っているようですね。 もう北摂の治安は終わりつつあります。 豊中市といえば、東豊中に緑丘という超高級住宅地がありますが、その近くにも団地があります。 そしてそこを高層化なんてしてしまつたら、、、おわかりですね、千里中央の治安までも終わることとなります。 まあ調べるとこのあたりは団地と言っても、府営ではなくURのようですから高層化しても問題ない(入るのに家賃の100倍の預貯金が必要のと審査が厳しいし、収入も求められるので変な人はほぼ入れない)でしょうね、というより緑丘の方は既に高層化しているようです。 話は戻りますが、私が生まれ育った吹田市北千里がこんな形であつていくのが許せません。 ハコモノなんていらなから治安をどうにかしてください。治安維持に税金を使つてほしいです。どうにかして昔のあの頃の北千里を返してください。本当にこれは日本の恥です。北千里駅前に一時期立っていた警察官はどこへ行ったのですか？たまにリそな銀行前に立っている以外最近見かけませんが。 1. 要望ですが、1番乗り場の前のジャンボの店の前にも警察官を立たせてほしいです。前は立ってて安心だったので。 2. そして大阪府迷惑防止条例に卑猥な言動(主に痴漢)がありますが、ここに人にみだりに絡むことも追加してほしいです。そして双方の行為に対し厳罰化をお願いします。 3. また吹田警察への情報提供、警察での不審者情報公開(ガッコン等)をお願いします。 4. 不審者情報ですのでこの前の9月の事件みたいはに〇〇などでごまかさず時間等きちんと公開してください。 ごまかせば何時にこのような事件が起きたかわからず近隣住民を不安に陥れます。 5. そして、この男が〇〇近辺に住んでいることは確定したので藤白台1丁目や3丁目の府営住宅を中心にエントランスの掲示板などで周知をお願いします。 6. 最後にもう府営住宅の高層化はやめてください、もしする場合は北摂に20年以上住んでいるなど厳格な要件を設けてください。そして火事を出した場合と同じく他の市民とトラブル(迷惑行為含む)を起こしたり、事件を起こした場合は退去させるなど厳しくしてください。	市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。 以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。	市民総務室	R5.2.22	R5.3.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
264	市役所の皆様へ	いつも市民の為にご苦労され感謝申し上げます。2018年からずっと本署にも何かあるのですか？教えてほしい。何かあったら電話くれませんか？とずっと訴え続けてきました。チラシを配布する際にバトカーが来しました。その後、市役所に行った際にも違和感や、各課に電話した際にあつちよと待って下さいね。と8秒待たされる事が連動して発生し、何かで団結されている様に市民として感じとりました。その後、ある場所の駐輪場とか行くと待ち伏せしたり、付きまとう人そう言う事も沢山ありました。その頃、ある議員さんに、市民は生活が苦しいのに何故議員さんは報酬が上がったのですか？と電話しました所、その方は非通知では電話を受け付けて下さらないので通知して電話した所、いきなりあつ。あなたですわね！書いたのあなたですわ。と言われどう言う意味ですか？と申し上げましたら、いやいやあなたですわと言われ、電話の声を聞いて、電話番号で書いたのが電話の相手だとわかる事に、驚きと個人情報漏洩されている事にショックを受けました。その後、江坂の自転車置き場に行った際も、料金の支払いをする方とは違う方が、どちらからともなくあらわれ、これからどちらに行かれますか？と聞かれたり、スマホを契約に行く際も、待ち伏せしてるかの様に吹田市役所と名前入りでトラックも吹田市役所と書いていて、そこを通ったら2人がスマホを盗し、違和感がありました。行く先々で吹田市役所の車に遭遇し違和感がありました。その頃、吹田市役所の職員さんから色々聞いているのよ。。。と言う市民の方から聞き連動してると思いました。その頃から監視を受けていました涙。吹田市では令和4年11月無線通信式防犯カメラ機器を80,460,000円で契約し人員も採用されています。そのカメラで市役所、メイシアター、図書館などの方達と連携し監視をおこなわれています。危機管理室の防犯の方が警察は何かしないと動けない様ですと言われました。私にも、警察は付きまとうたりした人が居た時に110番して下さいと言われます。警察の方に、以前住んでいた所ではこう言う事があったのか！と聞かれましたが、そう言ういじめとかある街ではなかったので、まったくありませんでした。と答えました。 危機管理室の方が元職員であっても、職員であってもあつてはならないですよと言う様なニュアンスで言われており、泣きながら吹田市からいじめをなくしませんか？これまで沢山の子供達もいじめにあってきました。保護者も心配しどれだけ涙流してきましたか？？危機管理室の職員さんでもどの課の職員さんでも同じです。いじめを無くす為に訴えかけました涙。いじめをなくそうと働きかけるのは市役所です。その市役所に監視を受け、いじめの様な事をずっとされてきています。これから未来ある子供達の為に！！吹田市からいじめをなくす為の発言をしていきたいです。	本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。 また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。 引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。	人権政策室	R5.2.24	R5.3.2
265	看板設置への感謝と、別の公園についてのタバコ問題について	先日はゆりのき公園での喫煙に関する看板を早急に設置して頂き、ありがとうございました！ 最近まで住んでいた大阪市では考えられないスピードで動いてくださってとても驚きました！他の保護者の方も喜んでいました。本当に有り難いです！！ありがとうございます。 ゆりのき公園同様に、佐井寺北公園と佐井寺新池公園でも喫煙者やポイ捨てがとても多く困っています。 北公園の遊具があるエリアは狭いので公園内(特にベンチ)や公園周辺で喫煙されると逃げ場がありません。子供たちがいる時にも遠慮なく喫煙者が居ます。 新池公園は、何故かトイレ周辺で喫煙する人や歩きタバコで通過したり横切っていったりして行く人が多く、子供たちの利用も多い公園なのに喫煙者と遭遇する確率が高すぎます。小学校の目の前ですし、もっと注意喚起して頂けませんか？両公園とも吸い殻のポイ捨ても多く危険です！ そもそも公園や学校周辺は特に禁煙にしてほしいです…。仮に立ち止まっても風があれば煙は10メートル以上広がりますし子供たちが強制的に受動喫煙させられているのが現状です！ どうかよろしくお願いします。	別の公園について 佐井寺北公園と佐井寺新池公園につきましても状況確認を行いまして、喫煙に関する注意看板の設置を検討してまいります。 (担当:公園みどり室) 受動喫煙対策について 大阪府では、受動喫煙防止条例により、全ての府民に対し、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努めることが義務付けられています。 そのため、喫煙者の方には、公園や学校周辺といった喫煙場所に関わらず、受動喫煙の防止に必要な配慮をいただいているところですが、特に受動喫煙が生じる恐れがある場所については、管理権原者に対し、個別に看板の設置等の対応を依頼しているところです。 この度御意見をいただいた公園等についても、現場を確認の上、関係者に対して必要な対策を講じるよう働きかけを行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室、公園みどり室	R5.2.17	R5.3.1

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
266	吹田市の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)こそ、性能発注方式が最適です。	令和4年12月7日のNHK「おはよう日本」では、老朽インフラ点検で早急な補修が必要と判断された後、自治体の財政難や人材不足により、5年を超えても未補修のままの橋やトンネルが全国に7千箇所余りがあると報道されました。建設後50年超の老朽橋の割合が現在の約3割から10年後には約6割に倍増することや、老朽インフラ対策は特に小規模の自治体で予算や人員が厳しいため十分に進んでいないと国土交通省が認識していることも報道されました。 しかし、自治体の人材不足解消の見込みは無いため、自治体の補修工事発注業務を効率化し限り、未補修のままの老朽インフラは増加の一途を辿ります。それゆえ、老朽インフラ対策で喫緊の課題は、補修工事発注業務の効率化です。 ところで、自治体の老朽インフラ補修工事は、道路補修工事や水道管更新工事と同じ仕様発注方式で実施されています。仕様発注方式とは、詳細仕様を確定させた工事仕様書を準備して積算で予定価格を策定した上で施工を発注する方式であり、自治体には多大な発注業務負担がかかっています。そこで、性能発注方式に切替えば、自治体の発注業務負担を数分の1にできます。性能発注方式は、要求要件を示す要求水準書を準備して見積書の徴収査定で予定価格を策定した上で設計と施工を一括発注するからです。自治体の発注業務負担について、水道管更新工事の不適切発注事業を例として次に記載致します。 大阪市水道局では、仕様発注方式に起因する水道管更新工事の不適切発注事業が令和元年に発覚しました。平成24年から29年に大阪市水道局が発注した千件余りの水道管更新工事の9割強(五百社近い業者が関与)で、工事仕様書の指定と異なる安価な埋戻材料が使用されていました。仕様発注方式での工事完遂に欠かせない「発注者側による監督」が、殆ど行われていませんでした。業務多忙が原因です。大阪市水道局では、年間約70kmの水道管更新工事の発注業務に190人の事務職員がいますが、仕様発注方式では、工事場所ごとに詳細な施工図面を作成して緻密な積算で予定価格を策定するため、発注前の業務に多大な労力を要するからです。このような仕様発注方式を用いてきた結果、大阪市水道局では、道路の耐久性を今更調することも困難な状況を招いてしまいました。 この問題の根本的解決策は、性能発注方式への切替です。性能発注方式では、監督の徹底を含めて、従前の数分の1の職員で対応できます。なぜならば、性能発注方式では、場所を変えて同種工事を繰り返す場合には、要求水準書は、要求要件に係る文言の一部修正と現場の写真・見取図の差替で迅速的確に作成できるからです。予定価格も、複数の受注希望業者(設計と施工のいずれの業者でもOK)から徴収した見積書の査定により、迅速的確に策定できるからです。つまり、性能発注方式は、自治体の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)に最適と言えます。 ところが、全国の殆どの自治体は、性能発注方式を忌避してしまっています。 自治体では、性能発注方式の活用に向けて、設計・施工一括発注方式(性能発注方式)実施要綱・要領の整備が20年以上前から全面的に進められています。しかし、どの実施要綱・要領でも、性能発注方式の対象工事を技術的に高難度な工事(これでは、自治体の小規模工事は全て性能発注方式の対象外となります)としているため、どの自治体でも性能発注方式の活用は不発のままです。加えて、どの自治体でも、地域内小規模業者の受注機会確保の観点から、地域のより多くの業者への発注を目的として、設計・施工分離の仕様発注方式を促進しているのです。 しかし、性能発注方式は、小規模工事を地域内業者に発注したい場合にこそ、大きな効果を発揮します。やり方が問題ですから、管区警察局長情報通信部への会計検査院会計検査(平成13年茨城、平成17年福岡、平成20年と23年神奈川)で「適正に経理されている。」旨の講評を頂いた性能発注方式のやり方を以下に記載致します。ちなみに、会計検査の対象は、土木・建築工事を含めた大中小規模の警察情報通信システム整備工事でした。 要求水準書は、設計・施工上必要十分となる要求要件の記載が肝要です。予定価格は、書面決載で選定した複数業者(候補業者は、従前からの設計業者や施工業者のいずれでもOK)に、要求水準書付の文書で見積依頼して、徴収した見積書の査定で予定価格を策定します。この際、見積書の日付、有効期限、宛先、件名、見積書氏名・捺印の確認と、要求水準書の要求要件について計上漏れが無いかの確認が肝要です。 以上を、吹田市への提言として具申致します。	性能発注方式の導入について、貴重な御意見ありがとうございます。 本市では、PPP/PFI手法導入に関する国の要請を踏まえ、吹田市PPP/PFI 手法導入優先的検討基本方針を定めております。 本方針におきましては、建築物又はインフラ・プラントの整備などの公共施設整備事業のうち、建設、製造又は改修を含むものについては事業費の総額が10億円以上、また、運営等のみを行うものについては単年度の事業費が1億円以上の事業について、PPP/PFI手法の優先的検討を行っているところです。 引き続き、市民に対するサービス水準の向上を図るため、効果的かつ効率的に公共施設の整備等を進めてまいります。 (担当:企画財政室) 本市では市内中小企業の受注機会の確保のため、分離分割発注を行っております。設計・施工を分離発注し、かつ市内事業者者优先発注をすることで、地元企業の育成に努めているものです。小規模工事は案件数が多く性能発注方式で発注した場合、設計事業者又は施工事業者のどちらかが受注機会を失することになることから、導入することは困難だと考えております。 (担当:契約検査室)	契約検査室、企画財政室	R5.2.6	R5.2.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
267	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(6)」	(1)11/16の市の回答は、私が市長より回答頂くようお願いしたもので、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っていました。そのことを確かめる質疑をしたところ、1/25の市の回答で、吹田市文書管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答の時点でそのことを言わなかったのですか？そんなことは私が無知なだけで、市民の常識という認識ですか？しかも、その後の私の質問では「市長が回答頂いた…」というように市長が回答頂いていると認識した文章で質問しているにもかかわらず、その認識を市は訂正していません。私が誤認していることを、市役所内であざ笑っていたのでしょうか。返答された市の職員の方に聞きますが、逆の立場でそのような対応を受けたら、悔しくないですか？私はとても残念です。私なら1/25の回答に誤解を招いたことへの謝罪の文面を入れた後に説明の文面を入れます。この対応に謝罪する気はありますか？ (2)この件に関わらず、市長ご本人に意見を申し上げたり相談したりするには、どのような方法がありますか？ご指導・ご助言頂けますか？ (3)市の私への回答の「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。」はこれまでの市の私への回答を踏まえておらず正確でないです。 「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可していますが、事業者の配慮により可能な限り200mに近い場所の駐車場を周辺住民に残しておきたい場合は、その意向を尊重して計画地からの距離の制限を撤廃し任意の場所に駐車場を確保することで許可しております。」この内容で良いですか？間違えがあればその部分をご指摘ください。 (4)以前の回答(11/16の市長名の回答)で「竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。」という回答があります。市も事業者も検査が終われば、後は事業者が駐車場を解約することを前提に、なあなあで事を進めているように伺えます。だから、私が再三指摘しても、700mも離れたマンション住民が駐車場を借りに行こうと思わない遠方、実際に借りられることのない空き駐車場ができて市は知ったことじゃないと、許可したのでしょ。私は市は無責任な対応をしていると思います。大阪弁護士会に確認したところ、間違った認識のため再質問します。検査済証受領後に駐車場契約を解約された場合は、駐車場附置義務に違反していることになります。市は、是正措置(建築基準法9条1項)として駐車場の契約を締結するよう命じることができます。また、市民は是正措置を執るよう市に求めることができます(行政手続法36条の3第1項)。市も大阪弁護士会の解釈で良いですか？	(1)について 1月25日付の回答につきましては、吹田市文書管理規程の説明の前に、〇〇様への配慮が不足しており、申し訳ございませんでした。 なお、1月25日付の回答にございますように、〇〇様に対するこれまでの回答につきましては、吹田市としての回答であることに相違ございません。 (担当:市民総務室) (2)について 市長に対する御意見や御相談につきましては、市政に対する御意見等として、各担当部局にてお伺いすることとしております。 (担当:市民総務室) (3)について 吹田市では、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。本件については、「市民の方より提出された意見書の指摘事項に配慮し、周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可しております。 (担当:総務交通室) (4)について 区域外駐車施設について、開発工事完了後においても、引き続き確保していただくことが望ましいですが、吹田市開発事業の手続等に関する条例第47条において、開発事業完了後に区域外駐車施設を継続して確保する等の決まりはないため、開発事業完了後に駐車場契約を解約したとしても、市は駐車場契約を締結するよう是正措置を命じることができません。駐車場の管理については、その時々利用状況に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当:総務交通室)	市民総務室、総務交通室	R5.2.2	R5.2.13

市民の声と市の回答(分分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
268	「インフルエンザが3年ぶりの流行」の報道があり、吹田市は市民・関連事業所への注意喚起の周知が必要。	厚労省は昨年12月28日に「インフルエンザが流行期に入った」と発表。大阪府は1月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき市町村に要請。2月2日のメディアは「本格的なインフル流行に警鐘が」「入院患者(第3週)のうち、9歳以下の子供たちが5割。60歳以上の高齢者が3割を占める」…の報道。 吹田市では小中学校での6つの学級閉鎖。⇒速やかに市民ならびに保育園・幼稚園・学校・高齢者施設などへの情報提供、注意喚起が必要。 【NAT'Sの状況】 【西宮市】:第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が13.21となり、“注意報レベル”となりました。(注意報の目安となる値は10) 【尼崎市】:感染症発生動向調査における第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が32.27となり、警報の目安となる30を超えたことから、令和5年2月1日、“インフルエンザ警報”を発令。 【豊中市】:令和5年1月23日～1月29日におけるインフルエンザの定点あたりの報告数(※)は21.31で、“注意報レベル”“注意報レベル”(定点あたりの報告数10.00)を超えました。 ⇒添付画像参照 *豊中市は、HPに感染者の推移グラフ(令和元年度-対比)を早くから掲出されています。 【吹田市】:大阪府下では、警報レベル(定点あたりの報告数30.00)を超えている地域がある…の情報が有りますが、豊中市に隣接する吹田市のHPではインフルエンザの感染情報がありません。 ⇒吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」を2008年にされており、宣言の名に恥じないような取組を願います。 Q1:吹田市では、インフルエンザ感染症に対する、条例・行動基準はありますか？。有れば、その内容に則った発信を要望。 Q2:吹田市のインフルエンザ定点当たりの報告対象の機関数および報告数(令和5年1月23日～1月29日)を教えてください。 Q3:学校伝染病にかかった時のルールについて、吹田市HPの“学校等の保健管理等”のサイトには、コロナについての記載は有りますが、インフルエンザについての記載は有りません。学級閉鎖などについてのルールはありますか？。 ※マスク着用について、報道では「インフルエンザの主な感染経路は接触・飛沫感染のため着用によって感染を防ぐ効果がある」との事ですが、一方でコロナ対応では政府は「今後マスク着用を個人の判断にゆだねることを基本」?…の発言もあり、吹田市のコロナ対応のマスク着用については、インフルエンザとの整合性を考えた発信をお願いします。 ※吹田市の広報、危機管理室に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 当市ではインフルエンザ感染症に対する条例及び行動基準はありません。 インフルエンザ感染症に関しては、ホームページで注意喚起を行います。 (担当:地域保健課) Q2について 当保健所管内のインフルエンザ定点の報告医療機関数は13機関で、令和5年1月23日から1月29日(2023年第4週)の報告数は114件でした。 (担当:地域保健課) Q3について インフルエンザの学級閉鎖の基準については、「当該学級においてインフルエンザ様症状を呈する者が15%以上発生していること」としており、学校長が学校医と相談の上、決定しています。学年閉鎖については、学級閉鎖が同日に同一学年内で複数学級発生し、当該学年で半数以上にまたがっている場合、必要に応じ学校長、学校医、教育委員会で協議を行い決定しています。休業期間は基準を満たした日を起点とし、4日間としています。学級閉鎖等が発生した場合、各関係機関に情報提供を行っております。インフルエンザを含め、その他の感染症の出席停止、臨時休業の基準について、ホームページへの掲載を検討していきます。 (担当:保健給食室)	地域保健課、保健給食室	R5.2.6	R5.2.10
269	吹田市のマークの件です	仕事の関係で吹田市に今年春頃に転居予定なのですが、HPを見ていて気になったのが、吹田市のマークは小鳥(野鳥)でしょうか？(現在大阪市内に住んでおり、自然が少ないため、自然や野鳥に親しみを感じて、休日だけ吹田市や箕面市に出かけており、吹田市のマークが気になっていました)	本市に御関心をお寄せいただき、ありがとうございます。 お問い合わせいただいた吹田市の市章について回答いたします。 吹田市の市章は「吹」と「田」の字を組み合わせてシンボル化したものです。 「吹」は平和のシンボルであるハトをかたちどり、円内の交差する4本の線は「田」を表しています。 周囲は花卉で、まちが美しく発展することを願ったものです。	法制室	R5.2.6	R5.2.10
270	市民の声を削除	市民の声(匿名でない)公表を希望して公表された意見や要望を、市役所側がそれを送った本人に確認することなく削除することはありますか？ もしあるなら、その決まりを教えてください。	お問合せいただいた件につきまして、吹田市市民の声の公表に関する基準に基づき、回答を作成した担当室課が公表について決定しており、公表後に担当室課の決定に変更が生じた場合は、申出人に確認することなく非公表として削除することはございます。	市民総務室	R5.1.25	R5.2.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
271	申請書等の証明書印欄の削除	申請書等の押印について見直しを行いました https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html とありますが、申請書の証明書欄における「印」の記載削除を希望します。 印の記載があることにより、市民が印を必須であると誤認し、押印がない場合、証明書発行機関と無駄なやり取りをしてしまう可能性があります。 詳細は、障がい福祉室とのやりとりをご確認ください。 以下の対応を希望します。 1、行政経営部 企画財政室における全庁的な調査および回答 本意見が妥当な場合、全庁的な調査及び公表をお願いします。 「印」の記載を継続することが妥当な場合、その根拠をご教示ください。 いち個人としてホームページ上に公表されているすべての申請書の不備を確認する時間は確保できません。 2、障がい福祉室の対応経緯及び今後の方針の回答 本件について、障がい福祉室へ連絡をしてから1か月以上放置されており、再送してからも1週間以上返信がありません。 なぜ、対応が遅いのか、なぜ、回答がないのか、ご教示ください。	1について 申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 手続の見直しにより押印を不要とした場合、申請書等の様式を変更することが原則と考えております。 市民の皆様に分かりやすいものとなりますよう、ホームページに掲載している申請書等のうち、押印を不要とするなどの見直しを行った申請書等につきましては、見直し内容が様式に反映されているか、担当所管において確認を行うよう全庁的に周知徹底いたします。 (担当:企画財政室) 2について 回答が遅くなり深くお詫び申し上げます。 回答が遅れた経緯につきましては、12月19日に頂きましたメール内容は市政に対する御指摘と受けとめ、回答の必要性について担当職員が認識していなかったため、遅延してしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。その職員には市民からの問い合わせには真摯に対応するよう指導致しました。 御指摘頂いた医療機関の罹患証明欄の「印」を削除し、ホームページの様式も修正を行い掲載しております。 (担当:障がい福祉室)	企画財政室、障がい福祉室	R5.1.26	R5.2.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
272	続・吹田市は大阪・関西万博2025への応援・支援・市民への開催機運の醸成の姿が見えません。	7月3日に投稿してから6ヶ月が経過しました。全国紙の新聞でも昨年秋頃から万博記事の掲載頻度が多くなり、吹田市周辺の他市では、早くから大阪・関西万博の応援で市民への機運醸成をされており、また吹田市内の商店街では大きなポスターを掲示されています。吹田市は目に見えた形で市民への機運醸成の姿が見えません。⇒添付画像-1、2 新聞記事 ・日本初の大阪万博が1970年に開催され、吹田市は、万博公園や太極の塔の恩恵を受け万博公園では色々なイベント開催も、また吹田市民もこの50年余りに多くの方が入園。加えて全国・世界に吹田市の名前を知らせてくれました。 ・7月6日に後藤 圭二市長さまでの回答は「万博推進局をはじめとする関係団体と連携のうえ、1970年に開催された大阪万博の会場であった本市の特性を生かした魅力発信の取組を検討して参ります」ですが、今は思返しをする立場と考え、市職員および市民に機運醸成を速やかに&主体的な行動を要望。【大阪府】HP-Top頁に「EXPO2025のロゴ」「太陽の塔の画像」が表示。⇒添付画像参照-3 ・2022年11月、2025年大阪・関西万博に向けて、「めざそう!」110歳若返り「展覧2022 in イオンモール」3か所で開催。 ・2022年12月、2025年大阪・関西万博の機運醸成の一環として、公式ロゴマーク及び公式キャラクターを活用したデザインマンホールふたを制作し、12月より大阪市内の歩道等に設置。 【豊中市】早くからHPの各サイトの下段に「EXPO2025のロゴ」が表示で応援されています。⇒添付画像-4 ・2022年10月、「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録。⇒添付画像-5 ・府立桜塚高等学校軽音楽部は、大阪・関西万博をPRするためのオリジナルソングを演奏し、披露にも参加。万博を日本だけでなく、世界にアピールしております。 【池田市】2021年6月、市役所前に「2025大阪・関西万博」の開催を応援する特大横長の看板設置。⇒添付画像-6 ・2022年8月、「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録。⇒添付画像-7 ・2022年7月、「2025大阪・関西万博」開幕1000日前にあわせて「大阪府商店街街魅力発見サイト」を開設。⇒添付画像-8 ・2022年11月、「2025大阪・関西万博」開幕を見据え、「商店街街舗魅力向上支援事業」を実施。 【箕面市】2022年11月、「ミヤマキョウ」のナンバープレートの交付の報道発表で市民への機運醸成。⇒添付画像-9 ・2021年6月8日、自身体では全国2番目、大阪・関西万博「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録を報道発表。⇒添付画像-10 ※募集開始は2020年10月から。府下では、高槻市、堺市、藤井寺市、門真市、茨木市、河内長野市、大阪市、富田林市、寝屋川市、豊中市、八尾市、松原市、岸和田市、阪南市、泉大津市、関西大学…他。大阪モノレール…多くの企業…が登録。 【茨木市】2022年11月、大阪・関西万博を盛り上げるため、大阪モノレール号(ラッピング列車)のポスターは車内および市内公共施設にも掲出。⇒添付画像-11 ・2022年12月、関西大学・大阪車協会公開セミナー「2025大阪・関西万博に向けて地域社会と健康を考える」⇒添付画像-12 【摂津市】2021年2月、第三中学校の2年生が、2025年日本国際博覧会主催のジュニアEXPO2025に参加し、SDGsの取組みについて、発表。 ・2020年10月、国際博覧会担当大臣が北大阪健康医療都市の視察に来られた時に、後藤吹田市長と同行されています。⇒添付画像-13この内容を吹田市はHPに掲載されなかった記憶が…。 また摂津市では、健都のコンセプトを2025年大阪・関西万博のメインテーマとも合致し、健康長寿の取組を世界に発信しているように…。⇒吹田市は、健都の位置づけを2025年大阪・関西万博と関連付けをされたいかと思ひます。 【吹田市】 ・吹田市の商店街の店頭には、EXPO2025のロゴ入りの大きなポスターが何店か掲示されており、市に先行して盛り上げられています。⇒添付画像-14、15、16 【関連情報】 1)吹田市の第4次総合計画のワークショップ時には、1970年万博時のコンパニオンのファッションショーもされました。⇒添付画像-17 2)2019年、吹田市青年会議所主催のイベント時「吹田未来万博」には、後藤吹田市長様が冒頭に挨拶をされています。⇒添付画像-18 3)メインアターの1階入り口の壁面に1970年万博時のカナダ館の彫刻がカナダ政府から吹田に寄贈されたものが埋め込まれています。経年による汚れが有り一度きれいになされた様子でしょうか。⇒添付画像-19 2025年の万博時に、もしカナダの方が記憶されていて来館された時に、丁寧に設けられていたら喜ばれると思います。 4)1970年大阪万博時に吹田市が市民用に作成したポケットガイドブック。⇒添付画像-20 Q1:後藤 圭二市長さまへ。上記の現状を踏まえて、吹田市の今後の方向性、内容、時期について教えて下さい。 Q2:吹田市議会は、吹田市に対してどのようなアクションをされたのでしょうか。 Q3:吹田市は、大阪・関西万博「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録されていますのでしょくか？ ※私は1970年の大阪万博時には16回行っており、吹田市の現状にもしかしさを感じており、宜しくお願い致します。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 本市においては、公用車への2025大阪・関西万博PRステッカーやマグネットを活用した広報活動のほか、市内公共施設でのポスターの掲出、大阪モノレールの「EXPO TRAIN 2025大阪モノレール号」での中吊り広告の掲出などを行っております。 また、「OSAKA FLOWER CARPET2022」をはじめとする吹田市を開催地とした機運醸成イベントについて開催に関する協力・後援等を行っております。 さらに、エキスポシティにございます吹田市情報発信プラザ「Inforestすいた」では、70年万博の地吹田ならではの機運醸成の一つとして、壁面アートのモデルに70年万博に関連する市民を描くことを本年3月末頃に予定しています。 今後も、大阪府・大阪市万博推進局や万博記念公園マネジメント・パートナーズ等といった関係者と連携協力し、2025大阪・関西万博の機運醸成を契機とした魅力発信を実施してまいります。 (担当:シティプロモーション推進室) Q2について 吹田市議会では、本会議や委員会において、複数の議員が大阪・関西万博2025に関する取組について、市長や担当の部長などに質問等を行っております。 質問及び答弁の詳細につきましては、吹田市議会のホームページより、会議録の検索・閲覧ができますので、御参照ください。 (担当:議会事務局) Q3について 本市では、共創パートナーへの登録は行っておりません。 (担当:シティプロモーション推進室)	シティプロモーション推進室、議会事務局	R5.1.16	R5.1.30
273	YouTubeについて	私は聴覚障害者です。 YouTubeで市政情報発信するようになって、楽しく拝見しています。今まで「お元気ですか市民のみなさん」と言うテレビ番組がなくなってから、手話による案内も無くなり、寂しい限りです。 そんな中、YouTubeが出てきていつでもどこでも見られると言うようになって、私でも見られるようになって嬉しいですが、字幕付けがないのが多く、聴覚障害者に対する配慮が統一されていません。この格差をなくして欲しくて、メールしました。ご検討くださいますよう宜しくお願いします。	吹田市公式YouTubeチャンネルをご覧いただき、ありがとうございます。 吹田市で発信している動画に関しては、各事業の担当室課が映像を制作しているところですが、手話や字幕付け等の対応が行き届いていないということで、ご不便をおかけして申し訳ございません。 ナレーションの含まれていない映像には、その旨が分かるようYouTube概要欄に補足を入れ、ナレーションがある動画については可能な限りテロップや字幕を入れて、映像のみでも内容が伝わる形にするよう、映像制作を行う各部署へ周知いたします。字幕やテロップを入れることが難しい動画については、YouTubeの字幕表示機能が使えるように設定し、概要欄に案内を入れるようにいたします。 今後も、聴覚障害のある方へしっかりと内容の伝わる映像広報の発信に努めて参りますので、よろしくお願いいたします。	広報課	R5.1.19	R5.1.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
274	まちなかりビン グ北千里に関 する意見	施設に導入されている高機能建材(サッシ等)の紹介をお願いします。 市民の啓発(高断熱は省エネ、防音は騒音低減に寄与する等)をして下さい。 施設を利用する市民が、今後のリフォーム等で高機能建材を意識して選択できるように、張り紙やポスター等で周知を図って下さい。 また、小中学校の遠足で、施設の見学をさせて欲しいです。	設備の紹介について まちなかりビング北千里においては、断熱材やガラス等に高機能建材を使用しています。市民の方への施設の機能等の周知・啓発につきましては、管理運営を行っております指定管理者とともに、ホームページやSNSなどを活用しながら検討してまいります。 (担当:まなびの支援課) 小中学校の遠足での検討について 今後、施設の情報収集に努め、社会見学等、児童生徒が学ぶ場としての利用を検討して参ります。 (担当:学校教室)	学校教室、ま なびの支援課	R5.1.12	R5.1.26
275	吹田市の「年末 年始の発熱外 来の医療体制」 についてHPに 掲出および訂 正の要望	現在、第8波のコロナ感染者の増加で、大阪府は「非常事態(赤信号)」を発出。市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) 臨時発熱外来を適切に運用することの記述有り。 ・茨木市は、HPの緊急のお知らせで「日曜、休日、年末年始の発熱外来体制等」についてのサイトを掲出され、市内の医療機関のリストも掲載。 ・摂津市は、HPの緊急情報欄で【期間限定・12月から翌年2月】日曜日・祝日、「年末年始の発熱外来体制」についてのサイトを掲出され、市内の医療機関のリストも掲載。 ・豊中市はHP-TOP頁に「年末年始の医療体制」「主な医療機関の体制」のサイトが有り、市内の医療機関のリストも掲載。 ・吹田市はHP-TOP頁のスライド画面「年末年始の業務案内・市役所・ゴミ収集」の中に、“急病時”の項目があり、市民には非常に分かり難い。⇒添付画像-1 ※急病時は、平常時と異なり病人対応と医療機関の探査など、混乱の中での吹田市のHP内の検索が必要。ワンストップで分かるサイトの必要がある。 また、このサイト(2022年12月15日)はHPの新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像-2 【要望】 1)市民に分かり易いようにHPに上記の3市のように、単独の「年末年始の発熱外来の医療体制」について掲出(スライドでは無く固定化)を要望。 2)サイトの中の「急病時など」の項目で吹田市内の医療機関は、吹田市民病院と休日急病診療所の2カ所のみであり、来年は上記の3市のように市内の医療機関のリストも掲載されませんか。 “歯”については、吹田市の阪大の歯学部が有ります。わざわざ大阪市天王寺区まで行かなくても良いです。 3)市報R4年12月号の別冊で「急病時の受診案内」が市民に配布されていますが、吹田市民病院のHP-TOP頁に、「年末年始の診療受付時間。お詫びと訂正」のスライド画面が有ります。 ⇒訂正内容は、「小児科が12月31日(土)の受付はしていません」であり、吹田市は市民へ「別冊の訂正」の周知が必要。 ※写真については、公表しておりません。	【要望1】について 市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。 また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。 【要望2】について 市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。 また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。 【要望3】について 市報すいた令和5年1月号20ページの「必ず読んでね」にお詫びと訂正の記事を掲載しております。 また、市ホームページの「令和4年 市報すいた掲載内容の訂正とお詫び」というページでも同様に、お詫びと訂正の記事を掲載しております。	広報課	R4.12.28	R4.12.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
276	第三者相談設置を拒否した副市長	先日議会で要望されたことを副市長は却下しました。 各々の担当課の対応が悪いから市政にたいする市民からの第三者の相談機関が必要という要望出してるのに『各々担当が市民の個人内容を把握してるからその担当課が相談を担当するのが妥当』として市民の声を却下しましたよね。 各々の課の担当が無能で対応が悪く市民は泣かされてるのにそれを苛めた職員本人に相談しろは何を考えてるんでしょうか？この市政相談意見要望も各担当に繋げるだけで意味がない。市民をいじめて突き放し職員の不誠実な対応を隠蔽するこのシステムの改変を却下した副市長や援護しなかった他の政党のひとや市の職員たちはちゃんと市民のためのまともな仕事をしてください。さあこの問い合わせをどこに送りますか？だから第三者の相談機関が必要なんですよ。	市民の御質問や御要望にお応えするには、これまでの詳しい経過や状況の把握、また専門的知識が必要となることから、担当部局が責任を持って対応いたしております。 お申し出いただきました市民の方の立場に立ち、今後とも丁寧な説明に努めてまいります。	市民総務室	R4.12.12	R4.12.26
277	吹田市役所敷地内の吹田駅側の歩道横の植栽周囲の生け垣の竹材の劣化が著しく破損で危険。	7月29日に投稿してから、4ヶ月余りが経過。生垣の竹材も更に数力所の割れ・折れも見られ、折れた先で通行人のケガの恐れも。 保育園児の散歩ルートにもなっています。⇒添付画像1・2参照 8月8日に、総務室から「生垣については安全面も考慮し、修繕を進めてまいります。」の回答を頂いておりますが、早期の改修が必要。 吹田市の「安心安全のまちづくり宣言」のプレートの横でケガ人がでることが有っては、ならない事象です。加えて吹田市役所の敷地内で…。 吹田市役所の管理職、職員は阪急電車吹田駅西口への毎日の通勤ルートでもあり、誰もが危険だと認識されていないのも問題です。 メイシアター前での立て看板の設置時の安全配慮のレベルも低いです。⇒添付画像3・4参照 1-強風時に吹き飛ばされないように重しを看板の下枠に使っておられますが、溝の使い方が間違っており、前傾状態で今にも倒れそう。⇒市職員に申入れ済。 2-重しを看板の下枠に使っておられますが、下枠の寸法よりも重しの溝が大きく、下枠は前後に自由に回転。強風時には、前に倒れます。 危機管理室に以前、「安心安全…宣言」について職員の安全意識レベルについて問い合わせたところ「教育をしています」との事ですが、実態と乖離が大きいです。 実効性がある危険予知訓練をされ危険感受度レベルを上げて市民の安心安全を構築して頂けますでしょうか。 ※写真については、公表しておりません。	1 生垣について 生垣の修繕につきましては、業者への発注は完了していますが、資材や人員の手配の都合から、修繕の完了は来年1月中旬頃の見込みとなっています。 先端が飛び出すなど危険な箇所につきましては、総務室において可能な範囲で除去等の応急処置を行いました。 今後、上記のとおり業者による修繕を行い、安全対策に努めてまいります。 (担当:総務室) 2 メイシアター前の看板について メイシアター前の立て看板の設置について、画像3を拝見しましたところ、こちらは新型コロナウイルスワクチンの集団接種の際のものと思われます。 御指摘のとおり、立て看板の設置が不安定な状態となっており、安全面において御不安な思いをさせてしまい、大変申し訳ございません。 本市の集団接種については令和4年8月をもって終了しておりますが、今後集団接種会場を設ける際には、立て看板の設置方法を含め、より安全に運営できるよう取り組んでまいります。 (担当:地域保健課) メイシアター前の立て看板につきましては、強風時等には撤去する等の安全配慮に努めておりましたが、併せて、重しを看板の下枠の前だけではなく後ろにも設置するよう、指定管理者へ指示しました。 (担当:文化スポーツ推進室) 3 市民の安心安全の構築について 市民の皆様にとって「安心して安全に暮らせるすいた」を実現させるため、職員の意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)	危機管理室、総務室、文化スポーツ推進室、地域保健課	R4.12.12	R4.12.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
278	特別休暇制度に関する意見	ワールドカップで、企業の「特別休暇制度」が注目されています。 吹田市も、ガンバ大阪を応援する為の「特別休暇制度」を検討して下さい。 また市内企業にも同様の制度を周知させて下さい。 「市を挙げてガンバ大阪の更なるホームタウン活動を推進する決議」を平成27年に吹田市議会で採択しています。 スタジアムは、非常時の避難場所にも指定されていて、市職員が市民を誘導する為の動線確認にもなります。	地方公務員の特別休暇については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失しないように適当な考慮を払う必要があることから、御意見としていただいている「ガンバ大阪を応援する為の特別休暇」を設けることは難しいと考えております。 また、企業における特別休暇制度については、福利厚生の一環として企業が従業員に裁量的に付与する休暇であり、制度化されていない休暇制度を市内企業へ周知することは予定しておりません。 なお、本市においては、ガンバ大阪の試合に合わせて、「GAMBA DAY」として職員の執務中のユニフォーム着用や窓口カウンターにミニフラッグを設置する等しており、引き続き全庁を挙げて応援を行ってまいります。 (担当:人事室・地域経済振興室)	人事室、地域経済振興室	R4.12.5	R4.12.14
279	北千里図書館開館時の対応について	北千里図書館の開館おめでとうございます。さて、開館の際の対応に不快なことがありましたので、改善をお願いいたします。 10時開館ということで、9時40分過ぎ行ったところ、セレモニーがあり11時頃でないと入館出来ないと言われました。それならそうで、図書館ホームページや掲示に、セレモニーがあるため22日に限り11時頃の入館と記載しておいて下さい。 何人も市民が帰って行きました。市民サービスとしていかがなものでしょうか！ (個人的には電車で来たので帰るわけにも行かず、このあとの予定に間に合わないといらいらしてました。)	まちなかりビング北千里の開館式典につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民参加型ではなく最小限の形式での実施を予定しておりましたため、市民の方への積極的な周知は行っておりませんでした。 しかし、実際には〇〇様を含め、たくさんの市民の方がまちなかりビング北千里の開館時間に合わせ来館され、結果として、お待ちいただくことになりましたことをお詫び申し上げます。 今後は、吹田市及び図書館のホームページ、指定管理者ホームページにて、市民の方に御不便をおかけしないよう、情報提供に積極的に努めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	まなびの支援課	R4.11.24	R4.12.8
280	市報掲載記事へのアクセスのしやすさを求めます	市報10月号18ページに「アンケートに協力を」との記事がありました。 「市ホームページへ」との記載がありましたので、ホームページのトップ画面を見ましたが、アンケートに答えるにはどこをクリックすればよいのか分かりませんでした。 ホームページ内の検索で「アンケート」と入力して検索しましたが、すぐには辿り着けませんでした。 市報内で「ホームページへ」と記載している項目に関しては、トップ画面ですぐに分かるようにしてもらえ、検索する際のキーワードを市報内に記載してほしいです。	現在、市報ではホームページに詳細を掲載している内容については、QRコードを掲載やホームページを確認してください等の文言を掲載しているところでございます。 今後は、QRコードリーダーをお持ちでない人や、検索したい記事にすぐにたどり着けるように、ホームページリニューアルに伴い導入いたしましたページ番号を活用した掲載方法などを検討してまいります。	広報課	R4.11.22	R4.12.5
281	9月12日の意見が公表されていない	9月12日の北千里駅での事件の件が公表されていない。 即刻公表するようにお願いします。 北千里駅周辺がヤバイ輩が増えているという情報は公益性が高いので公表しない理由がない。	御指摘いただきました件につきまして、改めて確認を行ったところ、事務処理の不手際により、公表されておりませんでした。 この度は御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。 なお、ホームページ上の情報は既に修正し、公表を行っております。	市民総務室	R4.11.7	R4.11.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
282	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(2)	10/15(土)の意見[に対して、10/29(土)に総務交通室より自宅に投函の形で回答文書を送きましたが、回答されていない事項もありました。疑問が広がるばかりの回答内容であり再度意見させて頂きます。 ます、市民総務室にお願ひです。本質疑は「市長が認める場合」に関する事業であり、最終責任は市長にあります。そういった案件に対し、行政が適切に法令を運用していないという市長の発言が、市長に知られずに対峙せられたとしたら問題だと思います。市長にこの疑念があります。市長にこの疑念が、そして市民で選ばれた市長が総務交通室に確認するなどして、市長より回答をお願いします。(万が一それができないなら、その理由を回答してください) そもそも、3階以下の住宅地等に囲まれた中に中高層マンションを建てると、違和感を感じたのが発端です。駐車場を確保できないこともありますが、建築高さ(隣地斜線制限地)、日影制限、緑地いすれもギリギリの設計で、適正なのか疑念があります。そのことは、スマイル条例の構想段階から不適正であることを市役所・事業者に達言していますが、開発審査室には市民の問題だと相手にされず、開発審査室の担当者、スマイル条例の議事録の意見も見て各課協議を行うからと言われてましたが、駐車場に至ってはスマイル条例の議事録を確認されているのか甚だ疑問です。市役所は駐車場を確保できない事業者の不合理的意見を尊重し、事業者に媚び市民を見下す行政の姿勢が非常に確立したいです。 まず前提を申し上げますが、建物・緑地・駐車場が一体となった土地利用に対して許可手続きが行われるものです。それぞれを適正に配分して計画するものであり、建築規模ありきで駐車場は規定をまらなくとも良いものではありません。つまり今回は土地面積に見合わない大規模な建物規模になっているということです。これらのことはスマイル条例の時から市役所・事業者に達言しています。駐車場が足りなければ、建物規模を縮小するよう指導するなど、法を守らせることが行政の仕事です。事業者に付度して許可するのは、公務員倫理上非常に危険な行為だと思います。 法の規定を記載しておきます。 今回の場合「戸数の40%以上の駐車場確保」です。これが法律の基本中の基本です。 次に、緩和規定として、緑地を増やす場合戸数の25%以上確保です。この時点で15%駐車場が減り、近隣道路への不法駐車のリスクが高まりますが、これが建築規模に見合った最低限必要な台数です。 さらに、更なる緩和規定として、市長が認める場合には、25%以上の2分の1以下の台数を200mの範囲内の場所に設置することができます。 前回質疑に回答していない事項も含め質疑します。前回の回答内容が質問に対して的確でなかったため、あえて回答の仕方を記載しておきます。①～⑦の番号順に回答頂き、解釈が異なる場合は「●●のため〇〇です」というように、理由を付けて回答してください。 ①私は、わざわざ総務交通室に仕事を休んで2度も向かい、「建設地より200m以内の外部駐車場の契約書を確認することで許可をだす」ということを確認しました。契約書を確認することで許可をだすことについて間違えていませんか？ ②「25%以上の2分の1以下の台数を200mの範囲内の場所に設置することができる」の解釈は、本来敷地内に設置しないといけない駐車場を敷地外で設置できるということです。つまり敷地外で確保した駐車場は、敷地の一部として一体に運用されるものであり、変動するマンション住人の駐車場へのニーズに備えて、法で定められた25%以上の駐車場を本来は敷地内に設けるべきものの代替であるため、マンションがある限り飽す敷地外で確保し続ける必要があると解釈します。市役所もその解釈であっているのでしょうか？ ③「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？10km離れた駐車場でもOKですか？利用価値のない遠隔用地でOKなら、最初から「25%以上の2分の1以下の台数」は確保しなくてもいいと言っているのと同じです。200m以上離れた駐車場でもOKとする場合、それは何の法律に定められた規定ですか？ ④10/29(土)の回答は「200m以内にいくら確保できた駐車場を周辺住民に残しておきたい」という事業者の申し出を受け、700m離れた駐車場でも許可したという回答でした。つまり、マンション住民に200m以内にある駐車場は利用させないということで市役所が了解したということです。まづいいですか？どのようにして200m以内の駐車場をマンション住民に利用させず、周辺住民に駐車場を残すのか教えてください。(事業者は周辺住民のためにその駐車場を借り続けて確保するというのですか、マンション住人は駐車場を借りる自由があり、マンション住人が借りれば駐車場は残しません。総務交通室は、事業者の単純な論弁にのっかっているだけですか？ ⑤当該地区の細街路では、現時点でも路上駐車されており、法で定められた駐車場を事業者が確保しない、細街路に迷惑駐車が増え、それに起因する事故が起きた場合、市役所はその責任をとるつもりはありますか？ ⑥緩和規定を使うことはやむを得ないとしても、駐車場(今回は23台)を「事業区域内に設置すること」が法律の大原則です。(スマイル条例の時点で、市役所は事業者に達言すべきだと思いますが)駐車場が200m以内に無ければ、建設戸数を縮減して敷地内に駐車場を設けるように指導しましたか？していないのなら、しないのは何故ですか？ ⑦スマイル条例の説明会議事録は確認していますか？開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各課協議を行うと言っていました。スマイル条例の議事録の意見をどのように反映したのか？あるいは反映できなかったのか回答してください。(この回答がなければ、やってもやらなくても何も変わらない現在のスマイル条例の仕組みは意味がないです。もっと意味のあるスマイル条例に改正してください。)	①について 協議内容について、相違があるため訂正させていただきます。 計画の段階では、契約書の提出は求めておりません。「事業区域外駐車場施設設置計画書」を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査前に「事業区域外駐車場施設設置完了届」に添付し、提出していただいております。 (担当：総務交通室) ②について 竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当：総務交通室) ③について 事業区域内に平面的に駐車場を確保するスペースが無い場合、事業区域外の駐車場確保を認めています。地域の駐車場の有無・空き状況・その他事情により駐車場を確保できない場合には、200m以上離れた駐車場であっても、可能な限り近い場所の駐車場を確保することで許可を出しております。また、吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認めております。 (担当：総務交通室) ④について 事業区域外駐車場とは、不足台数を区域外の駐車場で確保するものです。仮に敷地内駐車場や事業区域外駐車場に空きがあったとして、マンション住民が独自で200m以内の駐車場を利用することについて、市が制限することはありません。 計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との意向を尊重して許可を出したものです。 (担当：総務交通室) ⑤について 市内のどの場所に限らず、違法駐車につきましては、警察と連携して対応しております。違法駐車に起因する事故が起きた場合におきましても、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。 (担当：総務交通室) ⑥について 事業区域外において、建物、施設を計画する上で平面的に駐車場の確保ができない場合は、区域外駐車場を認めています。また、計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との意向を尊重して許可を出したものであります。 (担当：総務交通室) ⑦について 吹田市開発事業の手続等に関する条例の手続きでは、まず、構想手続きとして事業者から説明した内容やその場で質疑内容についての報告を求めています。 次に、構想の手続きが完了した後、大規模事前協議承認申請書の提出がされた時には、意見書・見解書等の内容を確認したうえで各関係室で協議を始めます。合わせて、各関係室でも意見書・見解書等との整合を確認するようになっています。しかしながら、意見の反映につきましては、事業者が判断することとしており、すべての意見を反映出来るとは限りませんので、ご理解いただけますようお願い致します。 なお、構想の申請時時点で出された図面から、意見書を反映した申請時点での変更箇所は以下のとおりです。 - ゴミ庫の位置 - 敷地境界にメッシュ及び目隠しフェンスの追加 - 自転車置き場の位置 - 東側道路の出入口の閉鎖 - 緑化計画 (担当：開発審査室)	秘書課、開発審査室、総務交通室	R4.11.4	R4.11.16
283	救急隊員の虚偽証言	C36棟に住んでた時に、北消防署の救急隊員が、俺を警察に逮捕させる為に、「救急車を殴る叩く等の行為で車両が損傷した。」と警察官に嘘の証言をした。 何故緊急車両を違法に使用し、嘘をついてまで一個人を逮捕させたいのか。 何故救急隊員が異常な迄の執拗な嫌がらせ行為をするのか。 事件発生時間 場所 2022年1月25日午後10時30分頃。 UR千里青山台団地C36棟駐車場西側。 救急隊員を虚偽申告告罪で訴えたい。 事実とは異なることを警察に通報する行為。 公務員に虚偽の申告をする、無実の人に容疑を仕向けるような嘘をつく。	令和4年(2022年)1月25日午後10時30分頃、UR千里青山台団地C36棟に当署救急隊が出動しました救急事案に対しましてのご意見について、当該現場におきまして救急隊から警察官に申し入れしましたのは、救急業務の遂行にあたり安全等を確保すべく協力を依頼(消防組織法第42条)しました。 従いまして、一個人を逮捕させるためや嫌がらせのための協力依頼ではございません。 また、ご意見の中で「・・・車両が損傷した。」とありますが、警察官から救急隊員への聞き取りに対しまして車両及び隊員に被害は無い旨の申告をしております。 救急隊員の氏名につきましては、お答えすることができません。	北消防署	R4.11.9	R4.11.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
284	吹田市職員の 不誠実な市民 への対応につ いて	自宅前市道での水道漏水工事(9/13)により、自宅駐車場ゲート・門扉・自家用車に傷や泥汚れがあり、水道部に連絡したところ、水道部工務室管理グループ〇〇主査より電話があり事情説明したところ、口調は喧嘩ごしに『うちの工事で傷が入ったかどうかわからんやろ』とまくしたてられました。 対応が悪いので水道部に再度クレームを入れ〇〇課長が対応窓口となり現状を確認していただき、話の内容については書面で回答してほしいと下記の3点を要望しました。 ①当日の施工体系・工事指示事項・連絡体制・なぜこのような事になったかの原因・再発防止対策 ②水道部職員の市民に対する教育・指導をいままでどうしていたのか ③傷・泥についてどうするのか 以上の回答を9/27にしていたく約束をしましたが、結局回答は10/12にありしかもA4サイズに10行ほどの簡素な回答でこちらの要望を全く無視していました。その後、吹田市秘書課〇〇氏に連絡して誠意ある回答書面のご提出を依頼し1週間後の10/19に回答いただくようお願いしたところ、必ず水道部に上記3点について回答させますと断言され、私が万が一回答なかったらどうしますかと問うたところ、必ず回答しますとの一点張りでした。 本日19日水道部よりやはり回答できないとの連絡があり、秘書課〇〇氏に必ず回答させるといわれたことと書類確認を水道部と秘書課で確認して回答すると約束したことに対してどうなっているのか電話したところ、こちらの間には回答がなく、今度は水道部に任せていると確認するの一点張りで最後には電話を切られました。再度、秘書課に電話すると〇〇氏が対応し、経験の浅い職員が間違ったことを言っていたと今度は経験値の話になり、部下から内容はすべて聞いているといわれたので、それなら9/12に話を聞いた段階でなぜ間違っていたと連絡をくれないのかと聞くと電話番号を知らないからと言われました。水道部と連携しているならなぜ水道部に連絡先を聞いて電話しなかったのか聞くと、政治家の対応のように聞いたことに対して話をそらし、誠実な対応をしてくれません。たらいまわしにされ誰がしっかりとした対応をしていたのでしょうか？私は被害者です。なんの落ち度もありません。後藤市長に直接話をすればいいのでしょうか？早急に誠意あるご回答を一善良な市民としてお願い致します。また、今後水道部の工事により私のような被害者を出さない為にも、真摯に私の意見に対応お願い致します。	令和4年9月13日に発生しました漏水修理工事に伴う汚損につきまして、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。 今回の事案につきましては、発注者である水道部が受注業者への施工時の養生等についての指導が十分でなかったことが1つの要因と考え、受注業者に注意するとともに、再発防止を徹底する旨の指導をしたところです。 また、当日対応した水道部職員については、部長から厳しく注意し、今後このような事案が生じないように部内で情報共有を行いました。 なお、補償については、受注業者が対応する旨はすでに御説明させていただいているとおりでございます。 これまで〇〇様と直接お会いして、謝罪させていただいたことも含め、先般お渡ししました文書をもって水道部の回答であると御理解をお願いいたします。 今後は受注業者への指導、職員教育等の更なる充実をはかり、より一層の業務の質向上に努めて参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。 (担当:工務室) この度は、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。 今回の事案に対する回答の再提出について、10月12日(水)に秘書課あてにお電話をいただいた件につきましては、既に水道部工務室にて対応させていただいている内容であり、今後も水道部工務室での対応となる旨お伝えしておりますため、秘書課からの御連絡は控えさせていただいていたものでございます。 しかしながら、10月19日(水)にお電話いただきました際には、その旨の十分な説明ができず、〇〇様に御不快、御不安な思いをさせてしまいました点につきまして、深くお詫び申し上げます。 今後、市民の皆さまへの対応等、業務の質向上に努めて参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。 (担当:秘書課)	秘書課、工務室	R4.10.19	R4.10.27
285	阪急山田駅の コーヨーエスカ レーターで高齢 男が歩いて登っ てくつついてき たことについて	10月21日18時40分頃、阪急山田駅のコーヨーにある上りエスカレーターで高齢の男がエスカレーターを歩いて登ってきたくつついてきた。 コロナ禍なのに何を考えているのか。 何でくつついてんだよと文句を言うも男は知らんふり。 その前はどんどん足音を立ててせっついてきたのに文句を言われると黙る。 どうせ何も言わないと思って舐めてたんだろ。 そもそもエスカレーターを歩くこと自体、マナー違反である。 DEWの警備員やコーヨーの店員の協力の上、エスカレーターで歩かないよう、またくつつかないよう店内放送お願いします。 行政は関係ないので直接問い合わせを〜という回答はいりません。直接問い合わせできないから行政に問い合わせしているのです。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.24	R4.10.24

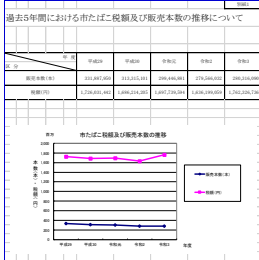
市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
286	北千里駅周辺での若者のたむる行為について	10月11日19時15分頃、北千里駅のオリジン近くのベンチ(りそな銀行の横)で若い男が多数でたむる行為を行っていた。 風紀を乱す行為であり治安悪化につながる重大行為である。 断じて許されない。 このような行為をする者がいたら警察より注意、指導を行うようパトロール要請をお願いします。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.12	R4.10.12
287	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その6]	吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出され「ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。」の記述が有ります。 【例示-6】HPに掲出されるタイトルが削除。またサイトの削除もあり、困ります。 1)「J1リーグ2022…」のタイトルが吹田市HPのトップに掲出されましたが、各課のお知らせには表示無し。催し物のサイトにも無し。・添付画像-⑥-1 2)8/29に掲出のものが、1週間で削除。・添付画像-⑥-2-1 「コロナ対策本部会議」「コロナ支援金(申請期間延長)」「アライグマ目撃情報」「総合福祉会館の貸室」…4件。 ・添付画像-⑥-2-2。「コロナ対策本部会議-7/27」 保健所長や消防長の発言「感染拡大に伴い、入院・外来・療養・保健所業務がオーバーフロー。屋外でのイベント等を行う場合、救急要請および救急対応が困難」⇒8/29の週は、2,946人とまだ多くの感染者が居られる中、吹田市のコロナ感染の総合サイトには、上記の留意事項の記載無し。地域の8月の盆踊りでは、実施の判断材料になります。 Q8:吹田市では“ゆいびあ夏祭り”、“吹田フェスタ”が行われましたが、サイトには、コロナ対策を行い…の記載は有りましたが、イベントを企画された部署は「コロナ対策本部会議-7/27」を読まれましたか？。熱中症対策やケガなどの事も考え、救護所の設置・看護師の配置などはされましたでしょうか？ ・スプラッシュパーティーの実施報告・画像をHPにアップ願えませんか？ 3)「第26回参院選挙(7/10)のお知らせ」が、7/15には削除。選挙管理委員会のサイトからも削除。・添付画像-⑥-3-1。お知らせの内容・選挙公報などの内容が見れません。 [要望]…NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)は、HPに掲出。 ・添付画像-⑥-3-2。立候補者の右側に「党派」の追記を要望。投票者は党派も関心が有ります。投票数の合計欄も要望。 ・添付画像-⑥-3-3。投票率の男女別を要望。有権者数は、女性の方が男性よりも多いので…。 ・添付画像-⑥-3-4。無効投票数の表記を要望。今回の選挙では、3,418票(1.88%)あり、来年の府議会・市議会選挙では、無視が出来ない票数です。 Q9:無効票の内容は把握・分析はされていますか？。せっかく投票されたものが、無効にならないような対策を要望。 ・添付画像-⑥-3-5。選挙結果で当選者が分かるように要望。吹田市内の得票数では、当選の可否が分かりません。後日、見たい時に見えるように要望。 ・添付画像-⑥-3-6(投票日頃撮影)。選挙ポスター掲示場に立候補者のポスターが貼られていないものが多いです。⇒6〜2枚。 Q10:立候補者はポスターを貼らなくても、良いのでしょうか？。公職選挙法で決められているのであれば、指導をお願いします。 Q11:HPに掲出後の削除のルールは、どのようになっているのでしょうか？ ※吹田市の監査委員、4名への供覧をお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については公表しておりません。	Q8について 「ゆいびあ夏祭り」につきましては、令和4年8月28日(日)、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の多目的ホール、リハーサル室や会議室等の室内で開催しました。 開催に当たり、国や府、吹田市新型コロナウイルス感染症等対策本部会議の方針に基づき、マスク着用、検温、アルコールによる手指消毒の徹底、大阪コロナ追跡システム登録の協力要請などのほか、夏祭り参加者把握のため、受付で名簿に記入いただくこと、混雑時には入場を制限することや、3密を避けるため、各ブースは定員を設けて取り組むことなどの感染防止対策を講じました。 また、残暑の厳しい時期でしたので、熱中症防止のため冷房運転をしながらも、窓を開けるなど換気にも配慮し、感染防止に努めました。 更に、運営スタッフを充分確保し、参加者誘導のための事前打ち合わせや、AED研修の受講など、安全対策にも留意しました。 (担当:青少年室) すいたフェスタ2022では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、会場内に救護所を2カ所設置し、4名の看護師を配置しました。 スプラッシュパーティーの様子は、ホームページにデジタルアーカイブを公開しておりますので、そちらを御覧ください。 (担当:シティプロモーション推進室) Q9について 判別できない票については、投票用紙に記載されている内容等を精査することにより有効無効の分類を行っております。また、無効票について無効事由ごとに分類を行うことにより、無効票の内容についての把握及び分析をしております。 (担当:選挙管理委員会事務局) Q10について 添付画像にお示していただいておりますポスター掲示場へのポスター掲示につきまして、公職選挙法第144条の2第3項に公職の候補者は掲示場にポスター1枚を掲示することができると規定があります。それに基づいて公職の候補者はポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができますが、必ずしもポスターを掲示しなければならないものではなく、掲示しないことをもって公職選挙法に抵触するものではありません。 (担当:選挙管理委員会事務局) Q11について HPに掲載しているページについては、掲載している所管がそれぞれ管理をしています。 削除についても適切な時期に行うよう周知しております。 (担当:広報課)	広報課、シティプロモーション推進室、青少年室、選挙管理委員会事務局	R4.9.29	R4.10.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日																																																		
288	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-1]	吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出されており、ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。」の記述が有ります。 【続・例示-2】HPに掲載されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ※私見を記しておりますので、検討願う。 ・添付画像-2-9:「消防車が新しくなりました」の同一タイトルのものが同じ日に続いて3件、掲出。 ⇒それぞれのタイトルに、はしご車や高機能消防車など、補記されれば良い。 ・添付画像-2-10:「知ってトクする年金制度」公的年金制度の説明会、意見交換会を開催。 ⇒「知ってトクする年金制度」日本年金機構職員による解説、意見交換会(11/4)を開催。【先着順】※など、具体的な内容の補記。 ・添付画像-2-11:「すいかレ2023写真募集」 ⇒「吹田Instagramカレンダー(すいかレ) フォトコンテスト2023写真募集」の併記をされたら… ※「すいかレ」の認知度は、まだ低いです。毎年4月には多くの大学生やサラリーマンが新しく、通勤・通学、他市から来られた方の異なる視点も期待。認知度が上がれば、販売にも期待が… ・添付画像-2-12:「スマートフォン教室を開催」 ⇒「スマートフォン教室を開催」。(基本・応用)。…の補記により、参加してみようかな?…の人増の期待。 ・添付画像-2-13:「チャレンジショップ「○○」7期生による出店」 ⇒「チャレンジショップ「○○」7期生が、亥子谷にオープン」。店の場所をタイトルに入れる事により、近隣の方の関心度が高まる。また次のチャレンジャーの心の支えにも… ・添付画像-2-14:「スモークフリー実現への取組」 ⇒「スモークフリー実現への取組」9月は、千里丘市民センター。…の補記により、関心度を高める。 [教えて下さい] ・活動内容を見ますと、キャラバン…という展示がメインのように思えます。スモークの元は喫煙者です。喫煙者との直接の対話稼働はどのようにされているのでしょうか?。 ・喫煙は嗜好もありますが中毒であり、ゲーム中毒のように中々止められません。吹田市の取組での効果(数字で表せるものが有れば)を教えてください。 ・吹田市のたばこ税収額の推移。たばこの販売本数の推移。喫煙者率推移(男女・年代別が有れば)。 ※サイトを見ましたが、グラフ等が有りませんので。私が行く喫茶店の喫煙席8席は、満席もよく有り、女性の方が多いです。また大学の校内に喫煙所が有ったり、別の大学では外壁に“禁煙”の貼り紙も。 [その他]・令和4年度予定表の項目の中に、“4~8月”の実施済の内容が有ります。場所の右側に備考欄を設けて実施結果のコメントを記載されては?。 ・吹田市が設置する“喫煙所リスト”をHPに掲載願います。 ※写真については公表してありません。	[その5-1]について 1 喫煙者との直接の対話稼働について 喫煙者に対しては、がん検診や母子健康手帳交付の際に指導や禁煙についての情報提供を実施しているほか、イベント等の機会を活用して直接働きかけを行っています。また、民間事業者と連携し、喫煙者に禁煙治療費一部助成事業のちらしを配布しています。 (担当:健康まちづくり室) 2 喫煙率について 喫煙率については、本市の取組のほかに、喫煙者本人のライフスタイルの変化、たばこ税の税率変更等の様々な事象の影響により変動していますが、本市における喫煙率は継続的に低下しています。 (担当:健康まちづくり室) 3 たばこの販売本数の推移について 吹田市の市たばこ税額及び販売本数の推移については、別紙1のとおりです。 (担当:税制課) 4 喫煙者率の推移について 喫煙率の推移につきましては、市ホームページにおいてオープンデータとして、平成29年度から令和3年度まで別紙2のとおり公開しております。 (担当:健康まちづくり室) 5 令和4年度予定表について 実施済のスモークフリーキャラバンに関しては、表外の本文中に写真及び結果のコメントを記載し、市民の方へ実施の様子を紹介しております。 (担当:健康まちづくり室) 6 喫煙所リストについて 喫煙所のリストにつきましては、市ホームページ「市指定喫煙所利用の皆様へ」にて記載しております。 (担当:環境政策室) 過去5年間に於ける市たばこ税額及び販売本数の推移について <table><tr><th></th><th>市税</th><th>平成29年度 (2017年度)</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和元年度 (2019年度)</th><th>令和2年度 (2020年度)</th><th>令和3年度 (2021年度)</th></tr><tr><td>男性</td><td>33.9%</td><td>33.9%</td><td>33.9%</td><td>33.9%</td><td>33.9%</td></tr><tr><td>女性</td><td>6.7%</td><td>5.8%</td><td>5.8%</td><td>5.8%</td><td>5.8%</td></tr><tr><td>全世</td><td>11.7%</td><td>11.5%</td><td>11.3%</td><td>11.8%</td><td>10.6%</td></tr></table> 市税:市税(市税)市税(市税)市税(市税)市税(市税)市税(市税) <table><tr><th></th><th>市税</th><th>平成29年度 (2017年度)</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和元年度 (2019年度)</th><th>令和2年度 (2020年度)</th><th>令和3年度 (2021年度)</th></tr><tr><td>男性</td><td>22.0%</td><td>22.0%</td><td>22.0%</td><td>22.0%</td><td>22.0%</td></tr><tr><td>女性</td><td>4.8%</td><td>4.2%</td><td>3.2%</td><td>3.2%</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>全世</td><td>13.0%</td><td>12.0%</td><td>10.8%</td><td>10.2%</td><td>9.4%</td></tr></table> 市税:市税(市税)市税(市税)市税(市税)市税(市税)市税(市税)		市税	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	男性	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%	女性	6.7%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	全世	11.7%	11.5%	11.3%	11.8%	10.6%		市税	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	男性	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%	女性	4.8%	4.2%	3.2%	3.2%	3.2%	全世	13.0%	12.0%	10.8%	10.2%	9.4%	税制課、健康まちづくり室、環境政策室	R4.9.21	R4.10.5
	市税	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)																																																		
男性	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%																																																			
女性	6.7%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%																																																			
全世	11.7%	11.5%	11.3%	11.8%	10.6%																																																			
	市税	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)																																																		
男性	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%																																																			
女性	4.8%	4.2%	3.2%	3.2%	3.2%																																																			
全世	13.0%	12.0%	10.8%	10.2%	9.4%																																																			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
289	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-2]	【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ・添付画像-2-15;「介護の仕事魅力発信セミナーを開催」 ⇒「9月度。1-介護の仕事魅力発信セミナー。2-福祉のお仕事(事業所説明会)。3-福祉のお仕事(就職面接会)を開催」 ※上記3件の実施月日が、9/12、9/14、9/21…と近接しており、求職者の事を考えればタイトルは3件併記が望ましい。 ・添付画像-2-16;「吹田市Xガンバ大阪 コラボラッピング郵便ポストが誕生」 ⇒「吹田市Xガンバ大阪 コラボラッピング郵便ポストが10か所誕生」 …10か所の補記により、どこやら〜と関心が高まる。 ・添付画像-2-17;「若者就職説明会・面接会を開催」 ⇒「若者就職説明会・面接会を開催(9/29。勤労者会館にて)」【要事前予約】…日にち・会場などの補記によりイメージしやすい。 ・添付画像-2-18-1;「就職説明会等のイベントスケジュールを更新」 ⇒「就労体験事業(JOBトレ)」募集締め切り 9/9(金)」…イベント全体の事では無く、具体的に決まっている事業をタイトルにする必要が。 ※画像-18-1の参加者募集の締切期日の日にちが無い。⇒9/9…を記載すべき。加えてサイトの更新日が9/1でHPへの掲出が、9/5は遅い。 ・添付画像-2-18-2;「就労体験事業(JOBトレ)参加者募集」 ⇒「就労体験事業(働くことへの一歩を応援)参加者募集。締切 9/9(金)」 ※対象者が、就労経験が少ない方としており、“JOBトレ”の言葉よりも、(働くことへの一歩を応援)にする事によりハードルを低くしてあげる。 ※写真については公表しておりません。	いただいた御意見につきましては、広聴事案として担当課等に転送させていただきました。	市民総務室	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
290	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-3]	【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ・添付画像-2-19;「ワークルセミナーを開催」 ⇒「労働問題に関する無料セミナー参加者募集。(吹田市・高槻市・摂津市・茨木市・島本町)が共同開催(9/30～10/28)【要申込】。 ※ワークルセミナーの言葉の認知度は低く、セミナーのイメージがし難くHP-TOPでタイトルを見ても誘引され難いので具体性の有るタイトルにすれば…。 開いたサイトのタイトルは、「ワークルセミナー」で良いが、各課のお知らせ内のタイトルは、上記の「労働問題に関する…【要申込】」にされたら…。 ・添付画像-2-20;「新型コロナ緊急対策アクションプランの頁を更新」 ⇒「高齢者インフルエンザ定期予防接種を無償化(新型コロナ感染症対策)」に。 ※新型コロナ緊急対策アクションプランには、数多くの対策があり、新着情報欄が無く、初めから終わりまで全てのチェックが必要。非常に不親切。 ※インフルエンザ予防接種の内容も、概略で有り、「詳細は後日、HPIにてお知らせ。またはリンク先の表示」…が必要。 ・添付画像-2-21;「商業相談を実施しています」 ⇒「中小企業診断士による商業相談を実施しています【無料】」…中小企業診断士の補記により、市職員で無い事から専門的な相談が可能と判断され、利活用が期待。 ・添付画像-2-22;「吹田のいいでしょこのまち作品展を開催」 ⇒「吹田のいいでしょこのまち作品展を開催。吹田市役所本庁で(10/3～/7)」…会場、日付を補記。 ※写真については公表しておりません。	いただいた御意見につきましては、広聴事案として担当課等に転送させていただきました。	市民総務室	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
291	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-4]	【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ・添付画像-2-23;「第4次総合計画中間見直しに係る市民アンケート実施」 ⇒「第4次総合計画中間見直しに係る市民3,000人にアンケート実施 回答締切;9月16日(金)」。対象者の表記ならびに締切日迄、日にちが無く、補記が必要。 ※対象者にハガキを送ります…の記述有り。HPに掲出日が、9/8で回答締切日が、9/16って急過ぎ。 第4次総合計画の策定前に市は、ワークショップを5回ほど開催。参加人数は累計300人余り。議論が多くなされ、発表も。経緯を知っておられるこの方たちに対してアンケートを求められないのは、何故でしょうか？ ・添付画像-2-24;「後期高齢者医療保険証の更新」 ⇒「後期高齢者医療保険証の更新・9/7発送。10月1日から負担額の見直し」 ・添付画像-2-25;「ヘルシー外食コンテスト2022」を参加店募集中！」 ⇒「ヘルシー外食コンテスト2022」を参加店募集中！。応募締切;10月4日(火)」…締切日を補記。 ・添付画像-2-26;「旧統一教会問題 相談集中強化期間」 ⇒「旧統一教会問題 相談集中強化期間-9/5～9/30。政府による電話相談窓口が開設」…相談窓口の補記。 “統一教会”の名前を知らない世代も多いと思われるので、サイト内の旧統一教会の文言を⇒“世界平和統一家庭連合(旧統一教会)”にすることにより、被害者？が増えない事を要望。 ・添付画像-2-27;「不発弾処理…特別養護老人ホームの避難」 ⇒「不発弾処理…当日の老人ホームの避難時の協力事業所などに感謝状贈呈」⇒不発弾処理から10日間経過。タイトルに工夫を。 ※写真については公表しておりません。	市民アンケートのホームページでの周知につきましては、アンケート開始日である9月1日から行っておりましたが、9月8日に回答を促すハガキを送付したため、「もう間もなく締切です。ぜひご回答をお願いします。」との文言を追加掲載し、あわせてトップページにもお知らせを掲載したものです。 今回のアンケートにつきましては、市民意見を聴取する方法の一つとして、統計調査の手法に則り、無作為抽出で3,000人の市民の方を対象に行っております。 今後は、対象となった方以外からも広く御意見をいただくため、ホームページでのアンケート、市内商業施設で行う出張アンケート、パブリックコメント等の市民参画を予定しているところです。 なお、前回ワークショップに御参加いただいた方を対象に御意見をお伺いする機会はありませんが、上記の市民参画手法を通じて御意見をいただきたいと考えております。	企画財政室	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
292	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-5終]	【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ・添付画像-2-28-1:「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種」 ⇒「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種(10/1～12/31):無料」…期間と費用を補記。 ※「年度」の表記について、一般的に“年度”とは、4/1～翌年3/31迄を言います。接種期間の10/1～12/31が無料期間の表記に違和感が。 ※費用について、大阪府のインフルエンザワクチン接種事業で無料…の表記ですが、吹田市の新型コロナ緊急対策アクションプランに無料化の表記が有り、吹田市の費用負担の項目を教えてください。 ・添付画像-2-28-2:「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種」 ・対象者の項で、60才以上65才未満で心臓・腎臓・呼吸器系の機能に障害がある人…の具体的な病名・レベルの表記が有りません。例えば、高血圧や喘息等の場合。かかりつけ医以外で接種する場合での証明用の提示資料は？ ・予診票の項で、「9月末に予診票が届いている方は…」の表記が有りますが、事前に対象者への案内の郵便物が届くのでしょうか？ ・添付画像-2-29:「NATSの地球温暖化対策に向けた取り組み」 ⇒「NATSの地球温暖化対策に向けた取り組み。阪急電車の4駅に給水機設置」…具体的な内容の補記で関心度を高める。 ・添付画像-2-30-1:「悪質な業者にご注意ください」 ⇒「下水道部から、悪質な業者にご注意ください。」…下水道部の補記により、イメージができます。 ・添付画像-2-30-2:「悪質な業者にご注意ください」 ・上記30-1と同じ内容が、新型コロナウイルス感染症のサイトにも掲載。コロナと悪質業者の関連性が無いと思います。 ⇒「動物愛護週間について。パネル展、イベントを開催(9/20～/26)」…イベントの補記で関心度を高める。 ※吹田市の「吹田市ホームページ作成の手引き」や「吹田市ホームページ作成マニュアル」の早期の充実化を要望。 ※写真については公表しておりません。	1 接種期間の表記について 高齢者インフルエンザワクチン接種を含む定期予防接種は、年度単位で事業を実施しています。従来の季節性インフルエンザの国内流行期が通常12月末から翌年4月頃であり、これに備えて、遅くとも12月中旬までには接種が完了することが望ましいとされています。従いまして令和4年度はインフルエンザの接種期間を令和4年10月1日から12月31日までとしております。翌年1月31日までとなる年度もございます。） そのため年度表記についてわかりづらいとの御指摘もありますが、事業として「令和4年度高齢者インフルエンザワクチン接種」を実施しているため、年度表記としております。 2 吹田市の費用負担について 高齢者インフルエンザワクチン接種費用のうち、接種者が1,500円を負担し、残りは市が負担しております。 令和4年度は大阪府が本人負担額の1,500円を補助金として各市町村に交付することを予定されております。府の制度により接種者の本人負担額が無料化されれば、接種率が大幅に向上することが見込まれることから、市負担額を積み増すものです。 また、大阪府の補助制度は、各市町村が本人負担額の立替払いを行い、後日補助金として相当額を各市町村に交付する仕組みとなっていることから、予算額には立替払いに要する費用も含んでおります。 3 高齢者インフルエンザワクチン接種の対象者について 対象者の定義は予防接種法に基づきます。予防接種法では「65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい又は有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい又は有する者」となっています。 程度としての具体例として市民に伝わりやすいように、上記の疾患により身体障がい者手帳1級相当とホームページ上に記載しております。 証明用の提示資料は身体障がい者手帳です。 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによる身体障がい者手帳1級(疾患名がわかるページのコピー)の提出をお願いしております。 その旨の記載がホームページになかったため、令和4年9月29日付けで更新いたしました。御指摘ありがとうございました。 4 対象者への案内送付について 高齢者インフルエンザワクチン接種について対象者への案内は送付していません。 しかし、接種費用免除対象者である市民税非課税世帯・生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯の接種費用免除の方には令和4年9月26日付で予診票を送付しています。	地域保健課	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
293	国民健康保険料は払えませんか	先日、国民健康保険の減免を申し込んだ〇〇です。被保険者番号、〇〇。 不承認という、ありえない返事をいただきました。全く、意味が分かりかねます。 6月に就職したから収入はあるのは当たり前。それ以前は無職だから収入はない。今の収入があるから、現在は保険料も払える。収入がないから保険料が払えないは当たり前。サラ金で金借りてでも払えというのか。どのようにして払えばよいのか教えてほしいものだ。 現在の収入では今の生活を維持するので精一杯。税金ばかり取られているのもわからないのか。また、市役所は日本国民の税金で日本国民の為に働いているのだらう。 がい人に、生活保護費を未だに支給してるのはどういうことか教えてほしい。国民健康保険も、国の指針で国の命令通りに徴収してるのだらうか。 生活保護費は、日本の最高権力の最高裁で日本国民以外には支払うことが禁止になったはず。しかし、生活保護費はがい人が困っているから、市役所の配慮で支払っているのではないか。 がい人は、日本には不要だから金もなく税金も払わない奴は追放するのが当たり前だらう。 生活保護をもらっているがい人は、病院も行き放題だらうか。日本国民が中きょうウイルスのせいで貧困で困っているのだから、配慮すべきだらう。 どのように考えているか意見を聞きたい。本当に、払える金はないから、払える方法等も教えてほしいものだ。	お問合せいただいた国民健康保険料の減免申請についてですが、〇〇様から御提出されました申請書類がこちらに届いたのが令和4年8月30日になります。この時点で〇〇様が令和4年6月から御就職され社会保険に加入されていることが確認できていたため、御就職により資力が回復していると判断し、減免却下通知をお送りした次第です。 退職により一時的に御収入が減少した場合であっても、次の就職をされていたり、あるいは就職の目的が立っていたりする場合は減免対象外になりますので御理解ください。 また、納付が困難な場合は相談に応じますので、御連絡ください。 連絡先電話番号 06-6384-1240(直通) (担当:国民健康保険課) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第1条により適用対象ではなく、同法による保護を受けることはできませんが、昭和29年5月8日付厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずることとされており、国の通知に則り適正に実施しております。 なお、最高裁判所の判例においても、外国人は、同法に基づく受給権を有しないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得ることが示されています。 (担当:生活福祉室)	生活福祉室、国民健康保険課	R4.9.27	R4.10.5
294	生活保護、職員の国籍を公表しろ	生活保護費を吹田では未だにがい人に払っている。なぜ払っているのか？ 日本国民は、親族がいれば親族に借りろとか、利息が安いサラ金を紹介とかするのではないか。 がい人は日本には不要だらう。税金も払わず、国民の血税から生活保護費を払うとは言語道断。国の最高機関の最高裁でも日本国民以外には生活保護を支払うことは禁止と決まったはず。 吹田市は、市役所の配慮で払っていると。日本国民が、中きょうウイルスで困って税金が払えなくても払え、払わなければ督促状を送り付け、家財も没収するだらうか。どういうこと。 市役所は、日本国民の生活を円滑に行うためにあるのだらう。職員は、日本国民だけであるべき。日本国民以外のがい人が職員でいるように見かけるが。どうなのでしょう。 職員の名前と国籍を吹田市報に掲載してもらいたい。何も問題はないはず、次月号に掲載願います。	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第1条により適用対象ではなく、同法による保護を受けることはできませんが、昭和29年5月8日付厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずることとされており、国の通知に則り適正に実施しております。 なお、最高裁判所の判例においても、外国人は、同法に基づく受給権を有しないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得ることが示されています。 (担当:生活福祉室) 国籍につきましては、職員個人の情報であることから、市報に掲載することはいたしかねます。 (担当:人事室)	人事室、生活福祉室	R4.9.26	R4.10.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
295	吹田市HPの各部局のサイトの 掲出方法他が マチマチで統一 性が無く市民目 線での掲出・運 営に改善願う。 [その4]	【例示-5】各部局のサイトの新着情報に掲載されているのに、吹田市HPの“各課からのお知らせ一覧”に掲載されていない。⇒市民・事業者の目に触れなければ、情報の周知漏れが生じます。吹田市民や企業への広報の姿勢が問われます。⇒添付画像-5-1:「コロナ医療機関向けページの更新。」⇒医療機関に情報が伝わらなければ、影響大。⇒添付画像-5-2-1:吹田市本庁舎外の電力調達(R4年10月～R5年10月)の一般競争入札。⇒入札募集や入札結果が“各課からのお知らせ一覧”に掲載されていません。サイトに“更新日”表記無し。 ※環境政策室は“各課からのお知らせ一覧”に掲載されていませんが、応札対象の“新電力企業”への周知はどのようにされたのでしょうか？ ⇒添付画像-5-2-2:吹田市の電力調達の入札状況が分かるサイトは、非常に探しづらい。 吹田市HPのトップ「こみ・環境」⇒探索出来る。 吹田市HPのトップ⇒「組織一覧」⇒「環境部」⇒業務内容に「電力調達」の文言無し⇒「環境政策室」⇒「新着情報」に表記無し⇒「メニューの地球温暖化・エネルギー」⇒「吹田市の電力調達」。やっとなどり着く。 ・今回「本庁他82施設・JR吹田駅南北…外12施設・原市民サービスコーナー外258施設」の3件入札の募集をされましたが、「本庁他82施設・JR吹田駅南北…外12施設」は入札業者は“無し”で入札不調に。落ちたのは「原市民サービス…」のみで、落札業者は昨年と同じ業者の1社のみ。 ※吹田市は、電力入札不調の2件について、今後どのように対応をされるのでしょうか。各施設の電力調達の期限が10月の検針日迄、日にちが迫っています。 ※吹田市議会・9月が開催されていますが、電気代が上昇のニュースが多く報道されており、10月からの新電力事業者との契約で、電気料金の上昇分の補正予算の審議が必要です。 *220819-宮崎市の電力調達 すべての電力会社が辞退で70施設で入札成立せず *220826-舞鶴市。契約電気業者が事業廃止、1.7億円追加支出へ ⇒添付画像-5-2-3:入札3件の「調達期間」の説明文で「令和4年10月の検針日から令和5年10月の検針日前日まで」が「有りますが」、「令和4年10月の検針日から令和5年10月の検針日まで」…にされたら…。 ・[仮]検針日が10月5日AM9の場合、“検針日前日まで”は、10月4日AM9 になります。⇒1日分の電気料金は、どうなるのですか？ 電力量計(スマートメーター)は、旧電力会社が運営・管理。吹田市の「検針日前日まで」では、落札業者は、旧電力会社に検針日前日までの使用料の問い合わせが必要に。物理的に無理。吹田市の水道の検針票を確認したし。 ⇒使用水量は「検針日～検針日」の表記。 ⇒添付画像-5-2-4:契約電力(kWh)の表記が有りますが、(KW)に訂正されたし。(kWh)は電気の使用料の単位です。 Q6:環境部は、上記の電力調達の経過～今後の対応ならびにHPの改善についての回答をお願いします。 ⇒添付画像-5-3:令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ。サイトに“更新日”表記無し。“各課からのお知らせ一覧”に掲載が必要と考えます。 Q7:吹田市HPの統括管理部署である、総務部 広報課は、上記のような「各部局のサイトの新着情報」に掲載されているのに、“各課からのお知らせ”に掲載無し…の現状。どのようなルールになっていますか。ルールが無ければ改善を願う。 ※吹田市の監査委員、4名への供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	Q6について まず、事業者への入札実施の周知方法についてですが、市トップページの上部タブ「事業者」のページ中の「新着情報」に掲載するとともに、契約検査室のホームページ「契約・入札情報」の「3 契約・入札(委託業務等)情報」のうち、一般競争入札のページに掲載いたしました。 次に、入札状況が分かるページが探しづらい点ですが、より市民及び事業者の目につきやすい掲載方法について検討してまいります。 次に、入札不調の2件に対する今後の対応ですが、関西電力送配電株式会社より、最終保障契約による電力供給を受ける見込みです。これに伴う電気料金不足分の補正予算につきましては、本年10月以降、直ちに不足するものではありませんが、然るべき時に、所管部局より議会に諮ってまいります。 次に、仕様書に記載の調達期間につきましては、一般送配電事業者や新電力会社の御意見をふまえた表記であり、問題ありません。 最後に、御指摘いただきました契約電力の表記誤りににつきましては、修正いたします。 (担当:環境政策室) Q7について 現状のホームページ管理システムでは、トップページの新着情報(お知らせ)や各部署のページの新着情報に掲載するためには、ページごとの設定が必要でした。そのため、複数箇所の設定が必要となり、掲載が漏れてしまうといったことが生じていました。 10月のホームページリニューアルに伴い、公開したページは新着情報として掲載する設定をしておけば、関連する全てのページの新着情報欄に自動的に掲載されるような仕組みを導入しております。 今後はいずれかのみのページに新着情報として掲載されるといったことは無くなる見込みですので、御理解のほどお願いします。 (担当:広報課)	広報課、環境政策室	R4.9.12	R4.9.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
296	吹田市HPの各部署のサイトの 掲出方法他が マチマチで統一 性が無く市民目 線での掲出・運 営に改善願う。 [その3-1]及び [その3-2]	【例示-4】各課からのお知らせサイトに、過去掲出と同じタイトルのものが、翌日～2か月後位の間に再々度の掲出が有り、またタイトルの末尾に「NEW」の傍記があり、市民はタイトルをクリックして開かないと「新規・再周知」なのか「更新(内容変更)」なのか分かりません。 Q4: 傍記として「NEW」があります。タイトルに工夫をしているものは分かりますが、下記のように混在している現状から、市民および企業の方は混乱すると思いますので、速やかな改善を要望。 1)大半が、前回と同じ内容で、再掲による再周知のものであり、「NEW」では無く、市民がクリック・開かずに分かるように。⇒添付画像-4-1-1、4-1-2 2)開いたサイトに「更新日」の表記が無い場合、前回と同じと早や合点されて、スルーされた場合は情報伝達がされない事になります。もしかしたら重大な場面も... 3)開いたサイトに「更新日」の表記が無い場合、また「新着情報」の欄が無く変更点に分からない時は、前回掲出の内容との変更点の有無の確認が必要であり(下迄スクロールしない)、市民・企業の場合は負担感が大です。⇒添付画像-4-2(7月10日の第28回参院選のお知らせ) ⇒「新着情報」の欄を設けて、市民にタイムリーな情報提供を図る。※掲出日は、6月16日で、公示日が6月22日であり、追加・変更点はサイトの冒頭に記載すべき。7月10日のタイトルに「開票速報」を補記すれば... ⇒添付画像-4-3(犬・猫の飼いまの皆様へ) ※6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行されており、説明の記述が「義務化されます」⇒「義務化されました」の過去形に。掲出日が6/15～8/8迄、5回掲出。気付いて欲しい。 ⇒添付画像-4-4(お悔やみチャットボットの実証実験しています) ⇒「お悔やみチャットボットの実証実験中です。試して下さい」の方が利用される方が増えそうです。 ⇒添付画像-4-5(指定納付受託者の指定) ⇒地方自治法に基づき指定...との事ですが、8月1日に初めての実証実験中です。 このサイトを吹田市のHPに掲出の目的(何を誰に周知)を教えてください。9月1日掲出のサイトの冒頭に説明文が必要だと思います。 ※8月1日に掲出時の7社は、キャッシュレス関係の金融機関としましたが、9月1日掲出の1社は、製造メーカーのように思えます。会計室のサイトには、「指定納付受託者」についての説明文は有りません。 4)開いたサイトに「更新日」の表記が有る場合でも、サイトに「新着情報」の枠が無く、変更内容を探すのに下迄スクロール・確認をしないといけない場合がある。⇒添付画像-4-6-1、-4-2、コロナ第7波感染爆発に伴い大阪府からの要請-7/27⇒8/28に更新されました。⇒変更点の記載が無く、下迄スクロールしても分かります。豊中市のHPを見て納得。変更点は、「8月28日から9月27日までの1か月間の延長」で、府の要請内容は継続でした。確認が大家。 ⇒添付画像-4-6-3、コロナ第7波感染爆発に伴い大阪府からの要請-7/27。⇒吹田市のコロナ感染症のサイトには、府からの要請内容のみの記載で、前段の説明文は無し。 ※府が自治体に要請をする場合の背景を市民に伝える事が大切。吹田市は第6波の時も記載無し。吹田市の周辺の中・池田・箕面・摂津市のHPには、「病床使用率が50%」「大阪モデル」が「非常事態(赤信号)」に移行、Jが表記有り。 吹田市内でも夏期におけるイベントが計画されており、主催者が実施または中止の判断をされる場合には、吹田市のHPを見られます。「病床使用率が50%」、「大阪モデル」が「非常事態(赤信号)」の文言が有れば、決断がし易かったのでは?と思います。 Q5: 吹田市のコロナ感染症に関する情報(総合トップページ)の運営部局名を教えてください。このサイトの最下段には「吹田市」の表記のため、サイトの管理者が不明。⇒添付画像-4-7。先般の不発発見・処理の例。情報提供後、改善されました。 5)開いたサイトに「新着情報」の枠が有る場合でも、サイトに「更新日」が無く、サイトの信頼性に疑問。 ⇒添付画像-4-8-1(シェアサイクルポート追加) ⇒各課お知らせの掲出日とサイト新着情報の日にちと不適合(8/4、7/28)。8月10日は追記要。 ⇒添付画像-4-8-2(シェアサイクルポートの位置図)⇒吹田市の位置図を豊中市の位置図(Mapで拡大機能有り)のように、土地勘のある方は良いが、無い方は困ります。※実証実験中間報告の【課題】1)自転車の整備不良める声が多い。(自転車のバッテリー残量不足、バッテリー切れ、ハンドル、サドル、ブレーキなど、車体の故障タイヤの空気が少ない) ⇒整備不良が多いとの事で、自損事故、加害事故が考えられ、自転車事故での保険の加入・補償内容を教えてください。 ※履物の無いボートも有り経年劣化の進捗も考えられます。空圧が少なく、パンクがしやすく(また自転車店は少なく、パンクしたままの走行が考えられます。中間報告から6か月が経過。課題)に対しての改善状況を教えてください。⇒添付画像-4-9-1。「公共施設の開館状況を更新しました」。 8/1-NEW、8/2-NEW。 ⇒添付画像-4-9-2。「市の公共施設に関するお知らせ」。⇒サイトの更新日は、8月2日。新着情報の勤労者会館の利用条件の更新日は、8月5日で何?。 ⇒添付画像-4-9-3。勤労者会館の利用条件の「大事なお知らせ」には、6月25日から利用条件を変更して、掲載の日日にちに整合性無し。 ※「勤労者会館HPはこちら」をクリックすると、「ページは見つかりませんでした」。信頼性は全く無し。 ※吹田市の監査委員、4名への供覧を願います。 ⇒添付画像は別メールにて送付。 ※写真については公開しておりません。	①[その3-1]について 「NEW」の表記について、御意見ありがとうございます。こちらについては、システムの都合上、ページの新規作成、更新が行われた場合に自動で表示されるものになります。10月のホームページリニューアルに伴い、改善される見込みですので、御了承ください。 「更新日」の表記については、リニューアルに伴い、詳細情報が記載されているページには全て掲載されますので、御理解ください。 (担当:広報課) 地方自治法の改正により、令和4年1月4日から指定納付受託者の指定ができることとなりました。指定にあたり、告示が義務付けられていることから、より広く市民に周知するためホームページに掲載したものです。 (担当:会計室) 令和4年(2022年)9月1日に指定納付受託者に指定した事業者は、税務部税制課及び資産税課の窓口で税証明手数料等の収納を行うために設置しているセミセルフレジの製造・販売等を行っている事業者となります。 税務部では、当該レジの機能を活用し、本年9月1日より税証明手数料等の収納において、これまでの現金収納に加えクレジットカードや電子マネー等による決済(キャッシュレス決済)を実施するにあたり、各種決済サービスを一括して管理できる当該事業者を地方自治法第231条の2の3第1項及び同法施行令第157条の2の規定に基づき、指定納付受託者として指定しました。 なお、当該事業者は他の自治体においても指定納付受託者としての実績のある事業者となっています。 (担当:税制課) ②[その3-2]について コロナ感染症に関する情報(総合トップページ)については、広報課が管理しているページになります。担当部署が多岐にわたるページについては、混乱を避けるために市の代表に問合せを誘導しております。 (担当:広報室) シェアサイクルは、すべての自転車保険に加入しておりますので、利用時の事故等については保険が適用されます。 補償内容は、 (1)死亡・後遺障害5,000千円、入院保険金日額3,000円、通院保険金日額1,500円 (2)賠償責任 対人対物共通保険金額3億円 となっております。 保険の補償内容につきましてはホームページに掲載させていただきます。 また、自転車の整備不良に対する改善状況についてですが、週に1回程度実施しております電動自転車のバッテリー交換時にタイヤの空気圧や整備不良のものがいないかの確認をしております。 併せて、御意見をいただきました吹田市ホームページのシェアサイクル実証実験のページにつきまして、今後は各課お知らせ掲出日とサイト更新日を一致させ、シェアサイクルポートの位置図を豊中市と同様のものに修正いたします。 今後も、安心・安全にシェアサイクルを利用していただけるように事業者と連携し、実証実験を進めてまいります。 (担当:総務交通室)	広報課、税制課、 総務交通室、会計室	R4.9.6	R4.9.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
297	この部署は必要ですか？等	市政でおかしいと感じたことを指摘していますが、市民総務室の広聴って組織は必要でしょうか？例えば、市報について意見を書くと担当の広報課に転送しましたとメールくるだけで、市民に対して後追いのフォローが全くありません。毎月の市民からの意見の投稿を掲載するだけで、存在価値ありますか？ただ話を聞いて担当へ伝えるだけの仕事でお金もらえるなんて楽な仕事ですね？意見を言われた部署が自分達の行っている政策を変更する自浄作用なんて全くないですよ。ただ市民からの話を聞くだけでなく、市民と一緒に問題を解決するよう組織を改変してください。あなた方の給料はどこから出てるのですか？身内を庇うような言動は慎んでください。市民のために働かない人に納税するなんて馬鹿らしいです。8月29日にそちらへ電話して、〇〇という男の人からの言動からもそのように感じました。むやみに市長の名前使って回答はやめてください。市長は市民からの意見も読んでいないのによく市政行えますね？市報9月号も表紙相変わらず賞目的です？特に裏表紙、毎年無駄に職員募集に割いて。一般市民には関係ないです。市報は市政を伝えるための物です。吹田のために働きたいって当たり前じゃないですか？それなら今までいい加減に採用してたのですか？確かに市の公用車の運転が危ないと市民総務室に電話したら回答はしていないと身内を庇うような対応もされました。市報の表紙を私物化しないでください。ちゃんとモデル使うなら公募してください。出来ない言い訳ばかりしないでできるように改善すればいいだけで、既得権益を奪われるのが嫌なのですか？身内を使うのはおかしいです。当日お願いしてと言いますが、証拠も示していないに信じられません。ちゃんと公募してください。市民からの回答についてコピペをやめ、しっかり組織名・担当者の名前を記載してください。こちらは名前書いています。ちゃんと対応してください。よろしくお願いします。	市民総務室の事務は、本市事務分掌規則により、「市民からの市政に対する意見、提言等に関する事項」や「広聴に関する事項」等と規定されております。 つきましては、広聴事務を担っている当室広聴担当が、広く市民からの市政に対する御意見等をお聞きし、その申出内容を担当課等へおつなぎし、市政への反映について検討を行うよう申し伝える役割を担っております。 市長の名前を使用し回答することにつきましては、本市文書管理規程により、「発出文書は、市長又はその他の機関の長の名で発するものとする。ただし、内容によりこれによることが適当でないもの又は通知、事務連絡等で軽易なものについては、副市長、部長、課長等のもので発することができる。」と規定されていることから、市民総務室としての回答は、市長名を使用しているものです。 (担当：市民総務室) 市報すいたの表紙につきましては、より多くの方に手に取っていただけるよう、テーマや季節に応じて目を引くような構図やデザインを心がけて作成しております。人物選考に関しましては、日程調整や長時間の拘束など市民の方に御負担いただくことになるため、公募ではなく、当日現地でお声がけをさせていただいております。また、回答につきましては、担当者名を記載すると個人の意見であるとの誤解を与えてしまうため、室課名で回答させていただいております。 (担当：広報課)	広報課、市民総務室	R4.8.30	R4.9.8
298	警備員の対応	8月22日16時頃市役所駐車場にて警備員に対しての意見です。 帰り際駐車場から出ようとゲートを右折してカードを入れようとした際警備員がよそ見をしながら内輪差に入ってきました。とっさに急ブレーキして危ないなあって呟いたら謝ることもなく威圧的に逆に迫られました。 一体どのような教育を市はしてるのでしょうか？すごく気分が悪くなる出来事でした。さらに言うなら警備員必要ですか？いない方がスムーズにすすむのでは？名前聞くも答えてくれませんでした。	この度は警備員の対応につきまして、ご不快な思いをさせていただきましたことをお詫び申し上げます。 来庁者が出庫される際は、接遇マナーを心掛け、必ず周囲の安全を確認して誘導するよう警備員に指導しました。また市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後はこのようなことが無いよう、安心して駐車場を御利用できるために警備員の指導を徹底してまいります。	総務室	R4.8.23	R4.9.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
299	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その1]及び[その2]	吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出されており、4月の「重要」に「[ホームページによる情報発信]について、内容の充実を図るとともに、リンクの設定された箇所の見出しを分かりやすくする、ページの最終更新日を表示するなど、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。」の記載があります。 Q1: 今年の4月に監査委員から報告がされてから、5か月近く経過しているにもかかわらず、改善の様子が見られず。監査の事務局は報告を受けてからどのようなアクションを起こされたか？今後どのように、いつまでに改善されますでしょうか？ Q2: 各部署がHPへの掲出時のルールは異なりますか？あれば、名称を載せて下さい。 Q3: 吹田市のHPの管理部署は、日常の掲出状況の管理、各部署へのフォロー指導はどのようにされていますか？ 【例示-1】各部署のサイトに「公開日・更新日」の類いのものが多く、いつ時点で情報なのか分かりません。国の法律や府の条例などに関わる事は商業運営面で市民・企業を巻き込み影響大。監査結果報告書にも記されているように速やかに記載願います。NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)では、更新日以降から表記されており、北摂の市で表記されていないのは、吹田市・箕面市のみです。⇒添付画像1-1~1-7を参照 ※イメージは、Yahooのニュースで目付が無い。また執筆・編集したサイトに目付が無い。いつ時点の情報か分からない。⇒吹田市のHPの現状です。 ※先、追加設定・掲出されているにも関わらずサイトが見出しが、目的のままであり、私が情報に提供側にも修正された。 ⇒本来は、施行日に合わせて更新すべきもの。サイトに「更新日」が表記されていれば、市民は判断がある程度可能で目付に無い合わせも可。 ※膨大なサイト数があるから、先ずは新規や内容の変更の更新サイトから公開日・更新日の記載をお願いします。現状では、吹田市への信頼度が日々低下。 【個別の要望】 ※画像1-5:市民部・人権政策室のサイトのみの掲出ではなく、暮らしの情報、学校・教育、いじめのなやみ相談のサイトに目付が必要だと思います。 ※画像1-5:こどもの人権10番のサイト。'8/26~8/31の全国一斉の強化週間」の内容があります。新着情報の枠を設けての表記による周知が必要。 ※「いじめ」や「学校」の場面に主に学校であり、学校・教育のサイトへの掲出・周知により、共同・連携での周知が必要。 ※画像1-6:3-9の吹田市消防防災訓練イベントの掲出が、各部署の「HP・サイト」のなかであり、多くの市民が受けてもらえる「各課からのお知らせ」のサイトへの掲出が必要。 ※画像1-7:防犯カメラの入れ、更新日、画像中・下・撮影時から質疑回答の内容追加があり、後日、授業・関心した場合に目付が無いと勘違いの恐れあり。 ※今回の増設分については、募集から締め切りまでの期間も短く、事前に想定される質問が予測可能であり、また前述募集時の質問と同じ内容のものがあります。募集時の参考資料の添付、仕様書に確認されたら、応募者が今回のように仕にならなかったと考えます。監査委員から「入札が仕様の適合があり、工事を迅速に完了する」との要望あり。 ※各部署の集約的(目次)サイトに各項目に、いつ時点の情報なのか記載が欲しい。以前見た時から変更の有無が聞かないと確認出来ません。⇒添付画像1-2-1、1-2-2 ※画像2-2:新着情報(画像上)にも、画像下のように目付が欲しい。 Q1:開示したい項目を各サイトと別の検索窓(右側欄)で検索⇒多くの件名があり、開いた場合に「更新日」の表記が無いと、いつ時点の情報なのか分かりません。⇒添付画像1-3 Q2:サイト別、いくつかの件名がある場合、更新日のメンテナンスがされています。⇒添付画像1-4-1、1-4-2 Q3:市職員の方も、更新日が表記されているれば、いつ時点での情報か判断がし易く、事務の効率化に。また庁内での人事異動での担当者変更時にも、更新漏れなどのミス防止防止にもなります。 【例示-2】HPに掲載されるサイト内で、事業のイメージ図的なものが、加工、加工あり。 ⇒添付画像2-1「不発弾処理…老人ホームの避難について」⇒不発弾処理から10日間経過、「不発弾処理…当日の老人ホームの避難状況について」 ⇒添付画像2-2「公文(一般競争入札)」⇒「7月28日公文(一般競争入札の一部修正、〇件)」 ⇒添付画像2-3「青年が年少女性(15歳未満)との関係(2019年度)」⇒「青年が年少女性(15歳未満)との関係(2019年度)」⇒「青年が年少女性(15歳未満)との関係(2019年度)」 ⇒添付画像2-4「事業の完了について」⇒「京都中住宅の建て替え事業が完了(令和4年7月29日)」 ⇒添付画像2-5「地区市民体育普及及び障がい者体育普及」⇒「地区市民体育普及の一部地区が実施ならびに障がい者体育普及の中止」 ⇒添付画像2-6「大塚30万人訓練が実施されます」⇒「大塚30万人訓練が実施されます(令和4年7月2日)」※実施日の記載を ⇒添付画像2-7「一般競争入札について」⇒「内閣府「地方自治」の一般競争入札結果について」 ⇒添付画像2-8「防犯カメラの一般競争入札について」⇒「一般競争入札結果について」 【例示-3】サイトの更新日より各課からのお知らせのサイトへの掲出のタイミングが遅いものがあり、事前周知が基本と考えます。 ⇒添付画像3-1「学校・子どもよ、小中学校の5月22日までの教育活動について」⇒掲出が5月20日は遅い。 下・小・中学校の4月26日から5月22日までの教育活動について。⇒掲出が4月26日は遅い。 ⇒添付画像3-2「夏期プールを再開します(7月1日は無料開放)」⇒掲出が7月2日は遅い。 ※状況変化は、「夏期プールを再開します(7月1日は無料開放)」に、新しく市民になられた方もおられます。 ※吹田市の監査委員、4名への供養をお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については公開しておりません。	ページ更新日については、最終更新日が記載できていないところがあり、ご不便をおかけして申し訳ありません。市ホームページは今年の10月1日にリニューアルを予定しており、現在その準備を進めているところで、10月のリニューアル後は自動で更新日が記載されるシステムとなることから、ご指摘のようなことは生じることはない見込みとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 また、各部署のHP作成ルールは「吹田市ホームページ作成の手引き」や「吹田市ホームページ作成マニュアル」に整理しております。10月のリニューアルに伴い、こちらを改定する予定です。 さらに、ホームページ管理部署として、広報課では担当部署からホームページ作成に関する相談を受けるほか、定期的に掲載ページの巡回を行っているところです。不備等がありましたら修正するよう担当部署に指導を行っております。	広報課	R4.9.2	R4.9.6
300	野外での花火について	吹田市内で花火をしてもいい場所がありますか？	吹田市内の公園では、以下のルールを守っていただくことで、手持ち花火などはしていただけます。 ・火事になるような行為しない。(打ち上げ花火など飛んでいくものはしない。水を張ったバケツを用意するなど、火の後始末をする。) ・公園をきれいに使う。(ゴミ等は持ち帰り、花火の後始末をする。) ・他の公園利用者や、周囲の住民に迷惑とならないようする。(近くに家に煙やにおいが届かない場所を選ぶ。近所迷惑になるような時間にしない。大声を出さない。)	公園みどり室	R4.8.31	R4.9.5
301	市庁舎設備オムツ替え台について	オムツ替え台を女性トイレだけでなく、男性トイレにも作って欲しいです。 授乳室は設けられていますが、他の方が使用中は使えません。一般的に授乳は30分近くかかると思います。現在の授乳室の数では足りないと思います。 先日、母親が保育園相談している間に父親がオムツを替えることができませんでした。 トイレに増設する事が設備的に難しければ、オムツ替えシートを設置したブースを設けていただくなど男性が育児参加できる環境を是非整えていただければと思います。	現在本庁舎では、低層棟2階の授乳室のほか、中層棟1階市民課(101番窓口側)奥の女子トイレ前に、男性にも御利用いただけるよう、赤ちゃんのおむつ交換台を設置したスペースを設けています。 いただいたご意見につきましては、今後の本庁舎設備環境改善の取組の参考にさせていただきます。	総務室	R4.8.15	R4.8.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
302	吹田市長後藤圭二氏のツイッターについて	後藤圭二(吹田市長)氏がツイッターで吹田市民の方の探し物のツイートを引用リツイートされ協力を呼び掛けられています。がリブ欄にも「なぜ私の子どもの願いは聞いてもらえないのか?何の違い?」と書き込みがあるように市長という立場にある方が市民の願いを聞いたり聞かなかったりするのには問題があり、私もミュートにされていると思います。子どもの学校のコロナ対策について意見しただけでブロックされた方もたくさん知っています。市は市長のツイッターには関与しませんとは言うものの以前学校規模適正化白紙の市長のツイートについて問い合わせたところ秘書課から「市長の気持ちをツイートしたもの」との回答があったので市長のものと市も認めているのでしょうか。吹田市の市長としてふさわしくない投稿や市民へのブロックなどこのまま市として放置すると大きな問題になりかねないと言うことを再びお伝えします。	市長のSNSについては、これまでも繰り返し回答させていただいておりますとおり、市長個人としてお伝えしているものでございますので、本市といたしましては回答いたしかねます。	秘書課	R4.8.9	R4.8.23
303	吹田市長後藤圭二様	7月21日に出された市長メッセージを読みました。換気とワクチン。吹田市の週間陽性率をご存じでしょうか。50%を超えており感染の中心は10代以下の子供たちです。発熱外来のある小児科の電話は繋がらない、検査ができないほど感染が蔓延しています。陽性率の高さから明らかに検査は不足しています。なぜこんなに感染が広がるのか。吹田市の小中学校は15%の感染者が出るまで父兄に知らせず学級閉鎖のお知らせが来た時にはもう家庭内まで広がっています。ワクチン3回目、10代で4日間も38℃以上の熱が出ることもご存じですか?ワクチンと換気を訴えられるのみで後は感染の情報すら隠蔽し続け市民の努力まかせなら、市長の仕事って、なんですか。毎回市長メッセージは読んでものがっかりするだけです。	令和4年7月21日付け市長メッセージにつきましては、新型コロナウイルス感染症が急拡大し、医療提供体制がひっ迫している状況を踏まえ、基本的な感染症対策の徹底、並びにワクチンの早期接種について、市民の皆様に向けて広くお伝えするために発信したものです。 市内の小中学校での対応につきましては、令和4年1月26日付け大阪府教育庁通知「府立学校における今後の教育活動等について」を参考に基準を設定しています。 また、児童生徒等の感染者情報等につきましては、陽性者が出た場合、濃厚接触者として関係する児童生徒には個別にお伝えしています。なお、濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された際にはクラス全体に情報提供を行っています。 本市としましても、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報の更なる周知や、ワクチン接種の促進に関する発信などを通して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて取り組んでまいります。	秘書課	R4.7.22	R4.8.4
304	北千里駅周辺のベンチでの飲酒について	7月31日18時45分頃、北千里駅のりそな銀行前のベンチで高齢の男が酒のようなものを持って飲んでいました。 こちらが何を持っているのか見ていたところ、男は睨んできました。 この場所では飲酒は禁止ではないのか。 市職員等の巡回の上、注意、張り紙の内容の検討などお願いします。 この場所ではたまたに学生や中年男がたむろして騒いでいるのでそういうことをしないようにお願いします。	当該施設の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.8.1	R4.8.1
305	吹田市にある選挙ポスターにいたずらで鎌倉殿や北条政子と書かれたものが貼られていたことについて	7月10日の朝から夕方にかけて、吹田市の北千里から千里中央方面へ片側2車線の市道(バス道路)を上がった左側にある選挙ポスター(吹田 167-2)の3と5の欄に、鎌倉殿と北条政子という候補者とは関係ない人物名が、手書きで書かれたものが貼られていました。 当方、バス乗車中の信号待ちのときに発見し用事が終わってから証拠の写真と動画を撮りに行きました。 選挙ポスターにいたずらするのは、犯罪ではないのですか? この行為を行った人物の特定・厳重な処分をお願いします。 ※写真については公表しておりません。	今回のポスター掲示場への行為につきましては、公職選挙法第225条に違反する可能性があります。違反行為に該当するかの判断は司法当局となります。 また、該当するポスター掲示場につきまして、撤去時点においては現認することができませんでしたが、吹田警察に本案件について報告させていただきました。 今後、このような行為があった場合には、警察とも連携しながら、厳正に対処してまいります。	選挙管理委員会事務局	R4.7.11	R4.7.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
306	スプラッシュ パーティのチラ シ	スプラッシュパーティ開催チラシについて、なぜ女性ばかりがうつった写真が使われているのでしょうか。裏面左上の丸く切り抜かれた写真については、意図が全く理解できません。女性の下半身に向けて水をかけるかのような印象を受けます。これはどういう意味でデザインされたのですか？ 性の商品化が問題視される中で、なぜこのようなビジュアルが庁内で許可されたのでしょうか。 担当課及び男女共同参画の見解もお聞きたいです。	1)スプラッシュパーティーのチラシに使用している写真については、楽しいイベントの様子が少しでも伝わるものという視点で選ばせていただいております。 また、裏面左上の写真については、こちらが作成したデータと印刷の仕上がりが異なったものとなってしまったことによるもので、意図して作成したデザインではございません。データと仕上がりが異なってしまった原因については不明ですが、こちらの確認不足もあったことから、今後は二度と同様のことが無いよう気を付けて参ります。 今回、〇〇様から頂戴した御意見も踏まえ、より多くの方々に楽しんでもらえるイベントとなるよう引き続き取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 (担当:シティプロモーション推進室) 2)人権政策室では、各所属へ、市民の方に向けたチラシや広報等の刊行物、作成する文書の中で性別に基づく固定観念にとらわれず、人権を尊重した表現を行うことが必要であることを周知しています。 今後も、男女共同参画の視点に留意するよう周知を徹底してまいります。 (担当:人権政策室)	人権政策室、シティプロモーション推進室	R4.7.14	R4.7.25
307	参院選が22日 公示され、選挙 管理委員会で 気になること	昨年の衆院選時の投稿で、掲示板の位置と取付時の針金の処理は改善されましたが、改善されていない事があります。 【立候補者のポスター掲示板】 1)掲示板の説明文で「7月10日執行」の文言が有りますが、若者世代の投票率の向上が言われている中、堅苦しい“執行”ではなく、選挙を身近に感じられる「投票日7月10日(日)」に来年の選挙時にはお願いします。 ・NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)は、“投票日7月10日(日)”にされていますと聞いております。 ・昨年は投票年月日の記載も無かったが今年は表記。⇒添付画像-1。上:吹田市。下:他市(投票日、投票時間、期日前投票) 2)昨年の投稿時にも記載しましたが、「投票時間朝7時～夜8時」の記載が有りません。若者や18歳で今回から投票される市民もおられます。選挙管理委員会の怠慢のように思えます。 ⇒添付画像-2。大阪市の参院選掲示板6/22撮影。投票日(公示日に貼付か?)・投票時間が記載。 3)吹田市は、掲示板の設置を6月8日頃からされており、「7月10日執行」の表記。公示日は6月22日であり、6月8日時点では、投票日は決定しておりません。 ・NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)では、公示日まで“投票日7月10日”に目隠しをされていると聞いております。 4)昨年の投稿時にも記載しましたが、投票率の向上のために「期日前投票」の案内文もほしかったです。 【投票所】 5)投票所での案内の立て看板の文字が「順路」と記載されており、分かり易くするためにも具体的に「投票所⇒」とされた方が良いのでは？ ・照明が無い場所への設置の為、夜間での判読は??。⇒添付画像-3 6)投票所入口右側の手指消毒液とパイプ椅子を屋内右から屋外右に位置替えされませんか。 ・高齢者の中には、スロープの利用が怖い方もおられ、スロープ右側の階段を利用されます。杖をついておられる方はスロープとパイプ椅子の間の狭いので、屋外右にお願い。 ⇒添付画像-4。-5高齢者と杖 6)階段を利用される杖をついた高齢者の方のことを考えた場合、緑のマットの所は階段の奥行きが狭く、方向転換時に体が不安定になるので、引き戸を仮外しされませんか。⇒添付画像-4、5 7)投票所内の通路横のスタッフエリアにパイプ椅子運搬車(約40脚積載)が有りましたが、車輪にストッパーが無いように思えます。万が一地震などで移動した時は危険ですので設置する場合は考慮要。⇒添付画像-6 ・阪神淡路地震の時には、山手町でも地鳴りや石垣が崩れ落ちた被害がありました。タンスの引出しの飛出しも…。	選挙ポスター掲示場の記載内容、投票所での案内及び安全確保につきまして、貴重なご意見及びご指摘をいただき、ありがとうございます。いただいた内容を参考とさせていただきます、今後の選挙に活かしてまいりたいと思います。	選挙管理委員会事務局	R4.7.5	R4.7.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
308	駐車場について	障害者マークと身体障害者マークをつけているのにもかかわらず、障害者スペースがあいているのにもかかわらず自動車を南玄関前に停めるように言われました。 何のために障害者スペースがあるのでしょうか。 せめて聞くなりしてほしいものです。 障害者差別解消法を順守してください。	来庁者が入庫される際には身体障害者標識等を確認し、声かけをして誘導・案内するよう警備員に指導しました。また市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後はこのようなことが無いよう、障害者差別解消法を遵守した合理的配慮に努めてまいります。	総務室	R4.7.1	R4.7.15
309	投票所で配られる鉛筆の件	6月末、千里ニュータウンプラザに参院選期日前投票に行きました。会場受付で期日前投票宣誓書のチェックを受け、クリップペンシルを添えてその宣誓書が手渡しで返されました。私は鉛筆を持参していましたが、予期せぬ手渡しのため、つい受け取りました。投票所の出口付近に設置された回収箱には、大量のペンシルが入っていましたが、これらは使い捨てで廃棄されるのでしょうか。使い捨てなら資源の無駄遣い、プラスチックごみの増加となります。余計なコストもかかります。投票所には鉛筆等の筆記具を持ち込むことが許可されていますので、市民に筆記具持参を呼びかけ協力してもらってはいかがでしょうか。会場では、必要な人だけ自由に取らせるようにしていただきたい。感染防止対策で手渡しはまずいです。	感染症拡大防止の対策といたしまして、使い捨て鉛筆をご用意させていただいておりますが、使用後は環境に配慮し、再利用の手法について検討してまいります。 また、鉛筆の受渡し方法及び筆記具の持参協力の呼びかけにつきまして、次回選挙に向けて貴重なご意見として承らせていただきます。	選挙管理委員会事務局	R4.7.5	R4.7.14
310	市議会での討論について	6月29日(水)の市議会傍聴しました。IRカジノ住民投票の府への申し入れについて議論が交わされず残念でした。市民としては結果のみを聴きたいわけではなく、議員の考えや思い、それらの重さを踏まえての深慮が聴きたいのです。傍聴の意味を感じられるような議会運営を望みます。	本市議会では、議会に提出された議案について、本会議などで質疑や討論を行う機会を設けておりますが、実際に質疑や討論を行うかどうかは、各議員の判断に委ねられております。 今回頂きました貴重な御意見につきましては、議長及び議会運営委員会委員長に報告し、今後の参考とさせていただきます。	議会事務局	R4.6.29	R4.7.7
311	中央図書館の除菌ボックスについて	先日まで設置されていた2台の除菌ボックスのうち、1台が北千里に移設されたと聞きました。 風でほこりが飛ばせるなど、今の時代に魅力的な設備だっただけに中央図書館からなくなったのが残念です。 昔、議会で「除菌ボックス設置促進を」と質疑がされていた記憶があります。 再配置など、増設の見込みはないのでしょうか？	中央図書館で設置していた書籍消毒機のうちの1台については、令和4年11月に供用開始予定の北千里図書館で活用するため、開館準備物品の1つとして移管いたしました。 市内図書館に設置する書籍消毒機については、現在、所有しているものを図書館の規模や設置スペース等を考慮し、再配置の検討をいたします。	中央図書館	R4.6.20	R4.7.1
312	水道料金の支払いについて	クレジットカードで水道料金を支払えるようにしてほしい。 他の市(大阪市や堺市)ではクレカが使えるようです。 今現在、使えない理由を教えてください。	現行の水道料金システムでは、クレジットカード払い非対応のため取り扱っておりません。なお、業務の効率化・市民サービスの向上を実現するにあたり次期システムを開発中で、令和5年度中にクレジットカード払いの取扱いを開始する予定です。 今後、実施が決まりましたら、ホームページ、市報すいたなどでお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。	水道部総務室	R4.6.23	R4.6.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
313	市役所利用者以外の市役所への駐輪について	市役所本庁の駐輪スペースに自転車を止め、阪急吹田駅から電車で乗り込む人の姿を目にします。こういう行為を許すと、きちんと料金を払い、自転車駐輪場を利用する人が馬鹿を見ることになってしまいます。 通勤・通学の時間帯には警備員を配置し、声かけをするなど、何らかの対策が必要だと考えます。 ご検討宜しくお願い致します。	現在、駐輪場の入口に「市役所に御用のない方の自転車・単車の駐輪はお断りします」や「市役所に御用のない方及び時間外に置いてある自転車・単車は撤去いたします。」との看板を設置して注意喚起を行っております。また、警備員が当該行為を見つけた際は、本人に撤去するよう注意喚起を行い、撤去しない場合は至急移動させる旨の警告文を自転車に貼付しております。 今後、駐輪場入口の他、駐輪場から確認しやすい場所にも貼紙をするのと同時に、引き続き、警備巡回中の声かけを行うなど、適切に駐輪場をご利用いただけるよう対応してまいります。	総務室	R4.6.22	R4.6.28
314	北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていたことについて	6月25日18時15分頃、北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていました。 そこは立ち入り禁止の看板もありましたが、外国人3、4人はそれを無視してたむろしてステージ上に座り込んでいました。 ディオスの警備員の巡回の上、注意・排除をお願いします。	ディオス北千里の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28
315	豊一市民センターの対応	吹田市垂水町にある豊一市民センター駐輪場にてポスト投函用にバイクを停車させたところ、いきなり、いつも停めてるやろ、利用者ですか？と言われる。いつもの概念がわからないし、悪質な駐車をしたからナンバーを控え、貼り紙をするなど段階的な対応もなく突発的に口頭で理不尽な注意を受けた為、豊一市民センターに報告。回答をメールで欲しいとアドレスをお伝えするも、回答なし。8時間経過しこちらから電話をしたところメールでの回答が出来ない責任者は帰ったと言われる。 電話番号を聞かれていないのにメールで回答出来ないというメールにて回答も出来ないのは何故か、電話回答拒否のため責任者様のメルアドを教えて欲しいとお伝えすると、僕は知らないです。の一点張り。僕は知らないです、ではなくお伝え出来ないかと答えるべきだし、責任者の帰宅という部分も納得がいかない。 この対応原因と改善点回答ください。	この度〇〇様には、豊一市民センタースタッフが不快な思いさせてしまい、また、施設責任者からの連絡につきましても早急な対応が出来ず誠に申し訳ございませんでした。 市民センターの管理・運営につきましては、指定管理者に委託しております。 市としまして、今回の〇〇様に対する施設駐輪場内での対応につきましては、指定管理先に対して事実確認を行うとともに、今後の対策について申し入れを行ったところ、指定管理者より原因と今後の改善点につきまして以下の報告がありました。 『本件につきましては、十分な確認もなくお声がけをしたこと、また、失礼と捉えられる話し方であった点につきましては、事実確認などを十分に行ったうえで、対応いたします。 今後、施設利用以外の駐輪等を確認した場合は、あらかじめ張り紙等で注意喚起を行います。 利用者・未利用者に関わらず、丁寧な話し方を徹底し、頂きましたご意見につきましては、事実確認で時間を要する場合には、あらかじめ連絡を行い、御了承いただいたうえで迅速に対応いたします。』 今後も施設利用の皆様には安心して来館していただけますよう適切な管理に努めてまいります。	市民自治推進室	R4.6.13	R4.6.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
316	「南吹田3丁目における不発弾発見について」のサイトへの要望	お忙しいとは思いますが市民に的確な情報提供を望みます。 1) タイトル名の内容が市HPに6月9日に掲出されました(6月9日更新)が、6月6日にも掲出されています。傍記として「NEW」の文字が有り、新規の「NEW」では無く傍記を「継続」または「再掲」などに願います。 ⇒添付画像-1 2) また、内容を見ると、6月9日に更新となっていますが、6月6日の内容と同じように思えます。変更点が有れば、サイトの冒頭に概略を表記して頂ければ分かり易いです。現状では、変更点の有無が分かりません。 ⇒添付画像-2 3) 「Q&A」のタイトル名を「概要.Q&A」にされた方が関係者の方には、情報が的確に伝わりやすいと思います。 4) 「Q&A」の最終頁の「公共インフラ」の項には水道のみの記載ですが、電気・通信・ガスなどの企業との協議はされているのでしょうか？。当日の通行規制についての情報提供も含めて。 ※万が一の場合の事を考えた時、電気の元スイッチやガスの元栓の操作の必要の有無の記載が有りません。 5) 通行車両に対する、爆弾処理の当日の交通規制の事前予告看板の設置が必要かと思います。 ※写真については公表しておりません。	1) サイト内ページを更新した場合、新着コメントに「NEW」と表示されるのは、本市ホームページ全体の仕様となっており、変更できませんが、今後、内容の更新であることがわかるよう、タイトルを工夫するよういたします。 2) 6月9日の更新は、不発弾処理に関するコールセンターのFAX番号の追加記載でした。今後、変更点がわかるようページ上部に「新着情報」として記載するよういたします。 3) より市民にわかりやすいよう「よくある質問」に変更しました。 4) 関連する公共インフラについては、協議を重ねております。避難の際の電気・ガス等の取り扱い・注意事項については、処理日が近づきましたら避難区域内の市民の皆さまへお知らせいたします。また、当日の通行規制等も現在協議中です。こちらについても決まり次第、市報やホームページ等で広くお知らせいたします。 5) 現在、設置に向けて手続きを進めております。	危機管理室	R4.6.10	R4.6.14
317	問い合わせの回答が遅すぎる件	5月24日に受け付けました、とメールがあった質問に対して6月14日の今も回答が無い。遅すぎないだろうか。	令和4年(2022年)5月24日付けで受付いたしましたメールにつきまして、ただいま回答に向けて準備を進めております。 本来、原則の回答期限としている2週間後(今回は6月7日)に回答できない場合には御連絡を差し上げるべきところ、失念してしまい申し訳ございませんでした。 また、回答までお時間がかかっておりますことを重ねてお詫び申し上げます。 明日(6月15日)には回答させていただけるかと考えておりますが、現在議会中のため、決裁に時間を要する場合があります、もう少しお時間をいただくことがございます。 大変申し訳ございませんが、どうぞ御了承いただきますようお願い申し上げます。	市民総務室	R4.6.14	R4.6.14
318	吹田市役所でdWi-Fiと消費税	いつもお世話になっています。是非よろしければ吹田市役所全館でdWi-Fiを使えるように頑張ってほしいので宜しくお願いします。 今の日本の経済や景気がよくないので吹田市からも消費税を5%に減税してほしいと国に要請してほしいので宜しくお願いします。 これからも、心より宜しくお願いします。	市庁舎全館のdWi-Fi利用については、導入に伴う技術的な制約やコスト面に関して調査研究が必要であると考えています。 (総務室) 国政にも係る事案も含まれますので、総務省へも情報提供させていただきます。 (市民総務室)	総務室、市民総務室	R4.5.9	R4.5.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
319	吹田市広報番組に関する意見	四月初半の放送で、MCの二人がSDGsのバッジをしていました。とても良い事だと思います。 番組の初めに「SDGsの啓発情報の発信」を検討して下さい。 それに加えて、吹田市のダブルリボンも付けて欲しいです。 残念ですが、DVも児童虐待も減る様子が無いです。 多くの市民が、身近な出来事として意識するためにも、広報の機会を活用して欲しいです。	いつも広報番組を御覧いただき、ありがとうございます。 SDGsの啓発情報の発信につきましては、現在は広報番組内の「吹田でSDGs！」というコーナーで、市内の事業者や市民団体などによるSDGsに関する取り組みを紹介しており、同コーナーが放送される際は、SDGs啓発の一環としてMCがバッジを身に付けております。 直近の番組内容は決定しておりますが、今後も、様々な事柄から内容を企画する中で、番組内でのSDGsに関する情報発信の手段を検討するとともに、SDGsおよびDV・児童虐待防止の取り組みの啓発につきましても、広報番組やその他の媒体を通しての啓発を検討してまいります。 今回お送りいただいた御意見につきましては、広報番組を放送しているジェイコムチャンネルの放送局にも情報提供させていただきます。	広報課	R4.4.4	R4.4.15
320	2月23日メイシアターでの式典について	(1)4月1日に市長名の回答をいただきましたが、虚偽の説明があります。4月号の市報で特集予定と回答していますが、2月23日以前に問い合わせ(電話)した時も決まっていなかったと言われました(女性職員)。4月に特集と言いましたが、そのことをホームページなどで事前に周知しましたか？市長名での回答ということから、市長が市民に対して嘘の説明をしていいのですか？ (2)あなた方は式典を全部見たからこのような対応してるのかもしれませんが、原資は市民の税金で、公の儀式ですよ。全て公開してください。相手の人権も大事ですが交渉時に市民対象に全て公開しますと言えばいいのに自分の財布ではなければ何やってもいいのですか？市民でもない人に無駄な税金を使わないでください。やりたいなら市長等有志でやってください。市のお金はあなた方の財布ではありません。電話での回答を求めます。最初に電話で対応した女性は市民が話してるのに無視するので(サボリ)、話のわかる方をお願いします。最後に、市長名で文書出すならしっかり経緯を確認してから出してください。ふざけないでください。 (3)あと、前回の問い合わせについて全部回答してください。	(1)2月23日以前は、市報掲載の時期等の調整中であつたことから、回答できる段階ではありませんでしたが、決定次第、HPに掲載しています。 (2)ご本人の権利等尊重すべきことを大前提とし、市民の皆様にご当日の雰囲気をごできるだけ感じていただけるよう公開させていただきました。 (3)これまでの問い合わせについては、以前の回答のとおりとして、お電話にて対応済み。	秘書課	R4.4.4	R4.4.12